

平成30年度

地域運営組織の形成及び持続的な運営に
関する調査研究事業

報告書

平成31年3月

総務省地域力創造グループ地域振興室

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	本調査研究事業を実施する目的	1
第2節	地域運営組織とは	1
第2章	今年度の調査内容	2
第1節	今年度の調査の視点	2
第2節	本調査の構成	4
第3節	研究会の開催	5
第3章	事例調査	6
第1節	東北の事例	7
(1)	宮城県大崎市「地域自治組織」	7
(2)	岩手県北上市「自治協議会」	10
第2節	兵庫の事例	16
(1)	兵庫県明石市「まちづくり協議会」	16
(2)	兵庫県佐用町「地域づくり協議会」	21
第3節	鳥取の事例	26
(1)	鳥取県南部町「地域振興協議会」	26
(2)	鳥取県鳥取市「地区振興協議会」	30
第4節	大分の事例	33
(1)	大分県宇佐市「まちづくり協議会」	33
(2)	大分県臼杵市「地域振興協議会」	37
(3)	大分県庁「小規模集落対策」	42
第4章	実態調査	44
第1節	実施概要	44
第2節	市町村票集計	45
(1)	地域運営組織の設置状況	45
(2)	地域運営組織の枠組みと評価	46
(3)	地域運営組織との関係性	49
(4)	地域における課題と国・県への要望事項	53
第3節	地域運営組織個票集計	55
(1)	組織の成り立ち	55
(2)	組織の運営体制	55
(3)	組織の協議機能	62
(4)	組織の実行機能	63
(5)	組織の運営体制と課題	66
第5章	持続的運営にかかる課題（障壁）	72
第1節	人がいない	73
(1)	課題の具体的状態の整理	73
(2)	原因・根本原因の検討	73
第2節	資金がない	76
(1)	課題の具体的状態の整理	76
(2)	原因・根本原因の検討	76
第3節	地域に必要な事業を展開できていない	78

(1) 課題の具体的状態の整理	78
(2) 原因・根本原因の検討	78
第4節 行政の関わりが薄い	82
(1) 課題の具体的状態の整理	82
(2) 原因・根本原因の検討	82
第5節 まとめ	85
(1) 地域運営組織の「経営」の視点の欠如	85
(2) 地域と行政における情報共有とコンセンサスの不足	85
第6章 持続的な運営に向けて（まとめ）	88
－ 1 全体像	88
－ 2 現地調査において参考となる取組	90
第1節 形成期	90
(1) 地域への取組の浸透、話し合いの場づくり	90
(2) 地域運営組織の活動内容や必要性の共有	90
(3) 地域のビジョンの明確化と共有	93
(4) リーダーや担い手の発掘・育成	96
(5) 資金の確保	97
(6) 行政による一貫性のある制度設計	99
(7) 中間支援機能の活用	100
第2節 運営期	102
(1) 進行管理・評価の実施	102
(2) 地域のビジョンや計画の活用、点検	103
(3) 組織やメンバーの柔軟性	105
(4) 安定的な資金の確保	109
(5) 関係団体との効果的な連携や支援者の確保	110
(6) 自治体職員による継続的な支援	112
－ 3 持続的な運営に向けた取組を後押しするための国の施策	114
(1) 国の対策の必要性	114
(2) 普及啓発活動	114
(3) 自主財源の多様化に関する支援	115
－ 4 地域運営組織をめぐる今後の検討課題	117
参考資料	
参考資料1. 実態調査 調査結果（本編掲載分以外）	118
第1節 市町村票集計	118
第2節 地域運営組織個票集計	122
参考資料2. 実態調査 都道府県別集計	137
参考資料3. 調査票（市町村票、個票）	146

第1章 はじめに

第1節 本調査研究事業を実施する目的

高齢化による生活機能の低下、人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の形成が全国で広まりつつある。

平成29年12月22日に閣議決定された「まち・ひと・しごと総合戦略（2017改訂版）」において、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立に向け、地域運営組織を形成することが重要であるとの方針が示されるとともに、平成32年（2020年）までにおいて達成すべき重要業績成果指標（KPI）の一つとして、「住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：5,000団体を目指す」ことが明記されている。平成30年12月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと総合戦略（2018改訂版）」においても、住民の活動組織の形成数が引き続き重要業績成果指標として設定されている。

以上を踏まえ、地域運営組織に関する先進事例を体系的に整理・提供するとともに、組織・人材・拠点の一体的な取組等に向けた環境整備など、地域における多様な主体を包摂し、連携させる地域運営組織の健全かつ持続的な運営を確保するための方策について調査研究を行う。

第2節 地域運営組織とは

本報告書では、地域運営組織を「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」と定義する。

前述のまち・ひと・しごと総合戦略においては、地域運営組織を『持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）に基づき、地域住民らが主体となって、地域住民や地元事業者の話し合いの下、それぞれの役割を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織』と定義している。

このように、地域運営組織は、「地域課題を共有」し、「解決方法を検討」するための「協議機能」と、「地域課題解決に向けた取組を実践」するための「実行機能」を有する組織と位置付けられる。

第2章 今年度の調査内容

第1節 今年度の調査の視点

総務省では、平成25年度から地域運営組織に関する調査研究を開始し、平成27年度には「暮らしを支える地域運営組織に関する研究会」を設置、平成28年度からは新たに「地域運営組織の形成及び持続的運営に関する研究会」を設置し、地域運営組織に係る調査研究事業を継続的に実施してきた。

平成27年度には、平成25年度から実施してきた地域運営組織の先進事例調査を体系的に整理し、「事例集」として取りまとめを行った。平成28年度には、地域運営組織の形態のあり方と持続発展に向けた道筋のあり方について研究し、全国各地で地域運営組織の形成と持続発展に向けて取組が展開されるよう、地方公共団体職員等の参考となるような「研修用テキスト」を作成したところである。平成29年度は、地域運営組織の形成過程に着目し、外部人材の活用の有効性とそのあり方について研究するため、各地で意識啓発や事業計画の立案を実践しながら検討を進めた。

さて、市町村合併を機に各地で数多く形成された地域運営組織はおおむね10年を経過するとともに、地方創生の流れで新たに「小さな拠点」とともに地域運営組織が数多く設立されて発展期を迎えているが、組織運営や事業展開において課題を抱えている地域運営組織が散見されている。これらの解決にあたっては、地域の内実の醸成を図ることが必要であり、そのために、行政と地域がそれぞれ協力しながら取組を進めることが重要である。

以上を背景として、今年度は、多くの課題や地域運営組織が設定した将来像とのギャップに悩み、今後の持続的な運営への問題を抱えている地域運営組織の現況について個別事例を聞き取り調査するとともに、発展プロセスにおける各段階において取組が必要な事項や取組上のポイントについて整理・考察する。

■今年度の調査研究の目的

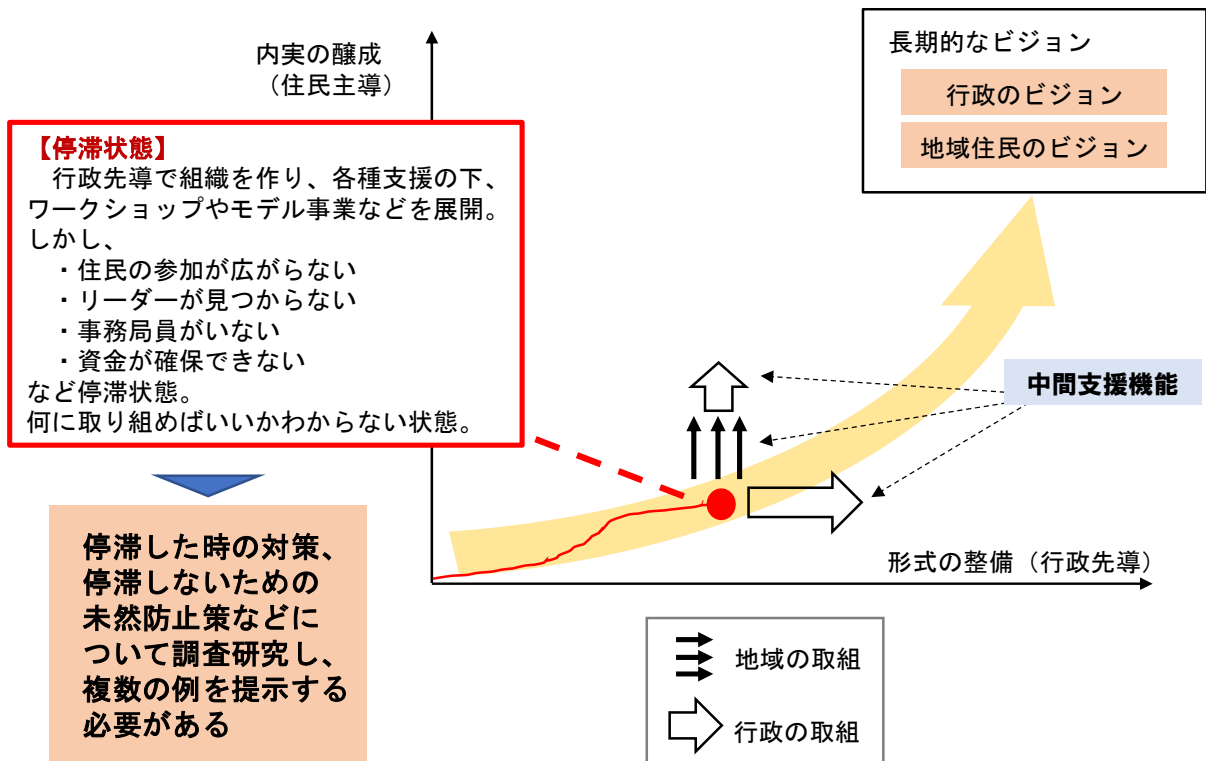
- 平成27年度：先進事例を体系的に整理（事例集の作成）
- 平成28年度：「持続発展に向けた道筋のあり方」を提示
- 平成29年度：「外部人材活用の有効性」を提示

課題を抱える地域運営組織が数多い



どのようにテコ入れして乗り越えるべきか

■分析にあたっての視点



- ・「持続発展」を重視した際の行政先導で進める「形式の整備 (制度・組織づくり)」のあり方
- ・地域の内実の醸成を図るために、地域及び行政が展開すべき取組のあり方

第2節 本調査の構成

本調査は、以下に示す項目から構成される。

■本調査の構成



第3節 研究会の開催

本調査にあたっては研究会を5回開催し、各委員に現地調査に同行していただきながら、専門的知見の提供とともに議論を依頼した。

■研究会委員（五十音順）

◎：座長

委員	所属等
小田切 徳美 ◎	明治大学農学部 教授
池本 桂子	NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 常務理事
板持 周治	雲南市役所政策企画部地域振興課 課長
斎藤 主税	NPO法人都岐沙羅パートナーズセンター 事務局長・理事
作野 広和	島根大学教育学部共生社会教育講座 教授
櫻井 常矢	高崎経済大学地域政策学部 教授
関原 剛	NPO法人かみえちご山里ファン倶楽部 里創義塾 講師
高橋 由和	NPO法人きらりよしじまネットワーク 事務局長
山浦 陽一	大分大学経済学部地域システム学科 准教授
若菜 千穂	NPO法人いわて地域づくり支援センター 常任理事

■研究会の開催経緯

回（年月）	研究会	事務局・現地視察
第1回 (6月1日(金))	<ul style="list-style-type: none"> 今年度事業の概要・スケジュール等の確認 現地調査の方法と対象地区の選定(①及び②案) 実態調査の実施方針・重点質問 	
(6月～7月)		・現地調査①（宇佐市、臼杵市）
第2回 (8月7日(火))	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査①の報告 現地調査②の対象地区の選定 実態調査票案の確認 	
(8月～10月)		・現地調査②（大崎市、北上市、南部町、鳥取市佐治町、明石市、佐用町）
第3回 (11月30日(金))	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査②の報告 報告書の構成の検討 	
第4回 (1月18日(金))	<ul style="list-style-type: none"> 実態調査結果の報告、結果に基づく検討 報告書骨子案の検討 	
第5回 (3月1日(金))	<ul style="list-style-type: none"> 報告書案の検討・決定 	

第3章 事例調査

地域運営組織の持続的な運営に向けて、発展プロセスの各段階における課題と工夫（及び改善点）について把握するため、各種事例から現地で当事者（現在並びに当初の担当職員・地域住民（リーダー層）や外部支援者等）に聞き取り等の調査を行った。

調査対象となる自治体・地区は、次の観点から研究会での意見を通して抽出・選定した。

- ・地域が設定した将来像とのギャップに悩んでいるなど、今後の持続的な運営に支障が出ている自治体・地区
- ・行政が先導して、組織の形成や計画の策定、地域住民への説明・合意醸成を推進した自治体・地区
- ・組織づくりや事業展開を進めたものの停滞してしまった時の要因分析および対処、未然防止のための取組を展開した自治体・地区
- ・停滞状態を回避するために、中間支援機能を利用した自治体・地区（各種団体・事業者、県、中間支援組織等）

抽出・選定した調査対象は次のとおりである。

■調査対象自治体・地区

地域	自治体・制度名	地域運営組織	中間支援機能
東北	宮城県大崎市 「地域自治組織」	池月地域づくり委員会	高崎経済大学教授
	岩手県北上市 「自治協議会」	口内町自治協議会、 (特)くちない	(特)いわてNPO-NET サポート
兵庫	兵庫県明石市 「まちづくり協議会」	魚住まちづくり協議会	(一財)明石コミュニティ創造協会
	兵庫県佐用町 「地域づくり協議会」	江川地域づくり協議会 長谷地域づくり協議会	島根大学研究室等
鳥取	鳥取県南部町 「地域振興協議会」	東西町地域振興協議会	鳥取大学研究室 (アンケート調査の支援)
	鳥取県鳥取市 「地区振興協議会」	五の里さじ地域協議会 (株)さじ式拾壱	東京産業大学 (情報発信の方法を支援)
大分	大分県宇佐市 「まちづくり協議会」	安心院地区まちづくり協議会 佐田地区まちづくり協議会	大分県 大分大学研究室
	大分県臼杵市 「地域振興協議会」	あまべ振興協議会 南津留地区地域振興協議会	

第1節 東北の事例

(1) 宮城県大崎市「地域自治組織」

① 大崎市役所

■ポイント

- ・ 行政の最上位計画である総合計画に位置付け、独立予算の確保と組織体系の構築によって、地域運営に関して一貫した政策を展開しており、庁内の連携もしやすい。
- ・ 財政支援策(地域自治組織活性事業交付金制度)については、地域に運用を考えてもらうことで地域運営の原動力となっている。
- ・ 職員による献身的な支援が信頼感を構築し、地域の主体的な取組の下支えとなっている。
- ・ 頻りに訪問するなど深く地域に関与し政策提案も行う中間支援機能が存在している。

1) 制度・仕組み

- ・ 平成18年の市町村合併(1市6町)の際に、合併特例債を使った40億円の基金造成(地域自治組織支援だけを目的とした財源)を行い、「地域自治」を市政の根幹として展開。
- ・ 「話し合い」を重視し、平成26年には「話し合う協働のまちづくり条例」を制定。
- ・ 旧7市町ごとにまちづくり協議会が結成され、地区別委員会やテーマ型部会を設置。
- ・ 中間支援機能を果たす政策アドバイザーには月3～7回、市との協議や各地区の相談に乗ってもらってきた。
- ・ 各職位の職員が地域にかかわる環境を整備し、政策としての展開によって他部署と連携。各総合支所の地域づくり担当と本庁まちづくり課職員と連携して巡回。

2) 住民への浸透、内実の醸成

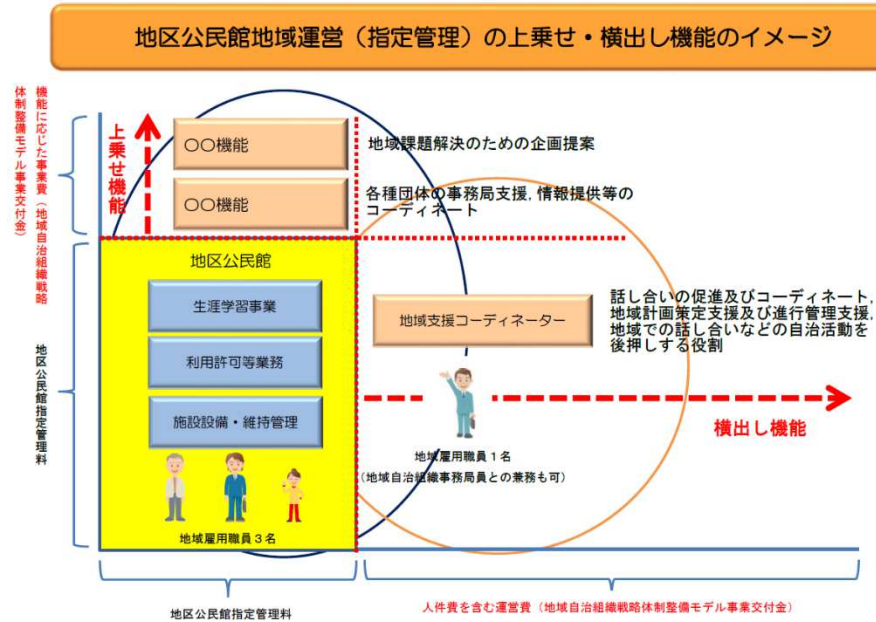
- ・ 地域には、新たな制度について運用方法を考えてもらうよう促した。地域の「活性化したい」との声に、暮らしをめぐる課題の解決に注力すべきと伝え、市民と行政の話し合いの中から課題を共有。プロセスを通じた目標を育む環境づくりを推進し、二者択一の議論から「理念」や「あり方」を論じる話し合いにこだわっている。
- ・ 地域自治と市民協働を両輪で進め、制度整備よりも実践の蓄積を優先。「仕組み・プロセス」での市民協働を大切にすることで、市民主体の課題解決と協働を実質的に確保。
- ・ 地域で話し合うしかけづくりを行政が行い、感動とやる気の向上に向けて随所で工夫。
- ・ 行政が目配りをして事業の着手・発展を促すなどの刺激を与えている。
- ・ ホームページでイベント・会議の日程を一元化し、他地区に学びに行けるよう環境整備。

3) 財政支援

- ・ 地区公民館の指定管理料、コミュニティ・ミニマムとしての3つのレベルの交付金、さらなる取組を行う地区に対する2つの事業費交付金を用意。
 - ・ 18の地区公民館の指定管理料は平均1,200万円。
 - ・ コミュニティ・ミニマムとしての3つのレベルの交付金。
 - ① 基礎交付金：均等割と人口割
 - ② ステップアップ事業交付金：20万円/団体・回、事業費
 - ③ チャレンジ事業交付金：80万円/団体・回、ハード可
- ※②および③は地域提案方式を採用。

- ・さらなる取組を行う地区に対する2つの事業費交付金。
- ・事業A「地域自治組織戦略体制整備モデル事業」：組織強化や人材育成（最大498万円×3か年）
- ・事業B「生活支援体制整備事業」：地域包括ケアシステムの構築（120万円/年）

※事業A及びBは、地区公民館指定管理者制度との連携及び地域包括ケアシステムの構築との一体的な推進による地域自治基盤の体制整備を構築している。



※コミュニティ・ミニマムとしての3つのレベルの交付金は表記していない。
 ※事業Aおよび事業Bは上乗せ機能・横出し機能に該当。

② 池月地域づくり委員会

■ポイント

- ・各種団体の経験や自主性を活かしつつ、協議・決定を的確に行う協議組織が機能している。
- ・壮年期からの関わりや前期高齢者への学び・活躍の場の提供により、幅広く厚めの人材を確保・育成していく中長期的な取組が存在。その際、人件費が確保されている。
- ・毎月、手作りで情報量の多い住民向け広報誌を発行し、地域住民に取組を周知している。

1) 地域概況

- ・人口1,439人、566世帯、高齢化率42.2%。7つの親交会(自治会)からなる。

2) 主な事業

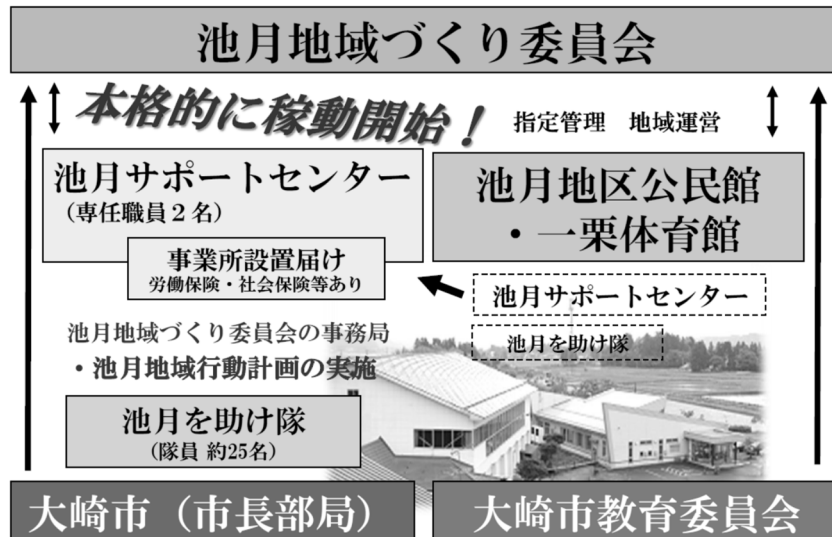
- ・委員会の事務局として「池月サポートセンター」を設置、平成23年度より約1,000円/hで軽作業を住民から受託する事業（『池月を助け隊』）に着手。
- ・平成24年には池月地区公民館の指定管理を受け、公民館・社会教育事業を展開している。

3) 組織体制

- ・地区では長らく、コミュニティセンターとしての「池月地区館」と各種イベントを行う「池月地区コミュニティ推進協議会」が活動してきた。市町村合併を受けて「池月地域づくり委員会」を設置したが(H19.4)、組織の理想像を見出すため、平成21年から地域課題について

考えるワークショップを12回以上開催し、2年間議論した。

- ・平成27年に、理事会で「池月地域行動計画」を策定し、市が総合計画の地域別方針に位置づけ。
- ・平成28年8月、委員会の事務局である「池月サポートセンター」に新たに専任職員を2名配置し、池月地域行動計画を実施するなど本格的に稼働を開始。
- ・池月地域づくり委員会と関係機関との連携は以下の通り。



4) 人材

- ・設立時の主メンバーが50歳前後だったことから、10年経っても組織の勢いは変わらない。
- ・生活支援コーディネーターがつなぎ役となり、社会福祉協議会と連携した事業も展開。
- ・話し合いを大切にしており、気づきや共有、交流や連携を生み、人を育む効果がある。
- ・公民館事業で「池月大学」を開講。参加資格は60歳以上で、今年は45人が受講し、卒業生が「池月を助け隊」「地域(生活)支援コーディネーター」や「委員会」の担い手となりつつある。

5) 内実の醸成に向けて

- ・平成23年から、地域の声を聴くために各種団体に参加を募って「池月会議」を開催し、地区内の11団体の諸行事の調整を実施。
- ・政策アドバイザーから、組織のあり方・運営方法や事業の企画・実施方法のアドバイス。政策アドバイザーや市職員を通して、地域課題の解決の必要性を説かれ、意識を転換。
- ・毎月、手作りで「池月だより」を制作して発行・配布している。平均8ページの情報量。

6) 予算、自主事業

- ・会費は年600円/世帯(計約30万円)。コミュニティ推進協議会が徴収していたものを移行。
- ・市からの財政支援

- ① 公民館の指定管理委託業務：約1,200万円
- ② 基礎交付金：32万円(岩出山まちづくり協議会を通して支給)
- ③ 地域自治組織戦略体制整備モデル事業：約500万円

※①③は人件費を拠出できるため、当該人材が様々なサポートや活動を行える。

- ・「池月を助け隊」：売上200万円。約9割は人件費等として分配され、利益はほぼない。

(2) 岩手県北上市「自治協議会」

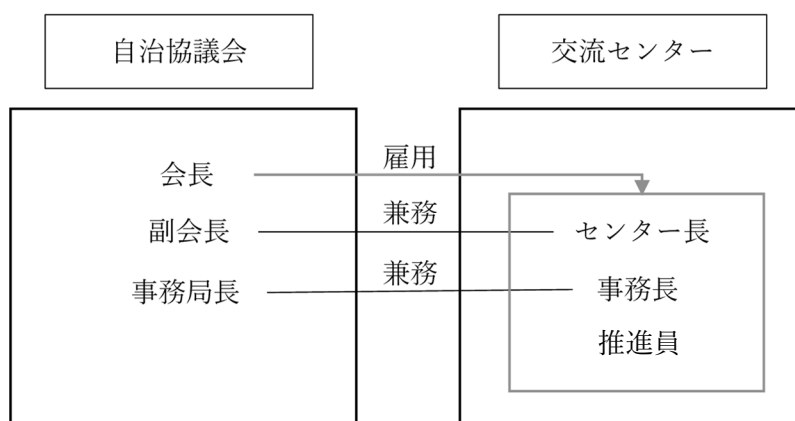
① 北上市役所

■ポイント

- ・ 中間支援組織が、行政と地域あるいは庁内部署間の仲介として重要な役割を担っている。
- ・ 庁内で部署をまたいだ連携の強化に努めている（特に福祉担当とは密に連携）。
- ・ 協議会は指定管理が主で公民館事業から始まった経緯がある。今後、地域課題に応じた事業見直しを実施中。

1) 制度・仕組み

- ・ 16 の各地区で地域計画（基本計画＋事業計画）を策定し総合計画に位置付け。10 年計画であり、平成 12 年度（初回）、平成 21 年度（2 回目）に各々策定。
- ・ 平成 18 年度より指定管理者制度導入。拠点の必要性から、市立公民館を「交流センター」とし、市職員を引き揚げて、指定管理として自治協議会へ委託。
- ・ 平成 18 年度に「地域づくり課」を設置し交付金創設。平成 25 年度には「まちづくり部」を設置。
- ・ 平成 24 年度「地域づくり組織条例」で「地域運営組織」と「財政支援」を担保。翌年度に、16 地区の自治協議会が「地域づくり組織」として届け出。
- ・ 平成 28 年度に、北上市政策評価委員会より「地域コミュニティ政策」について評価
- ・ 職員（まちづくり部各課）が交流センターを訪問。実施可能な予算を説明し、地域でコミュニケーションをとりながら検討。他部署担当者と密に連携・同行。



2) 住民への浸透、内実の醸成

- ・ 16 地区の協議会で組織する自治組織連絡協議会の企画で社会教育の専門家を呼ぶなどして研修会を開催。役員会が自主的に活発に集まり研修などを行っている。
- ・ 2 か月に 1 回、16 地区交流センター定例会議を開催。事務長・センター長が参加し、情報共有を行う。
- ・ 推進員(センター職員)の連絡会議を設け、スキルアップ研修を年 3 回程度行っている。
- ・ 公民館の名残が強く、10 年経っても地域課題の解決に向けた取組が十分ではない協議会が多い。

3) 中間支援機能の活用

- ・(特) いわて NPO - NET サポートに市民活動情報センターでの支援事業を委託。行政情報の地域への発信のほか、地域回りや地域の課題解決、専門家などとのマッチングも行う。
- ・庁内各部署との関係を活かし、部署間を回って横のつながりをつくっている。
- ・地域住民と行政との仲介役として、かみ砕いて伝えてくれる大切な存在。行政が地域に入る際には、地域側と「対話の場」をつくることができている。

4) 財政支援

- ・指定管理料 平均約 1,500 万円 (人件費/施設管理費/生涯学習費)
- ・平成 18 年度より「きらめく地域づくり交付金」を交付
- ・平成 26 年度より「地域づくり総合交付金」として見直し

<主な変更点>

- ・交付金額を増額 (平均約 230 万円。)
- ・対象事業の追加 (4 事業→5 事業)
地域活動運営・交通安全活動・青少年健全育成・地域づくり事業に健康づくり推進を追加
- ・算定額 20%まで翌年度繰り越し可
- ・使途制限の緩和 (弁当代など)
- ・5 つの事業の予算配分を自治協議会が裁量で決定可能
- ・前期 5 年・後期 5 年で事業計画を策定し、5 年間で事業費の配分を自由に決定。

② 口内町自治協議会

■ポイント

- ・組織の歴史が長く住民へ浸透していることや会長が積極的であること、気の合う人材に担い手を依頼することによって、協力的な体制を構築している。
- ・指定管理業務によって事務局の人材は比較的豊富。地域課題の解決に向けた事業はNPO((特) くちない) が部分的に担っている。

1) 地域概況

- ・口内町は 1,510 人、493 世帯、高齢化率 44.3% (H30)。人口が 10 年間で 17%減少。

2) 事業、主要事業

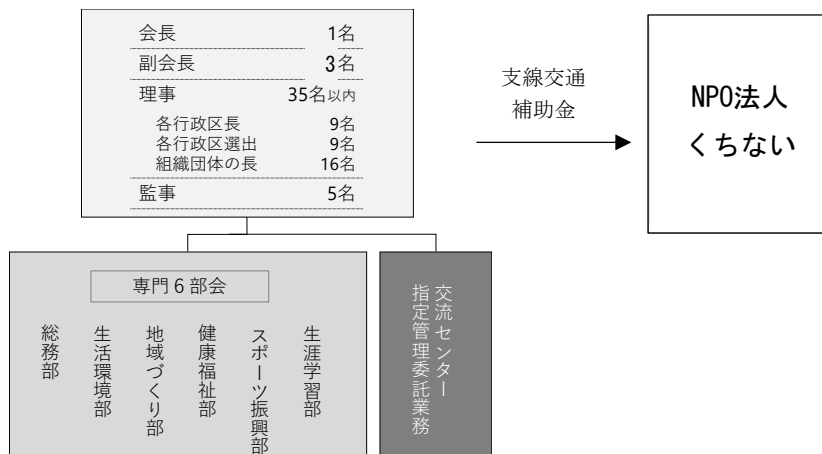
- ・指定管理を受けて地区交流センターを運営。生涯学習事業、町民大運動会、スポーツ大会、里山資源活用、ガイドブック等の作成、浮牛城まつりなど、各種行事を展開。

3) 組織体制

- ・昭和 40 年頃設立。
- ・地域計画は 10 年間で、毎年度事業計画を地域計画に立ち戻り検討を行う。
- ・分野ごとの部会制で 1 部会最大 22~23 人程度。部会の構成枠が決まっておき変更する動きはないが、行事運営については人口減少等実態に応じて少しずつ見直している。
- ・収益(売上)を伴う事業は協議会役員が立ち上げた NPO に任せているが、現在、協議会と NPO

ではほぼメンバーは別であり連携はない。

■口内町自治協議会



4) 人材

- ・会長と一緒に取り組みたい人を部長に選び、部長がまた担い手を集める形で協力者や参加者を確保。
- ・社会福祉協議会支部のスタッフが1名、事務局に常駐している。
- ・協議会での話し合いの場に、市職員は参加しない。(特) いわて NPO-NET サポートとの情報共有を行い、新たにグリーンツーリズムなどについても相談。

5) 内実の醸成に向けて

- ・広報を月に2回発信。
- ・昭和40年よりも前から取り組んでおり、住民に浸透していることから、特に工夫はないが、運動会などのイベントの参加率は高い。
- ・町民の結束力が強いのは9つの行政区単位であり、行政区単位の公民館による活動が活発。寺社単位での行事もある。(旧5村の5つの神社など)
- ・除雪については、原則、協議会ではなく行政区で担当するが、困りごとがあっても極限まで我慢してしまう住民が多い。(お金で割り切って利用できるNPOへのシフトが考えられる。)

6) 予算、収益事業

- ・事業費約2,700万円、収益事業はない。(平成29年度)
- ・会費として町民から年4回1,500円(6,000円/年) / 戸を徴収。
- ・自治体からの支援として、指定管理料約1,500万円、地域づくり総合交付金など計約400万円、各種事業用補助金計約300万円。
- ・協議会からNPOへは、市から補助された支線交通補助金として80万円を拠出。

③ (特)くちない

■ポイント

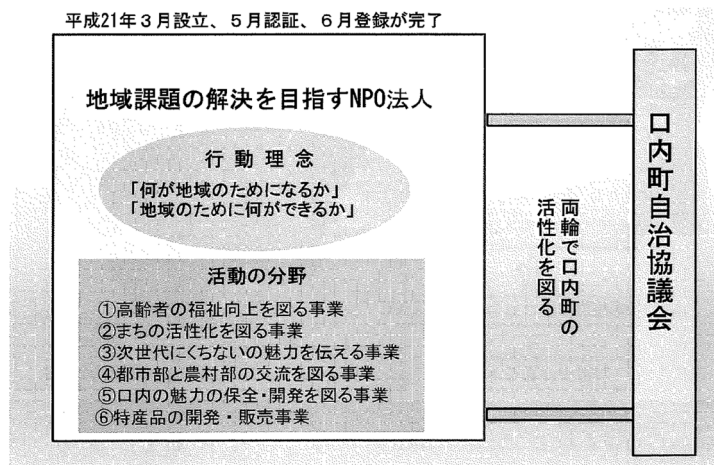
- ・「他の組織では解決できないことを解決する」という明確なミッションをもって活動。
- ・地域課題の解決に向けた有償運送や日用品店舗の運営、特産品販売などの事業を展開。
- ・ビジネスとして自立採算性を重視し、持続可能な運営を工夫して行っている。

1) 事業、主要事業

- ・有償運送に取り組むため NPO 法人を設立し、町内の交通空白地有償運送と、医療機関等への福祉有償運送を展開。
- ・交通空白地有償運送・福祉有償運送、日用品店舗の運営、特産品・惣菜の製造・販売
- ・軽作業依頼への対応（1,200 円/h 徴収→1,200 円/h を担い手へ）

2) 組織体制

- ・町内 18 名（自治協議会役員）で平成 20 年に立ち上げ、平成 21 年に NPO 法人認証。
- ・店舗（店っこくちない）は JA 支店の撤退後の土地及び建物を借りて運営。（現在は JA ではなく別の企業が土地・建物を所有）
- ・有償運送の取組について、バス・タクシー会社等との協議や申請の際に、市に加えて（特）いわて NPO-NET サポートの支援があった。



3) 人材

- ・現在 26 名（70 歳以上が半数）。設立当初のメンバーに新メンバー（協議会外の町民）が加わった形。現自治協議会役員は 2 名。
- ・担い手が継続して参画するよう人件費を支払っている。
- ・登録ドライバー 11 人（実質、動けるのは 6～7 人。事務局長等も含まれている。）

4) 内実の醸成に向けて

- ・会員数は全戸の 1 割強。有償運送の利用者は、安さと利便性のため増加傾向。
- ・店舗には年間 5,000 人ほど購買者がいる。農業組織の事務局を受託しており、農業関係者の出入りも多くなった。
- ・協議会では収支面や合意形成面で着手しづらい地域課題に向き合い、新たな事業に着手。
- ・以前、町内全戸から 1000 円出資でスキー場を整備したことがあり、それが大きな成功体験。ただし、NPO に対する協力意識は芽生えていない。（全戸出資を目指したが断念。）

5) 予算、自主事業

- ・メインで取り組んでいる「有償運送」と「店っこくちない」の収支は昨年度 190 万円の赤字。特産品販売や、スクールバスの運行业務受託料・農業団体の事務受託料などで補っている。
- ・土地購入時の借金あり（いかに返済するか課題）
- ・有償運送＜町内＞利用料金 100 円

ドライバーへの支払い 1 回 300 円＋ガソリン代（150 円程度）
＜市内＞利用料金 800～1,200 円

ドライバーへの支払い 1 回 1,000 円＋ガソリン代（300 円程度）

- ・日用品店舗の運営、特産品・惣菜の製造・販売
- ・見守りを兼ねた、商品お届けサービス（無料）

6) 協議会との連携

- ・協議会と NPO のメンバーの重複はほとんどない。協議会ではできないが、地域から求められることを NPO がとらえて事業を展開する。
- ・収益を協議会に移すことはない。

④ (特)いわて NPO-NET サポート

■ポイント

- ・平成12年にボランティア団体を支援することを目的に設立。NPO情報の収集やホームページ等を活用した情報発信のほか、行政の地域づくり政策や計画の立案・効果検証支援、北上市職員と連携して地域を訪問するなど地域づくり組織への活動支援も実施。
- ・行政職員向けの勉強会や研修会により、職員全体の地域課題への関心を高めている。

1) 組織概要

- ・平成12年に、JCのOBにより、NPO法人ボランティア団体等を支援することを目的に設立。日常業務は、事務局長他4名で運営。

2) 主な活動

- ・市民活動情報センターの各種事業の支援業務を市から受託し、そこが拠点となっている。基本業務としては、市内のNPO等支援として、NPO情報の収集、ホームページ等を通じた情報発信、NPOや地域づくり組織の活動相談がある。
- ・地域づくり組織に関しては、行政の政策や計画の立案支援、各種団体への支援を展開。
- ・制度運用から10年が経過し、運用方法の検証を行い、「地域づくり政策の検証と再構築」報告書を取りまとめ、行政に対して今後の取組のあり方を提案している。
- ・職員向けの勉強会や研修会を業務として受注。業務の引継ぎしかできていない市職員に対して、ノウハウだけでなくマインド（地域づくり支援に取り組む上で心がけること）の引継ぎをできるようになるよう研修を行っている。

3) 人材



地域・企業・団体との協働
地域や企業、様々な団体の協働事業を支援しています。企業の地域貢献活動を市民に紹介する「協働のまちづくりフォーラム」の企画支援

総合計画・都市計画
北上市の総合計画をはじめ、景観計画、公共交通ビジョンなど各種計画の策定支援をしています。また、北上市のさまざまな施策に向け、

景観
良好な景観づくりの実践として、景観人養成講座、展勝地などの景観づくりの支援、景観学習をおこなっています。

公共交通
都市機能の維持にむけた公共交通の課題を洗い出し、都市基盤を支える交通の大切さを共有するとともに、望ましい公共交通のあり方を検

中心市街地活性化
中心市街地活性化に向けた方策の検討をしています。勉強会の運営や講師のコーディネート、実施に関するプログラム作成等を行っています

復興支援
きたかみ震災復興ステーション事業、仮設住宅支援事業など、震災復興支援をおこなっています。

その他
各種勉強会の開催や企画・運営支援、講師のコーディネートおよびスタッフの派遣等をおこなっています。

- ・実質2名で経験を活かして各種支援を展開し、職員にも一緒に行動しながら教えている。
- 4) 内実の醸成に向けて**
- ・勉強会を開き、現実を受け入れてもらった上で考えてもらうことが必要であり、先を見据えつつその対策を検討して講じていく習慣をつけなければならないと考えている。
 - ・組織も人も、短期的には浮き沈みがあるが、長い目で見て浮き沈みが徐々に右肩上がりとなるようにできなければならず、それを支えるのが長期ビジョンであって、“10年後に実現する将来像”として描く総合計画の目標とは違って理想を描いてもよいと考えている。
- 5) 財政支援**
- ・事業規模1,700万円程度。各種計画の立案や研修事業等の受託などで事業資金を確保。
 - ・中間支援組織の収入源は一般的に小規模で不安定であり、専属で専門的な人材の確保や研修などの人材育成の余裕は資金的にも時間的にもない状態。スタッフは、NPOの他に大学での講義や他市からの委託などを通して収入を確保している。
- 6) 地域になじむコツ**
- ・地域に提案をして、考えてもらい、取組が必要と考えれば取り組んでもらう。地域からは支援ニーズは出てこないものであり、こちらから支援することが重要と考えている。
 - ・また、意欲があるが課題があって立ち止まっている人に支援をするようにしている。
- 7) 行政とうまく進めるコツ**
- ・縦割りの行政に対してつなぎ役として、行政に対する情報提供や提案等を行う。
 - ・地区への説明会には、様々な課から参加を呼び掛けられる。担当課の説明の前に、背景や趣旨、効果などを客観的に伝え、地ならしをしている。
 - ・市職員と一緒に地域に行くと、情報共有も進み、地域を含めた三者の信頼度も高まる。
- 8) 他の中間支援者との連携**
- ・全国各地の研修会や中間支援組織等との交流を通して、技術研鑽を図っている。

第2節 兵庫の事例

(1) 兵庫県明石市「まちづくり協議会」

① 明石市役所

■ポイント

- ・平成24年度から「校区まちづくり組織」がまちづくり計画書策定を通じて、「協働のまちづくり推進組織」にステップアップする取組を、手あげ方式で約2年間かけて進めている。
- ・まちづくり計画書策定に取り組む校区には、重点的に(一財)明石コミュニティ創造協会の職員が校区まちづくり組織に入り話し合いの支援等を行う。
- ・都市部の地域運営組織では、人口規模のために地域住民への浸透と協力の拡大に時間と労力を要するが、“話し合い”が核となって、組織の形成と成熟が図られている。

1) 制度・仕組み

【根拠条例】

- ・平成22年 明石市自治基本条例施行
まちづくりの単位は小学校区、校区の多岐にわたる課題に総合的に対応する協働のまちづくり推進組織の設置、協働のまちづくりの拠点は小学校区コミュニティ・センター（以下、小コミ）であること等を規定。
- ・平成28年 明石市協働のまちづくり推進条例施行
組織認定、まちづくり計画、協定の締結、地域交付金等を規定。

【拠点施設】

- ・平成16年度末までに市内28小学校区全てに小コミを市で設置。現在2つの校区まちづくり組織がコミュニティセンターの管理を受託している。

【組織】

- ・平成18～24年度の間、兵庫県民交流広場事業の申請をきっかけとして、ほぼ全ての小学校区において自治会と各種団体が連携した「校区まちづくり組織」が組織化された。現在、すべての小学校区で結成されている。
- ・まちづくり計画書策定を通じて、民主性、開放性、透明性、計画性を備えた「協働のまちづくり推進組織」として、現在11の「校区まちづくり組織」を認定している。

【校区連合自治会と校区まちづくり組織との関係】

- ①市の連合体…平成27年度、明石市連合自治協議会（校区連合自治会の連合体）において、校区を代表する組織は校区まちづくり組織であること、また、次年度から校区まちづくり組織の代表者で組織する明石市連合まちづくり協議会を立ち上げることを決定した。
- ②各小学校区…自治会の情報共有や自治会に関する課題を解決する場を全ての校区でもっており、魚住まちづくり協議会のように校区まちづくり組織と校区連合自治会が一本化された校区が現在17ある。

【職員体制】

- ・市コミュニティ推進課の地域支援担当職員は8名。主に計画書未作成校区に対する意識啓発や交付金に関する業務を行っている。また、(一財)明石コミュニティ創造協会の地域支

援担当職員は4名で、計画書づくりに取り組む校区において地域の主体形成等を支援する。

- ・(一財)明石コミュニティ創造協会の設立当初は、市職員と合同で研修等を行い、ワークショップ等ファシリテーション技術の技法等を学んだ。

2) 住民への浸透、内実の醸成

- ・職員が校区まちづくり組織の会議や行事に出席し、地域との信頼関係を築く中で、市の目指すまちづくりについて話す機会をつくるようにしている。
- ・まちづくり計画書策定をきっかけとして、参加して楽しかったと思えるような対話の場づくりのサポートを(一財)明石コミュニティ創造協会が行う。
- ・話し合いを丁寧に行ってきた協議会では、若者が自発的に取り組むなどの後継者づくりが進む。

3) 財政支援

- ・地域交付金(まちづくり計画書に基づく市との協定事業に対して、基本額154万円を交付。現在、11校区が受けている。)
- ・地域事務局支援事業補助金(事務局人件費・運営経費200万円、現在10校区に交付。)
- ・コミュニティセンター管理委託費(360万円、現在2校区に交付。)

② 魚住まちづくり協議会

■ポイント

- ・(一財)明石コミュニティ創造協会によるまちづくり計画書策定支援の中で、話し合いを通して組織と事業を構築し、やる気のある人を中心に事業を展開。
- ・各種団体の代表者や、まちづくりに意欲や関心をもつ個人が登録し活動に参加する「まちづくり応援隊」が総会で議決権を有する。

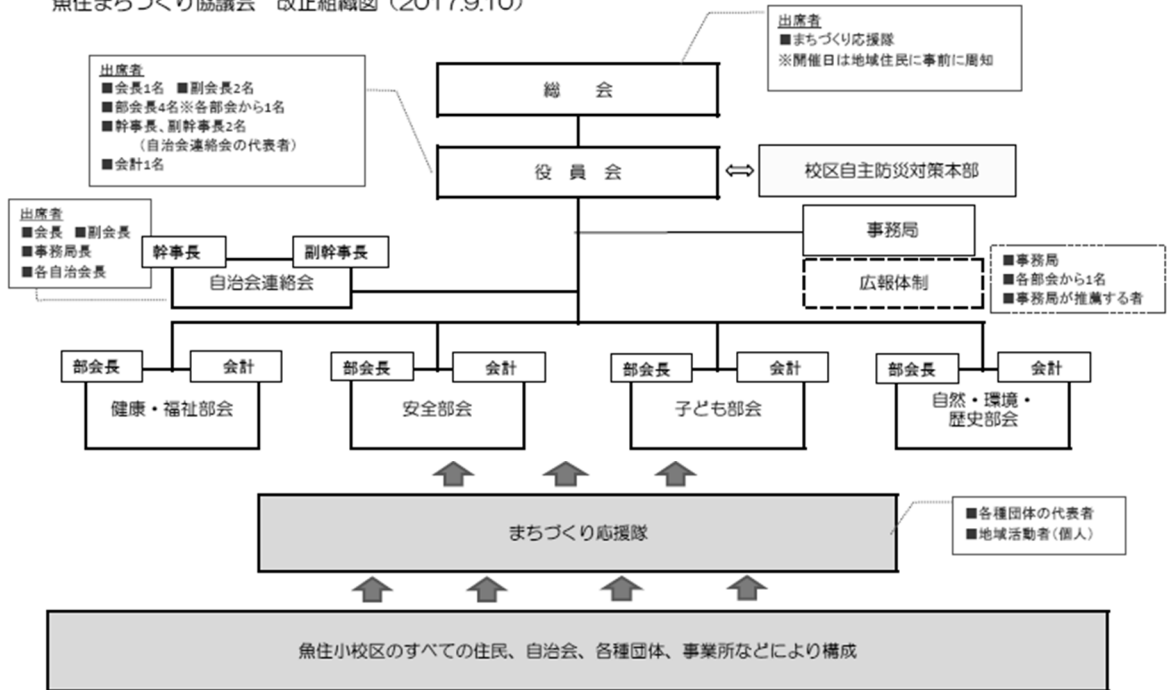
1) 地域概況

- ・校区の総人口は約12,600人(約5,300世帯)、市内で4番目に広い小学校区。
- ・自治会は17あり、加入率は約85%。

2) 組織体制

- ・従来の校区連合自治会から、①「住みよい住みたい・魚住まちづくり協議会」(県民交流広場事業のために結成)、②コミュニティセンター運営委員会、③スポーツクラブ21が地域活動を展開していたが、平成25年度から総合的に取り組むよう組織を改編。
- ・「魚住まちづくり計画書」は、(一財)明石コミュニティ創造協会による支援を受けながら中心メンバーとなる検討チームで30回以上話し合い、全世帯アンケートや意見交換会を実施。多くの人の関わりの中で約2年半をかけて検討し、平成27年に完成した。
- ・10年先の長期ビジョンと3年間の中期計画を作成。中期計画の第Ⅰ期(平成27~29年度)は基盤づくりに専念。第Ⅱ期の中期計画は、意見交換会、部会、役員会を経て策定。
- ・平成29年には、ニーズの大きな防災に関して、校区自主防災対策本部を新設し、組織に組み入れた。また、部会については、会計担当を各部に設置。事業計画立案や推進、予算管理がそれぞれの部会で担えるように部会体制を強化した。

魚住まちづくり協議会 改正組織図 (2017.9.10)



3) 人材

- ・協議会長には上記①②の会長兼務者が就任。事務局長は元々環境団体で活動していた人に会長が依頼。事務員は自治会長の代理で参加するうちに興味を持った人がなった。
- ・誰でも参加できる座談会の開催や、広報紙発行、全世帯アンケートの実施や集計作業が人材発掘・育成の機会となり、総会での議決権を有するまちづくり応援隊の結成につながった。

4) 住民への浸透、内実の醸成に向けて

- ・年4回、まち協だよりをフルカラーで発行し、読み応えのあるものとして住民に周知。
- ・第Ⅱ期中期計画は、わかりやすく A3 版 1 枚で一覧にして実行計画として配布。
- ・住民アンケートも実施。「あなたができること」との質問を設け、後のまちづくり応援隊の結成につなげた。応援隊は 72 人・19 団体であるが、それ以外の協力者も多くいる。
- ・小学校の敷地内に拠点・事務局があることで、学校やPTA、親との接点が増えている。
- ・総会では、立候補してなれるまちづくり応援隊が議決権を有する仕組みとしている。
- ・担い手は、定期的に広報で募集。イベントなど様々な場に出かけて人材を勧誘している。
- ・関係団体を巻き込む形で事業を展開している。
- ・話し合いでは、課題も取り組みたいこともすべて出してもらい、共有をする。これは“プロセスデザイン”であり、時間はかかるが将来のためには必要な“時間の投資”と言える。
- ・多世代が一緒に取り組める活動として「防災」に着目し、重点的に取り組んでいる。

5) 予算、自主事業

- ・主な収入は、市地域交付金 164 万円(スクールガード活動補助金 10 万円を含む)、地域事務局支援事業補助金 200 万円、自治会分担金など。自主事業による収入はなし。平成 30 年度の予算は約 500 万円となっている。

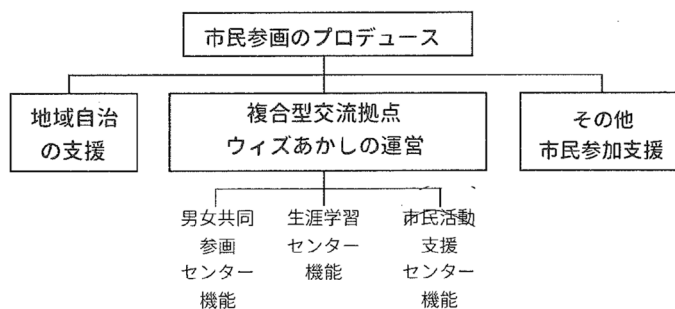
③ (一財) 明石コミュニティ創造協会 (中間支援)

■ポイント

- ・市役所との十分な情報共有と計画性をもってこまめに協議会を支援することで、協議会の話し合いといった基礎の形成のみならず、合意形成にも大きく寄与。
- ・出向した自治体職員の技術研鑽の場としても機能しており、人材育成としても大きな機能を発揮している。

1) 組織概要

- ・「校区まちづくり組織」の組織強化、まちづくり計画書策定、地域事務局、活動の各面から地域自治の支援を行っている。
- ・全体業務としては、地域自治の支援業務のほかに、男女共同参画センター、生涯学習センター、市民活動支援センターの3つの機能をもつ施設の指定管理を行っている。都市部ではテーマ型コミュニティ・市民活動が活発であるが、そこから地縁型コミュニティに関わっていくことが望まれる。そのため、(一財)明石コミュニティ創造協会では、平成29年度より指定管理業務を始めた。
- ・人事交流で市職員が(一財)明石コミュニティ創造協会に勤務し、まちづくり計画書策定に向けた地域住民向けワークショップの運営方法などの実践的な技術を市職員に対して丁寧に教える。
- ・(一財)明石コミュニティ創造協会の業務内容を図示すると以下の通り。



2) 内実の醸成に向けて

- ・地域自治の支援では、まちづくり協議会の中に対話の場をつくることに注力している。その過程を通じて、地域の主体性が形成されていく。ワークショップの進行（ファシリテーション）や会議の活性化の支援、組織運営のアドバイスなどを行っている。
- ・「校区まちづくり組織」がイベントから課題解決へ、活動から事業へ、団体から組織へ、運営から経営へとステップアップするようサポートしている。
- ・地域事務局連絡会議の開催や、講師を招聘した講座やセミナー等も行っている。

3) 地域とうまく進めるコツ、留意点

- ・各協議会の2か月に1度くらいで開催される会議にオブザーバーとして極力参加する。
- ・祭り等の行事などを通じて、地域に溶け込み、信頼を得ていく。
- ・地域の中で対話の場が生まれるように仕掛けていく。課題を共有する対話の場があれば、「自分たちでどうしていくか」という議論に必ずなる。対話を通して新たな人材を巻き込み、役割を分担・明確化していくことが重要。

(組織が形成されていないところの方が取り組みやすいのは事実だが、既存組織であっても話し合いを通じて組織強化をしていくことは可能。)

4) スタッフの確保・育成

- ・現在、指定管理業務を行っているため26名のスタッフがいる。(うち地域支援担当4人)
- ・スタッフは、OJTと情報共有を通して、考えながら学んで成長している。ノウハウの一般化をしつつあるものの、活用にあたっては地区の状況に応じてカスタマイズが必要である。様々な地域に行きアレンジ方法を学んでいる。他地域の事例について、書籍や視察などを通して学習し合っている。

5) 他の中間支援者との連携

- ・兵庫県内に中間支援組織のネットワークがあり、情報交換を行っている。
- ・他の地域での活動を通して感じた“課題意識”を大切にしている。
- ・建築、都市計画、市民活動など、様々な専門を持つ人同士で話すことで学び合っている。

6) 横展開にあたって求められる支援策

- ・しっかりした市民活動支援の中間支援者に地縁型の支援を促していくことが望ましい。
- ・ただし、地域との信頼性が重要であり、気安くワークショップをはじめてはいけない。
- ・自治体との意見交換や自治体の支援が必要である。
- ・第三者として活躍できる人材の育成が必要である。

(2) 兵庫県佐用町「地域づくり協議会」

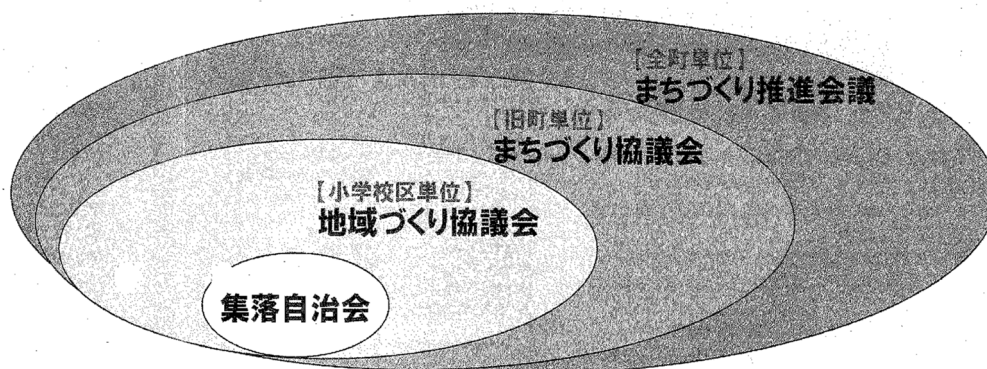
① 佐用町役場

■ポイント

- ・市町村合併を機に一齐に協議会を立ち上げたことから、理解が進み、人材のいる地区では取組が進んだ。
- ・行政における制度構築には、各種計画との整合や各部署での連携など一貫性が求められ、そのもとで、職員・各部署の連携が進み、地域との協働が進む。
- ・平成30年度から町内全域で地域づくり協議会の振り返りの取組をスタート。有識者の協力を得ながら、4年かけて抜本的な制度と組織の見直しを行っている。

1) 制度・仕組み

- ・合併を契機に住民が主体的に動けるまちづくりを開始。合併後半年の間に協議会への説明期間を経て、平成18年4月に「地域づくり協議会」を発足。
- ・自治組織として、以下の組織を位置づけ。



- ・平成30年度から町内全域で地域づくり協議会の組織・活動の振り返りを始めており、有識者の協力を得ながら、4年かけて抜本的な制度と組織の見直し予定である。
- ・地域側の見直しの初段階として、8～9月に13協議会へアドバイザーとともに「意見交換会」(ヒアリング)を実施。今後、見直し要望を聞き、モデル的に取組を支援予定。
- ・各地域に担当職員が決まっているが(一人複数地域)、行政側としても職員の意識および構造などの改革を行い、住民に姿勢を見せていく必要がある。

2) 住民への浸透、内実の醸成

- ・住民には、平成18年に「協働のまちづくり推進パンフレット」を配布・説明。
- ・地域づくり協議会カルテを作成し、取組状況や地域の特徴などを把握している。(H30)
- ・協議会同士のつながりが薄い。センター長はセンター長会で活動内容を報告しあっているが、持ち帰っての情報共有ができていない点は、今後の課題。
- ・合併直後にはまちづくり活動推進委員の全体研修を行っていたが、現在は行っていない。

3) 今後の課題

- ・全地域において地域づくり計画を策定(平成22年～)。ワークショップなども行い熱心に策定したが計画期間の指定もチェック体制もなく、実行に移せていないことが課題。
- ・福祉分野との連携が大きな課題と感じている。福祉分野の計画や地域福祉活動について、今後に向けて庁内でも協議をしていく予定。

- ・地域運営組織について総合計画や総合戦略では触れているが、他部署の計画等では触れられていない。
- ・合併して13年経つが、地域づくり協議会の出番がなくともそれなりに元気にやって来られたと感じている。人口減少や少子高齢化などにより更なる自治会の衰退が予想される“これから”が地域づくり協議会の仕組みが必要になってくる。

4) 財政支援

- ・包括交付金として、一般財源で3,000万円を確保し、全13地域に分配（1地域200～350万円。うち、38万円まで人件費とすることができる。（センター長の人件費は別枠））。
- ・活動経費や人件費、報酬に使われるが、今後、金額の妥当性について検討する。

② 江川地域づくり協議会

■ポイント

- ・デマンドバスや高齢者サロン、栗の加工・販売など、地域の特徴や課題を理解し積極的な取組を幅広く行っている。
- ・運営側のメンバーの固定化と高齢化が課題となっている。

1) 地域概況

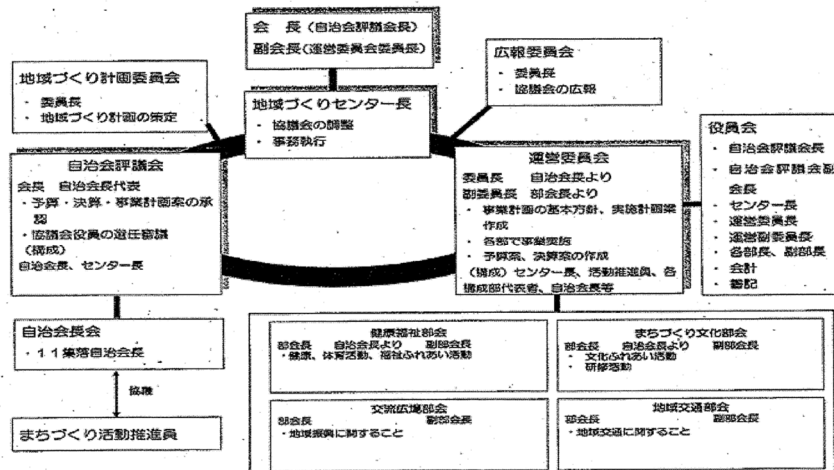
- ・人口：1,017人、世帯数：409世帯、高齢化率：45.7%。

2) 主な事業

- ・地域住民による地域交通「江川ふれあい号」（デマンドバス）、栗部会（江川栗の復活）による焼き栗の販売、陰陽師の里江川七夕行列（地域資源の活動）、ふれあい喫茶／喫茶ほっとえかわ、ふれあいホールの運営（葬儀等）などを展開。

3) 組織体制

- ・平成17年10月佐用町合併とともに公民館江川分館から、平成18年に新たな組織として「江川地域づくり協議会」を発足。
- ・平成22年に6～7回のワークショップ（意見交換会）を行い、課題を出し合って基本計画を策定。平成24年に実行計画を策定し、各戸に配布。
- ・交通関連については住民アンケートを実施。
- ・3年毎に実行計画の見直しを実施。（30年度からの計画は、町の地域づくり協議会の活動の振り返りに合わせるために策定を見送っている。）



4) 人材

- ・会長、地域づくりセンター長などには、特定の数名の高齢者が交代で就任。
- ・一方で、任期の長い活動支援員（有償）には若い住民もいる。

5) 内実の醸成に向けて

- ・計画策定時に意見交換会を行った。
- ・デマンドバスの運行検討の際、アンケートで「各戸から出資してでもデマンド交通を走らせるか？」という質問に過半数が賛成だったことでやる気につながった。

6) 予算、自主事業

- ・年間 280 万円程度。
- ・ふれあい喫茶／喫茶ほっとえかわ：高齢者の居場所づくりと住民の交流促進のため実施。毎月 1 日・15 日に開催。
- ・ふれあいセンター運営：農協が撤退し放置された建物を利用。文化センター＋セレモニーホールとしての運営。
- ・デマンドバス運営：バス路線廃止に伴い、地域内の移動手段確保として平成 22 年 10 月より実証運行開始。平成 24 年 4 月から本格実施。車両は町からの貸与。乗客利用料 300 円／回。毎月シフトを組み、日給を支給。ドライバー5,000 円／日 受付 4,000 円／日。
- ・栗部会（江川栗の生産・加工・販売）：年間 1,300kg 程（うち 200～300kg 程は小学校給食へも提供。）販売まで農家でやっている。協議会とは別会計。利益は機械メンテナンスの費用や、人件費・研修費などに充てている。将来的には法人化も検討する予定。

③ 長谷地域づくり協議会

■ポイント

- ・リーダーや担い手は持ち回りであっても、歴任者が多く、組織に対する理解が進むことで、自らの事業展開への着手や、取り組みたい人の応援が広がっている。
- ・協議会が民泊や若者の地域課題解決に向けたものづくりを応援しており、協議会の部会に位置付けることで、地域住民が取り組みたいと考える事業に専念することができている。

1) 地域概況

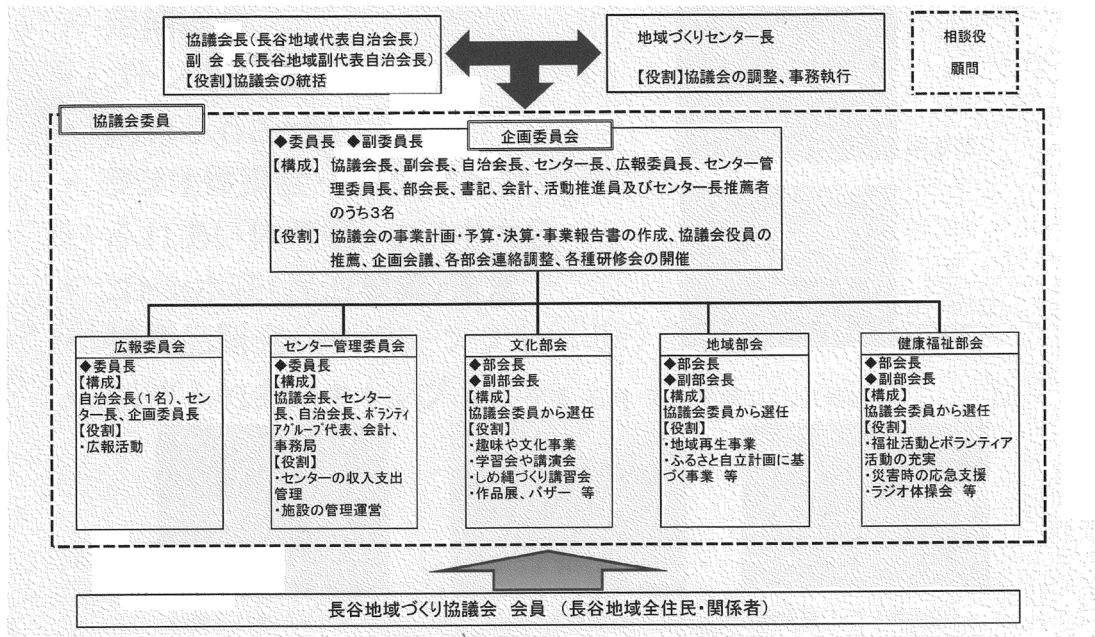
- ・人口：815人 世帯数：341世帯 高齢化率：41.3%。

2) 主な事業

- ・廃校を整備した長谷地域交流センター（ふれあい長谷）の指定管理、納涼ふるさと祭やふれあいキャンプなどの各種行事の運営。ゴトンボ荘（後述）の運営支援のほか、特産品販売も実施。

3) 組織体制

- ・町主導のもと、合併から半年後の平成18年4月に「地域づくり協議会」を発足。
- ・長谷地域づくりセンター「ふれあい長谷」を拠点施設とする。（旧長谷小学校）
- ・平成18年アンケートを実施して「6つの基本目標」を定めた。ただし現在は、実態とのズレが生じていると感じている。
- ・センター長は概ね5年ほどで交代している一方、会長、副会長や各委員長や各部長は1～2年で持ち回り。しかし、やる気のあるメンバーが常に集まり、地域に理解は広がっている。
- ・協議会の構成及び他の地縁団体との関係については下図の通り。



4) 協議会以外の団体による事業

- ・60代中心でゴトンボの会（有志）を結成し、民泊事業・貸農園事業を開始して、やる気アップにつながった。地域づくりの中心メンバーとなっており協議会もスムーズに運営。
 - ・民泊事業（ゴトンボ荘）：平成26年4月から古民家風別荘を借り受け機能整備。3名の清掃員を雇用。
 - ・貸農園：遊休農地活用のため、自ら周囲の柵などを整備して地区外住民等に貸与。（利用料1,000円/a）。
- ・30・40代若手が起業。協議会として支援していこうという体制が整いつつある。
 - ①バンブーマウス事業部（地元出身者2名他）：地域資源を活かした物品の製造・販売、イベント企画などを展開。地元の竹を繊維状にすりつぶした土壌改良剤やポータブルストーブの開発・販売など。大学との共同研究に着手。

②Fablab（ファブラボ）西播磨（地元出身者1名他）：多様な工作機械を備えた、実験的な市民工房のネットワークとして、地域づくり協議会の拠点である「ふれあい長谷」で、ものづくり教室を展開。「地域の問題解決」のためのものづくりの場を目指す。

- ・これらの団体は協議会の部会に位置づけられており、協議会は長谷地域交流センター（ふれあい長谷）の指定管理などを行いつつ、自主的に地域の課題解決に取り組むこれらの団体を支援している。

5) 内実の醸成に向けて

- ・上記のとおり、協議会メンバーの後押しによって、30・40代の若手も世代を超えて人を巻き込み活動できる環境がつけられている。

6) 予算、自主事業

- ・年間190万円程度。
- ・平成24～29年度に、県の各種補助を受けて、協議会がゴトンボの会を財政支援。

第3節 鳥取の事例

(1) 鳥取県南部町「地域振興協議会」

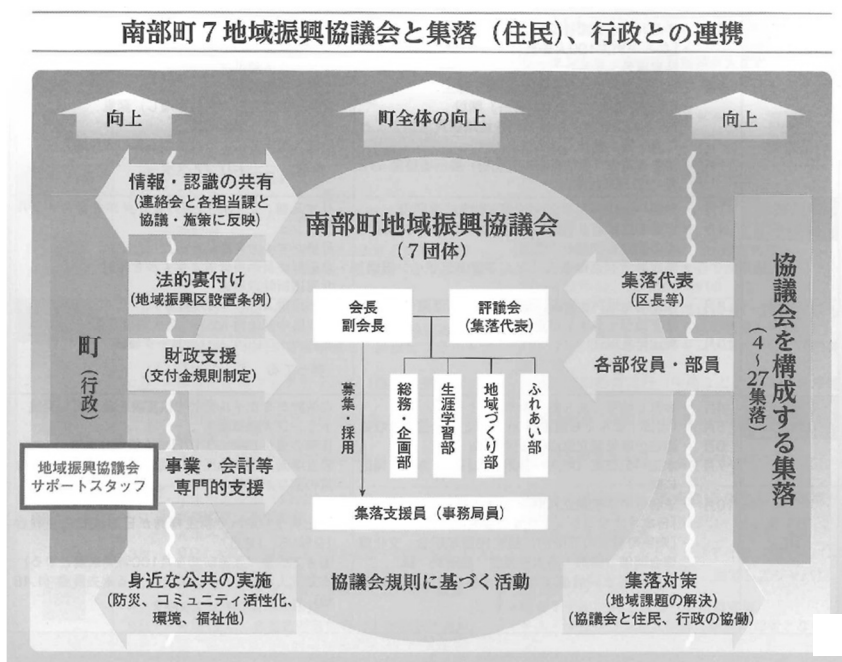
① 南部町役場

■ポイント

- ・会長と副会長の雇用、集落支援員としての事務局員、指定管理費など、人材の確保にはしっかりとした資金・制度的担保がある。
- ・当初の組織立ち上げに3年を費やすなど、住民への意識の浸透と合意形成をしっかりと行った。しかし、立ち上げから月日が経ち、地区によっては活動内容、頻度にバラツキが見られる。
- ・企画政策課の協議会担当のほか、各協議会の支援要員として「地域振興協議会サポートスタッフ(町で1名)」を配置している。

1) 制度・仕組み

- ・平成16年の2町合併の際、初代の前町長が「地域自治組織づくり」を提案。
- ・まちづくりアンケートで区長経験者らの意見を聞き、説明会等を延べ180回開催、職員にも周知を図るなど、3年間で準備し、平成19年に7つの地域振興協議会を立ち上げ。
- ・組織の立ち上げ期には、役場から支援職員を2名(課長職と一般職)配置するとともに、地域住民から会長・副会長を非常勤特別職として辞令交付。
- ・平成22年から職員を引き揚げつつ地元から事務局員を採用。23年に「地域振興協議会サポートスタッフ(一般職非常勤職員)」を企画政策課に1名配置。(行政とのつなぎ役で、協議会と町との連絡会の設定や協議会活動・運営の支援、協議会会計の監査等を実施。)
- ・各協議会において、地域づくり計画(5カ年)を策定している。
- ・協議会の構成及び関係団体との相関図は以下の通り。



2) 人材

- ・非常勤特別職として会長・副会長を地元雇用。協議会が推薦した人を町が委嘱する仕組み。
- ・事務局員(2名〜3名)は協議会が雇用し、町が集落支援員として委嘱する。

- ・協議会の支援要員として、担当課（企画政策課）に「地域振興協議会サポートスタッフ」を配置している。

3) 住民への浸透、内実の醸成

- ・当初は反対も多々あったが、説明と話し合いの繰り返しにより浸透。
- ・各地区の初回の計画書（5カ年計画）は支援職員の協力のもとに策定したが、第二期は地域が主体的に改訂し、現在、3回目の見直し中。
- ・各部会で定型的なイベントを展開する協議会も多いが、マンネリ化が見られる。
- ・国などから表彰を受けることが、地域住民の認知度向上と理解につながっている。
- ・協議会間の連絡会を年に7回程度開催。町長以下職員と、協議会の会長・副会長が参加して対話。毎回テーマがあり、法人化についても協議した。
- ・テーマを定めて視察研修を実施しているほか、協議会独自で視察に行くところもある。

4) 財政支援

- ・毎年度、総額5,500万円程度の交付金（1協議会当たり700~800万円、事務局人件費は集落支援員の特別交付税措置を活用）を主たる財源として、事務局員の雇用と、各種事業を展開。このほか、それぞれの協議会が町施設の指定管理を受託しており、指定管理料の一部が運営費に充てられている。

② 東西町地域振興協議会

■ポイント

- ・会長及び事務局員による献身的な地域保全・安全活動が地域を支えている。
- ・計画の進行管理が徹底されており、随時、組織体制も見直されている。
- ・持続可能なまちづくりのために、積極的に自主事業に取り組んでいる。

1) 地域概況

- ・昭和40年代に造成された新興住宅地エリアで、高齢化は進むが、まちづくりの取組が評価され、近年空き家等への移住者が増えてきている。
- ・人口1,170人、464世帯、高齢化率36%。（平成30年7月）

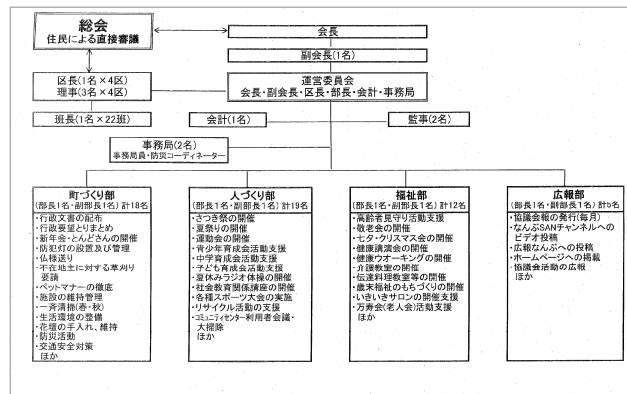
2) 主な事業

- ・コミュニティセンターの指定管理を行いつつ、見守り、高齢者交流サービス、保育サービス・一時預かりなど多様な生活支援を展開。防災活動や空き地の管理なども行っている。

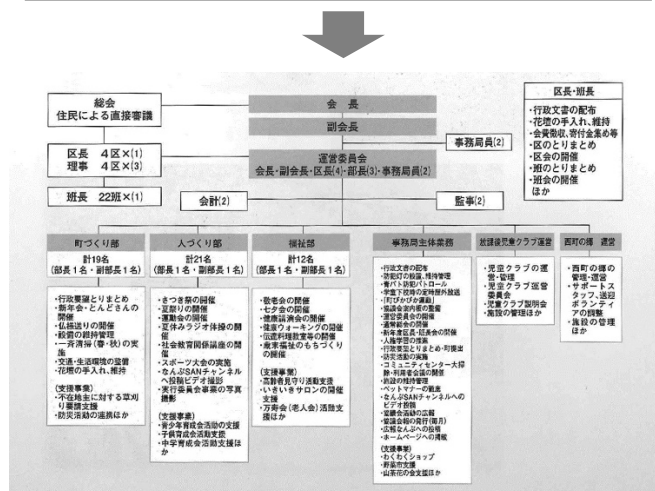
3) 組織体制

- ・運営委員会の下に部会等を設けている（町づくり部、人づくり部、福祉部、事務局主体業務、放課後児童クラブ運営、西町の郷運営）。組織（部会）の見直しを随時行っている。
- ・現在、3代目の体制で、役員等からの声を受けて、会長が見直しを決定（提起）している。
- ・初回の計画は、各集落の集落づくり計画を集めて支援事務員が中心となって策定（10年計画）。2回目は地域で更新した（5年計画）。毎年度の事業計画の中で、5年計画について「やれた」「できていない」の評価結果を載せた上で、今年度の事業・活動を掲載・決定。
- ・設立後10年が経過し、新たな発想での地域計画づくりを提起している。

- ・年に1度、教育委員会、学校、PTA、協議会で集まって行事の重複等の調整を行う。
- ・鳥取大学の研究室が、アンケートの設計・分析などを支援してくれている。
- ・協議会で主体的に事業を決定しているので、役場からのやらされ感はない。新たな事業の実施に際して、町が協議会に相談に来ることも多い。
- ・道路の穴埋めやガードレールが必要となった際、町から材料費相当額の補助金を受けて協議会で整備した。
- ・組織（部会）の見直しについては、下図の通り。



(平成 26 年)



(平成 29 年)

4) 人材

- ・会長は、自営業を営みながらも公民館主事、協議会の初代副会長を経て就任。現在、3期9年目。
- ・会長と事務局員の経験が長く、地域住民の信頼感につながっている。
- ・若い人の育成等は活動を通じて行っているが、時間を要する。

5) 内実の醸成に向けて

- ・毎月、会報「まち」を発行している。A3用紙1枚で、事業の目的を含めて報告や告知、地区の行事カレンダーや各種お知らせをぎっしり載せている。
- ・地域の目標をぶれずに実行する。イベントも目標をもって臨み、反省会をして次に活かす。
- ・住民から言われたことを、先送りにせず真摯に取り組むことが重要。
- ・今後、活動の停滞の恐れがあることから、活動の時間や予算の5%程度はチャレンジをする枠として確保したいと考えている。

6) 予算、自主事業

- ・協議会の予算規模は、約 2,800 万円。6つの会計を分けて管理している。会費やイベント売上等の自主財源は約 500 万円、交付金会計では約 800 万円、指定管理会計はコミュニティセンター管理として 120 万円。
- ・自主事業として、地域コミュニティホームを開設し、高齢者等が利用料 300 円でサポート員の補助を得て自由に活動できる場所を提供している。結果として、自主的に料理を作って昼食をとるなどの活動が行われている。
- ・また、空家・空地について、年 7,000 円で年 2 回草刈りをして所有者へレポートで報告。このような活動から、信頼され、土地等を売りたい人から相談も舞い込み、不動産会社を紹介している。
- ・次世代の育成は課題であり、60 歳くらいから関わられるよう、会長・事務局員の人件費増等の工夫も必要。

(2) 鳥取県鳥取市「地区振興協議会」

① 鳥取市役所佐治町総合支所

■ポイント

- ・住民が主体的に立ち上げた組織が活発に活動を展開している。
- ・組織が乱立して役や会議が重複・負担となっており、効率化と統率・総合化に向けて、組織の改編と新たな組織づくりが検討されている。行政と地域の近い距離感を活かし、事業を協議・決定する機能の強化など地域ニーズに基づいた再編が検討されている。

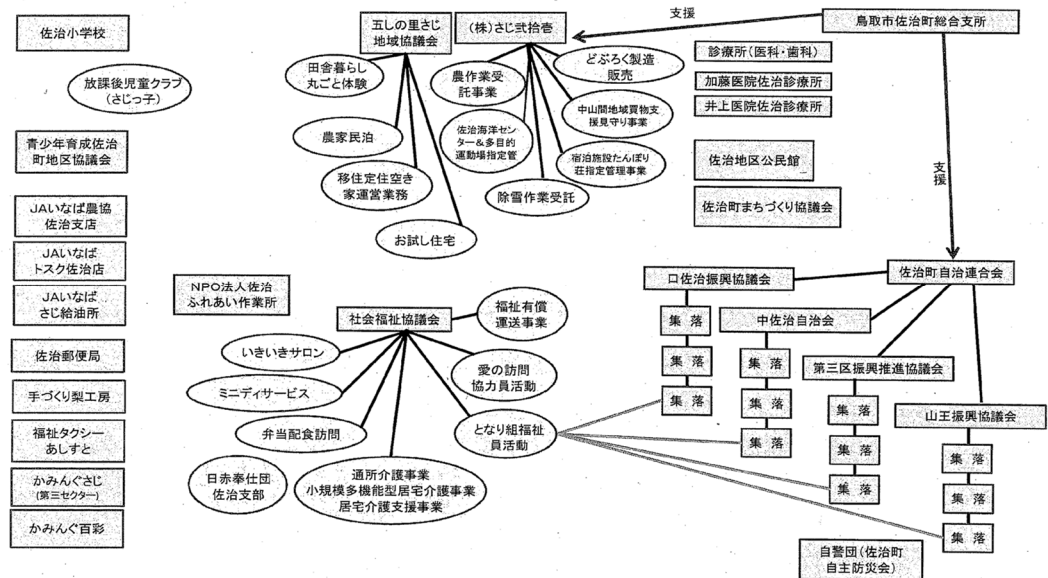
1) 制度・仕組み

- ・「協働のまちづくり」を推進する体制として、佐治町総合支所が中心となりながら、様々な組織がそれぞれの目的や背景に基づいて設立され、乱立状態にある。

<自治会連合会> 27の自治会があり、旧小学校区単位で4つの振興協議会に分かれている。町内が東西に長いこともあり、振興協議会単位での繋がりや活動が大きい。

<まちづくり協議会> 地域公民館単位に、市合併時、鳥取市に合わせる形で、地域課題の解決と活性化を目的として行政主導で設立。公民館が事務局を担いイベントなどを行う。平成21年に各協議会にて地域コミュニティ計画の策定を開始。公民館長と事務員は市からの嘱託職員で、「まちづくり協議会」を設立した公民館へ補助金や人員を支援。

<五しの里さじ地域協議会> 平成20年に農山漁村地域力発掘支援モデル（補助金）で設立。（5年間1,100万円程度の補助金）各種補助金を活用しながら、市内小学校の教育旅行など体験交流を展開。（詳細は次ページのとおり。）



- ・上の図にある通り、組織が乱立して役や会議が重複し、住民にとって負担となっていることから、効率化と統率・総合化に向けて、「小さな拠点事業推進委員会」を設置し、組織の改編と新たな組織づくりが検討されている。行政と地域の近い距離感を活かし、事業を協議・決定する機能の強化など地域ニーズに基づいた再編が検討されている。

<小さな拠点事業推進委員会>（県からの支援） 平成29年度11月に設立（平成28年度

から事前検討会)。シンポジウム、先進事例視察、座談会などを開催。中学生以上を対象にアンケート調査を実施。平成30年3月『地域助け合い(支え合い)事業(案)～将来も安心して暮らせる仕組みづくり～佐治町小さな拠点づくり基本計画』を策定。既存組織の枠とは別に設立し、将来的には各組織の核として平成32年までには小さな拠点組織を立ち上げる予定。

2) 人材・連携

- ・小さな拠点事業のため事務員を新たに1名雇用(約300万円/年)。
- ・地元の郵便局やJAからも佐治町につながりある組織として認識されている。

3) 住民への浸透、内実の醸成

- ・市がワークショップを開催し、地域運営組織のあり方について話し合っている。

4) 財政支援

- ・市では、市内全61地区において、職員で組織するコミュニティ支援チームを編成し、各地区の「まちづくり協議会」に対して支援を行うとともに、原則として最大嘱託職員3名を配置。その上で、「地域コミュニティ育成支援事業交付金」として、協働のまちづくり助成事業(上限40万円。)などの財政支援を行っている。
- ・また、五しの里さじ地域協議会などの「まちづくり協議会」以外の組織にも、「輝く中山間地域創出モデル事業」(計画策定:3万~10万円、補助率100%以内、ソフト事業:10万~200万円、補助率80%以内)の支援を展開している。
- ・なお、自治連合会を通じて市から自治会に35,000円+700円×戸数分が支給されている。
(今後、組織の改編が進み新たな組織づくりが成されれば、その一部を資金として新しい組織に充てることも想定。)

② 五しの里さじ地域協議会

■ポイント

- ・住民が主体的に参画して立ち上げた組織が、都市農村交流や移住に向けて活発に活動中。
- ・継続的な事務局員の存在が、協力者への安心感や教育旅行の安定した受け入れにつながっている。
- ・大学と連携して情報発信の方法を工夫。
- ・地域おこし協力隊OBの協力を得るなど、地域づくり活動に精通した人材を確保。

1) 地域概況

- ・人口1,907人、782世帯、高齢化率47.9%(平成30年9月現在。)。集落数は27。
- ・東西にはしる谷に沿って集落が点在している。

2) 主な事業

- ・受入(体験・民泊)事業、佐治地域お試し定住体験事業、移住定住空き家運営等を展開。

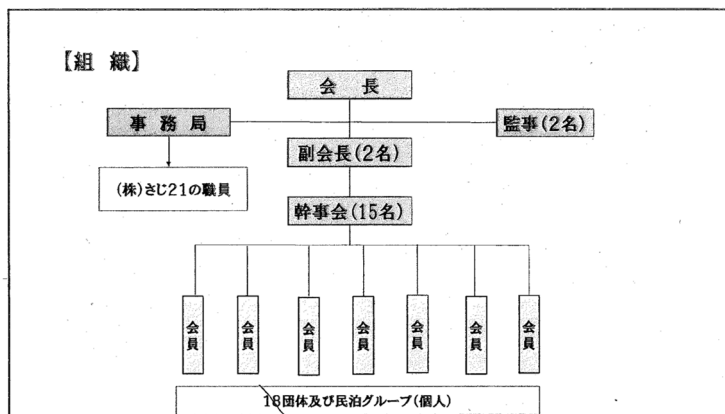
3) 組織体制

- ・平成20年7月に、田舎暮らしをテーマとした体験及び滞在型観光として「元気なふるさと佐治」実現のため設立。

- ・構成団体は、(株)さじ式拾壹※ 他 16 団体と、民泊グループ（個人）46 世帯。移住者にも、民泊を始め、メンバーとなった人もいる。

※(株)さじ式拾壹：鳥取市・J A・商工会をはじめ地域の企業、住民の出資により設立した株式会社で、佐治町内の山林整備や農地維持、除雪などを受託している。

- ・まもなく一般社団法人を設立予定。団体としての信用にもつながると考える。



- ・京都産業大学の協力で YouTube を利用した情報発信を展開。
- ・大規模校の受け入れに向け、近隣市町村と連携した受け入れネットワークの形成を検討している。
- ・教育（市内小学校）の一環として行ってきた経緯があり、これからも変わらずに取り組んでいく予定。定住者増加よりまずは交流人口を増やすためにも通年で受け入れられる体制も作っていかうとしている（現在は5月～10月）。一般観光客の受け入れも検討する方向。

4) 人材

- ・会長は、受け入れ世帯など民泊グループの中で選ぶ。現在3代目。
- ・事務局を(株)さじ式拾壹に委託し、当該職員が従事。地域おこし協力隊卒業生もこちらで雇用されている。

5) 住民への浸透、内実の醸成に向けて

- ・体験グループには多くの住民が関わり、グループごとに反省会など会議を年数回開催。
- ・立ち上げ時は実際に地域住民が民泊を体験し、「これなら自分たちにもできそうだ」と実感し、モニターツアーを開始した。ここが最初の気運醸成に寄与した。
- ・地域住民には、広くイベントへの参加も呼び掛けている。小学生など受け入れの際には、行政無線で地域住民へ呼びかけを行っている。
- ・インバウンド対応についても、「異国気分が味わえる」など積極的な意見が多い。

6) 予算、自主事業

- ・当初は、農林水産省「農山漁村地域発掘事業（年間200万円程度（5年間で1,100万円程度の補助金）」を活用。市の「輝く中山間地域創出モデル事業」なども活用し、現在は自立採算で運営。

7) (株)さじ式拾壹との連携

- ・受入事業に関する、会員（民泊・体験グループ）や客とのやり取りを一任。
- ・継続して事務局を担当しているため、受け入れる家庭にも安心感がある。信頼関係があるからこそ急な対応もできる。

第4節 大分の事例

(1) 大分県宇佐市「まちづくり協議会」

① 宇佐市役所

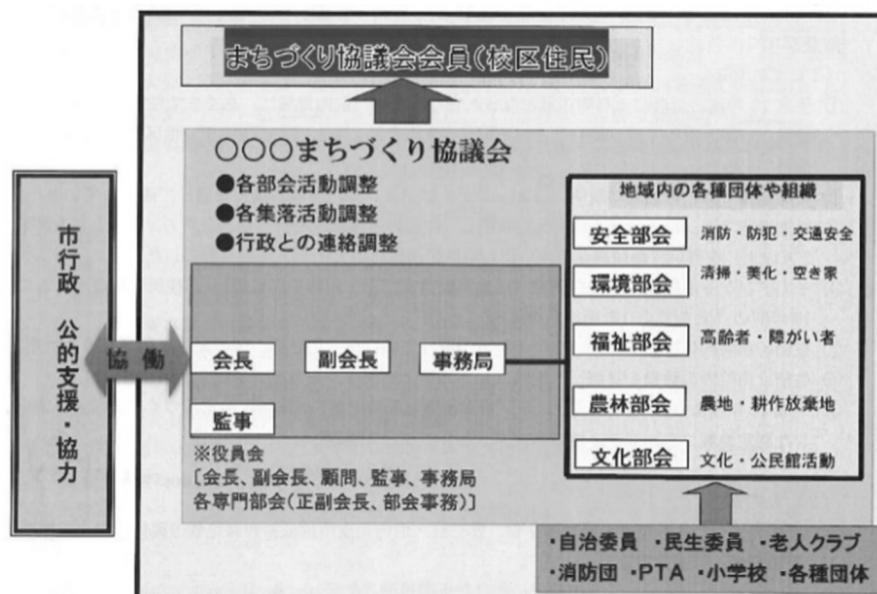
■ポイント

- ・行政先導により、1年で約2地区ずつ、地域住民の理解・合意形成に時間をかけながら、協議会を立ち上げている。
- ・自ら稼ぐことが目指され、関係人口としてふるさと納税を地区ごとに受入可能とするなどして自己資金確保を促す環境が提供されている。

1) 制度・仕組み

- ・平成17年の市町村合併の際、周辺部（旧院内町、旧安心院町）から、「役所に声が届かない」「行政サービスが届かない」といった声が挙がったことを受け、モデル地区を募り、先行的に研修会やまちづくり計画、協働協定書の締結、活動の実践を行った。（南院内地区と佐田地区が立候補。）以降、1年に約2地区ずつ程度の組織の立ち上げを促しており、周辺20校区中16校区で立ち上げ済みである。
- ・全戸アンケートや先進地研修、地域コミュニティリーダー養成研修会、住民学習会を通して、「まちづくり計画」を策定している。
- ・平成21年に、地域審議会やパブコメを通して「地域コミュニティビジョン」を策定。24年には、組織間連携と情報交換に向けて「連絡協議会」を設置。
- ・地域おこし協力隊や市職員が活動を支援。大学・学生も計画更新や組織体制見直しを支援。
- ・市では、以下の課題を認識し、各地区の計画見直しと新規協議会の立ち上げにあたって対応する予定。
 - ・設立当時、時間がないために基礎的過程を経ず、地域に意識が醸成されにくかった。
 - ・モデル組織・マニュアルへの依存、地域でふさわしい形を考えなかった。
 - ・校区内の既存組織の活用・連携に留まり、革新性がなかった。

■まちづくり協議会の標準的な組織体系



2) 住民への浸透、内実の醸成

- ・協議会を支援する目的で地域おこし協力隊を7名配置し、一人2～3地区を支援している。協議会の事務局員を専任20名、兼任11名、計31名集落支援員に任命し、週3～5日で事務局に従事。
- ・平成24年に、大分大学経済学部と域学連携協定を締結し、29年度は佐田・南院内地区の計画の更新と組織体制見直しを支援。
- ・協議会新聞等（宇佐市広報誌と一緒に配布）を通じた積極的な声かけやホームページを作り協議会活動の情報を発信。
- ・メンバーの固定化や活動のマンネリ化は時間とともに進む。人口が多いと危機感が薄く、特に若い世代の関心が薄い。
- ・参加者のボランティア意識が根付いていない。ガソリン代の補助くらい出せるとよい。

3) 財政支援

- ・計画策定時に、約80万円の委託契約を協議会と締結（地域コミュニティ推進業務）。
- ・地域コミュニティ組織運営交付金（集落支援員人件費、まちづくり計画実践活動事業（50～90万円）、関係人口としてのふるさと応援寄附金活用事業（翌年度に全額交付。地区へのふるさと納税を呼びかけている。）。がんばる団体応援事業（上限50万円）。平成30年度から、周辺地域元気づくり応援事業（上限50万円）を開始。
- ・資金支援メニューを徐々に拡充する一方で、交付金については協議会設置後10年で自主財源確保を促すために削減（40万円程度）。自主財源確保策として、市道・林道の草刈り・側溝清掃業務を行政から受託。

② 安心院地区まちづくり協議会

■ポイント

- ・地域の状況と計画の進行状況、組織体制などについて、地域自ら随時見つけて関係者で話し合い、主体的に見直している。
- ・担い手については、長期的な人材確保・育成の視点から、柔軟に様々な人が取り組みたいことにチャレンジしやすい体制づくりが目指されている。

1) 地域概況

- ・人口3,140人、高齢化率34.2%（H23）、1,161世帯。21の集落から構成。
- ・拠点は地域交流会館ラシュレ安心院（空き家を改修して市が場所を提供）。

2) 主な事業

- ・取組は、高齢者の憩いサロンや無料映画サロン（空き家店舗利用）など多様。

3) 組織体制

- ・比較的便利で人口も多い地域であり、初めは「必要ないのでは」という考えであったが、市の働きかけに基づき、平成23年7月に区長に対してコミュニティ説明会を開催。複数回協議を重ねたのち、12月に「安心院地区まちづくり協議会」を設立。
- ・平成24年3月に、住民アンケート結果に基づく「安心院地区まちづくり計画」を策定。

- ・計画書にある事業については、住民アンケートによる要望を基に、実現可能性ではなく希望を多く盛り込んだ形で策定したため、半分ほどは実行しているが、残りは着手できなかった。
- ・このような状況も踏まえ組織改革に対する考え方を以下のようにまとめた。

■組織改革に対する考え方（平成 30 年度）

安心院地区まちづくり協議会は、平成 23 年 12 月に設立され、実際に活動を開始してから丸六年が経ちました。

そして、各事業を展開していく中で、色んな問題が起きて来ています。例えば、参加する部会員や地域の方々が固定化して活動のマンネリ化、会議等の減少、事務局依存型、既存の組織との連携不足、行政の支援不足、部会間の温度差が出来て来ている等で、活動が鈍くなって来ている。

それで、数年前からこの辺で一度、組織や事業内容等について考え直した方が良いのではないかという意見が上がっていました。そこで、平成 29 年度に組織改革検討委員会（会長、副会長、各部会長、事務局、協力隊員の 12 名で構成）を立ち上げ、前後 5 回会議を開催し色んな事を協議して来ました。

まず、まち協のスローガン「みんなで築こう！心安らぎ輝くまち 安心院」の終局の目的は何であるのかを考え、「高齢者のサポート」と「青少年の育成」の二つをバックボーンに考えて行こうという結論付け、以下のように改革することを決めました。

- ① 部会数は、4 部会から 3 部会へ統合する。（別紙 1）
- ② 協議会の副会長は、部会の副部会長を兼任する。
- ③ 各部会の部会員数は、少数精鋭で 20 名程度とし、部会員である事を了解して頂き委嘱状を出す。但し、区長はどこかの部会に所属してもらう。
- ④ 事業内容は、「高齢者のサポート」と「青少年の育成」を考慮して別紙 2 の通りにする。
- ⑤ これらの改革は、平成 31 年度より実施する。

4) 人材

- ・役員は区長連合会会長、区長連合会副会長、公民館館長、地区婦人会会長、小学校校長、小学校 PTA 会長等で構成される。
- ・若者の参加は物理的に難しい。（休みがとれない、仕事や家族を養うので精いっぱい、金銭的余裕がない、市外に働きに行っていて愛着がない など）

5) 内実の醸成に向けて

- ・市の方針では策定 10 年後に地域の計画を見直すことになっているが、部会員の固定化から活動のマンネリ化、会議等の減少、事務局への依存過多、既存の組織との連携不足、行政支援不足、部会間温度差などが問題視されたことから、5 年経過時に組織体制と計画の見直しを発意。組織体制の見直しを行なっており、平成 31 年度より実施予定。
- ・平成 29 年度に役員等 12 名で組織改革検討委員会を設置。市役所は関与せず、アンケートも実施しない形で、事業内容、組織、会員、補助金の出し方、他のまち協との関係などを議論。
- ・組織改革後は部会員数を縮小し、委嘱状を出して責任をもって取り組んでもらえるようにする予定。人材探しが課題で、年内に各部会 20 人を集めようと住民に働きかけている。
- ・より将来に役立つ事業をしていきたい。（例：イルミネーションのようなイベントより高齢者サロンのような地域課題に直接解決する取組。）

6) 予算、自主事業

- ・組織運営費（H29 年実績）6,689 千円。その財源は自立運営事業交付金（2,000 千円）、まちづくり計画実践活動事業交付金（900 千円）、ふるさと応援寄付金活用事業交付金（2,000 千円）

円) など。

- ・高齢者サロンの運営には資金が足りないので、補助金増を望む。
- ・自主事業・収益事業は行っていない。収入が少ないとの意識はあるが、指定管理業務委託を受けたり、事業を立ち上げたりするようなものが地区にはないという認識が協議会には存在している。

③ 佐田地区まちづくり協議会

■ポイント

- ・協議会には協力してくれる地域住民が必須であり、固定化や恩恵・意義のない協力を回避しながら主体的に参加してもらえるよう対応が進められている。
- ・計画書については、中間支援機能を活用しながら地域が主体となつての策定・見直しが進められ、理解しやすい形式と内容の工夫されたものとなっている。

1) 地域概況

- ・人口 955 人、高齢化率 46% (H29)、424 世帯。27 の集落から構成。

2) 主な事業

- ・拠点は佐田地区公民館で、高齢者サロン、各種安全活動、清掃活動などとともに、自主事業として自動販売機や古紙回収も実施。

3) 組織体制

- ・市町村合併後、行政へ声が届きにくくなったことから、「地域がどうまとまり、どう支え合うか？」との思いがあつて、市の誘いに応じ、平成 20 年 11 月に市内初の小学校区単位の地域コミュニティ組織として「佐田地区まちづくり協議会」が設立。
- ・全世帯アンケートを行い、「自分達にできる活動」をまとめた地区まちづくり計画を策定。
- ・平成 29 年度に、策定から 10 年経った計画を見直し、「佐田地区まちづくり計画」を改訂。10 年後も持ってしてもらえるようデザインにこだわり、子どもの写真も掲載した。計画書は、「検討する」「組織を見直す」など、執筆者の強い想いが現れた表現となっている。

■「佐田地区まちづくり計画（改訂版）」 における「佐田の未来の作り方」



4) 人材

- ・会長は現在 3 代目で、これまでスムーズに担い手が見つかってきている。

- ・各部会のリーダーは会長・役員から依頼し、各々が協力者を随時募って活動してきた。

5) 内実の醸成に向けて

- ・役員と協力を頼める人が固定化していたところ、協力者から「取り組む意義や恩恵がない」と指摘。部会制の廃止により、やりたい人で実行委員会を作って取り組む組織体制へ変更。
- ・女性部だけは部会を残しているが、3人のグループごとに責任の所在をはっきりさせたことで、これまでほとんど部長が負っていた作業に担当者が積極的に取り組むようになった。
- ・PDCAは大切だが、やりきることで精一杯で、反省点のとりまとめも共有もしていない。打ち上げ等はスタッフの負担があるため行っていない。

6) 予算、自主事業

- ・組織運営費（H29年実績）6,148千円。その財源は、自立運営事業交付金（1,726千円）、まちづくり計画実践活動事業交付金（500千円）、ふるさと応援寄付金活用事業交付金（825千円）など。
- ・自主事業は、自動販売機（年間約200千円）、古紙回収（年間約200千円）。米の販売を試みたが、販売者の責任問題と販売ルートの確保の面から中止した。
- ・高齢者サロンを各地区公民館にて月1回開催。
- ・平成25年に女性部部長中心にまちづくり協議会から独立して「百貨山草」を発足し、菓草の加工品開発、おにぎりや弁当などを提供し、ゆくゆくはまちづくり協議会への売上還元も考えている。

(2) 大分県臼杵市「地域振興協議会」

① 臼杵市役所

■ポイント

- ・時間をかけて順次協議会を立ち上げており、支援制度などは合併前の地域の実情を重視して、統一的な制度ではなく柔軟に運用している。
- ・協議会が自主財源を確保することを支援し、促す場を提供している。

1) 制度・仕組み

- ・平成21年の現市長の就任時に、地域活動の中心を担っていく「地域振興協議会」を旧小学校区ごとに設置することを決定。1年に概ね2地区の協議会を立ち上げてきた。18旧小学校区がある中、16地区で立ち上げ済。（2地区は立ち上げ準備中。）
- ・平成24年にまちづくり基本条例を制定し、まちづくりの推進方法を規定。
- ・各地域振興協議会は、世代や性別を超えて連携することで各活動の活性化を図ることを目的とし、自治会やPTA、消防団など地域内の「団体」を構成メンバーとしている。
- ・いずれの協議会でも中長期的な計画は策定しておらず、毎年度の事業計画のみで運営。
- ・協議会の拠点施設として、地区公民館や地区コミュニティセンター、連絡事務所がある。このため、協議会ごとに施設管理も含め諸経費を負担する部署が異なり、事務局員等の人件費を負担する主体（管理者・指示者）が統一されていない。

- ・協議会を組み合わせた5つの中学校区単位で包括支援センター・生活支援コーディネーターが設置され、地域住民が主体となった生活支援の取り組みを推進するための活動を始めている。
- ・協議会をつなぐ地域振興懇談会を年1, 2回開催。地域の自慢大会や講演会を開催している。
- ・平成29年度から、「地域コミュニティタクシー運行実証事業」を手上げ方式で実施。(3地区で乗合タクシーを実施。事前受付・ルート調整し、利用者負担100円を超える経費を市が負担。)

■地域コミュニティ活性化のイメージ



2) 住民への浸透、内実の醸成

- ・各協議会に集落支援員を週3～5日設置。
- ・各地区に3, 4名、地区住民や出身者の市役所職員を「地域パートナー」として位置づけている。活動については任意のものであり、担当課職員や地域パートナーなど、職員個人の意識や行動によるところが大きい。
- ・協議会の立ち上げ期には勢いがあるが特産品開発などを行うところが多いが、5年くらいのところでは人手不足や事業の多さから疲れの見える協議会が散見される。
- ・交付金は、事業が多く人手不足もあって、イベント支援・分野別の支援に留まっている。

3) 財政支援

- ・設立記念補助金(上限30万円)、一般活動費補助金(参加者数×300円、上限10万円)、特別活動費補助金(上限30万円)などを支給。
- ・協議会あたり、200万円程度の予算規模。(区長会で徴収した会費の一部を協議会にまわす地区もあれば、施設管理を行う地区、企業と連携する地区など収入源は様々。)
- ・郷土料理の特産品化など、協議会が自主財源の確保を行うよう、市では、協議会単位での出店を行うイベントに対して支援を行っている。

② あまべ振興協議会

■ポイント

- ・ 区長会をはじめ、各種団体が活動を行うのを協議会で情報共有・支援し、新たに必要な取組を協議会自らが行っている。
- ・ 会長や日々の運営を担う事務局職員に依るところが大きく、負担が大きい。

1) 地域概況

- ・ 約 2,600 人で高齢化率 38%。13 の集落から構成（旧小学校区）。
- ・ 拠点は海辺連絡事務所（出張所）で地区公民館でもある。

2) 主な事業

- ・ 取組は多様であるが、中心は、①高齢者サロン、②海の資源を活かしたイベントでの郷土料理販売や地引網などの体験交流。
- ・ 市の「地域コミュニティタクシー運行実証事業」で、平成 30 年度高齢者サロンの利用者の送迎を試験的に実施。

3) 組織体制

- ・ 市の働きかけにより平成 22 年に設立協議を開始し、翌年、市内 7 番目の協議会に認定。
- ・ 役員（区長会や老人会など）20 名程度で集まって議論し、重要事項は年に 1 度の総会で決定。（40 名程度が参加。）
- ・ 地域サポーターには地区出身の職員になっているが、協議会との関わりは薄い。個人的にイベントを支援してくれる職員もいる。

4) 人材

- ・ 区長会長が続けて協議会会長になるなど区長会が中心的役割を果たし、老人会や地域包括センター、青少年育成会などの団体に構成。
- ・ 部会というよりも、協議会で情報共有する形式で各団体が事業を展開。介護や移動支援という新たな問題は、区長会が中心となり総会で事業実施を決定。
- ・ 常駐 1 名（公民館主事を兼務）と 15 日/月勤務 1 名が事務局を運営。業務量が多く、勤務時間や住民への気配りなど職員の負担が大きい。
- ・ 地区では昔から「お助けネットワーク」として、女性部が 1 回 500 円で女性などが助け合う仕組みがあり、収益事業の一部を原資に他の活動費に回している。（各々の活動の支援を事務局で行っている。）

5) 内実の醸成に向けて

- ・ 区報で周知してきたが、協議会よりも各団体による取組とされているところがある。

■協議会の活動紹介



- ・事務局員が協議会の顔となって活躍。例えばコミュニティタクシーは、事務局員らのきめ細かい情報発信・働きかけと調整により地域住民に利用が広がっている。
- ・行政からの案内・依頼が縦割りであるので、それらを調整・コーディネートする機能が充実が求められている。
- ・住民と担い手の間に立つコーディネーターの存在が必要であり、事務局員がコーディネーターの立場に立てるようになるとよいが、現状では担い手となっている。

6) 予算、自主事業

- ・一般活動費補助金等（約 30 万円）を財源としている。人件費は市が負担（集落支援員として特別交付税措置されている）。
- ・協議会の自主財源確保を目的に市が主催するイベント「食うちミシュラン」にあまべ振興協議会が出店し、郷土の“石垣もち”や“アジ寿司”などを販売。

③ 南津留地区地域振興協議会

■ポイント

- ・コミュニティセンターの指定管理は協議会で行い、区長会が雇う事務局職員を中心に、高齢者支援サロンや移動支援など、協議会が担うべき新たな取組を展開している。
- ・会長や日々の運営を担う事務局職員に依るところが大きく、行事の回数増などのニーズが高まっている。

1) 地域概況

- ・約 1,600 人で高齢化率 48%。31 の集落から構成（旧 3 つの小学校区）。
- ・拠点は、南津留連絡事務所（出張所）。地区コミュニティセンターでもある。

2) 主な事業

- ・取組は多様で、①高齢者支援・サロン、②復活させた盆踊り等の交流イベントなど。
- ・市の「地域コミュニティタクシー運行実証事業」で平成 30 年度健康体操などのイベントの利用者送迎を実験的に実施。

3) 組織体制

- ・平成 21 年に 3 小学校を統合。市からの働きかけに基づき、平成 23 年に設立に向けた協議を開始し、翌年、市内 9 番目の協議会として認定。
- ・地域ビジョンは未策定。地域や担い手がしたいことを明確にした上で、予算確保を検討するなど、協議会としての計画的な取組が求められる。
- ・事務局への事業の集中や人手不足について、傾聴・とりまとめ役の確保が必要とされる。（市職員・地域サポーター、協議会懇談会、市議など。）

■地区の広さ・規模、協議会の活動紹介



設立年月日	H24.2.23
人口	889人
65歳以上人口	425人(47.8%)
14歳未満人口	127人(7.9%)

◆地域作り交流部会、安心・安全・見守り・防災部会、世代間交流部会、健康・生きがいづくり部会を置き、活動している。

◆3つの小学校区が一緒になったため、かなり広範囲の地区である。協議会が設立されたことで、少子高齢化の影響でなくなってしまっていた盆踊りを復活することができた。「KMN盆踊り」はK（神野“健康で”）、M（南津留“みんな”）、N（中臼杵“仲良く”）の頭文字を取って命名。

◆三世代が交流するスポーツ大会や独居高齢者とのふれあい事業などを行い、小中学生の健全育成を推進。



4) 人材

- ・協議会会長が、熱心にイベントへの参加呼びかけや各戸への戸別訪問などを実施。
- ・常駐1名(公民館主事を兼務)と15日/月勤務1名が事務局を運営。業務量が多く、役割と勤務時間、住民への目配りなど負担が大きく、3校区合併の地区であることから移動面や人間関係の苦労が多いという。
- ・コミュニティセンターの指定管理を協議会が行い、南津留地区区長会が事務局員を雇う形。
- ・協議会は各種団体から構成されている。
- ・仕事が事務局に集中してしまい、事業の数や回数が増えても担い手が増えないのが課題。

5) 内実の醸成に向けて

- ・ロコミの意義が大きい。例えばコミュニティタクシーの周知を区長らに依頼しても効果が薄く、事務局員らのきめ細かい働きかけと調整により住民に利用が広がっている。
- ・会長や事務局員の判断で事業の実施やその方法を決めており、責任と負担が生じている。
- ・各団体で実施しているが、事務局による運営・情報発信が中心となっている。
- ・コミュニティタクシーの運行で利用者の利便性が高まり、信頼性が増した。サロンのプログラムの工夫により、参加者が楽しく参加し、飽きないようにしている。
- ・地域のニーズに対して、事務局で全て対応するのではなく、住民で分担していく取組が期待される。(「料理教室をしてほしい」とのニーズがあるので住民に料理教室の講師を依頼する、コミュニティタクシー担当をつける、など。)

6) 予算、自主事業

- ・事業費は約60万円。人件費は区長会を通じて市が負担(集落支援員として特別交付税措置されている)。
- ・自主事業は特にない。

(3) 大分県庁「小規模集落対策」

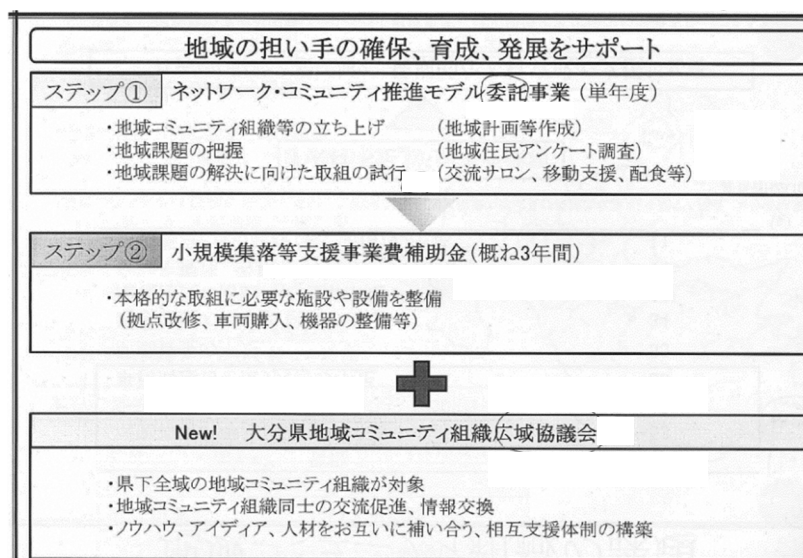
■ポイント

- ・県内6カ所に振興局を設置することで、より地域と密接した体制をとるとともに、ネットワーク・コミュニティ構築にかかる2段階の支援を実施している。

1) 制度・仕組み

- ・平成19年度に小規模集落实態調査を実施し、地域における課題を認識したことから、翌年を「小規模集落対策元年」と位置づけ、知事と市町村長で構成する「大分県小規模集落対策本部」を設置するとともに、小規模集落・里のくらし支援事業を開始。
- ・平成21年には「小規模集落応援隊」として、企業等のボランティアを募集し、集落とのマッチングを開始。(H30.3月末で301団体が登録、延べ860回の派遣。)
- ・平成23年度に「小規模集落対策推進指針」を策定。“地域の活力づくり”、“地域コミュニティの維持”、“集落間の連携・再編”など今後の小規模集落対策の方向性を示した。
- ・平成27年には「ネットワーク・コミュニティの構築」に着手し、複数集落の連携による地域課題の解決を目指している。
- ・平成30年度からは、県内の地域コミュニティ組織を対象とした広域協議会を開始し、ノウハウ共有等を実施。

■地域コミュニティ組織への支援



2) 住民への浸透、内実の醸成

- ・本庁では観光・地域局地域活力応援室で事業構築や情報発信を行い、県下6つの振興局の職員が、市町村職員と連携し地域コミュニティ協議会の活動を支援。
- ・ネットワーク・コミュニティに関する事例集を作成し、地域資源を活かした特産品開発などの例を示し、地域活動の充実の横展開を図る。
- ・設立・取組から10年が経過した地区も現れる中、地域では、コミュニティ活動のマンネリ化や参加メンバーの固定化、活動資金の確保などの課題がみられている。

3) 財政支援

- ・ 2段階の支援メニューを用意し、地域課題の解決に向けた取組を促している。(地域コミュニティ組織の拠点の短期間整備による活動の本格化、直売所を中心とした生活支援サービス、集荷サービスなど。)
 - ・ ステップ①として、ネットワーク・コミュニティ推進モデル委託事業(上限200万円(全額県))、年間12地区で地域団体と委託契約、住民アンケートや計画策定、試行事業を支援。)
 - ・ ステップ②として、小規模集落等支援事業費補助金(県3/4、市町村1/5、地域1/20。1. ネットワーク・コミュニティ推進枠(3か年上限900万円。活動に必要な施設や設備の整備支援。)と2. 集落活動支援枠(上限300万円、緊急的課題への対応。))で構成)がある。
- ・ ランニングコストについては補助対象外としている。

第4章 実態調査

本事業では、地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握することを目的として調査を実施した。

第1節 実施概要

調査の概要及び対象は、以下のとおりである。

実施主体	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室
調査期間	平成30年9月21日～平成30年10月31日
調査対象	全市区町村(1,747)（東京都特別区含む）
回答数	1,722市区町村（回収率98.6%）、個票：4,787団体

■調査の対象とする「地域運営組織」の定義

○地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。
具体的には、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出し、次のような活動を行っている組織。

〈活動の例※〉

総合的なもの 生活支援関係	市区町村役場の窓口代行、公的施設の維持管理（指定管理など） コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、家事支援（清掃、庭の手入れなど）、弁当配達・給配食サービス、買い物支援（配達・地域商店運営、移動販売など）
高齢者福祉関係	声かけ・見守り、高齢者交流サービス*
子育て支援関係	保育サービス、一時預かり
地域産業関係	体験交流事業、名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）
財産管理関係	空き家や里山の維持・管理など

*集会所等に集まり時間を共有することで、孤立化の防止やコミュニティ機能を維持向上。

※以下のように一般の経済活動の一環として行われているものは調査の対象外。

- ・民間事業者による交通事業
- ・生活協同組合、農業協同組合等による店舗運営、配達・移動販売等
- ・主として介護保険の適用を受ける事業を行っている事業者による介護事業等
- ・学校法人、医療法人、社会福祉法人等による事業（学校・保育所、病院、介護施設等）やそれに付帯する送迎等

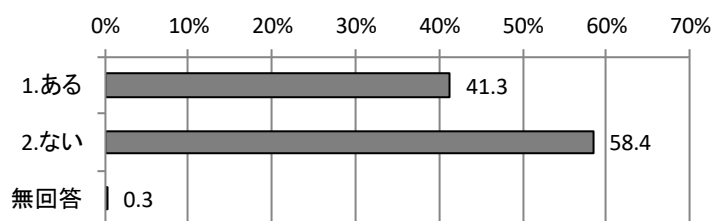
※加えて、社会福祉協議会については、社会福祉法に基づく事業を実施することにより、地域福祉の増進を図ることを目的とした法人組織であり、地域運営組織の構成員として重要な役割が期待されるものの、本件調査において対象とする地域運営組織からは除外している。

第2節 市町村票集計

(1) 地域運営組織の設置状況

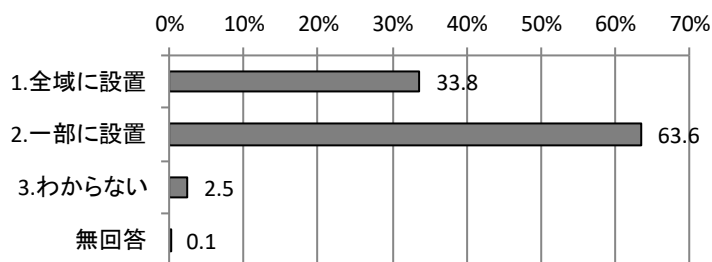
① 地域運営組織の有無 (Q3)

回答のあった1,722市区町村における地域運営組織の有無については、「1. ある」が41.3%、「2. ない」が58.4%であった。



② 地域運営組織の設置状況 (Q3-1-2)

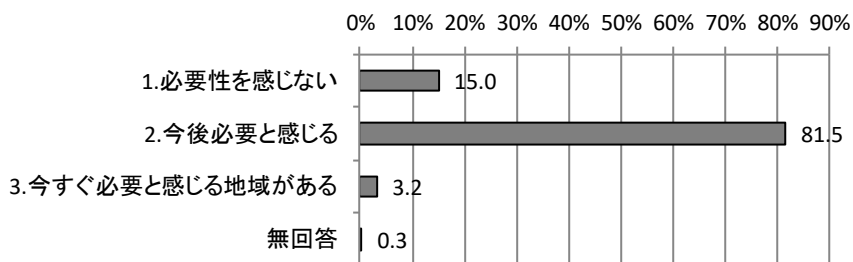
Q3において、地域運営組織が存在するとした711市区町村における地域運営組織の設置状況については、「一部に設置」が63.6%、「全域に設置」が33.8%であった。



③ 地域運営組織の必要性に対する認識 (Q3-2)

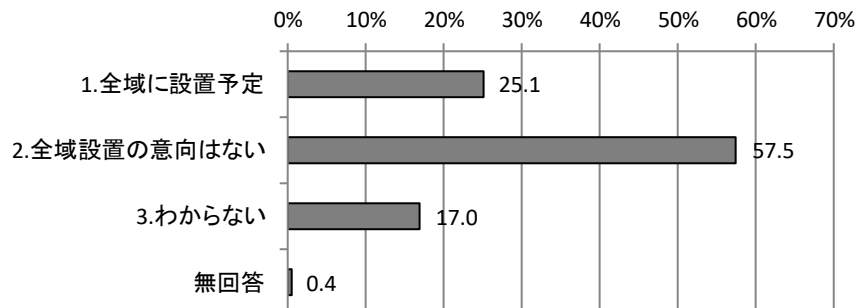
Q3において、地域運営組織が存在しないとされた1,006市区町村における地域運営組織の必要性に対する認識については、「2. 今後必要と感じる」が81.5%、「1. 必要性を感じない」が15.0%であった。

「2. 今後必要と感じる」と「3. 今すぐ必要と感じる地域がある」を合わせると、地域運営組織が存在しないとされた市区町村のうち、約85%がその必要性を感じている。



④ 全域への設置意向 (Q3-3)

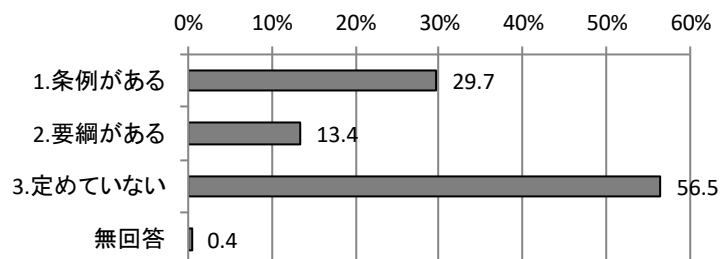
Q3-2において、行政区域の全域に地域運営組織が所在していないとした471市区町村における行政区域全域への設置意向については、「2. 全域設置の意向はない」が57.6%、「1. 全域に設置予定」が25.2%であった。



(2) 地域運営組織の枠組みと評価

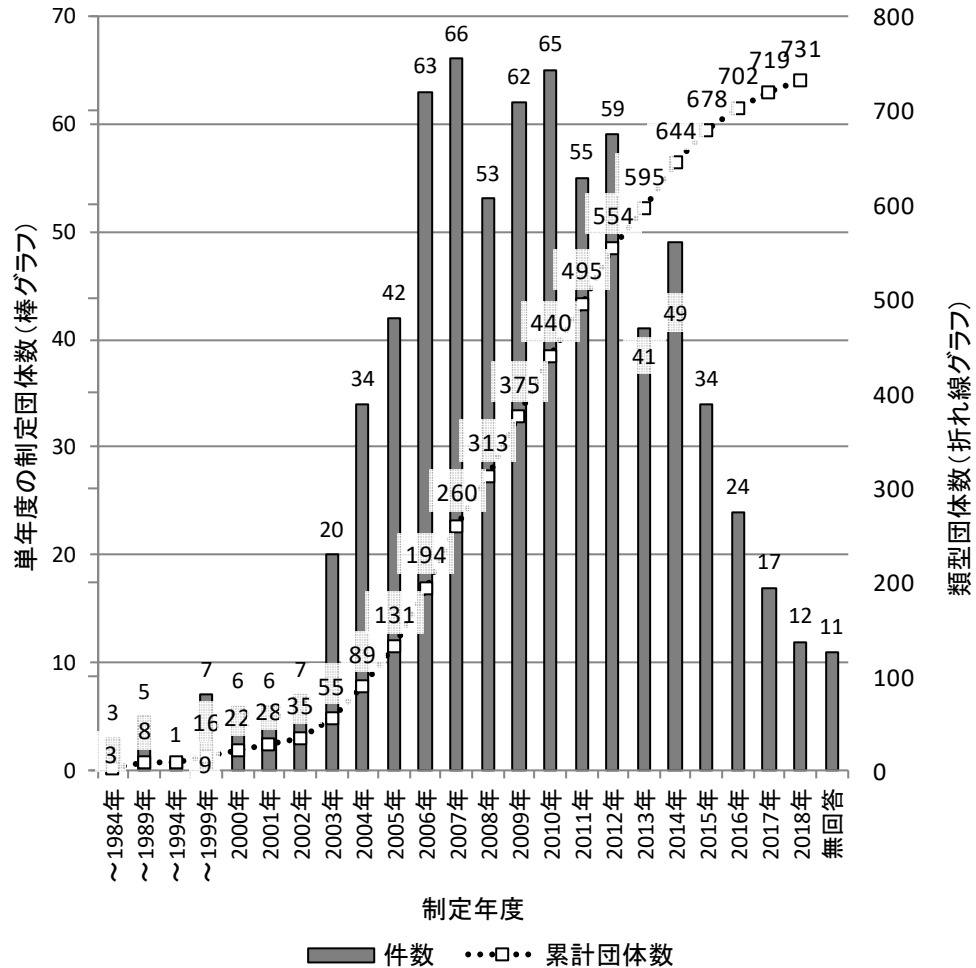
① 地域運営組織にかかる条例・要綱等の制定状況 (問1-1)

地域運営組織、地域まちづくりにかかる条例並びに要綱等の制定状況については、「1. 条例がある」が29.7%、「2. 要綱がある」が13.4%と回答があり、約4割の市区町村で条例または要綱が制定されていた。



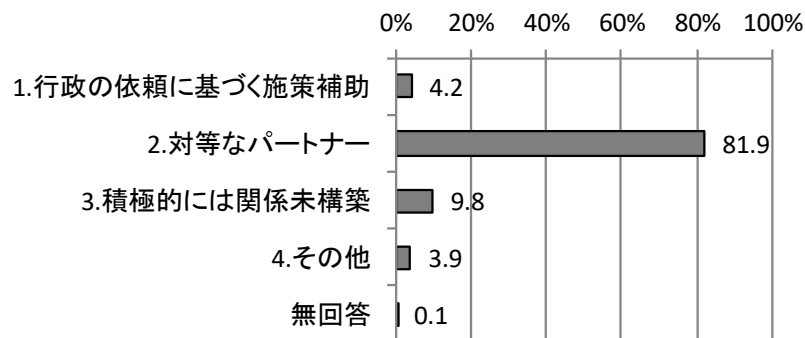
② 地域運営組織にかかる条例・要綱等の制定時期（問1-1-1）

問1-1における地域運営組織、地域まちづくりにかかる条例並びに要綱等の制定時期についてみると、2004年頃から制定数が大きく増加しており、2018年には制定年度無回答を含め742団体となっている。



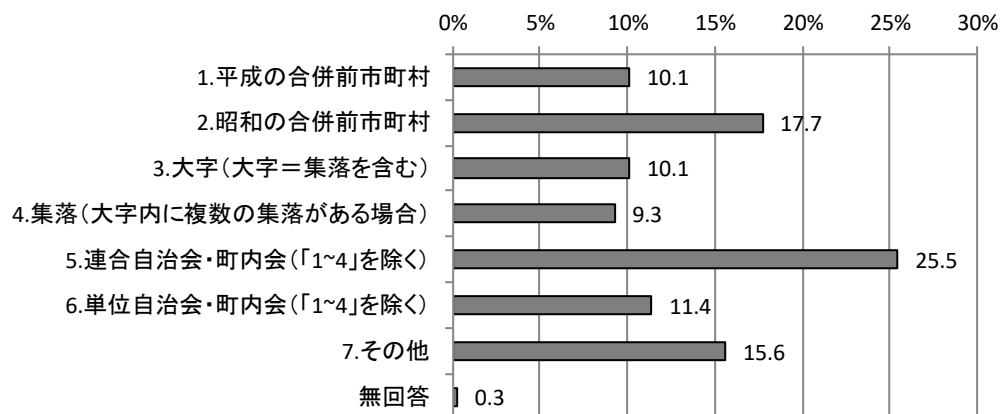
③ 地域運営組織の位置づけと関係性（問1-2）

行政当局側から見た地域運営組織の位置づけについては、「2. 対等なパートナー」が81.9%、「3. 積極的には関係未構築」が9.8%、「1. 行政の依頼に基づく施策の補助」が4.2%であった。



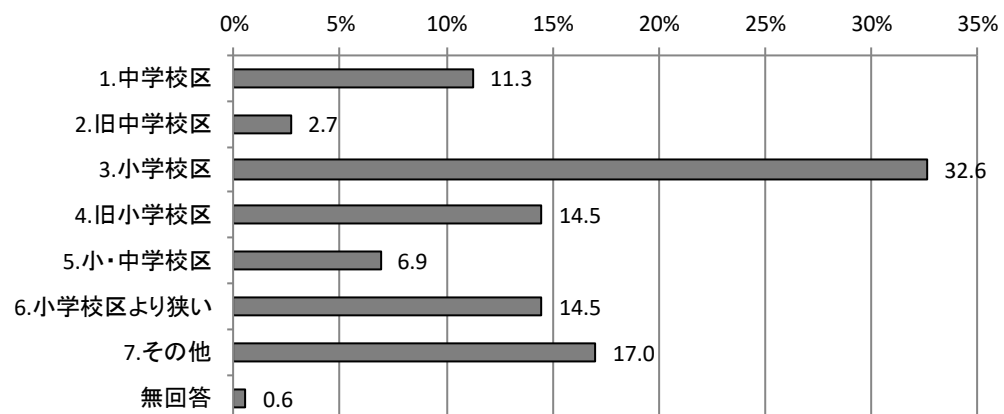
④ 地域運営組織の活動範囲（問1-3）

地域運営組織の活動範囲としては、「5. 連合自治会・町内会（「1～4」を除く）」が25.5%、「2. 昭和の合併前市町村」が17.7%、「6. 単位自治会・町内会（「1～4」を除く）」が11.4%であった。



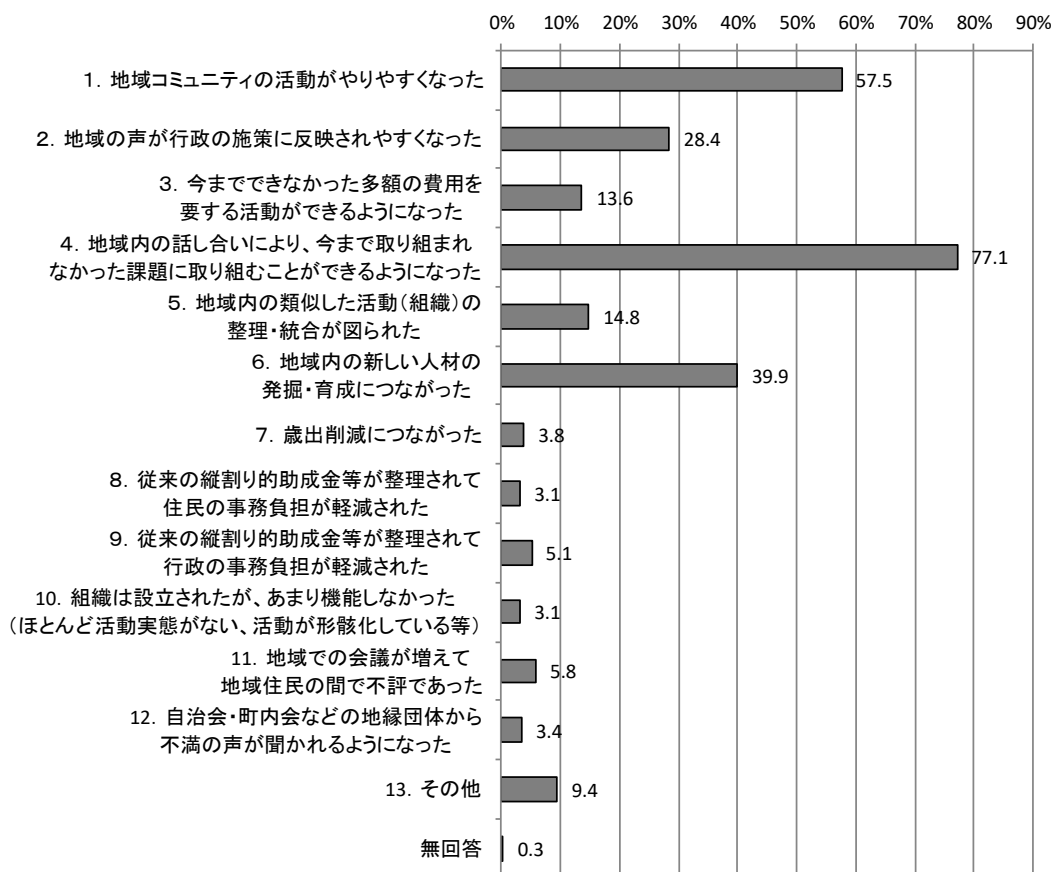
⑤ 地域運営組織の活動範囲と学区との相関（問1-4）

地域運営組織の活動範囲と学区との相関については、「3. 小学校区」が32.6%で最も多く、「6. 小学校区より狭い」ならびに「4. 旧小学校区」がそれぞれ14.5%、「1. 中学校区」が11.3%であった。



⑥ 地域運営組織設置に対する評価（問1-5）

地域運営組織を設置したことに対する行政側の評価としては、「4. 地域内での話し合いにより、今まで取り込まれなかった課題に取り組むことができるようになった」が77.1%、「1. 地域コミュニティの活動がやりやすくなった」が57.5%、「6. 地域内の新しい人材の発掘・育成につながった」が39.9%であった。



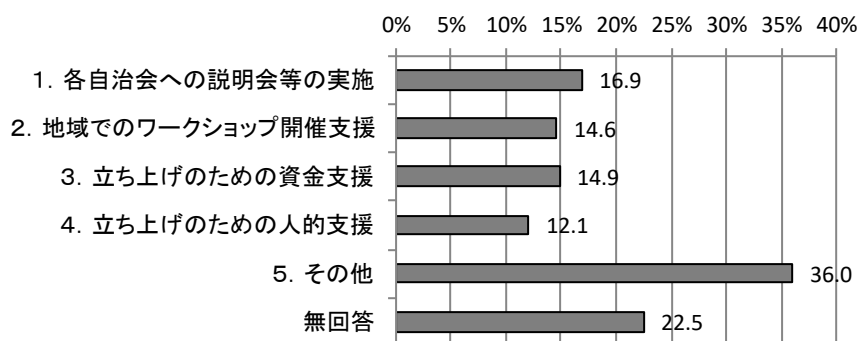
(3) 地域運営組織との関係性

① 地域運営組織の設立に対する支援策（問2-1）

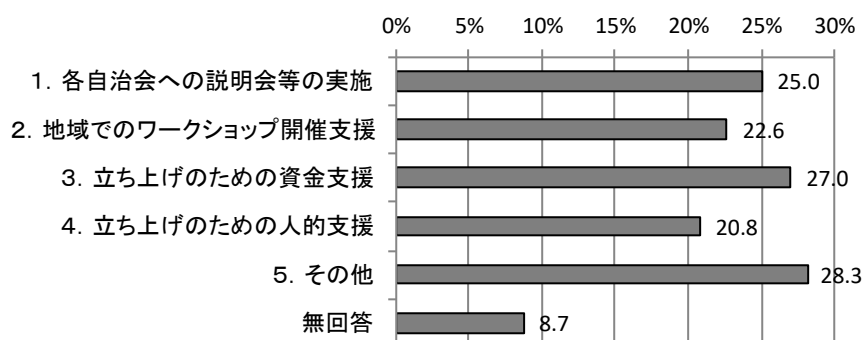
地域運営組織の設立に対する行政側からの支援の内容については、「1. 各自治会への説明会等の実施」が16.9%、「3. 立ち上げのための資金援助」が14.9%、「2. 地域でのワークショップ開催への支援」が14.6%であった。

また、「その他」の中では、「特に、検討・実施していない」、「既に全域に設置済み」、「地域から具体的な相談や情報提供の依頼があれば対応する」といった回答が多くあった。

■すべての団体の回答状況

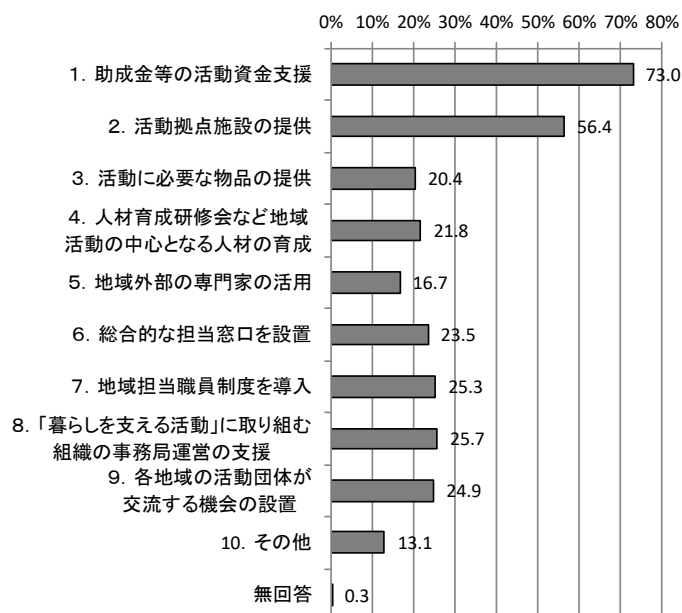


■うち、Q3において地域運営組織が「ある」とした711市区町村の回答状況



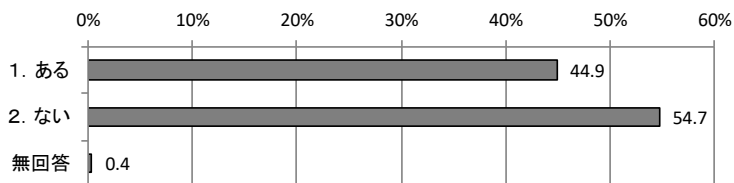
② 地域運営組織に対して実施している支援策（問2-2）

Q3において地域運営組織が「ある」とした711市区町村において、当該運営組織に対して実施している行政側からの支援策としては、「1. 助成金等の活動資金支援」が73.0%、「2. 活動拠点施設の提供」が56.4%、「8. 「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援」が25.7%であった。



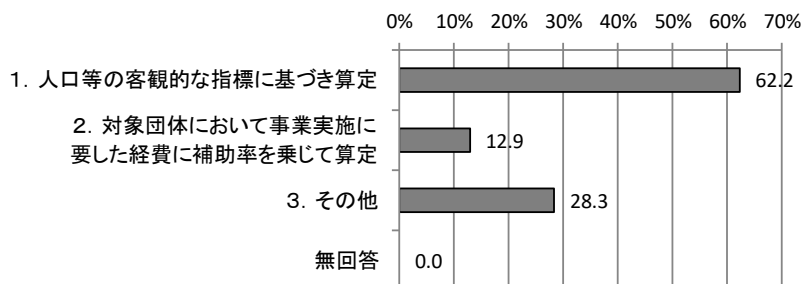
③ 一括交付金制度の有無（問2-3）

Q3において地域運営組織が「ある」とした711市区町村における、当該地域運営組織を対象として交付する「一括交付金」制度の有無については、「2. ない」が54.7%、「1. ある」が44.9%であった。



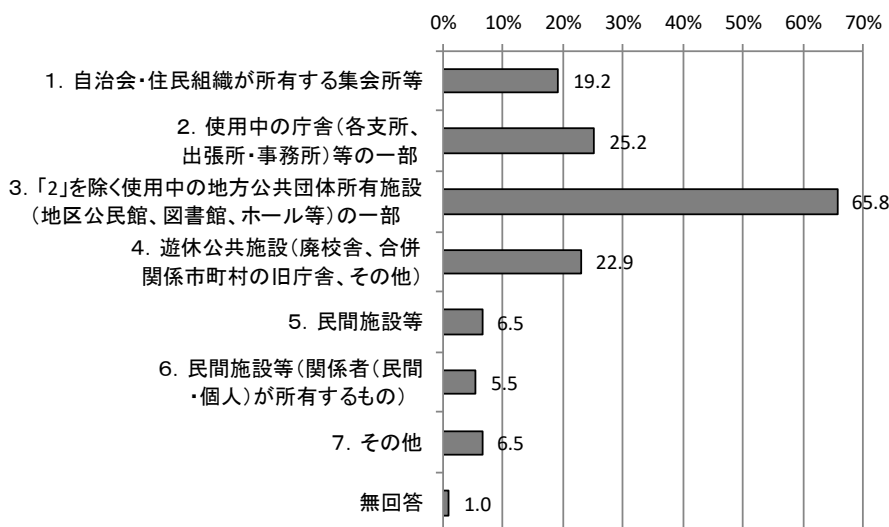
④ 「一括交付金」の算定基準（問2-3-1）

問2-3において一括交付金制度が「ある」とした233市区町村における、地域運営組織に対して交付する「一括交付金」の算定基準としては、「1. 人口等の客観的な指標に基づき算定」が62.2%、「2. 対象団体において事業実施に要した経費に補助率を乗じて算定」が11.6%であった。



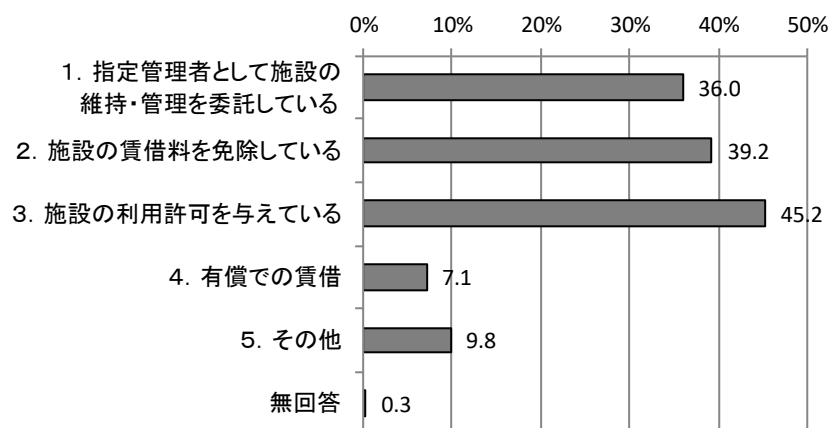
⑤ 地域運営組織の拠点施設（問2-4）

問2-2において「活動拠点施設の提供」を実施しているとした401市区町村における、管内所在の地域運営組織の拠点施設としては、「3. 「2」を除く使用中の地方公共団体所有施設（地区公民館、図書館、ホール等）の一部」が65.8%、「2. 使用中の庁舎（各支所、出張所・事務所）等の一部」が25.2%、「遊休公共施設（廃校舎、合併関係市町村の旧庁舎、その他）」が22.9%、「1. 自治会・住民組織が所有する集会所等」が19.2%であった。



⑥ 拠点施設の提供方法（問2-5）

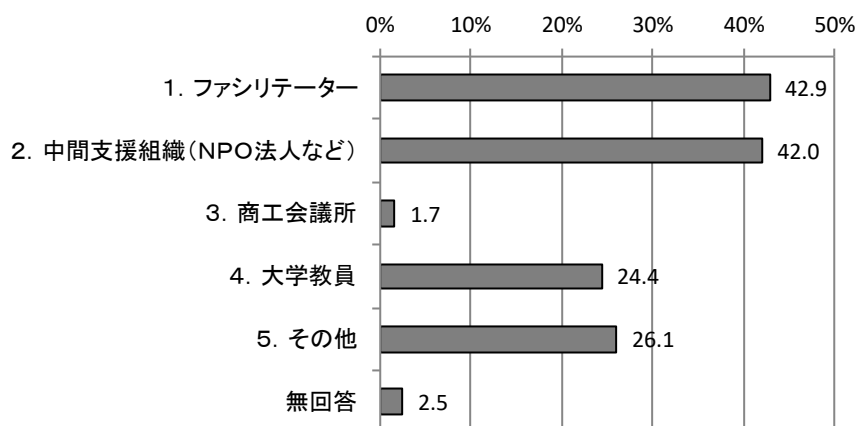
問2-4において管内所在の地域運営組織の拠点施設として「地方公共団体が所有する施設の一部を提供している」とした367市区町村における、当該拠点施設の提供方法としては、「3. 施設の利用許可を与えている」が45.2%、「2. 施設の賃借料を免除している」が39.2%、「1. 指定管理者として施設の維持・管理を委託している」が36.0%であった。



⑦ 外部専門家の招聘状況（問2-6）

問2-2において、地域外部の専門家の活用を図っているとした119市区町村における外部専門家の招聘状況としては、「1. ファシリテーター」が42.9%、「2. 中間支援組織（NPO法人など）」が42.0%、「4. 大学教員」が24.4%であった。

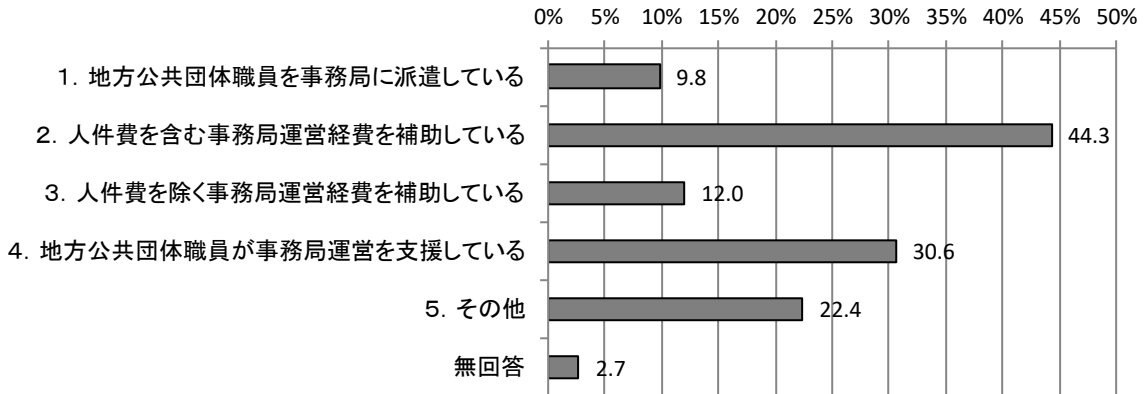
また、「その他」の中では、「近隣自治体の先進組織の代表者」、「税理士・社会保険労務士」、「コンサルタント・研究所」といった回答が多くあった。



⑧ 事務局運営への支援状況（問2-8）

問2-2において、地域運営組織の事務局機能への支援を図っているとした183市区町村における当該支援の内容としては、「2. 人件費を含む事務局運営経費を補助している」が44.3%、「4. 地方公共団体職員が事務局運営を支援している」が30.6%、「3. 人件費を除く事務局運営経費を補助している」が12.0%であった。

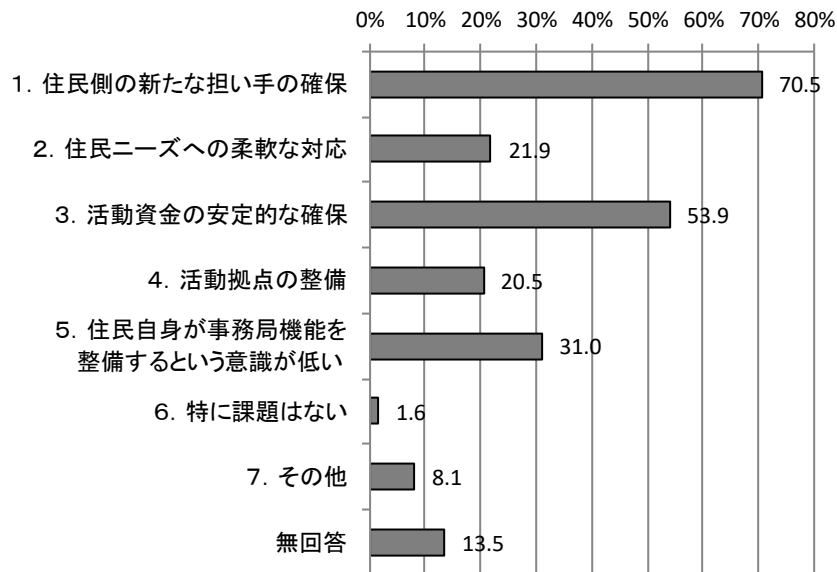
また、「その他」の中では、「運営に係る技術的助言・指導」、「什器備品等の貸与、支給」、「地域おこし協力隊・集落支援員等の配置」といった回答が多くあった。



(4) 地域における課題と国・県への要望事項

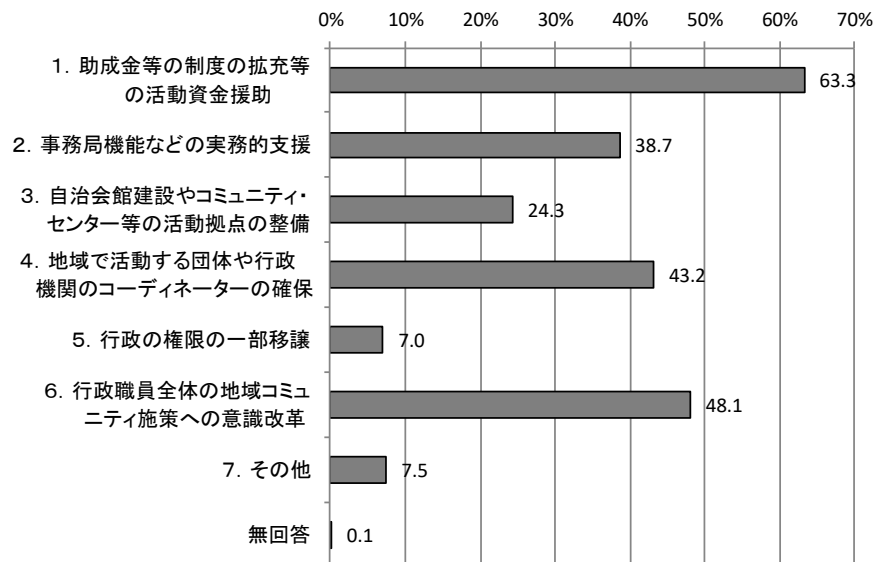
① 地域経営への課題（問2-9）

地域運営について行政側が感じている課題認識としては、「1. 住民側の新たな担い手の確保」が70.5%、「3. 活動資金の安定的な確保」が53.9%、「5. 住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い」が31.0%であった。



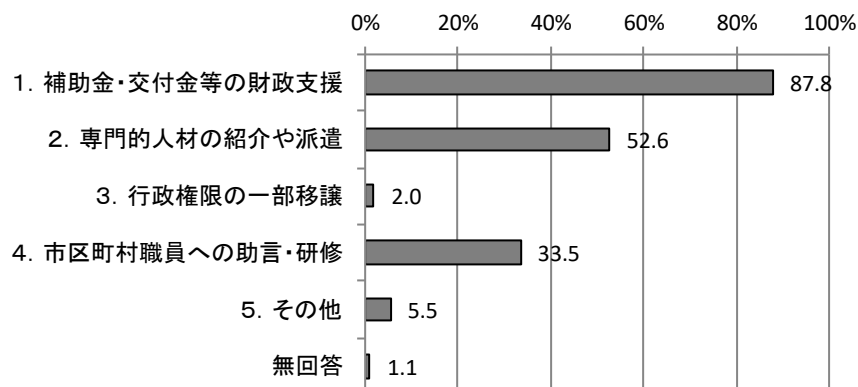
② 地域運営組織の運営支援への考え方（問2-10）

地域運営組織の運営に対する行政側としての支援の考え方としては、「1. 助成金等の制度の拡充等の活動資金援助」が63.3%、「6. 行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革」が48.1%、「4. 地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保」が43.2%、「2. 事務局機能などの実務的支援」が38.7%であった。



③ 国・県に求める支援（問2-11）

市区町村から国・県に求める支援策としては、「1. 補助金・交付金等の財政支援」が87.8%、「2. 専門的人材の紹介や派遣」が52.6%、「4. 市区町村職員への助言・研修」が33.5%であった。

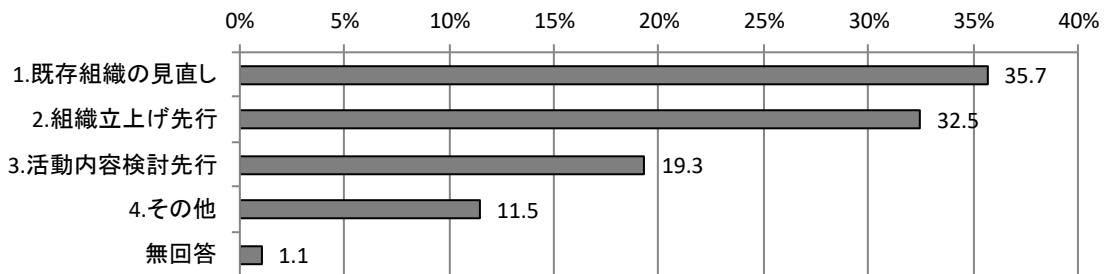


第3節 地域運営組織個票集計

(1) 組織の成り立ち

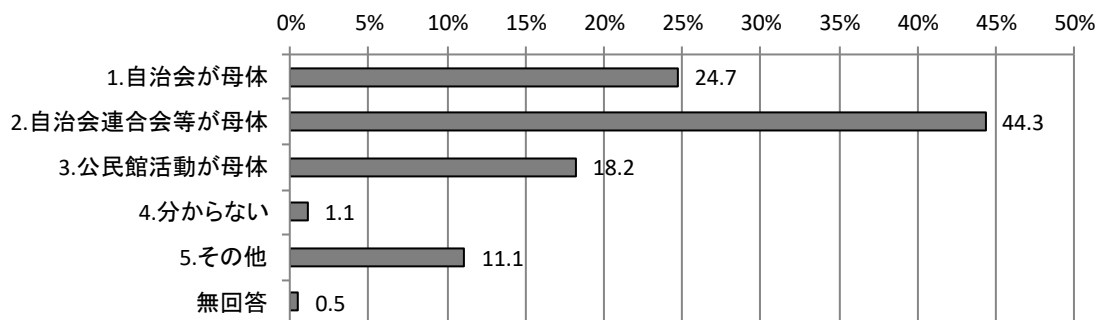
① 組織立上げの経緯 (問1-1)

組織を立ち上げた経緯としては、「1. 既存組織の見直し」が35.7%でもっとも多く、次いで「2. 組織立上げ先行」が32.5%、「3. 活動内容検討先行」が19.3%であった。



② 主たる母体組織 (問1-1-1)

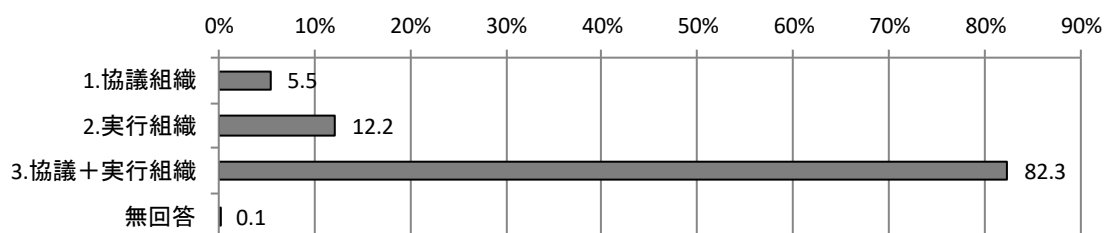
主たる母体組織としては、「2. 自治会連合会等が母体」が44.3%でもっとも多く、以下「1. 自治会が母体」(24.7%)、「3. 公民館活動が母体」(18.2%)となった。



(2) 組織の運営体制

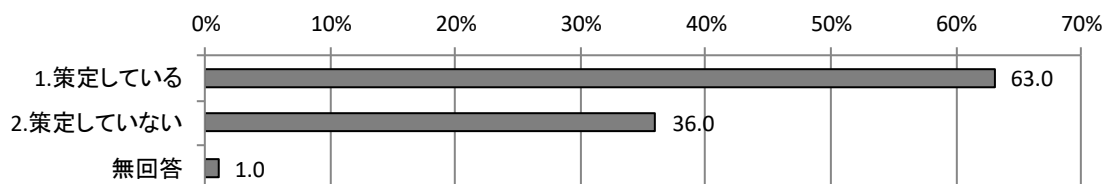
① 組織分類 (問1-2)

地域運営組織の機能分類としては、「3. 協議+実行組織」が全体の82.3%を占め、「2. 実行組織」が12.2%、「1. 協議組織」が5.5%であった。



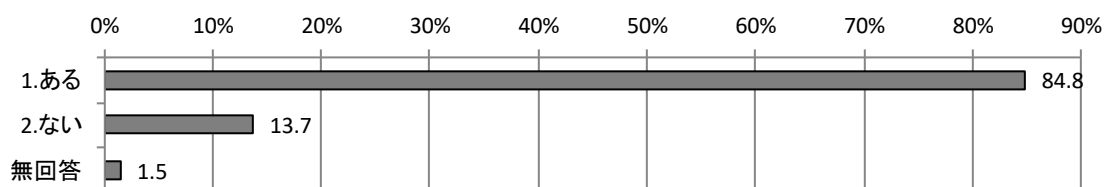
② 地域の運営方針（問1-3）

地域の運営方針の策定状況としては、「1. 策定している」が全体の63.0%を占め、「2. 策定していない」は36.0%であった。



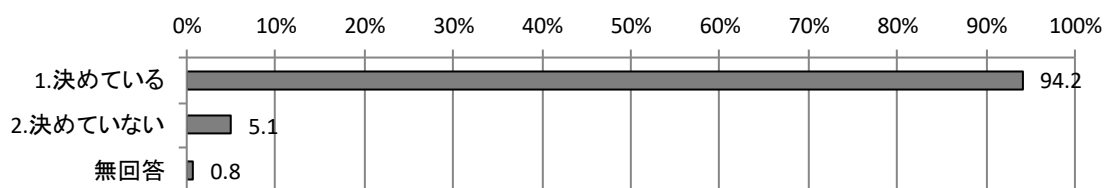
③ 地域運営方針を定期的に見直す仕組み（問1-3-1）

問1-3において「1. ある」とした回答群（3,016件）における当該運営方針を定期的に見直す仕組みの有無については、「1. ある」が全体の84.8%を占め、「2. ない」は13.7%であった。



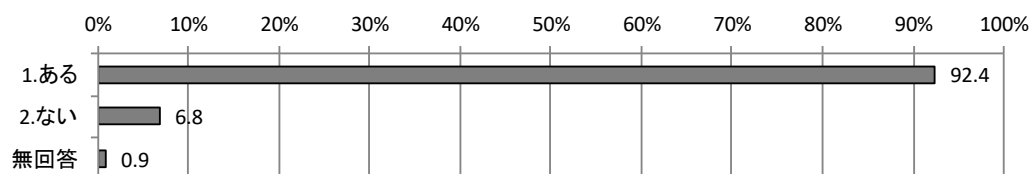
④ 実行組織の方針決定（問1-4）

関係する実行組織の運営方針については、「1. 決めている」が全体の94.2%を占め、「2. 決めていない」は5.1%であった。



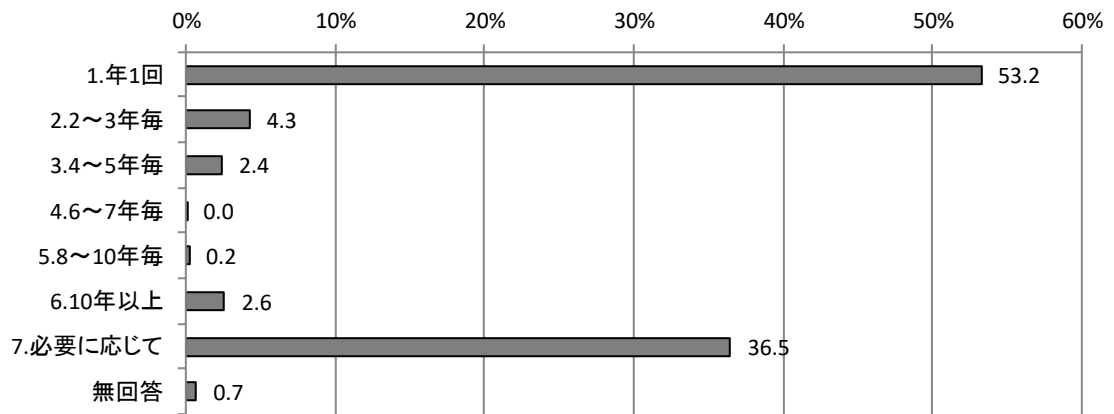
⑤ 運営のあり方協議の機会（問1-5）

組織運営のあり方を協議する機会の有無については、「1. ある」が全体の92.4%を占め、「2. ない」は6.8%であった。



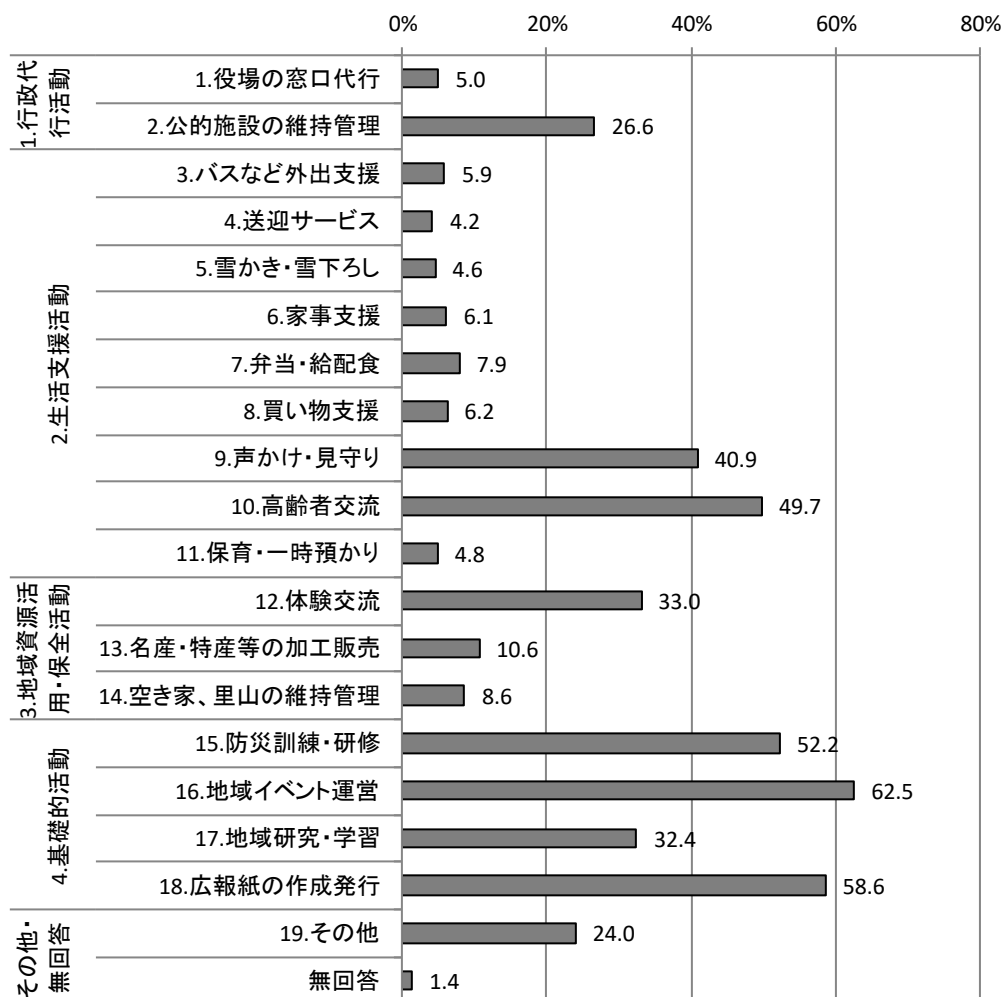
⑥ 運営のあり方協議の頻度（問1-5-1）

問1-5において「1. ある」と回答した4,419団体における当該協議の頻度は、「1. 年1回」が53.2%、「7. 必要に応じて」が36.5%となった。



⑦ 実施している活動（問1-6）

地域運営組織として実施している活動としては、「10. 高齢者交流」（49.7%）、「9. 声かけ・見守り」（40.9%）、「12. 体験交流」（33.0%）が多かった。なお、基礎的活動の中では「16. 地域イベント運営」が62.5%で最も多く、「18. 広報紙の作成発行」（58.6%）、「15. 防災訓練・研修」（52.2%）なども多い。



「15. 防災訓練・研修」から「18. 広報紙の作成発行」までの「基礎的活動」を行った上で他の「発展的活動」を行う団体は70.3%を占める。

■ 「基礎的活動」の有無別でみた、団体の実施している活動

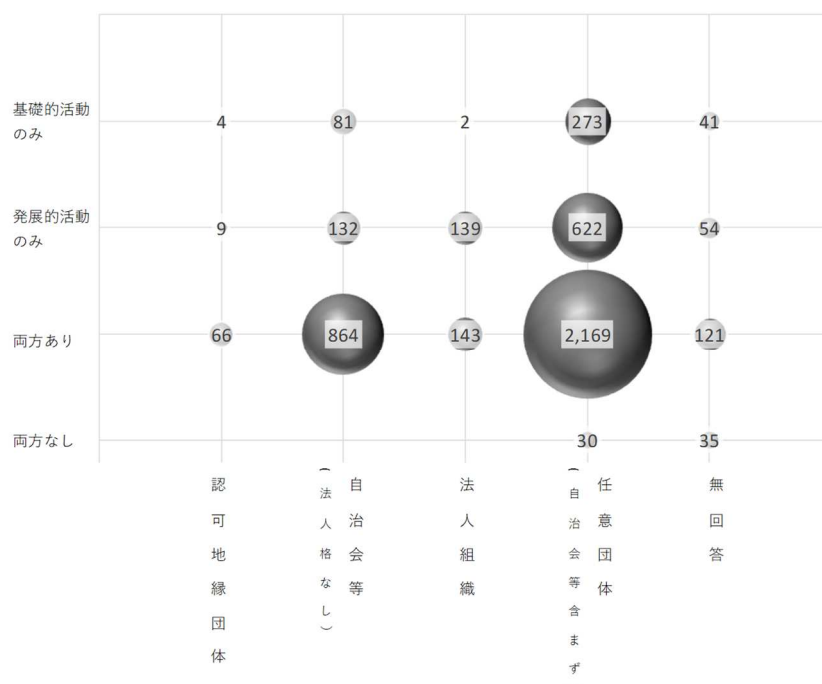
		基礎的活動			
		あり		なし	
		件数	割合	件数	割合
発展的活動	あり	3,364	70.3%	957	20.0%
	なし	401	8.4%	65	1.4%

※なお、「基礎的活動」、「発展的活動」とともに「なし」とした65団体は、「無回答」である。

団体法人格等と活動内容の分類

- 「任意団体等」であって基礎的活動および発展的活動の「両方あり」とする団体が2,169件でもっとも多く、次いで「自治会等」であって「両方あり」とする団体（864件）、「任意団体等」であって「発展的活動のみ」とする団体（622件）と続く。
- 団体法人格等を母数として活動内容別の構成割合をみると、「認可地縁団体」および「自治会等」では、いずれも80%以上が「両方あり」としている。「法人組織」では「発展的活動のみ」および「両方あり」とする団体がそれぞれ約50%を占め、「任意団体等」では「両方あり」とする団体が約70%、「発展的活動のみ」とする団体は約20%となっている。

■度数分布グラフ（単位：件/n=4,787）



【】

■団体法人格等を母数とする構成割合（n=4,787）

※表中、「自治会等」は法人格を有しないものであり、「任意団体」には「自治会等」を含まない。

【単位：％】		総数	基礎的活動のみ	発展的活動のみ	両方あり	両方なし【無回答】
総数		100.0%	8.4%	20.0%	70.3%	1.4%
自治会系組織	認可地縁団体	100.0%	5.1%	11.4%	83.5%	0.0%
	自治会等	100.0%	7.5%	12.3%	80.2%	0.0%
非自治会系組織	法人組織	100.0%	0.7%	48.9%	50.4%	0.0%
	任意団体	100.0%	8.8%	20.1%	70.1%	1.0%
無回答		100.0%	16.3%	21.5%	48.2%	13.9%

- なお、一団体あたりの平均は4.50種類となっている。種類数について、団体法人格等を母数として構成割合をみると、「認可地縁団体」に種類数の多い団体が多い一方で、「法人組織」に種類数の少ない団体が多い。

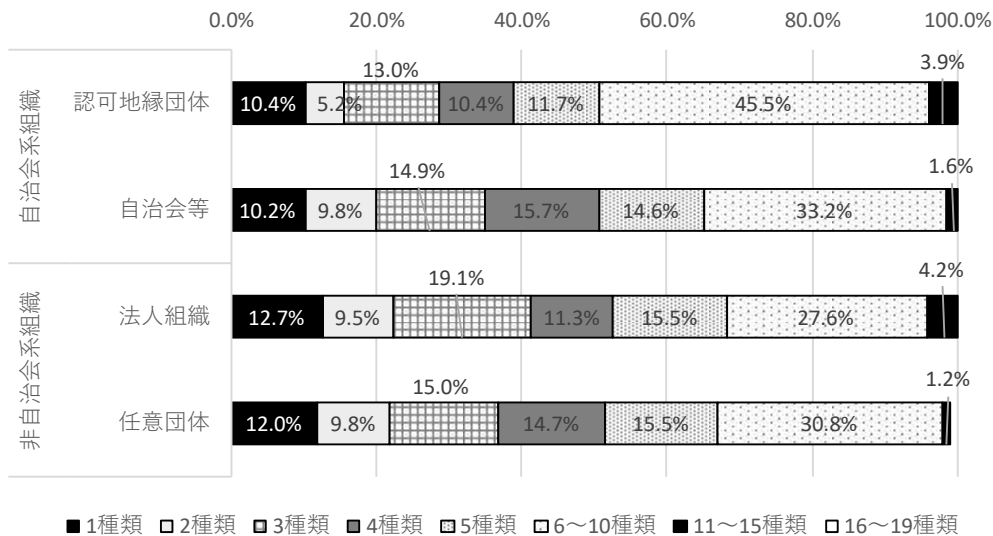
■一つの地域運営組織あたりの活動の種類数の分布

一つの地域運営組織あたりの平均活動種類数	4.50	うち5種類以下	66.3%
			3,176

	総数	1種類	2種類	3種類	4種類	5種類	6種類	7種類	8種類	9種類	10種類	11以上	無回答
該当組織数	4,787	574	467	736	694	705	619	446	226	122	62	71	65
活動内容の総数	21,248	578	934	2,208	2,776	3,525	3,714	3,122	1,808	1,098	620	865	0
1.役場の窓口代行	238	1	4	8	14	30	41	25	29	31	19	36	0
2.公的施設の維持管理	1,272	62	34	119	138	217	192	180	131	91	46	62	0
3.バスなど外出支援	281	92	17	18	26	27	23	26	14	6	8	24	0
4.送迎サービス	201	8	12	17	16	34	31	20	22	11	9	21	0
5.雪かき・雪下ろし	218	6	6	15	15	19	25	57	27	17	9	22	0
6.家事支援	292	34	14	28	24	41	31	25	27	21	16	31	0
7.弁当・給配食	379	2	8	16	20	42	82	76	50	27	20	36	0
8.買い物支援	296	9	13	27	37	41	43	27	27	26	17	29	0
9.声かけ・見守り	1,956	13	103	170	259	323	362	335	163	106	57	65	0
10.高齢者交流	2,381	83	164	179	268	383	474	385	203	115	58	69	0
11.保育・一時預かり	232	10	11	12	12	16	31	52	33	25	13	17	0
12.体験交流	1,581	15	63	156	183	260	285	235	166	98	55	65	0
13.名産・特産等の加工販売	509	14	48	60	43	51	73	73	52	26	24	45	0
14.空き家、里山の維持管理	413	17	17	45	43	49	64	40	47	27	24	40	0
15.防災訓練・研修	2,501	9	74	268	403	490	461	380	190	107	54	65	0
16.地域イベント運営	2,994	46	121	394	462	555	554	415	204	115	58	70	0
17.地域研究・学習	1,553	18	40	142	222	259	277	236	158	85	52	64	0
18.広報紙の作成発行	2,804	19	82	362	430	551	524	378	211	117	59	71	0
19.その他	1,147	120	103	172	161	137	141	157	54	47	22	33	0
無回答	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65

■一つの地域運営組織あたりの活動の種類数×団体法人格等

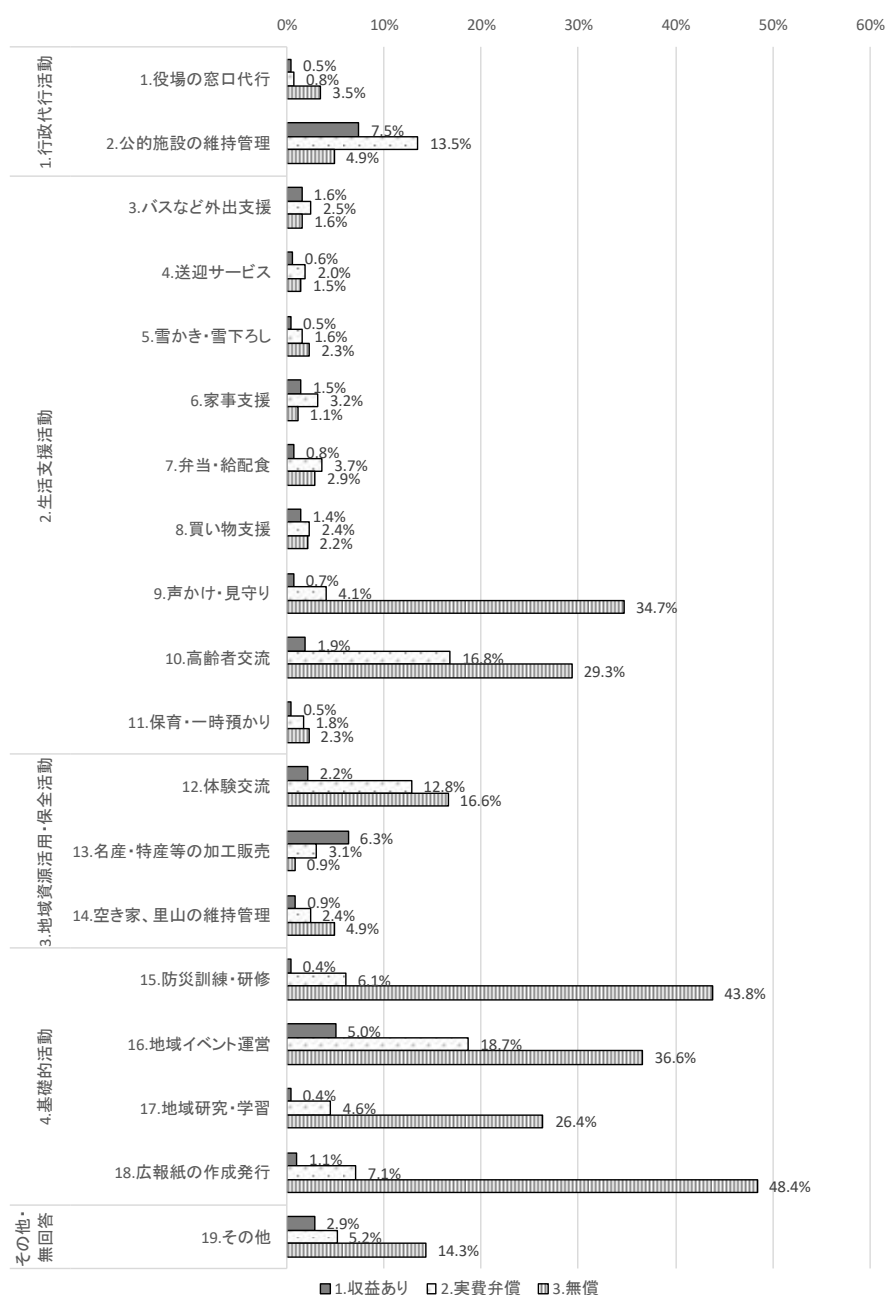
総数		総数	1種類	2種類	3種類	4種類	5種類	6～10種類	11～15種類	16～19種類	無回答
		4,522	524	440	686	663	688	1,421	70	0	30
団体法人格等	自治会系組織	77	8	4	10	8	9	35	3	0	0
	認可地縁団体	1,077	110	106	160	169	157	358	17	0	0
	自治会等	283	36	27	54	32	44	78	12	0	0
	非自治会系組織	3,083	370	303	461	454	478	950	37	0	30
任意団体		2	0	0	1	0	0	0	1	0	0
無回答		2	0	0	1	0	0	0	1	0	0



⑧ 実施している活動の収益性（問1-6-1）

地域運営組織が実施している活動の収益性の有無については、下記のような傾向が見られた。

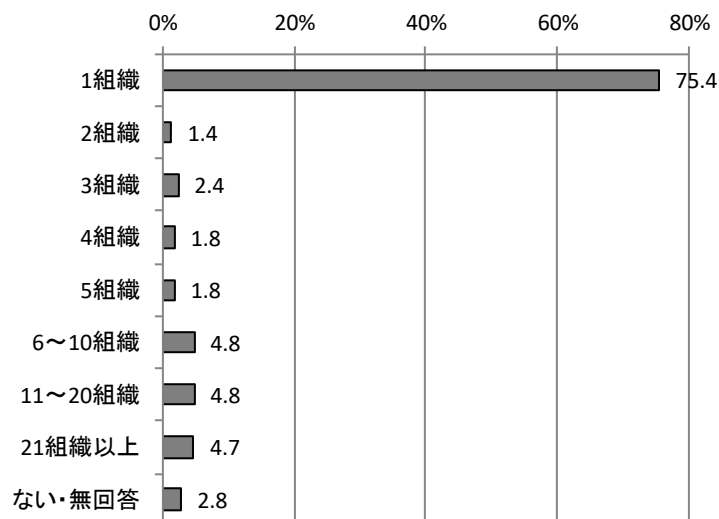
- (1) 「収益あり」の分野としては、「2. 公的施設の維持管理」が全体の7.5%でもっとも多く、次いで「13. 名産・特産等の加工販売」(6.3%)、「16. 地域イベント運営」(5.0%)となった。
- (2) 「実費弁償」の分野としては、「16. 地域イベント運営」が18.7%でもっとも多く、以下「10. 高齢者交流」(16.8%)、「2. 公的施設の維持管理」(13.5%)、「12. 体験交流」(12.8%)となった。
- (3) 「無償」の分野としては、「18. 広報紙の作成発行」が48.4%でもっとも多く、次いで「15. 防災訓練・研修」(43.8%)、「16. 地域イベント運営」(36.6%)、「9. 声かけ・見守り」(34.7%)となった。



(3) 組織の協議機能

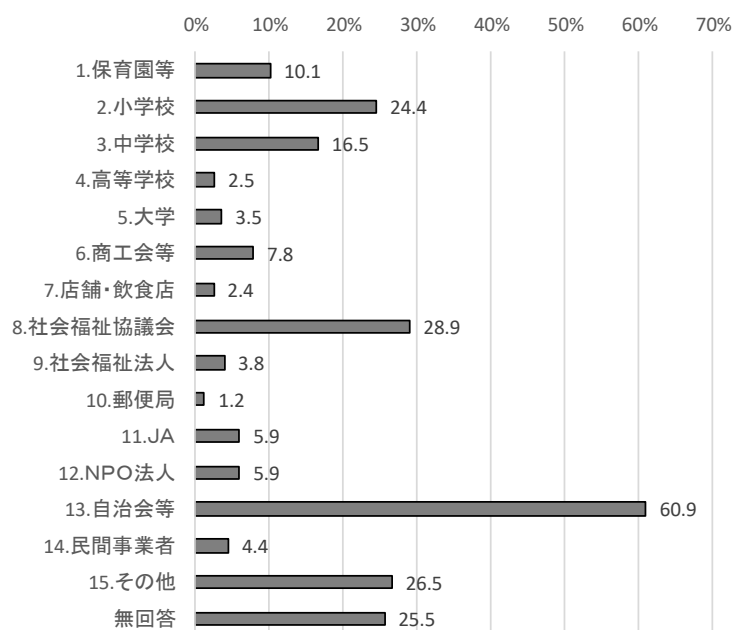
① 協議組織の方針の下で実践する実行組織の数（問2）

地域運営組織の協議機能について、協議組織の方針の下で活動を実践する実行組織の数については、「1組織」が全体の75.4%を占め、最も多かった。以下、「6～10」ならびに「11～20」（それぞれ4.8%）となった。



② 地域課題を解決するための組織の類型（問2-1）

地域課題を解決するための組織の類型としては、「13. 自治会等」が60.9%でもっとも多く、以下「8. 社会福祉協議会」（28.9%）、「2. 小学校」（24.4%）、「3. 中学校」（16.5%）、「1. 保育園等」（10.1%）となった。（なお、本問においては、実行組織数を「1」または「ない」とした回答を除外して集計している）

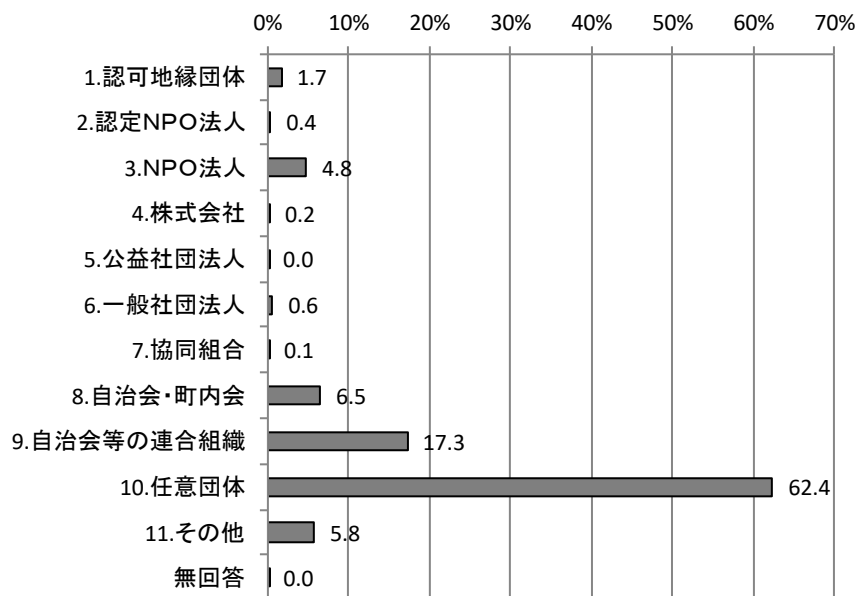


n=913

(4) 組織の実行機能

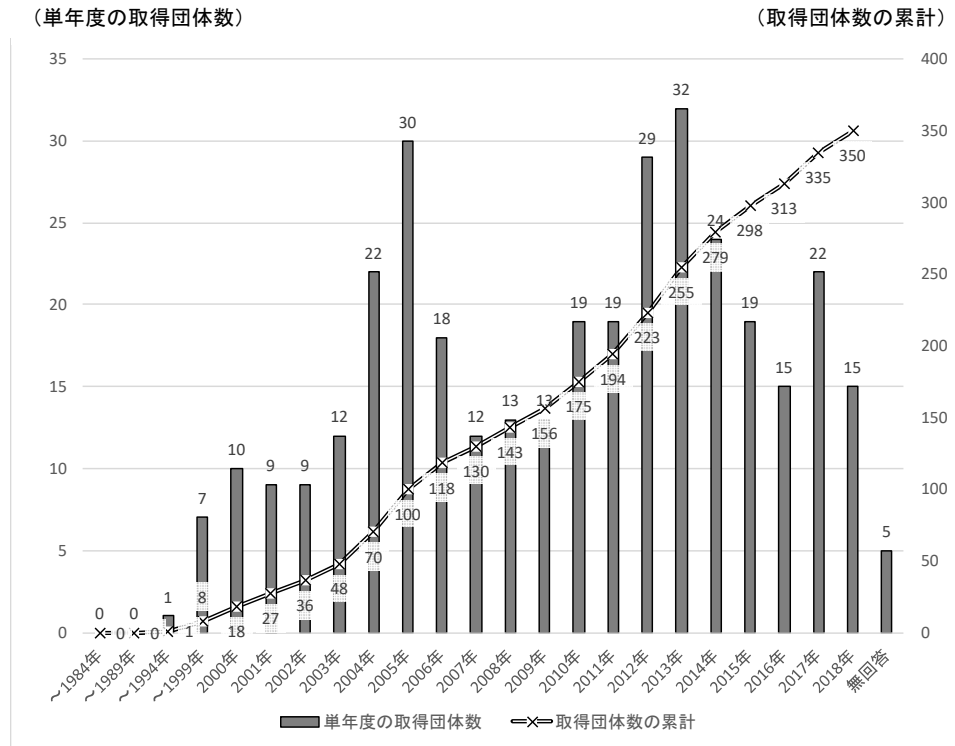
① 団体の組織形態（問3-3）

地域運営組織として活動している団体の組織形態としては、「10. 任意団体」が全体の62.4%を占め、最も多かった。以下「9. 自治会等の連合組織」（17.3%）、「8. 自治会・町内会」（17.3%）、「3. NPO法人」（4.8%）であった。



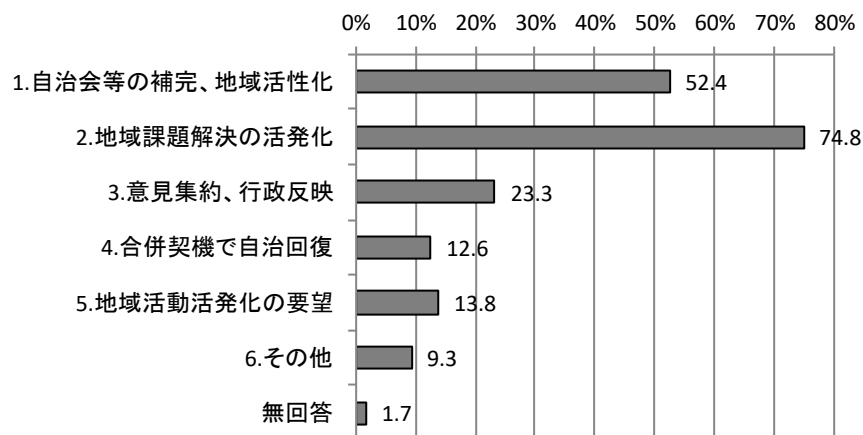
② 団体の法人格取得時期（問3-4）

地域運営組織のうち、法人格を有している団体は355団体（取得時期について無回答の5団体を含む）である。



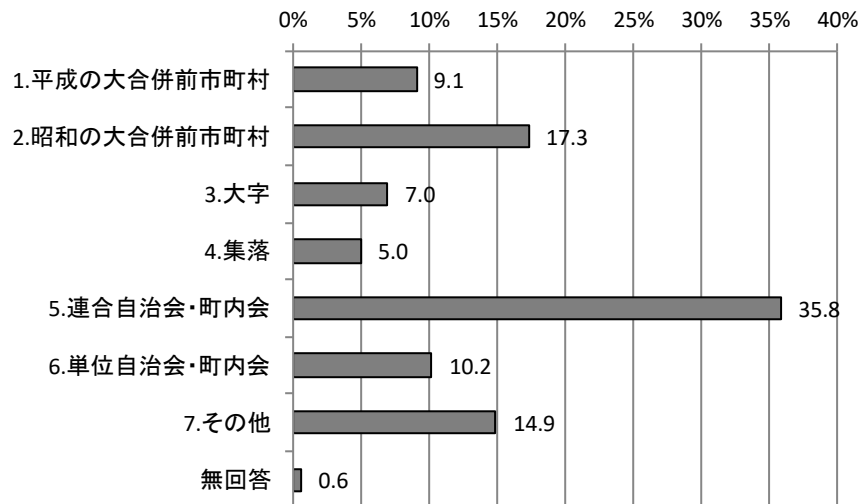
③ 団体の設立目的（問3-5）

地域運営組織の設立目的としては、「2. 地域課題解決の活発化」が全体の74.8%を占め、もっとも多かった。以下、「1. 自治会等の補完、地域活性化」（52.4%）、「3. 意見集約、行政反映」（23.3%）、「5. 地域活動活発化の要望があった」（13.8%）であった。



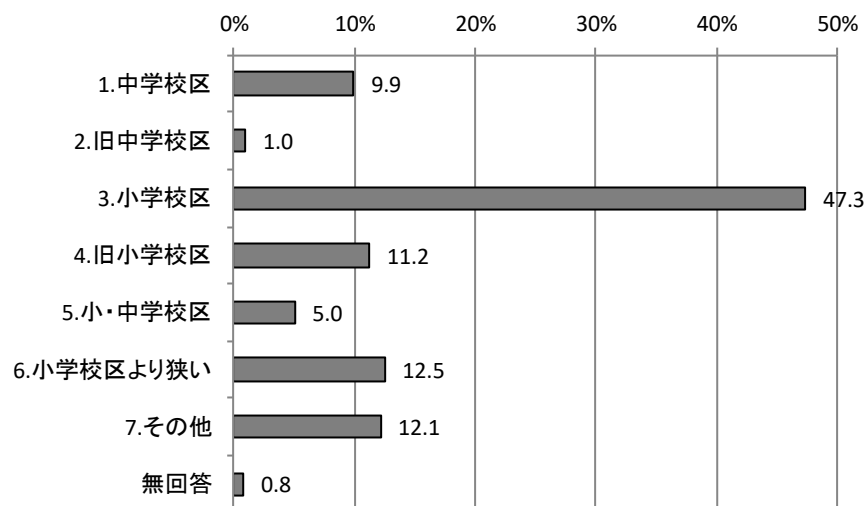
④ 地域運営組織の活動範囲（問3-6）

地域運営組織の活動範囲としては、「5. 連合自治会・町内会」が35.8%でもっとも多かった。以下、「2. 昭和の大合併前の市町村」（17.3%）、「6. 単位自治会・町内会」（10.2%）、「1. 平成の大合併前の市町村」（9.1%）であった。



⑤ 地域運営組織の活動範囲と学区との関係（問3-7）

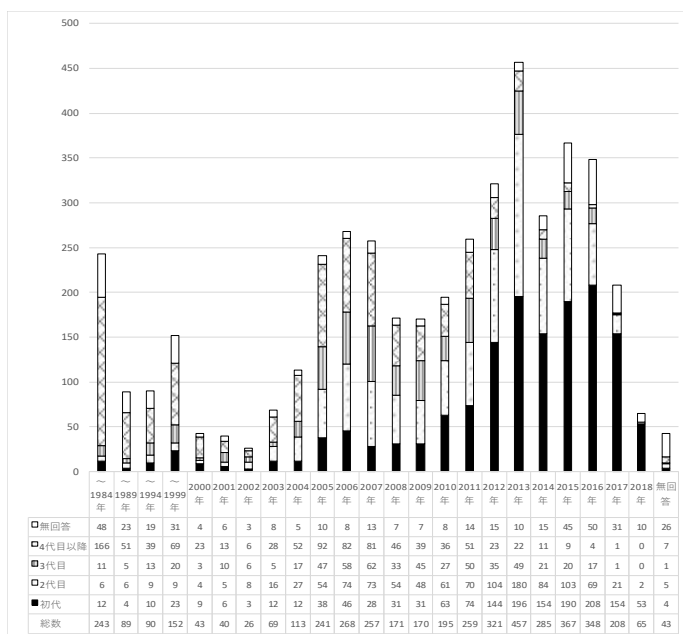
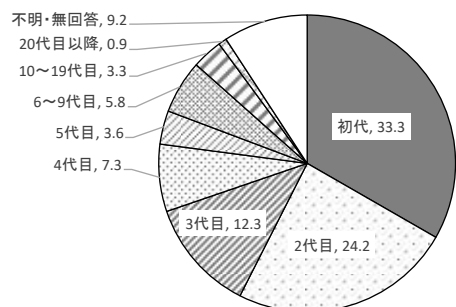
地域運営組織の活動範囲と学区との関係としては、「3. 小中学校区」が47.3%でもっとも多かった。以下、「6. 小中学校区より狭い」（12.5%）、「2. 旧小中学校区」（11.2%）、「1. 中中学校区」（9.9%）であった。



(5) 組織の運営体制と課題

① リーダーについて (問3-10-1)

当該地域運営組織におけるリーダーの交代の有無については、「初代」(設立当初と同じ)が33.3%でもっとも多かった。



【単位: 件/n=4,522】

団体設立年とリーダーの代替わり状況

- 度数についてみると、総数4,522件中「初代」(設立当初と同じ)が1,506件(33.3%)を占める。そのうち760件(50.5%)は設立から5年目(2014年設立)までの団体である。
- 割合についてみると、設立から5年目(2014年設立)に至っても「初代」が過半数を占めている。
- 「初代」(設立当初と同じ)については、設立から10年目(2009年設立)で18.2%、設立から15年目(2004年設立)で10.6%である。
- 1990年~2009年の間に設立された団体の10%強が、いまだに「初代」(設立当初と同じ)となっている。

■各年における構成比

	総数	~1984年	~1989年	~1994年	~1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
初代	33.3%	4.9%	4.5%	11.1%	15.1%	20.9%	15.0%	11.5%	17.4%	10.6%	15.8%	17.2%	10.9%
2代目	24.2%	2.5%	6.7%	10.0%	5.9%	9.3%	12.5%	30.8%	23.2%	23.9%	22.4%	27.6%	28.4%
3代目	12.3%	4.5%	5.6%	14.4%	13.2%	7.0%	25.0%	23.1%	7.2%	15.0%	19.5%	21.6%	24.1%
4代目以降	21.0%	68.3%	57.3%	43.3%	45.4%	53.5%	32.5%	23.1%	40.6%	46.0%	38.2%	30.6%	31.5%
無回答	9.2%	19.8%	25.8%	21.1%	20.4%	9.3%	15.0%	11.5%	11.6%	4.4%	4.1%	3.0%	5.1%

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	無回答
初代	18.1%	18.2%	32.3%	28.6%	44.9%	42.9%	54.0%	51.9%	59.6%	74.0%	81.5%	9.3%
2代目	31.6%	28.2%	31.3%	27.0%	32.4%	39.4%	29.5%	28.0%	20.1%	10.1%	3.1%	11.6%
3代目	19.3%	26.5%	13.8%	19.3%	10.9%	10.7%	7.4%	5.4%	4.9%	0.5%	0.0%	2.3%
4代目以降	26.9%	22.9%	18.5%	19.7%	7.2%	4.8%	3.9%	2.4%	1.1%	0.5%	0.0%	16.3%
無回答	4.1%	4.1%	4.1%	5.4%	4.7%	2.2%	5.3%	12.2%	14.3%	14.9%	15.4%	60.5%

【単位: %/n=4,522】

② 役員およびスタッフの数（問3-10）

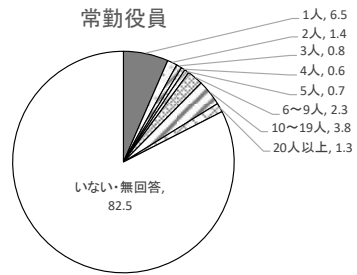
（役員）

- (1) 地域運営組織に在籍する役員のうち、常勤役員については、「いない・無回答」が全体の82.5%を占め、最も多かった。次いで、「1人」が6.5%であった。
- (2) 有償常勤役員については、「いない・無回答」が全体の91.8%を占め、最も多かった。次いで、「1人」が5.7%であった。
- (3) 非常勤役員については、「いない・無回答」が31.4%で最も多く、次いで「3人」(4.6%)、「10人」(4.5%)、「5人」(3.8%)の順となった。
- (4) 有償非常勤役員については、「いない・無回答」が全体の77.6%を占め、最も多かった。以下「1人」(5.9%)、「3人」(2.4%)となった。

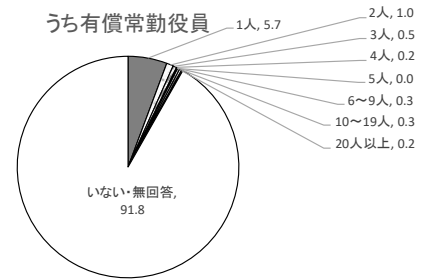
（スタッフ）

- (1) 地域運営組織に在籍するスタッフのうち、常勤スタッフについては、「いない・無回答」が63.3%で最も多く、以下「1人」(13.9%)、「2人」(8.9%)、「3人」(5.3%)となった。
- (2) 有償常勤スタッフについては、「いない・無回答」が71.1%を占め最も多く、以下「1人」(12.2%)、「2人」(7.6%)、「3人」(4.5%)であった。
- (3) 非常勤スタッフについては、「いない・無回答」が53.4%で最も多く、次いで「1人」(11.1%)、「31人以上」(7.5%)、「2人」(5.6%)、「3人」(3.8%)となった。
- (4) 有償非常勤スタッフについては、「いない・無回答」が全体の74.8%を占め、最も多かった。以下「1人」(10.6%)、「2人」(4.5%)、「3人」(3.0%)となった。

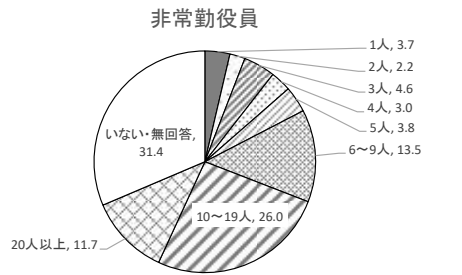
○役員



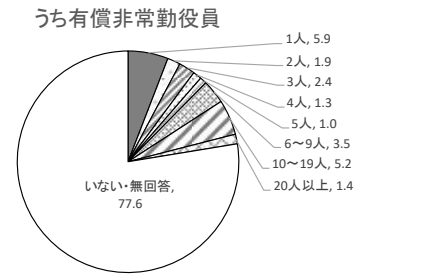
■1人 □2人 ▨3人 ▩4人 ▪5人 ▫6~9人 ▬10~19人 ▮20人以上 □いない・無回答



■1人 □2人 ▨3人 ▩4人 ▪5人 ▫6~9人 ▬10~19人 ▮20人以上 □いない・無回答

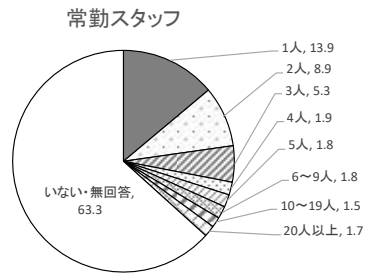


■1人 □2人 ▨3人 ▩4人 ▪5人 ▫6~9人 ▬10~19人 ▮20人以上 □いない・無回答

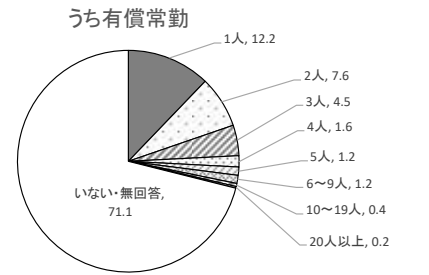


■1人 □2人 ▨3人 ▩4人 ▪5人 ▫6~9人 ▬10~19人 ▮20人以上 □いない・無回答

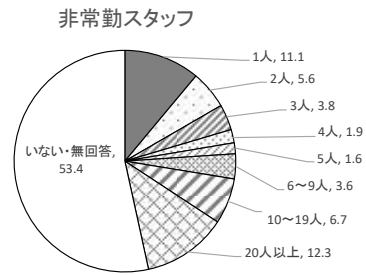
○スタッフ



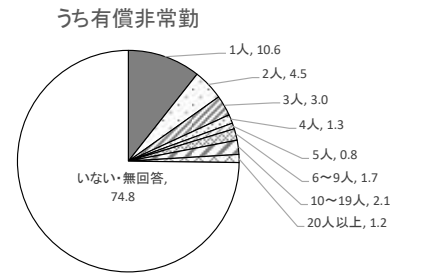
■1人 □2人 ▨3人 ▩4人 ▪5人 ▫6~9人 ▬10~19人 ▮20人以上 □いない・無回答



■1人 □2人 ▨3人 ▩4人 ▪5人 ▫6~9人 ▬10~19人 ▮20人以上 □いない・無回答



■1人 □2人 ▨3人 ▩4人 ▪5人 ▫6~9人 ▬10~19人 ▮20人以上 □いない・無回答

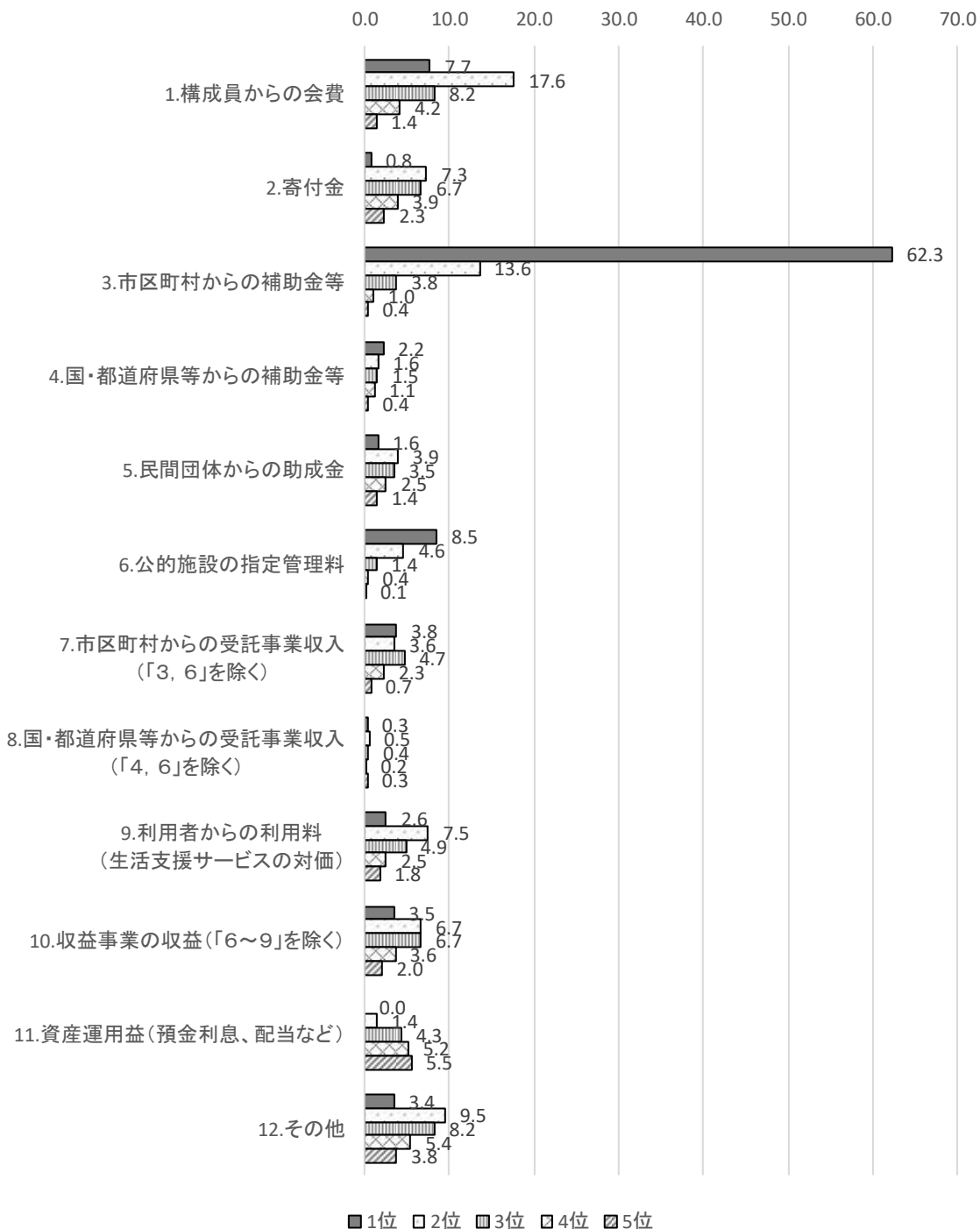


■1人 □2人 ▨3人 ▩4人 ▪5人 ▫6~9人 ▬10~19人 ▮20人以上 □いない・無回答

③ 主要な収入源について（問3-13）

各組織における主要収入源の上位5位のうち「1位」としたものについては、「3. 市区町村からの補助金等」が62.3%で最も多く、以下「6. 公的施設の指定管理料」（8.5%）、「1. 構成員からの会費」（7.7%）となった。

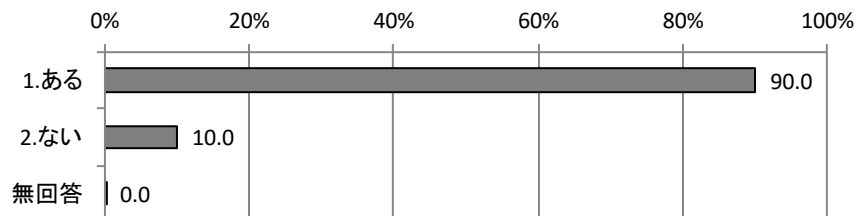
同じく「2位」としたものについては、「1. 構成員からの会費」が17.6%で最も多く、以下「3. 市区町村からの補助金等」（13.6%）、「9. 利用者からの利用料（生活支援サービスの対価）」（7.5%）となった。



④ 活動拠点施設について（問3-14～問3-16）

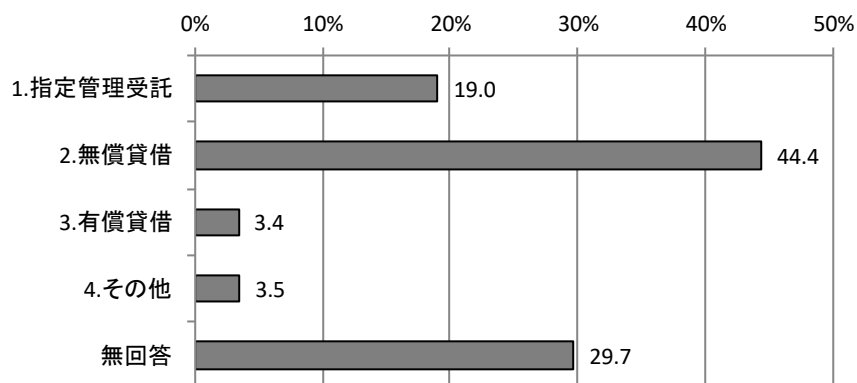
○施設の有無（問3-14）

各組織における活動拠点施設の有無については、「1. ある」が90.0%を占め、「2. ない」は10.0%であった。



○拠点施設の確保方法（問3-16）

問3-14において「1. ある」とした回答群（4,069件）における当該拠点施設の確保方法としては、「2. 無償貸借」が全体の44.4%を占め、最も多かった。次いで「1. 指定管理受託」（19.0%）、「3. 有償貸借」（3.4%）となった。



⑤ 活動上の課題と望まれる支援（問3-17～19）

(1) 活動上の課題（問 3-17）

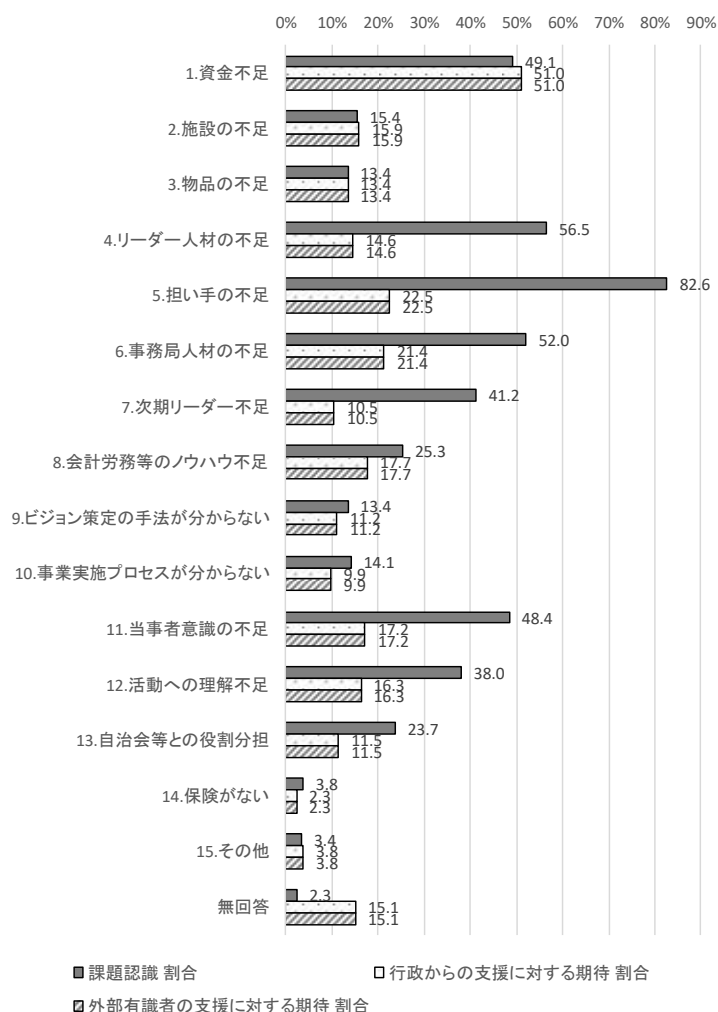
各組織における活動上の課題については、「5. 担い手の不足」が82.6%を占め、最も多かった。次いで、「4. リーダー人材の不足」（56.5%）、「6. 事務局人材の不足」（52.0%）、「1. 資金不足」（49.1%）であった。

(2) 行政からの支援（問 3-18）

各組織が望む行政からの支援としては、「1. 資金不足」が51.0%で最も多く、次いで、「5. 担い手の不足」（22.5%）、「6. 事務局人材の不足」（21.4%）、「8. 会計労務等のノウハウ不足」（17.7%）、「11. 当事者意識の不足」（17.2%）となった。

(3) 外部有識者の支援（問 3-19）

各組織が望む外部有識者の支援としては、「5. 担い手の不足」が22.9%で最も多く、次いで「8. 会計労務等のノウハウ不足」（21.6%）、「10. 事業実施プロセスが分からない」（18.2%）、「4. リーダー人材の不足」（16.9%）となった。



第5章 持続的運営にかかる課題（障壁）

前章までに整理した現地視察及び実態調査の結果に基づき、地域運営組織の持続的な運営にかかる課題・障壁について整理する。

地域運営組織の運営にあたり、ある場面や活動分野において「停滞状態（地域運営組織の取組が地域課題の解決に向かっておらず、取組の形骸化が見られるような状態、もしくは地域内で協議して策定した将来ビジョンに近づくための継続的な取組が行われていない状態）」となっていることがあるが、現地視察及び研究会の議論等を踏まえると、自治体や地域において次の点が「停滞状態」における課題としてよく挙げられる。

1. 人がいない
2. 資金がない
3. 地域に必要な事業を展開できていない
4. 行政の関わりが薄い

「停滞状態」の打開策を検討するにあたっては、これらが表層としての課題（見た目の症状）であることに鑑み、課題の具体的な状態を整理したうえで、各々の根本原因を追究する必要がある。

このため、上記4つの課題に沿って、現地視察と実態調査を通じた現場の状況について整理した上で分析を行い、現場の第一線で活躍する委員の有識者研究会における実態を踏まえた意見を参考に根本原因について整理する。その上で、第6章で提示する持続的な運営に向けて参考となる取組内容との対応関係を示す。

※課題・原因別に、読者において対処方法について参考としてもらえるよう、各項の「(2) 原因・根本原因の検討」において各原因別の「参考となる取組」を表記している。

第1節 人がいない

(1) 課題の具体的状態の整理

地域において「人」が不足するといった課題としては、一般的に、「リーダー」や「担い手」の不在、「住民が参加しない」といった状態が挙げられる。

「リーダー」に関しては、定期的に交代する地区もある中で、長期にわたり同じ人物がリーダーを務める例や決まった人で交替する例も少なくない。この場合、知識や経験、地域住民からの信頼の積み重ねによって効率化や高度化、安心感が得られる一方で、リーダーへの過度な依存や次なるリーダーの確保・育成の面で課題が垣間見られる。

「担い手」に関しては、事務局長や部会長、事務局員など、実質的に地域運営組織を運営し事業・活動を展開する担い手が十分に確保できていない例がある。取組を始めて10年近く経過したものの、次の世代の担い手が見つからず、当初のメンバーで運営し続けている例も見られる。情報や経験、信頼の蓄積にはつながっているが、「持続的な組織運営」という観点からは課題もある。

また、当初は人材が確保できていても、「担い手が固定化」していく例や徐々に「担い手が減っていく」例もある。地域住民の参加に広がりがないことで、リーダーや担い手が特定の人物に限られ、マンネリ化や疲れ、意欲を持った新たな担い手の参加の阻害といった課題が見られる。新たな担い手が確保できないことで、一部の事務局員などに事務や相談、地域住民への対応が集中し、過度な負担を背負っている例も見られる。

さらに、「リーダーがいてもリーダーシップを発揮していない、できない」といった人材の能力・行動面での課題がある例も見られる。

逆に、地域運営組織が実施するイベントや提供するサービスなどについて、地域住民が参加しない・利用しないといった状況が発生している例も少なくない。

(2) 原因・根本原因の検討

地域において発生している「人」に関する課題の要因としては、「地域に主体性がない、芽生えていない、広がっていない」ことが挙げられる。

特に、市町村合併などを機に全市的に一斉に全地区で地域運営組織を立ち上げた自治体では、組織構築や事業着手を急ぐあまり、十分に時間をかけて議論できず、地域に主体性が広がっていない例が見られる。

① 「地域運営組織」に対する理解と必要性が浸透していない

主体性が芽生えないまま限られた人数で着手し、担い手が広がらないどころか減少していく例が見られる。組織の立ち上げや事業の着手の段階において、地域住民で十分な話し合いが行われず、また検討過程が不透明な状態でものごとが決まってしまうことで、地域に主体性が芽生えていない、あるいは広がっていない状況がある。

また、地域ビジョンの策定をすべて地域住民の手で行うのではなく、中間支援組織や大学・学

生、地域おこし協力隊などによる協力があって策定した例が複数ある。検討・決定の過程において外部主体に過度に依存した例や少人数で決定した例では、地域住民の幅広い参加が得られずに苦勞されている例が見られる。

さらに、話し合いの場を持って話し合い自体がうまくいかない状態に陥った例もある。

なお、地域運営組織に関する情報について、全住民に的確に伝えて浸透を図ることは非常に難しい。広報・回覧板での周知が一般的ではあるが、わかりやすい資料の作成や伝達手段の工夫による対応が求められる。

P【参考取組（第6章）】

○形成期(2)①活動目的や活動内容の明確化 → P90

○形成期(3)③適切な情報提供 → P95

十分に話し合っていない場合

○形成期(2)②行政・地域住民間での情報共有 → P92

○形成期(1)③地域住民間での情報共有 → P93

○形成期(1)①話し合う場づくりによる地域の主体性の促進 → P90

●運営期(1)①地域の状況と事業の点検(地域づくり計画の進行管理) → P102

検討過程がオープンでない場合

○形成期(3)①策定プロセスの透明化、多様な地域住民の参画 → P93

話し合いがうまくいかない場合

○形成期(7)①地域住民とのコミュニケーションの円滑化 → P100

② 地域運営組織に関する情報やノウハウがない

地域課題の解決や地域運営組織の運営について経験のある人材は地域にほぼいない状態である。リーダーや担い手として取り組むにあたって情報やノウハウがない中で、役割を果たしきれない例が見られる。

【参考取組（第6章）】

○形成期(4)①リーダーの発掘・育成 → P96

○形成期(7)②地域への技術的アドバイス → P100

③ 計画的に育成していない

後継者の確保・育成や次世代の担い手としての子どもに対する教育について、計画的に取り組んでいない例が見られる。また、地域住民に取組に対して気軽に参加してもらうため、担い手に負担を極力かけないよう過度に配慮する例も見られ、責任感や主体性が生まれえないといった結果が懸念される。

【参考取組（第6章）】

○形成期(4)①リーダーの発掘・育成 → P96

○形成期(4)②担い手の発掘・育成 → P97

●運営期(3)②人材の固定化への対応 → P107

●運営期(3)③次世代の担い手の発掘・育成 → P107

④ 取組の成果や反省を地域で共有していない

取組の終了後に、担い手が集まって実施方法の反省を行うとともに、取組の成果を確認・共有して担い手同士を慰勞し合うといった反省会・慰勞会を開催しない例が見られる。このため、次

年度も同じ方法で取り組んでしまうととも、事業のマンネリ化による担い手のや意欲の低下が懸念される。

【参考取組（第6章）】

●運営期(3)④担い手の意欲の持続化 → P108

⑤ 担い手に適正な賃金等が支払われていない

財源を十分に確保できず、協議会会長・役員、事務員の手当などが少額となり、人材確保に課題を抱える地域運営組織が見られる。この原因としては、地域の実情に合った収入の確保が行われていないことが考えられる。

【参考取組（第6章）】

○形成期(5)③地域の実情に応じた段階的な支援 → P98

第2節 資金がない

(1) 課題の具体的状態の整理

地域における課題として、一般的に「資金がない」ことが挙げられることが多い。これについて、「資金がない」と声を上げる地域と資金の支援を要請される行政の側から課題を整理する。

① 地域における資金の不足

ほとんどの地域で「資金がない」ことが課題として挙げられている。

中でも、人件費の確保において問題を抱える地域運営組織が多く、担い手の不足によって、地域運営組織の運営や活動の停滞などといった課題が生じる例が多い。

特に、自治体から自立運営を目指すことが制度上求められているものの自主事業でなかなか収益を上げられず自主財源の確保に苦慮する地域運営組織が多くを占める地域も見られる。

② 行政における資金面での支援のミスマッチ

行政が地域運営組織として位置づけ、地域課題の解決等の取組を促しつつも、「補助金や交付金」として活動費程度の額が支給される例や、人件費として賃金に換算すると少額となってしまう例が見られる。

逆に、当初から巨額の交付金が提供されることで活動に無理が生じる例や、安定した資金的支援によって従来型の取組の着実な継続開催にのみ目が行き、新規取組を検討しなくなってしまう例も見られる。

また、使途の制約により補助対象外となる経費等を自ら確保できず、地域が必要と考える取組が展開できない事例も見られる。

(2) 原因・根本原因の検討

① 多様な財源の確保について工夫できていない

地域運営組織の運営や取組の展開において必要となる資金については、行政からの「補助金・交付金」以外にも確保しうる多様な財源があるものの、その検討をしていない例が多い。

「資金がない」ことで地域が必要とする取組をあきらめる例や行政に対して要望をし続ける例が多く見られるが、多様な財源があることやそれを努力して確保している事例について学ぶことが求められる。

その上で、地域で確保方法について話し合いながら検討を重ね、資金源となる主体との議論や調整、契約等を通して、安定的に財源を確保していくことが求められる。

【参考取組（第6章）】

○形成期(5)①多様な財源の活用の検討 → P97

○形成期(7)②地域への技術的アドバイス → P100

●運営期(4)①多様な財源の確保 → P110

自主財源を確保できていない場合

○形成期(5)②自主財源の確保 → P98

●運営期(4)②起業等による自主財源の確保の促進 → P110

② 取組が具体化されていない

資金があっても（ないし、交付金交付の申請枠が提示されていても）、地域で展開する具体の取組を明確にしていないことが原因で補助金等を確保しそびれている例がある。

【参考取組（第6章）】

○形成期(5)③地域の実情に応じた段階的な支援 → P98

③ 地域の実情に合った財政支援となっていない

地域のニーズに沿う形で、さらには行政が支援の姿勢を打ち出しながらも、具体的にイメージする取組に要する経費と支援する財政規模との間に大きな乖離があることで、的確に取組に着手し、継続していくのが難しくなっている例が見られる。

行政の支援額の方が少ない例においては、行政において、地域運営組織の運営を公費で支える必要性が認識されていないことが原因と考えられることから、地域運営組織による取組が、行政の財政負担を軽減しようといった分析もなされていくことが求められる。

逆に、行政の支援額の方が多例においては、行政が潤沢に資金的支援をしていることだけで安心せず、その用途や内容についての目配りや、適正な支援額や支援制度への見直しなどといった対応が求められる。

【参考取組（第6章）】

○形成期(5)③地域の実情に応じた段階的な支援 → P98

補助金など自由度が少ない場合

●運営期(4)③自由度の高い財政支援 → P111

第3節 地域に必要な事業を展開できていない

(1) 課題の具体的状態の整理

「地域に必要な事業を展開できていない」という課題に関しては、計画の中身として「地域に必要な事業を共有・決定していない」とことと、計画実現の面から「計画どおりいかない」といった2つの側面があると考えられる。

① 地域に必要な事業を共有・決定していない

地域ビジョンや計画は、地域の将来像や取組を展開するにあたっての羅針盤ともいえるべきものであって、地域住民が主体的に取り組んでいくことで地域課題が解決されるものでなければならぬ。しかしながら、地域が必要とする地域課題の解決に向けた取組を位置付けていない計画や、実現方法を記していない計画も見られる。

② 計画どおり取組が進まない

地域ビジョンや計画は、これらに沿って取組が進むことでその実現を図るものであるが、計画内容のとおり取組が展開しない例が見られる。

取組が計画どおりに進展しているかを十分に確認していない例や、計画が参照されない例があるとともに、計画に書かれている取組であっても着手できていない例が見られる。

(2) 原因・根本原因の検討

(2) - 1 的確な地域ビジョン・計画が立案できていない

① 地域の状況やニーズを把握していない

計画の立案を急ぐばかり、現況調査やアンケート調査などを行わず、地域の現状や課題、地域住民のニーズなどを十分に把握せずに地域ビジョンや計画を策定する例が見られる。

また、ワークショップや意見交換、担い手の発掘を行わないなど、計画策定に地域住民が関与していない例も見られる。

この場合、地域の資源や課題に応じた事業が企画されないだけでなく、地域住民において「わがごと化」が進まないことで、意義や効果が見いだせないなど地域住民に当事者意識が芽生えず、協力する意欲が低下していくと考えられる。

【参考取組（第6章）】

●運営期(1)①地域の状況と事業の点検（地域づくり計画の進行管理） → P102

地域現状や課題を整理していない、計画策定に地域住民が関与していない場合

○形成期(3)①策定プロセスの透明化、多様な地域住民の参画 → P93

○形成期(1)①話し合う場づくりによる地域の主体性の促進 → P90

② 的確な地域ビジョン・計画を技術的に企画できない

地域の特性や課題、経営資源は様々であり、「地域ビジョン」に記載する事項も地域において自由に考えられるものであり、その役割には、明るい夢を語る役割や着実に取り組んでいく実施計画としての役割など、様々なタイプのものが見られる。

一方で、計画書であっても、実施体制やスケジュール、予算や交付金との関係に関する記述がないなど、地域住民が従って取り組むには計画として内容が不十分な例も見られる。

この原因の一つとして、地域住民に地域ビジョン・計画に関する情報やノウハウがないことが挙げられる。地域運営組織の形成や計画の策定に向けて、地域住民のみ、または自治体職員の支援のみでは十分な議論ができず、地域住民の理解・納得が不十分なままの状態地域運営組織の形成や計画の策定が進んでしまう例が見られる。このような状況に対し、中間支援機能が働くことでより地域住民の話し合いが有意義に行われ、理解が広がった例も見られたが、全地区で一斉に取組を進める場合などには、的確に支援できる中間支援者の数が少なく、対応が難しい。

【参考取組（第6章）】

○形成期(3)②計画の内容・策定方法のアドバイス → P94

○形成期(4)②担い手の発掘・育成 → P97

●運営期(2)①ビジョンや計画の定期的な点検（中間支援機能の活用） → P103

③ 専門性の高い高度な事業に着手できない

取組の本格化や自主財源の確保などに向けて、事業の専門的知識や経験、販路ネットワークの構築などが必要となるが、連携・相談先が見つからず、事業の停滞や高度化の阻害といった課題が生じる例が見られる。

専門性の高い事業に関するアドバイスや支援がないことが原因と考えられ、対応が求められる。

【参考取組（第6章）】

○形成期(1)①話し合う場づくりによる地域の主体性の促進 → P90

●運営期(5)③事業の専門的アドバイス等の確保 → P113

●運営期(4)③自由度の高い財政支援 → P111

(2) - 2 地域ビジョン・計画が進行管理されていない

① 取組の課題や成果、計画内容を点検していない

当初策定したビジョンや長期計画が放置され、将来像や取り組むと決めたことが忘れられていくことで、事業を実施する意義も忘れられていく例が見られる。

地域で策定した地域ビジョンや長期計画における目標の達成・到達状況については、定期的に点検・進行管理をしないことにより労力をかけたものの目標や取組事項が形骸化することもある。

取組の課題や成果を点検する仕組みのない例も見られる。その原因としては、点検に関する情報やノウハウがないことが挙げられる。さらにこのような状態では、地域自らで点検しても、自己満足で終わってしまう恐れもある。

【参考取組（第6章）】

- 運営期(2)①ビジョンや計画の定期的な点検（中間支援機能の活用） → P103
- 形成期(7)②地域への技術的アドバイス → P100

② 地域のビジョンや計画が軽視されている

地域住民において計画の存在や役割、内容に関する理解が浸透していないことが原因で、計画に沿って取り組んでいこうという意識が芽生えず、地域のビジョンや計画が軽視されている例が見られる。

策定した地域ビジョンや長期計画に記載された内容が、年を経るにつれて地域の実情や取組の進捗状況と乖離していき、ビジョンや計画の役割が薄れることで参照されなくなる例も見られる。

【参考取組（第6章）】

- 形成期(3)③適切な情報提供 → P95
- 運営期(1)①地域づくり計画の進行管理 → P102
- 話し合っていない、十分に話し合っていない場合
- 形成期(3)①策定プロセスの透明化、多様な地域住民の参画 → P93

③ 的確な組織体制・連携体制を構築できていない

計画の存在や役割、内容に関する理解が地域内の住民や団体に浸透していないことで、地域福祉や社会教育・生涯学習、自治会・町内会などの他の団体と将来像を共有できず、計画に地域運営組織との関係性も明示・位置付けられないことで連携が進まない事例が見られる。

また、既往の組織が乱立したまま組織の形成や事業の展開を行う例も見られ、人材や資金、設備や備品等の経営資源の分散化や重複により、地域においても担い手においても混乱が生じている例も見られる。

これらの原因の一つとして、組織構築に関する知識がないことが挙げられる。

【参考取組（第6章）】

- 形成期(3)②計画の内容・策定方法のアドバイス → P94

④ 組織が硬直化、担い手に疲れがみられる

一度決定した部会などの組織の見直しが行われなことで、必要性の低くなった事業を惰性で続けてしまう例がある。また、新たに取り組むことになった事業を既往の部会等に追加してしまう例が見られ、これによって、担い手の負担が加わり、組織及び構成員のやる気の低下につながることも考えられる。

また、組織構成上、「書記・広報」などの役があっても、技術を備え持つ人材がいないなどの理由で空席となる例もあり、組織の機能発揮のために体制を見直すことが求められる。

【参考取組（第6章）】

- 運営期(3)①組織の柔軟な見直し → P105

⑤ 地域内外の団体との交流を行っていない

地域運営組織の主要メンバーのみで、ないし地域内の経営資源のみで取組を展開していることで、地域課題の解決に向けた取組を広げられない例が見られる。地域内外の団体との交流を

通して協力者を見つけることで、必要な事業を効率的に取り組むことも求められる。

【参考取組（第6章）】

○形成期(1)①話し合う場づくりによる地域の主体性の促進 → p90

●運営期(5)①自治体関係部署との連携の充実 → P111

●運営期(5)②地域内の各種団体との連携の充実 → → P112

第4節 行政の関わりが薄い

(1) 課題の具体的状態の整理

行政における課題として、「行政の関わりが薄い」ことが挙げられることが多い。

この課題について、行政の制度や組織といった“形式”と、地域住民と行政の接点となる職員の両面から整理する。

① 行政の形式面における課題

地域の主体性を醸成する上で行政の支援が求められるものの、地域が求める支援を展開していない例や、的確な財政支援制度を構築できていない例が見られる。

特に、庁内の各部署が連携した一体となった支援や地域との関わりが展開されておらず、地域からすれば同じ行政であるのに部署が変わるたびに同じ話を繰り返さなければならないなど、非効率で統一性のない関わり方となっている例も見られる。

また、指定管理制度の導入のほか、地域運営組織の形成から時間が経ち、活動を安定的に行う運営期に入ったと行政が判断した際に地域に派遣される職員や地域担当職員の撤退などが進み、地域への支援が低下する例や地域に提供されていた情報が急減する例も見られる。

② 職員における課題

地域住民にとって、協働のパートナーは行政であるけれども、実際には職員が行政との接点と認識されることが多い。このため、職員自身の意欲や知識・経験といった伴走力が問われることが多く、この点で不安や不満の現れる事例が見られる。

特に、地域のニーズや庁内の各部署の動きを把握していないことで、地域が求める支援の制度化や実際の支援を的確に展開できていない例も見られる。

(2) 原因・根本原因の検討

行政における課題に関しては、設定した目標の実現に向けて、理想形を的確な施策に落とし込めていないことが原因と考えられる。

(2) - 1 行政における原因

① 立案政策の一貫性の欠如

行政において、地域の主体性に基づく地域課題の解決による暮らし続けられる地域づくりを推進しつつも、明確なビジョンの提示や制度上の位置づけ、具体的な支援策の提示などにおいて一貫性に欠ける例が見られる。中には、自治体において地域運営組織の形成と持続運営を促すための制度構築に悩む例も見られる。

財政を含めた支援制度の体系が曖昧・不安定なことで、地域住民の中に混乱や取組意欲の低

下が見られる事例もある。また、地域特性を生かすことを優先した結果、地区ごとに拠点施設や担当窓口が異なることで地域住民にもわかりづらくなっている例も見られる。

加えて、福祉分野など地域住民のニーズが拡大する一方で自治体の担当部署との連携が進まないことにより課題を抱えたままの状態にある例、庁内の連携会議等について定期的な開催がままならなくなる例、協議内容がマンネリ化する例なども見られる。

【参考取組（第6章）】

- 形成期(6)①一貫性のある制度設計 → P99
- 運営期(1)②地域コミュニティ政策の点検 → P103

② 明確なビジョンや計画を地域住民と共有していない

地域運営組織が目指す姿について、自治体と地域の間で確認・共有が進んでいない例が見られる。例えば、具体的な目標の一つとして、地域運営組織が「稼ぐ組織になるべきか」を自治体や地域で明確にしておくことが重要だが、曖昧であることで多様な主体の参加や事業の発展、自治体の支援策の一貫性において支障が現れている例も見られる。また、既往の自治会・町内会や福祉・介護保険事業、公民館活動との関係などについて、地域に対して将来像を明確に打ち出していない例も見られる。

【参考取組（第6章）】

- 形成期(2)①活動目的や活動内容の明確化 → P90
- 形成期(2)②行政・地域住民間での情報共有 → P92
- 運営期(1)②地域コミュニティ政策の点検 → P103

③ 政策の進行管理の不足

行政において、10年単位でビジョンや計画を掲げる例が多く、総合計画などに基づいて行政評価が行われているものの、本政策に関して詳細にその成果や現状の課題について評価する例は少なく、着実かつ的確な評価の実施が課題となっている。

【参考取組（第6章）】

- 形成期(2)①活動目的や活動内容の明確化 → P90
- 形成期(2)②行政・地域住民間での情報共有 → P92
- 形成期(2)①一貫性のある制度設計 → P99
- 運営期(1)②地域コミュニティ政策の点検 → P103

④ 職員への啓発・説明の不足

地域運営組織の具体的な姿が曖昧であることで、各部署に属する職員にその必要性が的確に浸透せず、連携が進まない例が見られる。地域運営組織の活動に対する明確なビジョンを持ち、多様な部署の職員に対して、情報の浸透を図るとともに、こうした活動について各部署で関連した取組が進むよう検討を促すことが重要である。

【参考取組（第6章）】

- 形成期(2)④庁内での情報共有 → P93
- 形成期(7)③行政への政策のアドバイス → P101

(2) - 2 職員における原因

① 専門知識や経験、情報の不足

本政策に関しては、取り扱う地域課題が多くの分野にわたるとともに、組織運営や事業性の確保、人材育成など多岐にわたる知識や経験が求められる。これらの不足によって、制度の立案や個別地域の支援を十分に行えない例が見られる。

なお、全国には、地域振興担当の職員、さらには元担当であった職員にも、先進事例の学習や同じ立場の職員との学び合いの場への参加など、自ら研鑽している職員も見られる。

【参考取組（第6章）】

- 運営期(6)②職員の意識や知識・経験の持続・継承 → P113

② 異動時の引継ぎ不足

制度創設時の担当職員の人事異動に伴う引継ぎが十分に行われず、自治体職員による支援・関与が大きく変わってしまう例が見られる。これによって、地域住民の取組意欲ばかりか、自治体職員の意識や意欲の低下が生じ、行政と地域が連携不足に陥る例も見られる。

【参考取組（第6章）】

- 運営期(6)②職員の意識や知識・経験の持続・継承 → P113

③ 担当職員の意識の低下

本政策が地域住民と向き合う分野であるがゆえに、担当職員において、日々の支援を行う中で、解決できない課題や住民等のネガティブな反応などによって意識やモチベーションが低下する例が見られる。

【参考取組（第6章）】

- 運営期(6)①地域の主体性を支え、育てる支援 → P113

④ 地域への目配り・交流の不足

地域振興担当職員ないし地区担当職員であっても、地域に足を運んで地域住民と十分に話をしないことで、実情やニーズを正しく把握しきれていない例がみられる。単に調査や目配りを行うのみならず、地域住民との信頼関係を構築しながら、情報や思いを共有していくことが求められる。

【参考取組（第6章）】

- 形成期(2)②行政・地域住民間での情報共有 → P92
- 運営期(6)①地域の主体性を支え、育てる支援 → P113
- 運営期(5)①自治体関係部署との連携の充実 → P111

第5節 まとめ

以上、第1節～第4節の課題・原因・根本原因に共通したものとして、次の2点が整理される。

(1) 地域運営組織の「経営」の視点の欠如

地域において、人材の確保、資金の確保、的確な計画策定とその進行管理がうまくいかずに停滞してしまう根底には、地域運営組織の形成・運営において、「経営」の視点が欠如していると考えられる。実際に、地域運営組織の目標・最終目標を明確に打ち出していない例や、経営資源を有効に活用していない例などが散見される。

組織の経営に向けては、具体的に以下の事項が不足していると考えられる。

- 1) 地域運営組織の「経営」に関する学びが少ない
- 2) 地域運営組織の「経営」に関する技術や経験がない
- 3) 地域運営組織の「経営」の実践・経験の蓄積がない
- 4) 地域運営組織の「経営」の点検と見直し、継承が行われていない

以上については、行政や中間支援機能による役割も期待される。

(2) 地域と行政における情報共有とコンセンサスの不足

第1節～第3節は地域の課題、第4節は行政の課題として整理したが、その因果関係を追ってみると、地域と行政の関係は交錯しており複雑である。このため、まずは両者の間で、情報を共有し、コンセンサスを構築することが必要となる。

しかし実際には、行政と地域において、「目指す最終目標」や意図や背景を含めた「制度の趣旨や内容」、地域のニーズや経営資源」など、互いに理解をできてない例が散見される。

これに対し、具体的に以下の事項が不足していると考えられる。

- 1) 行政による方向性の提示、施策への落とし込み
- 2) 地域への浸透
- 3) 実際の協働のアクション（共同事業展開、学び合い、支援等）

以上については、当初は行政による先導が重要であり、特に行政において経験や知識等が不足する場合には、中間支援機能の活用が求められる。また、地域で経験が増すとともに、地域の主体性を一層伸ばすために支援側に回っていく姿勢が求められる。

※停滞した時に参考となる「原因追及と対策検討」の場面例集

地域運営組織の活動が停滞する原因・根本原因について、報告書本編では端的に指摘を行っているが、読者において関係する地域運営組織や行政の状態を「わがごと」として見つめなおしてもらいやすいよう、次ページに『原因追及と対策検討』の場面例集』として疑問文・投げかけ型のまとめを行ったので活用されたい。（場面例集の中の参考となる取組は例示であるため、次ページで提示した取組以外の解決策もあり得る）

なお、ページ右側の「参考となる取組」とは、本事業の事例調査で得られた知見や事例から抽出したものであり、停滞からの脱出に向けた取組の例として、「形成期」と「運営期」に分けて整理している。当該欄の番号は、第6章で整理しているものである。

■ (参考) 停滞した時に参考となる「原因追及と対策検討」の場面例集 ※「参考となる取組」は例示であり、提示した取組以外の解決策もあり得る

「停滞」とは	見た目の課題 …本質ではない	原因	根本原因 (その理由)	参考となる取組(見出し番号は第6章-2で整理している番号と一致)			
				形成期	運営期		
〇〇地域で暮らし活動が止まるために必要な取組を減りつつある	人がいない (特に)リーダーが現れない、リーダーシップがない (特に)担い手が固定化・後継者がいない (特に)担い手が減っていく	地域に主体性がない、芽生えていない、広がっていない	「地域運営組織」に対する理解と必要性が浸透していない 十分に話し合っていない 検討過程がオープンでない 話し合いがうまくいかない	(2)①活動目的や活動内容の明確化 (3)②適切な情報提供 (2)②行政・地域住民間での情報共有 (2)③地域住民間での情報共有 (1)①話し合う場づくりによる地域の主体性の促進 (3)①策定プロセスの透明化、多様な地域住民の参画 (7)①地域住民のコミュニケーションの円滑化	(1)①地域の状況と事業の点検(地域づくり計画の進行管理)		
		地域運営組織に関する情報やノウハウがない		(4)①リーダーの確保・育成→発掘・育成 (7)②地域への技術的アドバイス			
		計画的に育成していない		(4)①リーダーの確保・育成→発掘・育成 (4)②担い手の確保・育成→発掘・育成	(3)②人材の固定化への対応 (3)③次世代の担い手の発掘・育成		
		取組の成果や反省を地域で共有していない			(3)④担い手の意欲の持続化		
		担い手に適正な資金等が支払われていない					
	資金がない	地域 ・補助金・交付金がない、少ない ・人件費が少ない ・自主財源が少ない	多様な財源の確保について工夫できていない (特に)自主財源を確保できていない 必要な費用が明確でない	多様な資金源に関して工夫している事例を学んでいない 取組が具体化されていない 【後述】的確な地域ビジョン・計画を立案できていない	(5)①多様な財源の活用を検討 (7)②地域への技術的アドバイス (5)②自主財源の確保	(4)①多様な財源の確保 (4)②起業等による自主財源の確保の促進	
		行政 ・活動費程度の補助 ・人件費の交付額が潤沢とはいえない	地域の实情に合った財政支援となっていない (例)運営を公費で支える必要性が認識されていない (特に)補助金など自由度が少ない	【後述】施策に落とし込めていない	(5)③地域の实情に応じた段階的な支援		
		計画内容 地域に必要な事業を共有・決定していない	的確な地域ビジョン・計画を立案できていない (特に)地域の資源や課題に応じた事業を展開していない	地域の状況やニーズを把握していない 地域の現状や課題を整理していない 計画策定に地域住民が関与していない			(1)①地域の状況と事業の点検(地域づくり計画の進行管理)
			的確な地域ビジョン・計画を技術的に企画できない 専門性の高い高度な事業に着手できない	地域ビジョン・計画に関する情報やノウハウがない 専門性の高い事業に関する知識や経験、ネットワークがない		(3)①策定プロセスの透明化、多様な地域住民の参画 (1)①話し合う場づくりによる地域の主体性の促進	(2)①ビジョンや計画の定期的な点検(中間支援機能の活用) (5)③事業の専門的アドバイス等の確保 (4)③自由度の高い財政支援
			取組の課題や成果、計画内容を点検していない	点検の仕組みがない、点検に関する情報やノウハウがない 自らの点検では自己満足で終わってしまう		(7)②地域への技術的アドバイス	(2)①ビジョンや計画の定期的な点検(中間支援機能の活用)
	計画実現性 計画どおり取組が進まない ・地域ビジョンや計画がない ・計画どおりに進まない	地域でのビジョンや計画が軽視されている	計画の存在や役割、内容に関する理解が浸透していない 【再掲】話し合っていない、十分に話し合っていない		(3)③適切な情報提供 (3)①策定プロセスの透明化、多様な地域住民の参画	(1)①地域の状況と事業の点検(地域づくり計画の進行管理)	
		的確な組織体制・連携体制を構築できていない (特に)組織が硬直化 担い手に苦勞が多い、疲れ	組織構築に関する知識がない 組織が事業・活動と一致していない 地域内外の団体との交流を行っていない		(3)②計画の内容・策定方法のアドバイス	(3)③組織の柔軟な見直し	
		立案政策に一貫性がない ビジョンや計画がない、明確な方向性を打ち出していない 政策の進行管理を行っていない	施策に落とし込めていない		(1)①話し合う場づくりによる地域の主体性の促進 (6)①一貫性のある制度設計	(5)①自治体関係部署との連携の充実 (5)②地域内の各種団体との連携の充実 (1)②地域コミュニティ政策の点検	
		行政の関わりが薄い (特に)庁内の連携が進まない、途絶える	各部署や職員に浸透していない	各職員に情報が伝わっていない	(2)①活動目的や活動内容の明確化 (2)②行政・地域住民間での情報共有 (2)①活動目的や活動内容の明確化	(1)②地域コミュニティ政策の点検 (1)②地域コミュニティ政策の点検	
		職員 (特に)職員の伴走力が低下 (特に)地域が求める支援をしていない	職員個人の努力に依ってしまう 地域に足を運ばず、情報交換や意思疎通といった交流をしていない	異動時の引き継ぎ不足 段階に応じた支援内容の適切な移行 担当職員の意識の低下	(2)④庁内での情報共有 (7)③行政への政策のアドバイス	(6)②職員の意識や知識・経験の持続・継承 (6)①地域の主体性を支え、育てる支援 (4)①地域の主体性を支え、育てる支援 (5)①自治体関係部署との連携の充実	
横断的原因	〇地域運営組織の「経営」の視点が欠如している (ex. 「人がいない」について組織内で人材の戦略的配置ができていない)			(7)②地域への技術的アドバイス	(1)①地域の状況と事業の点検(地域づくり計画の進行管理) (1)②地域コミュニティ政策の点検 (2)①ビジョンや計画の定期的な点検(中間支援機能の活用)		
	〇地域と行政が十分に情報共有してコンセンサスを確立していない			(1)①話し合う場づくりによる地域の主体性の促進	(6)①地域の主体性を支え、育てる支援		

第6章 持続的な運営に向けて（まとめ）

－ 1 全体像

地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた基本的な考え方や取組方法については既に平成28年度に「研修用テキスト」を提示しているところである。

今年度は、地域運営組織が持続的な運営をするにあたって現状どのような課題を抱え、どうして実質的な「停滞状態」に陥ってしまったかについて現地視察を通じて現場の状況を調査するとともに、有識者研究会を開催し、現場の第一線で活躍する委員の実態を踏まえた意見を参考に整理してきた。

第6章では、第5章で明らかにした課題への対策を形成期と運営期に分けて提示する。対策の全体像は次のとおりである。

形成期	運営期
<p>話し合い（情報共有等）</p> <p>(1) 地域への取組の浸透、話し合いの場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ○話し合う場づくりによる地域の主体性の促進 <p>(2) 地域運営組織の活動内容や必要性の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ○活動目的や内容の明確化 ■ ○行政・地域住民間での情報共有 ○地域住民間での情報共有 ■ 庁内での情報共有 <p>経営資源の有効活用</p> <p>(4) リーダーや担い手の発掘・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リーダーの発掘・育成 ○ 担い手の発掘・育成 <p>行政等による支援</p> <p>(6) 行政による一貫性のある制度設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 一貫性のある制度設計 	<p>話し合い（進行管理・点検）</p> <p>(1) 進行管理・評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の状況と事業の点検(地域づくり計画の進行管理) ■ 地域コミュニティ政策の点検 <p>(2) 地域のビジョンや計画の活用、見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ビジョンや計画の定期的な点検 <p>経営資源の有効活用</p> <p>(3) 組織やメンバーの柔軟性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織の柔軟な見直し ○ 人材の固定化への対応 ○ 次世代の担い手の発掘・育成 ○ 担い手の意欲の持続化 <p>(4) 安定的な資金の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な財源の確保 ○ 起業等による自主財源の確保の推進 ■ 自由度の高い財政支援 <p>行政等による支援</p> <p>(6) 自治体職員による継続的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の主体性を支え、育てる支援 ■ 職員の意識や知識・経験の持続・継承
<p>(3) 地域のビジョンの明確化と共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 策定プロセスの透明化、多様な地域住民の参画 ■ 計画の内容・策定方法のアドバイス ○ 適切な情報提供 <p>(5) 資金の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な財源の活用を検討 ○ 自主財源の確保 ■ 地域の実情に応じた段階的な支援 <p>(7) 中間支援機能の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民のコミュニケーションの円滑化 ○ 地域への技術的アドバイス ■ 行政への政策のアドバイス 	<p>(5) 関係団体との効果的連携や支援者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体関係部署との連携充実 ○ 地域内の各種団体との連携充実 ○ 事業の専門的アドバイス等の確保

○・・・地域の取組 ■・・・行政の取組

■参考：形成期と運営期

○形成期

地域において、話し合いを通じて地域運営組織の運営方針や組織運営・事業展開のあり方を決定・共有する段階。また、事務局や活動拠点など運営体制を整備するとともに、関係団体との連携関係を構築することにより、試行的な活動を展開しつつ本格展開に向けた準備を行う段階。

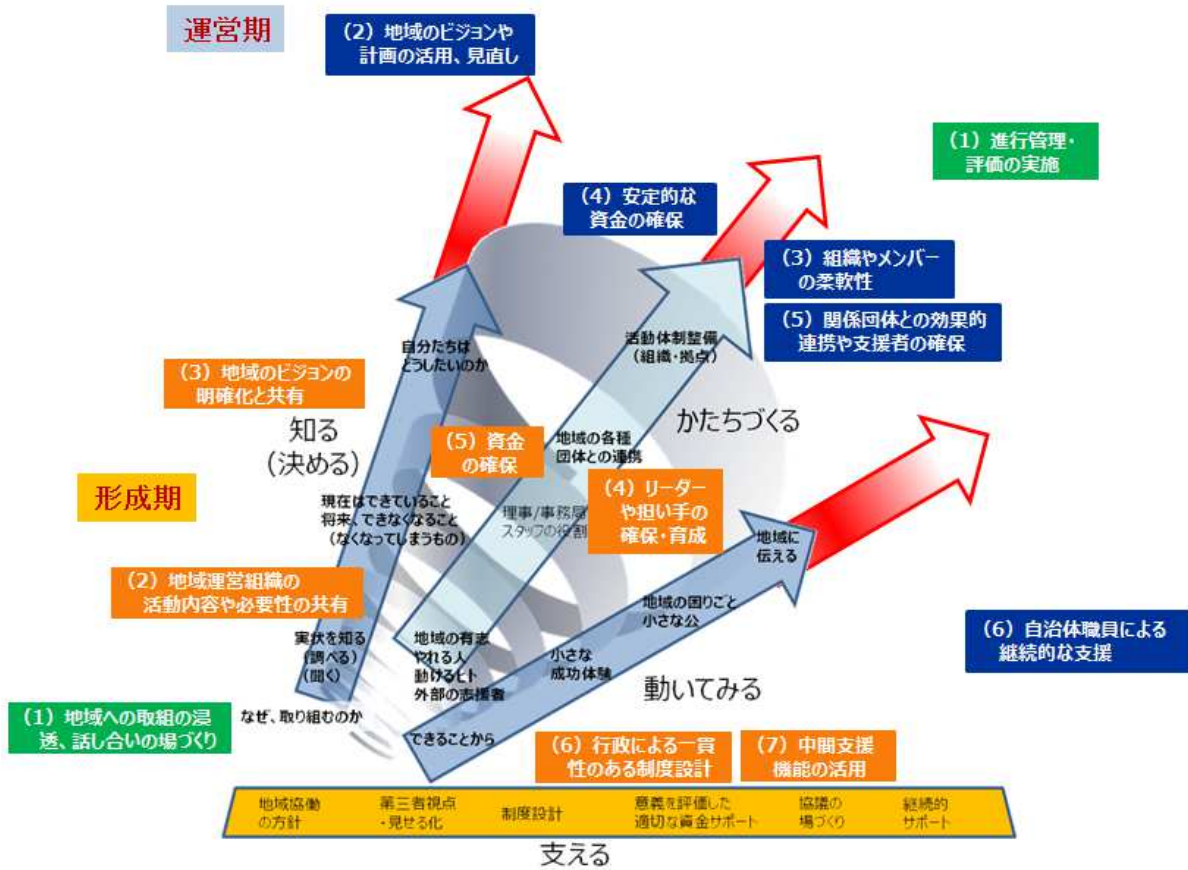
○運営期

運営体制の整備が完了し、地域住民の理解・参画意識が浸透した上で、人材や資金を確保しながら、運営方針に従い組織運営と事業展開を行う段階。

この全体像について、この平成 28 年度に作成した「研修用テキスト」で示した「地域運営組織の持続・発展に向けた道筋」との関係を図示すると次のとおりである。

■参考：「地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた研修用テキスト」との関係

参考：「地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた研修用テキスト」との関係



－ 2 現地調査において参考となる取組

現地視察や有識者研究会での議論を通じて、地域運営組織の持続的な運営に向けた取組に向けて段階的に取り組むべき事項について、とりわけ活動が何らかの理由で停滞してしまうような事態を予防・打開するための数多くの具体的な工夫に係る知見について、整理して提示する。

第 1 節 形成期

(1) 地域への取組の浸透、話し合いの場づくり

① 話し合う場づくりによる地域の主体性の促進

地域が自ら課題を見つけて解決に向けた行動をとるとともに、計画的に事業を展開していくうえで、地域住民の主体性が欠かせない。

話し合う場が形成され、的確に話し合いを進めることにより、地域の課題に目が向き、解決方法を見出すことにつながることから、そのような環境づくりが求められる。「関心と関与の見える化」が重要であるとともに、行政がその結果に基づいて事業化・制度化を決定していくという、ローカルイニシアティブによる政策展開が求められる。

なお、話し合いを通じた地域住民の合意形成には大変な時間を要するが、「話し合いの時間は将来への投資」として捉えるなど、焦らずに地域住民が納得するまで話し合いを繰り返していくことが望まれる。

<事例：明石市(一財)明石コミュニティ創造協会>

地域住民による話し合いでは、課題も取り組みたいこともすべて出してもらい、参加者同士で共有をする。話し合い・合意形成の流れこそ“プロセスデザイン”であり、時間はかかるが将来のためには必要な“時間の投資”と言える。

また、地域に制度を説明する以上に、制度の活用方法について地域の実情を踏まえて検討・決定してもらうことが求められる。

<事例：大崎市の例>

新たな制度について、地域に「住民説明会」として説明してしまうのではなく、「新たな制度をどのように運用しようか考えよう」と促すことにより「わがごと化」するように地域住民に伝えている。

(2) 地域運営組織の活動内容や必要性の共有

① 活動目的や活動内容の明確化

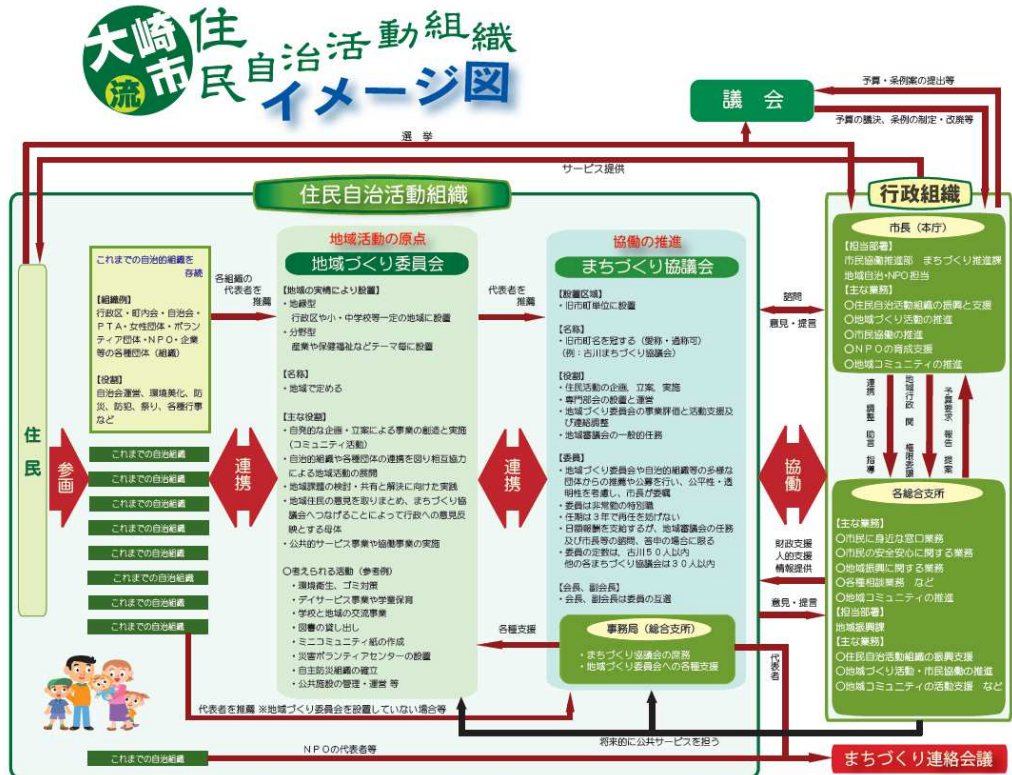
「地域運営組織」については、自治体においても、条例や計画書、補助金交付要綱などで定義を示す例は多い。背景にある理念やこれまでの取組経緯、既往団体との関係なども踏まえ、理解しやすく示していくことが重要である。

特に、既往の地縁組織や各種団体との違い、具体的に展開が期待される機能や活動内容について明確にする必要がある。

＜事例：大崎市＞

大崎市では、平成18年の市町村合併(1市6町)の際に、合併特例債を使った40億円の基金造成(地域自治組織支援だけを目的とした財源)を行い、「地域自治」を市政の根幹として展開。行政の最上位計画である総合計画に位置付け、独立予算の確保と組織体系の構築によって、地域運営に関して一貫した政策を展開しており、市内の連携もしやすい。

以上について、行政組織や議会との関係や、地域との「補完性の関係(地域ができないことを行政が行う。)」もイメージした体系図をわかりやすく示している。



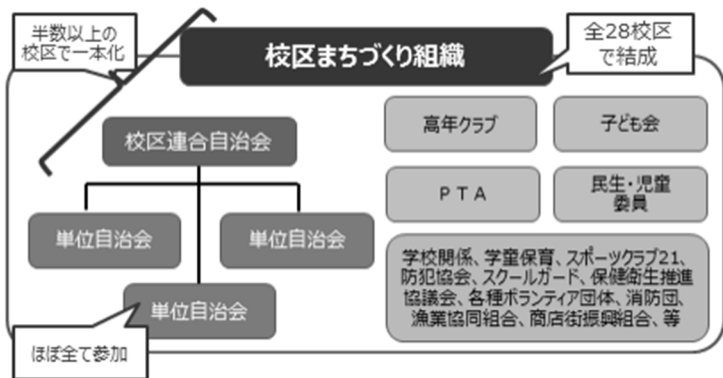
出典：大崎市提供資料

また、地域運営組織に不可欠な機能として「協議機能」と「実行機能」があるが、前者については「協議する課題の範囲」や「決定方法」、後者については「既存組織との関係」について明確にするなど、関係者のみならず地域住民と共有しておくことが多くの住民の参加を促す上で必要となる。

＜事例：明石市＞

平成27年度、明石市連合自治協議会(校区連合自治会の連合体)において、校区を代表する組織は校区まちづくり組織であること、また、次年度から校区まちづくり組織の代表者で組織する明石市連合まちづくり協議会を立ち上げることを決定した。これを受け、校区まちづくり組織と校区連合自治会が一本化された校区が現在17ある。

出典：明石市提供資料



さらに、より具体的な目標として、地域運営組織を「稼ぐ組織とする」ことを曖昧にしておくことで多様な主体の参加や事業の発展において支障が現れている例もあり、地域で共有しておくことが求められる。

＜事例：宇佐市＞

各まちづくり協議会が自立的に運営されていくよう、市では資金支援メニューを徐々に拡充する一方で、交付金については協議会設置後10年で自主財源確保を促すために削減することを組織立ち上げ当初から伝え、各協議会も意識して活動を展開している。

② 行政・地域住民間での情報共有

地域が主体的に地域運営組織の形成・運営に取り組むよう、社会教育、自治会・町内会、地域福祉との関係、将来像、具体的に解決する地域課題の例、取り組む活動・事業の例を提示し、地域住民に対して繰り返し説明するなどして、行動をイメージしやすくすることが重要である。

＜事例：北上市＞

市の最上位計画である総合計画において、平成12年度（初回）、平成21年度（2回目）に「地域計画」を位置づけ、16の各地区で地域計画（基本計画＋事業計画）を策定して位置付けている。総合計画は10年計画であるため現在の見直し作業に合わせ、地域計画についても見直しが行われる予定である。

＜事例：南部町＞

平成16年の2町合併の際、当時の町長が「地域自治組織づくり」を提案し、住民の意見を聞き、話し合いをしながら制度設計し、浸透を図った。まちづくりアンケートで区長経験者らの意見を聞き、説明会等を述べ180回開催、職員にも周知を図るなど、3年かけて準備を行い、平成19年に7つの地域振興協議会を立ち上げた。意識の浸透した地域住民が多くいることで、主体的な参画と事業の展開を進めることができた。

また、自治体で策定する地域づくり計画に地域運営組織の形成を盛り込み、それを実現するための制度を構築した際に、自治体と地域の間で地域運営組織の基本理解や制度等の確認・共有をしておくことが求められる。特に、必要性の説明にあたっては、行政からの説明のみならず、第三者による説明も視野に入れて検討することが有効である。

＜事例：北上市中間支援組織＞

市民活動情報センターの管理などを受託している中間支援組織である(特)いわてNPO-NETサポートが、行政と地域あるいは庁内部署間の仲介として重要な役割を担っている。

例えば、市役所各課による地区への説明会には参加・同行を呼び掛け、担当課の説明の前に、背景や趣旨、効果などを客観的に伝え、地域住民に対して地ならしをしている。

さらに、説明・話し合いの場のあり方として、「説明会」などで自治体で創設した制度の説明を行う際に、意見・要望の対立構造とならぬよう、地域で活用方法を考える検討型の会議としていくことも有効である。

＜事例：大崎市＞

新たな制度を創設した際、地域に「住民説明会」として説明するのではなく、「新たな制度を

どのように運用しようか考えよう」と促すことにより「わがごと化」することが重要と捉えて、地域に合った運用に向けた話し合いとしている。話し合いや合意形成の進め方を熟知した職員等による話し合いの場づくりを進めるとともに、“地域運営組織がすべき活動”についても、イベントから生活支援事業などに広げていくことの必要性と可能性を、職員や政策アドバイザーが積極的に啓発してきた。

③ 地域住民間での情報共有

地域運営組織に関する情報について、全住民に的確に伝えて浸透を図ることは非常に難しい。広報・回覧板での周知が一般的ではあるが、わかりやすい資料の作成や伝達手段が求められるとともに、地域の中でしっかりした核を作ってから広げる方法やより多くの人から最初から検討に関わる方法など、伝達方法の検討も必要である。

住民同士の話し合いには地域担当職員などの行政職員の参加が望まれるほか、的確な情報の浸透等を促す上では、第三者による伝達や話し合いの進行も有効である。

特に、地縁組織との違いとしては「新たな地域課題への対応」、(地区)社会福祉協議会とは「介護事業以外の取組の展開」、公民館とは「社会教育から地域課題解決の実践」など、従来の組織では展開してこなかった取組について、地域の現状と課題を見つめなおし、地域住民が主体となって取り組んでいくことの必要性について情報を共有する必要がある。

<事例：明石市魚住地区>

校区まちづくり組織の立ち上げに向けて検討を進める際、地域住民同士で意見が合わず、議論を進められなくなったことがあった。その際、(一財)明石コミュニティ創造協会が交通整理を行い、校区まちづくり組織の役割や、魚住地区での捉え方について、これまでの意見を整理しつつわかりやすくまとめて提示してくれたことで、改めてメンバーが議論を進められるようになった。

④ 庁内での情報共有

地域運営組織の定義や具体的な姿が曖昧であることで、各部署に属する職員に的確に浸透せず、連携を働き掛けても響かない場合や、各部署からみた地域運営組織との関わり方の検討や行動が円滑に進まない例が散見される。このため、多様な部署の職員に対して、情報の浸透を図るとともに、各部署で地域運営組織と関連して取り組めることについての検討を促すことが重要である。

<事例：北上市>

福祉部局をはじめ、都市計画など各部署と連携・情報共有を行い、現地で説明会を行う際などには他部局の職員も同席するなどの取組が行われている。

(3) 地域のビジョンの明確化と共有

① 策定プロセスの透明化、多様な地域住民の参画

地域住民がビジョンに対して“自らも策定に関与した”と認識してもらうことで“わがごと化”を促し、幅広い地域住民が主体性をもって参画するためには、計画の策定プロセスへの関与

と透明化が求められ、極力多くの住民が深く関わることを望まれる。(ワークショップ、意見交換会、アンケート、体験イベントなど。)

その際、地域ビジョンの策定をすべて地域住民の手で行うには、技術的にも有効性の面でも十分な計画が立案できない場合もあることから、地域の求めに応じて、行政ないし中間支援機関による支援が求められる。

<事例：明石市>

明石市では、まちづくり計画書の策定を通じて、民主性、開放性、透明性、計画性を備えた「協働のまちづくり推進組織」として現在11の「校区まちづくり組織」を認定し、地域交付金として、まちづくり計画書に基づく市との協定事業に対して基本額154万円を交付している。

まちづくり計画書の策定をきっかけとして、参加して楽しかったと思えるような対話の場づくりが必要であり、地域ごとに異なる環境や経緯を踏まえて、(一財)明石コミュニティ創造協会がサポートを行い、地域で計画を策定している。

<事例：佐用町江川地区>

地域内の定期バス路線の廃止に伴って地域での対応が必要となった際に、公共交通の必要性に関する住民アンケートを実施した。その結果、ニーズが高いことを把握して地域で共有したことで地域での合意形成とボランティアスタッフの発掘を進めることにつながり、実証運行に着手した。

② 計画の内容・策定方法のアドバイス

「地域ビジョン」に記載すべき事項は国レベルにおいては定義されていないことから記載内容は自由であるが、一定の機能と効果を得ていくためには、行政や専門家などが一般的な様式などを提示することが望ましい。具体的には、夢を語る部分、着実に取り組んでいく計画、体制、

また、地域運営組織では策定経験が少ないことから、計画内容のみならず、策定方法についても、行政や専門家に加えて先行地区の策定経験者などからアドバイスを得ることが有効である。

<事例：明石市>

明石市連合まちづくり協議会と市、（一財）明石コミュニティ創造協会が「自治会・町内会ガイドブック」を策定・リニューアルした。ガイドブックには、“明石市のまちづくり”や自治会・町内会・校区連合自治会・校区まちづくり組織などの定義や考え方を説明したうえで、規約や事業計画書、会計などの様式・サンプル（ファイルも提供）、活動例などがわかりやすく説明・提供されている。



◆ I 章 みんなのまち	
・暮らしを支える自治会・町内会	1
・明石市のまちづくり	3
・自治会等の連合組織	5
・協会のまちづくり	7
◆ II 章 運営と活動	
1. はじめに	
・自治会・町内会の1年	9
・運営と活動 もくじ	10
2. 運営	
・規約【規約を定める、見直す】	11
・役員【役割を分担する】	13
・事業計画・予算【計画的に運営する】	15
・会計【お金を正しく管理する】	19
・事業報告・決算【事業結果をまとめる】	23
・会議【大事なことを決める】	27
・広報【みんなに知らせる】	32
・個人情報【会員情報を管理する】	35
3. 活動	
・健康・交流【みんなであそぼう】	37
・文化【まちを元気にしよう】	39
・福祉【みんなであそぼう】	41
・環境【きれいなまちにしよう】	43
・防災・防犯【安全・安心なまちにしよう】	45
・加入・活動促進【活動をひろげよう】	47
・活動事例	48
◆ III 章 明石市との連携	
・委託業務	53
・助成金等	54
・保険	57
◆ 資料集	
・規約	60
・会議（常任状、出席票・委任状・書面決議、議事録）	66
・個人情報（名簿項目の例）	69

出典：明石市「自治会・町内会ガイドブック」

https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/jichikai/guidebook.html

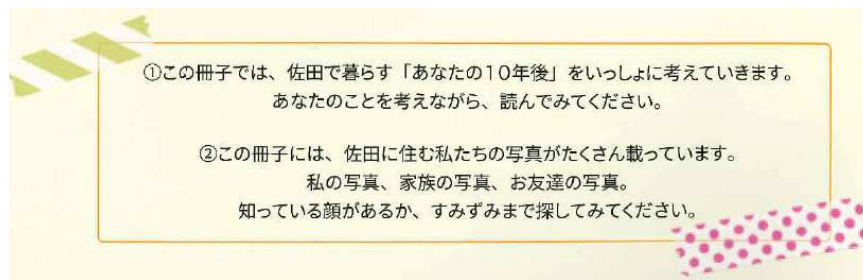
③ 適切な情報提供

地域ビジョンを冊子にして配布する事例や、策定時のお披露目会、広報による回覧など、地域住民への浸透を図った事例が見られる。

手に取りやすい親しみやすさや理解しやすい内容・表現とすることが求められるとともに、読み合わせや定期的に振り返る機会の創出も重要である。

<事例：宇佐市佐田地区>

地域住民が計画書を読んでもらいやすいよう、住民の写真をふんだんに取り入れたデザイン・レイアウトとし、記入欄を設けるなどして「わがごと化」を促すとともに、各世帯に改定した計画書を配布することで、計画の理解を通じた協議会への参加・協力を促している。



はじめて

10年先も、その先も。
佐田で元気に暮らしていけるように

書いてみよう!

あなたは、今 [] 歳です。
この家に、家族 [] 人で暮らしています。

それから10年が経ちました。

2028年のあなたは、 [] 歳です。
この家には、家族 [] 人で暮らしています。

10年後。20年後。30年後。
そのとき、私たちや家族が暮らす佐田は、どうなっているのでしょうか――。

10年後の佐田の姿は
次のページに!

出典：佐田地区まちづくり計画

(4) リーダーや担い手の発掘・育成

① リーダーの発掘・育成

地域運営組織の形成にあたり、区長会長経験者などから1名の住民をリーダーに選出することが多いが、長期的な運営の持続性の確保の面からは、知識や経験、地域住民からの信頼の積み重ねによって効率化や高度化、安心感が得られる一方で、リーダーへの過度な依存や次なるリーダーの確保・育成が課題となりかねない。

そこで、適任者を1名選出するのみならず、チームで運営していく体制の検討や次の担い手を見つけて育成することも重要である。

このような人材を、話し合いや各種取組を通じて発掘するとともに、関係者間で学び合いながら、リーダーを育成していくことも重要である。

<事例>

- ・会長や事務長がしっかりしていることが、組織がうまく運営されるポイント。(北上市)
- ・会長と事務局員の経験が長く、地域住民における組織への信頼感につながっている。(南部町)

東西町地区)

- ・地縁組織の会長が協議会の会長に就任。全組織の実情を活かすとともに、地域住民から改善点を聞きながら、新たな組織について検討した。(明石市魚住地区)
- ・地区センター長は5年程度で交代しつつ、協議会の会長らは1、2年で交代するようにしている。これにより、負担が分散されるとともに、協議会の役割や大変さを知る住民が多くなり、運営にも役立っている。(佐用町長谷地区)

② 担い手の発掘・育成

事務局についても、話し合いを通して意識を高めあいながら事務局員になっていく人材の育成が求められる。幅広く募り、みんなで勉強して担い手になっていく姿勢も重要である。

また、地域住民との接点やきめ細かなサービスの提供のためには常駐事務局員が重要な役割を担うことから、特に初期段階では費用負担を自治体で担うなどにより確保することが望まれる。(集落支援員や地域おこし協力隊、市役所出張所や公民館主事などとの兼務も一案。)

この場合、事務局員に過度な負担とならないよう、会長や他の事務局員の確保、行政による支援・関与も重要である。

さらに、前述のリーダーの発掘・育成と同様に担い手についても、話し合いや各種取組を通じて発掘するとともに、中間支援機能の利用や関係者間での学び合いを通して、意識やスキルの向上を図っていくことも重要である。

<事例>

- ・一緒に取り組みたい人を、会長が部長を選び、部長が担い手を選ぶといった手法で集めることで、スムーズな意思疎通が行われ、事業を展開できる。(北上市口内町地区)
- ・高齢者を中心として地域について学ぶ「池月大学」を開講し、学び合いを通じて受講者の中から担い手が登場してくるのを促している。また、計画の立案方法や組織の構築方法などについて、市職員や市の政策アドバイザーからアドバイスをもらって学んでいる。(大崎市池月地区)
- ・部会長と一緒に事業を展開したいと思う住民を部会メンバーにしてきたが、メンバーの固定化につながってしまったため、部会制を止め、実行委員会形式とした。(宇佐市佐田地区)
- ・人口1万人超の地区で、全員参加による協議会運営が難しいこともあり、立候補すれば自治会未加入者も地域住民もなることができる「まちづくり応援隊」制度を運用している。応援隊は現在72人・19団体で、総会での議決権が付与されている。(明石市魚住地区)

(5) 資金の確保

① 多様な財源確保の検討

地域運営組織を形成する際に、財源の確保は重要な要素である。一般的に行政からの補助金や交付金により確保することが検討されるが、地域が必要と考える地域課題解決に向けた取組や、取組を円滑に進めるための各種費用の確保、安定的な事務局人員の確保などにあたっては、その他の財源の確保も可能であり、各地で工夫が行われている。このような事例を学びつつ、幅広い視点から地域で多様な財源について可能性を検討することが重要である。

なお、地域が主体的に資金を集められるよう、自治体において環境を整備することも有効で

ある。

＜事例：宇佐市＞

ふるさと納税制度の運用方法として、使途のメニューに「ふるさと「うさ」のコミュニティ組織を応援する事業」を用意した。協議会・小学校区を指定して寄付を行うことができ、計画書に基づき、全額が協議会の次年度の予算として組み入れることが可能となる。

4. ふるさと「うさ」のコミュニティ組織を応援する事業

市が認定した地域コミュニティ組織「地区まちづくり等協議会」が行う事業に活用します。地域コミュニティ組織が設立している小学校区については、さらに小学校区を指定して寄付ができます。

指定可能な小学校区

宇佐地区	安心院地区 (全小学校区)	院内地区 (全小学校区)
天津	佐田	南院内
麻生	深見	両川
西馬城	津房	院内
長峰	安心院	高並谷
北馬城		東院内
和間		
横山		
高家		

出典：宇佐市ホームページ「ふるさと納税 ～寄付金の使い道について～」
<http://www.city.usa.oita.jp/soshiki/23/45286.html>

② 自主財源の確保

各種活動の展開や地域運営組織の会長・事務局員の人件費などについての資金の確保が重要である。地域での会費や寄付に加え、自主事業によって資金を確保する努力が求められる。

＜事例：大崎市池月地区＞

イベントや祭りなどを行っていた「コミュニティ推進協議会」で各親交会（自治会）を通して徴収していた会費を、地域づくり委員会の設立とともに移行して利用している（600円/世帯・年（計約30万円））。

③ 地域の実情に応じた段階的な支援

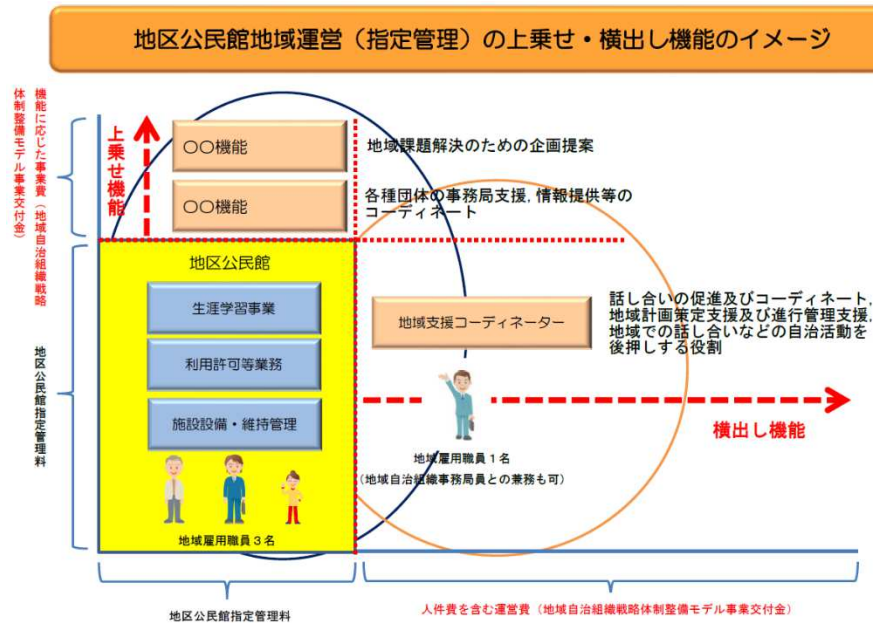
指定管理料や協議会会長・役員の手当などが少額であることで、高齢者や主婦などのパート以外の人材確保が困難な状況が散見される。

これに対し、各地で公民館等の施設指定管理業務の委託により、人材と活動場所の提供、社会教育と連動した事業の展開が行われており、有効な取組といえる。

ただし、最初から巨額の財政的支援を行うことで、身の丈以上の事業を展開して持続できなくなることがないように、地域の実情や取組の種類や内容に応じて、また組織や人材の成長に合わせて、地域が必要とする資金を的確に支援する仕組みが求められる。

<事例：大崎市>

大崎市では、「上乗せ、横出し」として「コミュニティミニマム（最低限地域が実現すべきサービス）」をきちんと展開できるようになった状態で、「もう少し頑張りたい」と手が挙がった際に、それに対して上乗せで各種支援を行う制度設計を行っている。先行する地区でモデルをつくりながら、他の地区に横展開を図っている。



出典：大崎市提供資料

<事例：明石市>

平成16年度から、兵庫県で1校区1,300万円が交付される「県民交流広場事業」が展開されることを受け、多くの団体が組織を立ち上げて申請を行った。平成28年に「明石市協働のまちづくり推進条例」を施行し、まちづくり計画書に掲げる事業に対して「組織認定地域交付金」を交付（現在、11地区に基本額154万円を交付）。その他、地域組織の持続運営に資するための「地域事務局支援事業補助金（事務局人件費・運営経費200万円）」や「コミセン管理委託費（360万円）」を各校区の取組に応じて加算している。

（6）行政による一貫性のある制度設計

① 一貫性のある制度設計

庁内の各種部署や既往の個別計画との関係を明確にしつつ、制度・支援策などを総合的に構築し、多様な分野と連携して取り組めるよう環境整備を整えることが重要である。

<事例：大崎市>

平成18年の市町村合併（1市6町）の際に、合併特例債を使った40億円の基金造成（地域自治組織支援だけを目的とした財源）を行い、「地域自治」を市政の根幹として展開している。総合計画においても、第1次では3大プロジェクトの1つ、第2次では4つの重点プロジェクトの1つとした上で、地区公民館の指定管理料とコミュニティ・ミニマム（最低限地域が実現すべきサービス）としての3つのレベルの交付金、さらなる取組を行う地区に対する2つの事業費交付金、

といった段階別事業交付金・モデル事業を用意し、一貫した政策体系を整えている。

＜事例：南部町＞

平成16年の2町合併の際、当事の町長が「地域自治組織づくり」を提案し、制度構築とともに職員や地域に浸透を図ってきた。毎年度、総額5,000万円程度の交付金と管理を委託する施設の指定管理料を拠出している。各協議会は、交付金と指定管理料を主たる財源として、安定して事務局員2名を雇用(人件費が交付金の約6割)し、各種事業を展開している。

(7) 中間支援機能の活用

① 地域住民とのコミュニケーションの円滑化

地域運営組織の形成や計画の策定に向けて、地域住民のみでの議論ないし自治体職員の支援だけでは十分な議論ができないと予見される場合には、中間支援機能の活用が考えられる。これにより、コミュニケーションが円滑に行われ、より地域住民の理解が広がり、主体性の芽生えが期待できる。

ただし、中間支援機能を発揮する団体は数が限られていることから、全地区で一斉に組織の立ち上げや計画立案を進めることは難しく、年に数件ずつの支援を行うなど時間をかけて支援していくとともに、このような組織や人材を増やしていくことも望まれる。

なお、中間支援機能はあくまでも「中間」「支援」であり、率先して計画づくりや事業展開を直接手伝えることは地域の考える力・行動する力の育成につながらないことから適度な支援が求められる。加えて、地域のこれまでの経緯や実情、今後の方向性を見据えて的確に支援・アドバイスできる能力や資質を持つ組織や人材による支援が求められる。

＜事例：明石市(一財)明石コミュニティ創造協会＞

新たな組織を立ち上げる際、地域住民同士での議論が紛糾してしまったことがあった。その後、(一財)明石コミュニティ創造協会が参加して議論の進行役を務めたことで、地域住民は根本課題を話すようになり、「悪いことは改善」「やりたいことをやる」を念頭におき議論を進めることができた。

中間支援機能として、会議の方法や考え方の整理などのファシリテート(進行役)を担っているが、会議の仕方を地域住民に働き掛け、経験してもらううちに、机をスクール型からロの字・島型に配置して会議を行うようになるなど、対話の場をつくることで地域の主体性が形成されている。

② 地域への技術的アドバイス

地域運営組織においては、地域ビジョン・計画に関するノウハウのみならず、地域の課題や現状の把握方法や地域運営組織の運営方法など、様々な情報やノウハウが不足している。このようなノウハウは、行政から提供されることも望まれるが、後述のとおり、行政においても経験が少なく、的確なアドバイスを行うことが難しい場面がある。

このような場合には、中間支援機能の活用が求められる。行政や専門家に加えて先行地区での策定経験者などから、一般的な方法や各種事例に関する情報提供など、アドバイスを得られる環境づくりが求められる。

③ 行政への政策のアドバイス

自治体において地域運営組織の形成と持続運営を促すための制度構築に悩む例も見られることから、類似した他の自治体での経験者などによる、取り組み方を先導する中間支援機能が求められる。

＜事例：大崎市＞

市町村合併の段階から大学教授に政策アドバイザーを依頼し、月3～7回訪問してもらい各種アドバイスを受けている。行政の政策立案や行動規範に加え、地域を訪問しての各種アドバイスといった多面的・総合的にアドバイスをいただいております、職員・地域住民ともに信頼を寄せている。

＜事例：佐用町＞

市町村合併を契機に住民が主体的に動けるまちづくりを開始した。合併後、半年で「地域づくり協議会」を発足したが、改めて地域主体の取組を進めるため、制度の見直しと住民への意識の浸透・合意醸成を展開することとした。現在は大学と協定を結んで、教授をアドバイザーに招聘し、4年をかけて見直しに取り組んでいる。

＜事例：明石市＞

市民活動支援センターの管理の指定管理契約を交わす(一財)明石コミュニティ創造協会が、委託の関係にとらわれず、新しいセンターのあり方や制度設計、地域への入り方など、積極的に提案と議論を行っている。

市役所出向職員4人の受け入れや、各課と連携したワークショップの実践を通して、市職員の経験が増し、市役所に戻ってからも活用されている。

一昨年までは、(一財)明石コミュニティ創造協会と市役所推進室が同じ建物にあり、日常的に情報交換できていたこともよかった。

行政に不足する部分や苦手とする部分を中間支援機能で補完することは重要であるが、行政との十分な連絡調整・情報共有を行ったうえで、支援してもらうことが有効である。

＜事例：北上市＞

(特)いわてNPO-NET サポートが、行政との十分な情報共有を行ったうえで、地域住民と行政との仲介役として、住民説明会での説明の補佐や、話し合いの際の進行を支援している。行政の考え方を十分に理解したうえで中間支援機能を発揮しており、縦割りとなりがちな行政の伝えたいことを横刺しにしてかみ砕いて伝え、地域に主体性を促す「対話の場」をつくることができている。

第2節 運営期

(1) 進行管理・評価の実施

① 地域の状況と事業の点検（地域づくり計画の進行管理）

計画の達成状況や事業の進捗状況について点検することが重要ではあるが、それ以前に、事業を展開した結果として地域課題がどのように解決されているか、さらには計画には書かれていないが新たな課題が発生していないか、など、地域の状況について点検することが重要である。

各地域運営組織においては毎年度、事業計画を作成して総会などにおいて承認を得て事業が展開されているが、計画に位置付けた事業や活動の進捗状況を確認・評価した上で次年度の事業の可否や実施方法について検討することが重要であるものの、そのように取り組む組織は少ない。計画に定めた事項を着実に展開していくよう、事業の評価・進行管理の方法や事業計画の立案方法について普及啓発をすることが求められる。その際、「成果指標」といった数値にとらわれず、地域の状況に合わせて適切に評価する指標や視点自体を検討しながら行うことが重要である。

また、地域で策定した地域ビジョンや長期計画における目標の達成・到達状況について、定期的に点検・進行管理を行うことも重要であることから、地域ビジョンや長期計画に基づき、さらにはその見直しの必要性も併せて検討しながら、地域が解決を必要とする課題を的確に捉えて展開する仕組みについても普及啓発が求められる。

さらに、計画の期間について、5～10年を計画期間として定める例が多いが、見直し規定を設けるなどして、随時、実態に合った計画に見直していくとともに、自主的に点検や進行管理を行うことも重要である。

以上の評価や点検にあたっては、地域において経験や知識がないことが多いことから、中間支援機能を活用し、その方法についてアドバイスをもらうことや客観的に地域の状況进行评估してもらっても有効である。

＜事例＞・・・再掲

毎年度の事業計画の中で、5年計画「地域づくり計画書」について「実施できた」「できていない」の評価結果を載せた上で、今年度の事業・活動を事業計画書に掲載し、地域住民がビジョンを見据えながら総会で決定している。（南部町東西町地区）

協議会を立ち上げて活動を展開するうちに課題を感じていた中で、組織と事業内容等について考え直すことを決めた。設立から6年であるが、自主的に計画を見直し、併せて組織も見直して展開することとしている。（宇佐市安心院地区）

＜事例：成果指標自体の検証と適切な評価＞

ある地区でデマンドバスを運行しているが、当初から利用者が減ってしまっておりそれが課題として挙げられた。しかしその背景には、地域の人口減少や、住民同士の助け合いによる移動支援などの他の移動方法の出現などがある可能性があるため、結果としての数字にとらわれず、的確に分析し、実態を正しく評価することが重要である。

（研究会委員指摘）

② 地域コミュニティ政策の点検

地域運営組織による地域の主体の地域づくりに関して、行政では10年単位でビジョンや計画を策定することが多い。自治体の最上位計画である総合計画などでは、次期計画の策定にあたって成果や展開方法を振り返り、評価することが多々あるが、本計画についても同様に評価を行い、適宜見直すことが求められる。

その際には、行政による評価のみならず、地域からの評価、さらには客観的見地から第三者による評価を行うことも有効である。

<事例：北上市>

地域づくりの推進を始めて20年を迎えようとしていた平成28年度に、北上市政策評価委員会より「地域コミュニティ政策」について評価が行われた。これを受けて、市では地域づくり政策の検証と再構築に取り組んでいる。

点検の結果、目標と期待される効果との間に大きな齟齬が生じている場合などには、積極的に政策を見直すことが必要であるとともに、政策は継続しつつも、その運用方法や地域に対する支援の姿勢や内容などについて見直すことも有効である。

特に、自治体においては、当初は地域を先導・主導して理想的な姿や活動展開に導いていくことが重要であるが、地域が経験や学習を通じて力をつけるに応じて、地域の主体性を活かすために徐々に後方からの支援に回ることも求められる。

(2) 地域のビジョンや計画の活用、点検

① ビジョンや計画の定期的な点検

当初策定したビジョンや長期計画と現在の取組の進捗状況を随時確認しながら、取り組むと決めたことを計画的に展開していくことが重要である。地域運営組織を運営し、各種活動や事業を展開していると、当初の目標や計画と実態との間にずれが生じることが多々ある。策定したビジョンや長期計画に記載された内容が地域の実情や取組の進捗状況と乖離することでビジョンや計画の役割が薄れ、計画的な事業展開や住民の合意・参加の面で支障が生じる恐れがあることから、整合を図っておくことが求められる。

このため、定期的なビジョンや計画の読み直しや、定期的ないし適切なタイミングでの計画の見直しが求められる。

計画の見直しにあたっては、地域において経験や知識がないことが多いことから、中間支援機能を活用し、その方法についてアドバイスをもらうことや客観的に計画の進行状況などを評価してもらうことも有効である。

<事例：宇佐市安心院地区>

協議会を立ち上げて活動を展開するうちに課題を感じていた中で、会長らが市の勉強会に参加した際、組織と事業内容等について考え直すことを決めた。設立から6年であるが、自主的に計画を見直し、併せて組織も見直して展開することとしている。

安心院地区まちづくり協議会は、平成 23 年 12 月に設立され、実際に活動を開始してから丸六年が経ちました。

そして、各事業を展開していく中で、色んな問題が起きて来ています。例えば、参加する部会員や地域の方々が固定化して活動のマンネリ化、会議等の減少、事務局依存型、既存の組織との連携不足、行政の支援不足、部会間の温度差が出来て来ている等で、活動が鈍くなって来ている。

それで、数年前からこの辺で一度、組織や事業内容等について考え直した方が良いのではないかという意見が上がっていました。そこで、平成 29 年度に組織改革検討委員会(会長、副会長、各部会長、事務局、協力隊員の 12 名で構成)を立ち上げ、前後 5 回会議を開催し色んな事を協議して来ました。

まず、まち協のスローガン「みんなで築こう! 心安らぎ輝くまち 安心院」の終局の目的は何であるのかを考え、「高齢者のサポート」と「青少年の育成」の二つをバックボーンに考えて行こうという結論付け、以下のように改革することを決めました。

- ① 部会数は、4 部会から 3 部会へ統合する。(別紙 1)
- ② 協議会の副会長は、部会の副部会長を兼任する。
- ③ 各部会の部会員数は、少数精鋭で 20 名程度とし、部会員である事を了解して頂き委嘱状を出す。但し、区長はどこかの部会に所属してもらう。
- ④ 事業内容は、「高齢者のサポート」と「青少年の育成」を考慮して別紙 2 の通りにする。
- ⑤ これらの改革は、平成 31 年度より実施する。

出典：安心院地区まちづくり協議会提供資料

＜事例：南部町東西町地区＞

各集落の集落づくり計画を集めて支援事務員が中心となって「地域づくり計画書」を 10 年計画として策定した。10 年後の改定時も協議会で話し合いながら 5 年計画として更新した。毎年度の事業計画の中で、5 年計画について「実施できた」「できていない」の評価結果を載せた上で、今年度の事業・活動を事業計画書に掲載し、地域住民がビジョンを振り返りながら総会で事業計画を決定している。

平成 29 年度事業報告

昨年は地方自治法施行 70 周年の記念式典に於いて、これまでの活動が認められ功績があった住民自治組織として、総務大臣表彰を受賞することが出来ました。皆様のご協力にあらためて感謝申し上げます。平成 29 年度に取り組みました事業の概要について報告いたします。

1. 安全・安心な町づくりとして、各区の防災庫に設置してあるアルミ製のリヤカーを避難所であるコミセンまで移送した防災訓練や救急蘇生法講習、消火・通報訓練を実施しました。ホース格納箱への消火器の設置は最終年度として、残る 14 台の設置とともに防災庫の消火器も外部に設置しました。また、当地域のご近所福祉の原点であります、高齢独居者等の安否確認見守り活動や一斉清掃・不在地主への草刈り要請等での環境整備も引き続き行いました。又、交差点の停止ラインやトマレ標示の塗り直しや追加等の交通安全対策も実施しました。
2. 地域コミュニティホーム「西町の郷」も、ボランティアスタッフの皆様のお陰で新たな利用者を迎える事も出来ました。この様な地域で運営する「西町の郷」は厚生労働省が推める「地域共生社会」のモデルとなると高い評価をいただいています。地域の子育て支援の一つであります、放課後児童クラブは、夏休みには地域外活動をする等東西町独自の取り組みも行い最大 16 名の利用がありました。
3. 昨年には、長い間待ちました新運動公園（東西町スポーツ広場）のグラウンド面が仮供用となり、運動会を実施するとともに、「東西町」の人文字で東西町地域振興協議会発足 10 周年を祝うことが出来ました。

【事務局主体業務関係】

実施した主な事業については以下のとおりです。

区分	月	日	事業内容 [参加者数等]
☆	通期		わくわくショップ支援
☆			野菜市支援
☆			青バト防犯パトロール
☆			学童下校時の定時屋外放送
☆			おせの背中を魅せよう「東西町びかびか運動」ストッカーゴミ処分含む
○			案内板の記名手入れ、防犯灯の維持管理
☆			運営委員会(計 5 回)、円卓会議(2 回)
☆			視察受入れ 計 12 回[延べ 129 名]
☆			外部での事例発表他 (大阪市、大塚市、広島市)
○		4	16
○		17	新年度区長・班長会[30]
☆	5	18	東西町人権学習推進委員会[6]

出典：東西町地域振興協議会「平成30年度事業計画」

(3) 組織やメンバーの柔軟性

① 組織の柔軟な見直し

常に変化する地域課題に的確に対応していくためには、事業展開において必要となる経験や関心を有するメンバーで事業内容を検討しながら展開していくことが求められる。

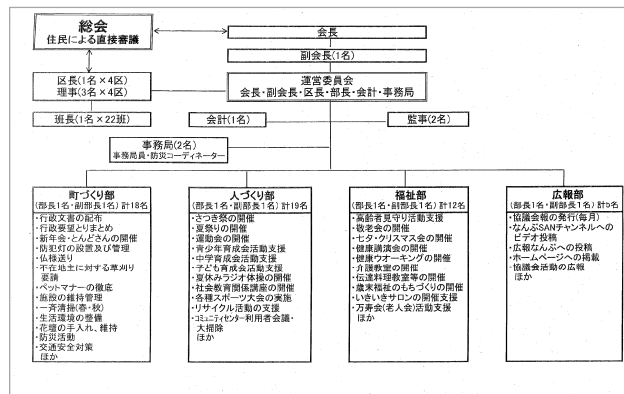
一度決めた部会などの組織が固定化することで取組の展開上、非効率や支障といった問題が顕在化することがないように、組織上の位置づけを柔軟に見直すことが望まれ、これにより、予算の的確な配分と執行、メンバーの取組意欲の向上も期待できる。

さらに、新たな事業展開のためだけでなく、目標を達成した事業や効果の薄い事業を担う部会の見直しなど、既往組織の改廃・統合についても同時に行うことが望まれる。

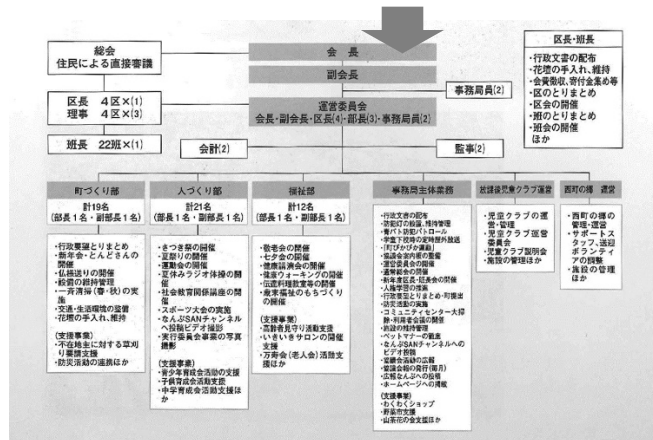
また、事業の進展と組織の成熟とともに実行組織の独立や法人化も必要となるため、随時検討を行い、見直していくことが求められる。稼ぐ活動・組織（逆に言えばリスクの高い活動・組織）については、組織から分離して取り組むことも有効である。

＜事例：南部町東西町地区＞

東西町地域振興協議会では、展開する事業を効率的に運営する組織を柔軟に考えており、部会は固定せず、頻繁に組織を見直している。



(平成 26 年)

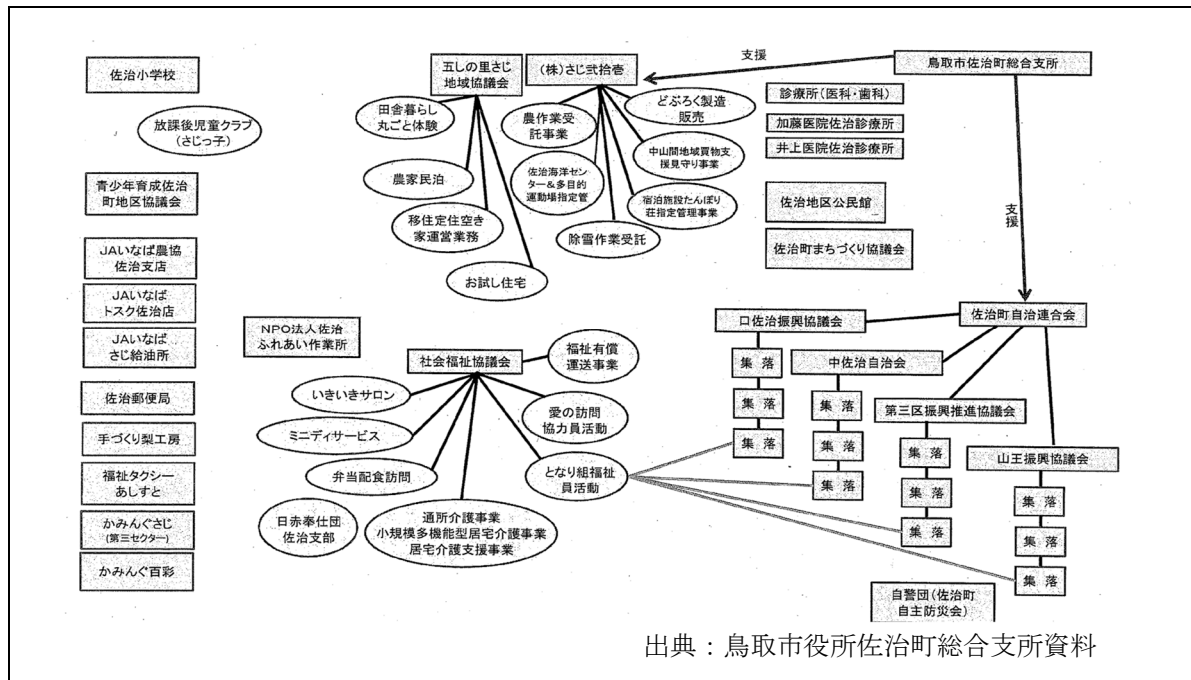


(平成 29 年)

出典：東西町地域振興協議会提供資料

＜事例：鳥取市佐治町地区＞

佐治地区では、既往の地縁組織としての「自治連合会」の他、地域住民有志で設立した「五しの里さじ地域協議会」、市町村合併時に鳥取市全域で制度化された「まちづくり協議会」など、多様な組織が活動している。活動の多様化と高度化が求められる一方で、人口や担い手の減少もあって、「小さな拠点事業推進委員会」を立ち上げ、地域住民主体のまちづくりについて見直し、ずっと住み続けられる仕組みづくりを目指して議論を行っている。



<事例：宇佐市佐田地区>

佐田地区まちづくり協議会には女性部があり、調理等の活動を行う中で、女性部部長中心に協議会から独立して「稼ぐ活動」を開始した。「百貨山草」というグループを発足し、薬草の加工品開発や、イベント等ではおにぎりや弁当などを提供し、収入を得ている。ゆくゆくは協議会への売上還元も念頭に置かれている。

② 人材の固定化への対応

地域住民に幅広く地域運営組織の事業に参加してもらうことで、事業の安定的な展開とともに、次世代の担い手も見つかりやすくなる。リーダーや担い手が固定化することで、事業のマンネリ化や疲れが生じる恐れがあると同時に、意欲を持った新たな担い手の参加・発掘を妨げる原因ともなりかねないことから、メンバーの柔軟な見直しや新たな協力者の受け入れ環境を整えるなどの工夫が行われている。随時、連携先の拡大等に取り組むことも、事業の拡大・安定化と新たな担い手の発見につながる可能性がある。

<事例：明石市魚住地区> (再掲)

人口1万人超の地区で、全員参加による協議会運営が難しいこともあり、立候補すれば自治会未加入者も地域住民以外の人にもなることができる「まちづくり応援隊」制度を運用している。応援隊は現在72人・19団体で、総会での議決権が付与されている。

③ 次世代の担い手の発掘・育成

取組を始めて10年近くが経過すると、当初の担い手の高齢化などによって活動が停滞する例が散見される。このため、早い段階から次の世代の担い手を見つけて、蓄積した情報や経験、信頼を引き継いでいくことが、持続的な運営にとって必要である。

なお、地域の若者などが給料で生活をしていけるほどの資金の確保や支援も求められるとともに、地域運営組織で見習いから担い手、事務局長、会長へといったキャリアパスが安定して構

築されることも一案である。

<事例：大崎市池月地区>

地域の歴史文化や各種事業について学び合いを行う「池月大学」を開催し、卒業生には地域運営組織の担い手となってもらうよう、人材の育成・確保に努めている。

<事例：佐用町長谷地区>

協議会の役職は持ち回りであるが、やる気あるメンバーが常に集まっている。単年で交代するため、情報や経験の蓄積上の懸念はあるものの、逆に言えば、多くの住民が協議会の役職経験者であり、地域住民に広く協議会に対する理解は広まっている。

また、協議会とは別に、60代中心でゴトンボの会（有志）を結成して民泊事業・貸農園事業を開始し、30・40代若手も起業して地域課題をものづくりで解決する取組を展開している。協議会はこれを支援する形で地域課題の解決や活性化を図っていると同時に、これらの担い手から次の担い手が現れることも期待される。

④ 担い手の意欲の持続

地域運営組織の各種事業の担い手に対して、継続的にかかわり続けてもらうためには意欲を持ち続けてもらうことが重要であり、意義の共有や恩恵の供与などが求められることが多い。また、単に労力として関与してもらうだけでなく、反省点の改善や展開方法の工夫など、事業を“わがごと”として捉えて考え、主体的に行動してもらうことが有効である。

このため、担い手とは十分に意義や目的を共有したうえで適度に責任を付与しつつ、展開方法については決定権を与えると同時に、協力に対する恩恵を設けることも求められる。また、苦勞をねぎらい、意義の共有や意欲の持続化を図ると同時に、反省点をとりまとめるといったアフターフォローも有効である。

<事例：宇佐市安心院地区>

イベント後には反省会を開き、協力者の労をねぎらうとともに、事業実施上の課題を共有し、次年度の取組につなげている。

なお、担い手にやりがいと責任を持ってもらうために、部会の再編時にはメンバーには委嘱状を発行することを予定している。

<事例：宇佐市佐田地区>

佐田地区まちづくり協議会では計画の見直しに合わせて部会制をやめたが、女性部だけは据え置きとしている。メンバーの固定化を解消するために、組織体系をしっかりと構築し、役割分担を明確にした。具体的には、3人のグループごとに責任の所在をはっきりさせたことで、これまでほとんど部長が負っていた作業に対して、担当者が積極的に取り組むようになった。

<事例：北上市(特)いわてNPO-NET サポート>

定期的に地域で勉強会を開き、地域住民に現実を受け入れてもらったうえで考えてもらう習慣づけを行うように研修を行っている。地域の担い手には、先を見据えつつその対策を検討して講じていく習慣をつけてもらわなければならないとの認識の上で支援を行っている。

(4) 安定的な資金の確保

① 多様な財源の確保

各種活動を通じた地域運営組織の運営体制の安定化やノウハウの蓄積に伴い、活動の幅が広がるとともに組織の信頼性も向上していく。それに伴い、行政や民間事業者との契約に基づく収益事業や事業拡大に向けた融資の獲得など、財源の拡大について検討し、展開する事業の内容に応じて必要な財源を確保していくことが有効である。

② 起業等による自主財源の確保の促進

地域運営組織の運営にあたっては、持続性を高めるためには自主事業による収入を得ることが求められ、必要に応じて行政が補助するといった方向で運営されていくことが望ましい。

このため、地域運営組織だからこそ取り組むことのできる活動や地域資源の活用など、地域住民で考えて取り組み、事業性を高めていくことが求められる。行政においては、環境づくりの面において、自主財源の確保を支え、促す取組も求められる。

<事例：北上市口内町地区>

(特) くちないでは、地域交通の確保や生活店舗の経営を行っているが採算を取りにくいことから、地域の特産品である「ごしょ芋」を使ったコロッケなどの特産品づくりを展開し、収入に充てている。「ごしょ芋コロッケ」はふるさと納税の返礼品として登録されている。

さらに、「クラウドファンディング型ふるさと納税・思いやり型返礼品」として、お年寄りの送迎支援応援サポーター支援などに限ってプロジェクト資金を集める努力も行っている。

【思いやり型返礼品】お年寄りの送迎支援応援サポーター(ゴールド)



T0006 NPOくちない活動応援サポーター(ゴールド)

寄附金額
350,000 円
以上の寄附でもらえる

数量:

在庫: あり

- > 対応している決済方法
- > 各種ご連絡先
- > 年末年始の配送
- > 年末年始のワンストップ特例

出典：ふるさとチョイスホームページ

<事例：大崎市池月地区>

池月地域づくり委員会の事務局である「池月サポートセンター」を窓口、『池月を助け隊』として地域で軽作業を必要とする住民に対して地域住民がサービスを提供する仕組みがある。約1,000円/hで軽作業を受託し、事務局の自主財源にするとともに、人件費に充てることで地域住民・担い手の収入にもなっている。地域でお金を循環しながら、地域課題の解決に取り組むことができている。

<事例：南部町東西町地区>

協議会で「地域コミュニティホーム」を開設し、高齢者等が利用料金300円で自由に活動できる場所を提供している。また、空き家・空き地について、年7,000円で年2回草刈りをして地域外で暮らす所有者にレポートで報告している。このような活動をすることで、転出者等からも信頼され、土地を売りたい人からの相談も舞い込み、収入の確保以上の効果が得られている。

<事例：佐用町江川地区>

デマンドバスの運営や、ふれあい喫茶／喫茶ほっとえかわなどの自主事業を展開して収入を得ながら地域課題の解決を図っている。これらでは収入が十分には得られないことから、栗部会（江川栗の復活）による焼き栗の販売の支援や、住民への倉庫の賃貸借、自動販売機の設置など、多様な収入源の確保を図り、自主事業全体の持続的な展開を支えている。

③ 自由度の高い財政支援

行政からの補助金は、使途となる活動分野や事業を限って募集・採択がなされる。この他、地域運営組織が住民生活の向上のための活動に対する必要な費用について、地域の実情に応じた財政負担を行っている地方公共団体も存在する。

<事例：北上市>

平成26年に創設した「地域づくり総合交付金」では、従前の「きらめく地域づくり交付金」では対象外としていた「定例行事以外の取組」「他の補助金との組合せ」「財産取得」などの制限の多くをほとんど見直し、使途の自由度を増すことで、地域の主体性を促すこととした。また、一定額を上限に次年度以降に持ち越して合わせて大きな出費を行えるようにも制度を変更した。

地域づくり事業費の使途制限

	きらめく地域づくり交付金(現在)	地域づくり総合交付金(平成26年度～)
①	地域計画に登録されている事業であること	地域計画に登録されている事業であることを原則とする
②	継続して行う事業は5事業年度まで	継続して行う事業は5事業年度まで(ただし5事業年度以上経過した事業への支出は25%まで認める)
③	地区の定例行事は対象外	削除
④	市に他の補助金等の制度がある事業は対象外	削除
⑤	1事業の下限は10万円とする	削除
⑥	食糧費は対象外(賄材料費を除く)	食糧費は対象外(賄材料費及び会議や労働奉仕に係る茶菓代を除く)
⑦	旅費は対象外(講師旅費を除く)	旅費は対象外(講師旅費及び事業実施に必要な最小限の経費を除く)
⑧	人夫賃金(特殊技術を除く)は対象外	人件費(事業費の10%まで認める)
⑨	財産取得費は対象外	削除
⑩	備品購入費は対象外	削除
⑪	換金化される物に係る費用は対象外	換金化される物に係る費用は対象外
⑫	事業の大部分を委託するものは交付金対象外	削除
⑬	1事業につき20%以上の事業費変更は手続きが必要	削除

出典：北上市提供資料(当時の資料)

(5) 関係団体との効果的な連携や支援者の確保

① 自治体内の関係部署との連携の充実

地域運営組織で取り組む各種事業については、多くの場合、部会を設けて自ら取り組むが、地

域住民の生活と密着していることから、自治体とも十分連携して取り組むことで、効率的かつ最大の効果を引き出すことが可能となる。自治体では各々の分野ごとに担当が配置されているため、地域運営組織の事業展開にあたっては、各々の部局との連携が重要であり、併せて、庁内での情報共有が求められる。

地域運営組織の発展に伴い、福祉分野などの取組が拡大するとともに高度化することもあるため、行政との連携は必要不可欠となり、庁内においては連携体制の充実が求められる。

<事例：北上市>

北上市では、地域づくり課が核となり、福祉や都市計画などの多様な部署との情報共有を図っている。これにより、計画策定や事業展開時の住民説明会や話し合いを円滑かつ効果的に行うことができている。

② 地域内の各種団体との連携の充実

地域運営組織が展開する事業への協力の依頼や、地域内で課題の解決に向けて取り組む団体同士の情報共有・連携・相互支援を促すため、各種団体との連携を充実させていくことが有効である。このために、定期的に会議を開く地区が見られるとともに、地域運営組織の構成員に各種団体が含まれている場合には、一層、情報共有や事業の実施方法の連携などを促し、効率化や高度化を図ることが望まれる。

<事例：大崎市池月地区>

「池月会議」として地域内の12の団体と随時意見交換し、各団体の課題と事業について共有・協力し合っている。話し合いを通して、コラボレーションや事業の改良などが進んでいる。（例えば、「高齢化による運動会での激しい運動の回避」と「防災訓練に若者が参加しない」といった課題を組み合わせ対応し、防災大運動会として「大声競争」や「消火競争」などの競技種目を盛り込んで実施するようになった、など。）

<事例：大崎市池月地区>

生活支援コーディネーターがつなぎ役となり、社会福祉協議会と連携し、地域包括ケアもまちづくりと連動した取組を展開している。

<事例：南部町東西町地区>

年に1度、教育委員会、学校、PTA、協議会で集まって地区内での行事が重ならないよう調整するとともに、連携による効率化や相乗効果の創出に向けて話し合いをしている。

<事例：明石市魚住地区>

担い手を増やすため、イベントなど様々な場に出かけて、人材を勧誘するなど常にアンテナを張っていると同時に、関係団体を巻き込む形で事業を展開している。

例えば、多世代交流を図る「みんなdeごはん」では、高校の料理部や保健所などと連携して事業を積み重ね、独居老人との交流を進めつつ、ゆくゆくは子ども食堂の展開などを検討している。

③ 事業の専門的アドバイス等の確保

自主事業を展開する場面では、事業の専門的アドバイスや販路の構築などが事業の成否を分ける局面も訪れる。その際には、外部の経験者・実践者や専門家との連携が効率的であることから、支援先・協力先についての行政の紹介等が求められる。

<事例：北上市口内町地区>

有償運送に向けたバス・タクシー会社等との協議や申請の際、(特)いわてNPO-NETサポートの支援があった。現在、グリーンツーリズム（農泊・観光農園）をはじめようと動き出しているが、協議会メンバーだけでは経験も専門性もないため、(特)いわてNPO-NETサポートやその他団体へ相談をしている。

(6) 自治体職員による継続的な支援

① 地域の主体性を支え、育てる支援

施設の指定管理委託制度の導入や事務局員などの人件費の補助制度の創設等によって、地域に派遣される職員の引き揚げや地域担当職員の削減などが併せて行われることがあるが、組織の発展段階によらず、職員による継続的な支援が求められる。地域への情報提供や地域の状況の共有、各種書類の作成支援など、地域の主体性を支え、伸ばすためにも、職員による適度な支援は有効である。

<事例：大崎市>

「地域自治」を政策として掲げ、組織体制についても「市民協働推進部」や「大崎市地域自治組織推進本部」、「コミュニティ推進戦略チーム」を設置して全庁的に推進し、各職員の職員が地域にかかわる環境を整備して他部署とも連携しやすい環境を整えている。

また、各総合支所の地域づくり担当と本庁まちづくり課職員と連携して地域を巡回するようにしており、行政が目配りをして事業の着手・発展を促すなどの刺激を与えている。このような職員による献身的な地域への支援が信頼感を構築し、地域の主体的な取組の下支えとなっている。

<事例：佐用町>

町内に13の地域・協議会があるが、各地域に担当職員が決まっている（一人で複数の地域を担当）。定期的に地域担当職員が巡回し、各種相談に乗るとともに、書類作成などを支援している。

② 職員の意識や知識・経験の持続・継承

時間の経過や苦労を繰り返すことで職員の意識が低下する恐れがある。また、制度創設時の担当職員から異動によって担当職員が代わり、引継ぎが十分に行いきれずに、職員の意識や知識・経験の蓄積が減っていく恐れがある。職員による支援・関与が大きく変わってしまうことで、地域住民の取組意欲の低下や活動の停滞、行政との連携意欲の低下も懸念されることから、庁内の連携会議等の定期的開催や内容の充実、さらには職員に対する定期的な研修等が求められる。

また、地域担当職員制の導入などにより、多くの職員が地域に関与する制度を運用する際に

は、職員の主体性を尊重しつつ、活躍を支える就業環境を整えることも求められる。

<事例：明石市(一財)明石コミュニティ創造協会>

市役所出向職員4人や、各課と連携したワークショップをスタッフと一緒に実践することで、話し合いの方法やファシリテーション技術を学ぶなど市職員の経験が増し、市役所に戻ってからも活用されている。また、各地の中間支援組織とも情報共有や勉強会などを行い、技術の研鑽を行っている。

－ 3 持続的な運営に向けた取組を後押しするための国の施策

(1) 国の対策の必要性

第5章、第6章では、地域運営組織の持続的な運営に焦点を当て、行政機関や地域運営組織などの現場が抱えている課題解決の参考となる取組について取りまとめた。今後、自治体や地域での一層の取組が期待される。

一方で、地域運営組織の取組については、まち・ひと・しごと総合戦略(2018改訂版)において、「地域の課題解決のための持続的な取組体制としての地域運営組織の展開と活動の推進」として位置づけられており、国の支援も重要であることは言うまでもない。

以下では、今回の調査を踏まえた上で、考えられる国の施策について検討する。

(2) 普及啓発活動

本年度の調査では、現地視察や質問票による実態調査等を通じ、地域運営組織の持続的な運営に係る課題と対応策を整理し、行政機関や地域に向け参考となる具体的な取組を紹介した。

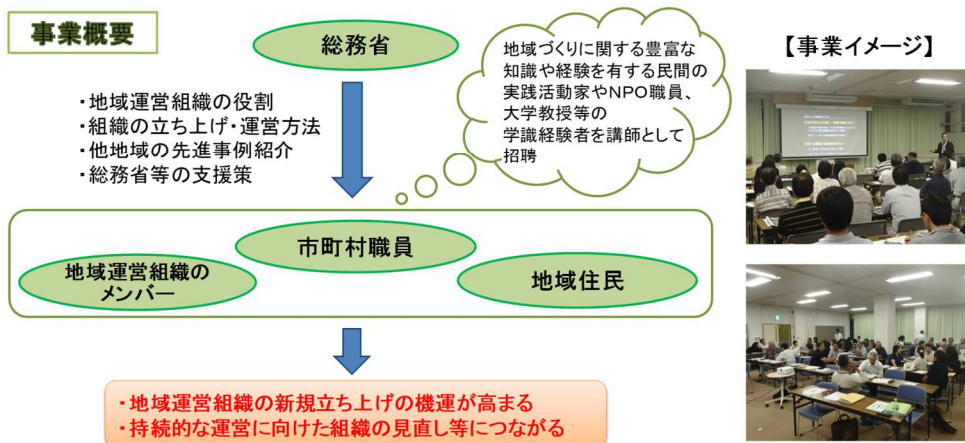
特に形成期における対策として、地域運営組織の活動や必要性といった基本的な理解をしっかりと関係者で共有することが挙げられており、地域運営組織の取組について周知する必要性があるといえる。総務省では、平成25年度から地域運営組織に係る調査研究事業を実施しており、平成28年度には、地域運営組織の発展プロセスごとの取組事項をまとめた「研修用テキスト」を取りまとめたところである。本年度の調査研究で明るみとなった課題への解決策としても改めて周知を図ることは意味のあることと思われる。

現在の国の取組としては、先述の「研修用テキスト」や「研究会報告書」を作成し、自治体への配布を行っている。また、自治体などの独自の取組に対して相談対応等を行っている。自治体における意識啓発や情報共有の状況は様々であり、この結果、地域の取組についてもその度合いに濃淡がある。

以上の状況を踏まえ、国によるさらなる情報提供が求められる。

■地域運営組織に関する地域別説明会、意見・情報交換会

- 国が主体となって地域運営組織の形成及び運営に関する説明会、意見・情報交換会を市町村職員、地域運営組織のメンバー、地域住民向けに実施。
- 地域運営組織に係る基本的な情報や先進事例、これまでの研究成果などを紹介。意見・情報交換会を通じて、組織の立ち上げや持続的な運営に向けた実践的なノウハウを共有。



(3) 自主財源の多様化に関する支援

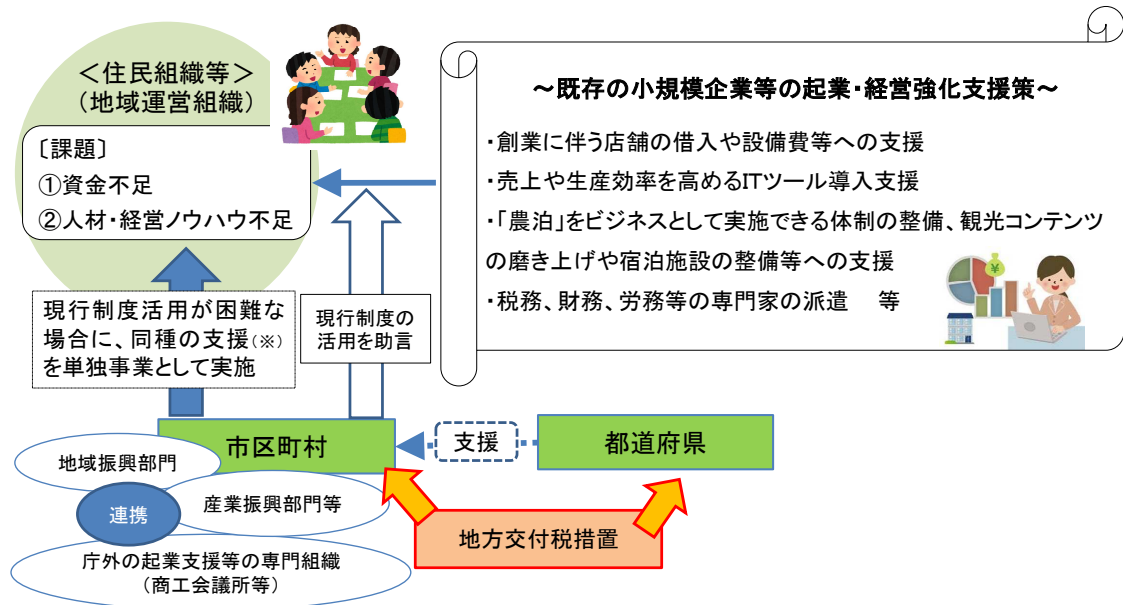
現在、地域運営組織の持続的な運営に向けた国の財政的な支援としては、市町村による地域運営組織への補助に対する地方交付税措置があるが、第6章で整理した対策のうち、運営期の「(4) 安定的な資金の確保」に向けた取組としては、地域運営組織による収益事業の起業等が考えられる。

現在、中小企業庁や農林水産省などを中心にスモールビジネス支援として補助金や助成金等が多く用意されている。ただし、地域運営組織においては、類似した事業に取り組む団体は多いものの、補助金等に関する情報を入手できず、また法人格等許認可の面から応募・給付できないこともある。

また、地域運営組織の立ち上げ等に係る自治体による支援に交付税措置が設けられているが、起業等による収益事業の立ち上げ経費は対象となっていない。このため、自主財源の多様化に向けた収益的事業の立ち上げ等に対して、新たな交付税措置を設けることは検討に値する。

■地域課題に取り組む住民組織（地域運営組織等）の支援強化

○ 地域運営組織等による生活サービス関連などの収益事業の起業や組織運営ノウハウの習得等をサポートする自治体に対する支援（特別交付税措置）を平成31年度から実施



－ 4 地域運営組織をめぐるその他の議論

今年度は、地域運営組織が設定した将来像と現実とのギャップに悩み、今後の持続的な運営に多くの課題を抱えている地域運営組織の現況について調査研究を行い、その成果として、地域運営組織が停滞した時に参考となる「原因追究と対策検討」の場面例集を作成したが、このほか以下のような論点が研究会の中で議論された。

① 既存の地縁組織との関係

従来の自治会のイメージから地域運営組織の理解が得られにくい実態がある、このため、自治会や町内会といった既存の地縁組織と地域運営組織の関係については、自治会が地域運営組織に発展する場合だけでなく、住民にとって最も近いコミュニティである自治会を存続した上で、地域運営組織が既存の地縁団体の掘り起こしや協力体制を築くことも重要であるという議論があった。

② 他省庁の関連施策との関係

「公民館の所管である教育委員会が地域運営組織の認識がない」という意見や、「厚労省所管の地域包括支援センターと連携していかなければいけない」という意見がある一方で、別の委員からは、「行政が縦割りになってしまうことは仕方がないと思っている。だからこそ、地域で全部の条件を受け止めるところがあるとよい」という意見もあった。

③ 中間支援機能

人口が数万人くらいの小規模な自治体ではなかなか中間支援組織がないため、行政が中間支援的な機能を担っており、中間支援組織ではなく中間支援機能という表現が適切だという意見があった。

さらに、重要なのは中間支援組織ではなく中間支援機能の強化であるという意見があり、それに関連して、中間支援機能とは、地域と行政というステークホルダーに対する専門的・技術的なコミットメントであるという議論があった。

④ 普及啓発活動

「地域運営組織の定義が共有されておらず、現場に混乱があるのではないか」、「行政の取組体制には温度差があるのではないか」などの意見が出た。

また、総務省で調査研究を実施し、報告書や研修用テキストを作ってホームページに掲載するなど情報発信をしてきたにも関わらず、情報が届いていないのではないか、今後研究の成果をどうするべきなのか、という議論があった。

参考資料 1. 実態調査 調査結果（本編掲載分以外）

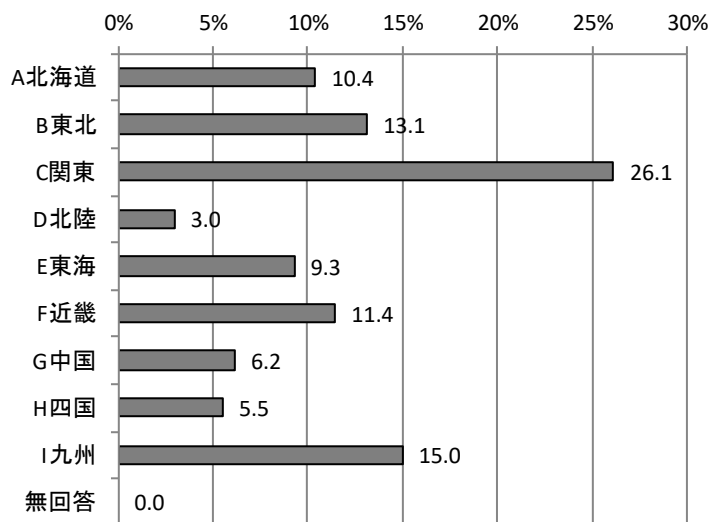
第 1 節 市町村票集計

(1) 回答市区町村の基本属性

① 地方別分布

回答のあった1,722市区町村の地方別分布については、「C関東」が26.1%、次いで「I九州」が15.0%、「B東北」が13.1%の順であった。

項目	件数	割合
A 北海道	179	10.4%
B 東北	226	13.1%
C 関東	450	26.1%
D 北陸	51	3.0%
E 東海	160	9.3%
F 近畿	197	11.4%
G 中国	106	6.2%
H 四国	95	5.5%
I 九州	258	15.0%
無回答	0	0.0%



n=1,722

n=1,722

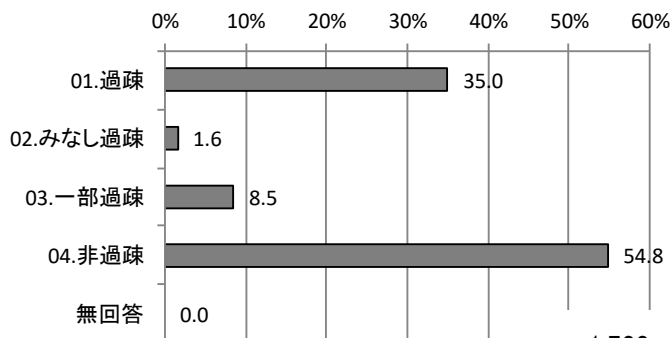
※なお、上記地方区分については、下表の通りである。【以下同じ】

A北海道	北海道
B東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
C関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
D北陸	富山県、石川県、福井県
E東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
F近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
G中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
H四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
I九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

② 過疎地域指定

「04. 非過疎」が54.8%、次いで「01. 過疎」が35.0%、「03. 一部過疎」が8.5%の順であった。

項目	件数	割合
01. 過疎	603	35.0%
02. みなし過疎	28	1.6%
03. 一部過疎	147	8.5%
04. 非過疎	944	54.8%
無回答	0	0.0%



n=1,722

n=1,722

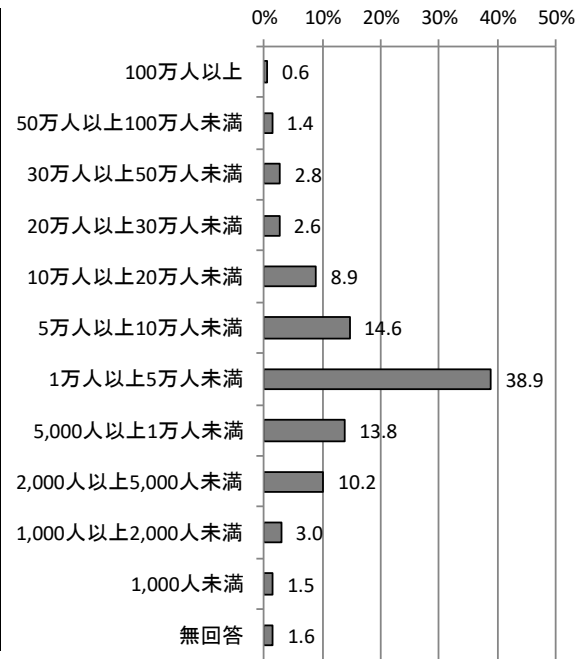
③ 住民基本台帳人口及び都市分類 (Q1及びQ2)

回答のあった1,722市区町村の住民基本台帳人口及び都市分類については、「1万人以上5万人未満」が38.9%、次いで「5万人以上10万人未満」が14.6%、「5,000人以上1万人未満」が13.8%の順であった。これを受けて、都市分類についても、「5. 町村」が52.8%、「4. 一般市」が39.6%の順となった。

■住民基本台帳人口

項目	件数	割合
100万人以上	11	0.6%
50万人以上100万人未満	24	1.4%
30万人以上50万人未満	48	2.8%
20万人以上30万人未満	45	2.6%
10万人以上20万人未満	154	8.9%
5万人以上10万人未満	252	14.6%
1万人以上5万人未満	670	38.9%
5,000人以上1万人未満	238	13.8%
2,000人以上5,000人未満	176	10.2%
1,000人以上2,000人未満	51	3.0%
1,000人未満	26	1.5%
無回答	27	1.6%

n=1,722

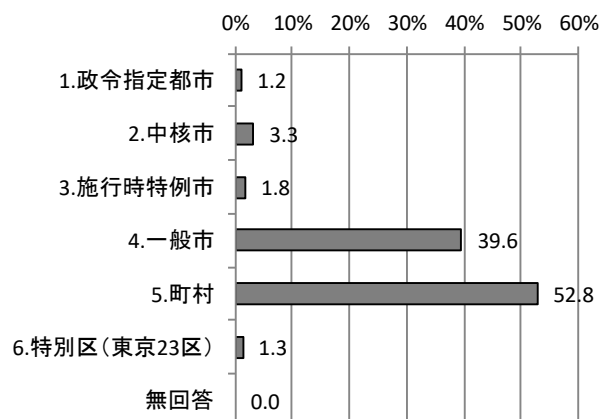


n=1,722

■都市分類

項目	件数	割合
1.政令指定都市	20	1.2%
2.中核市	56	3.3%
3.施行時特例市	31	1.8%
4.一般市	682	39.6%
5.町村	910	52.8%
6.特別区(東京23区)	23	1.3%
無回答	0	0.0%

n=1,722



n=1,722

(2) 地域運営組織の設置状況

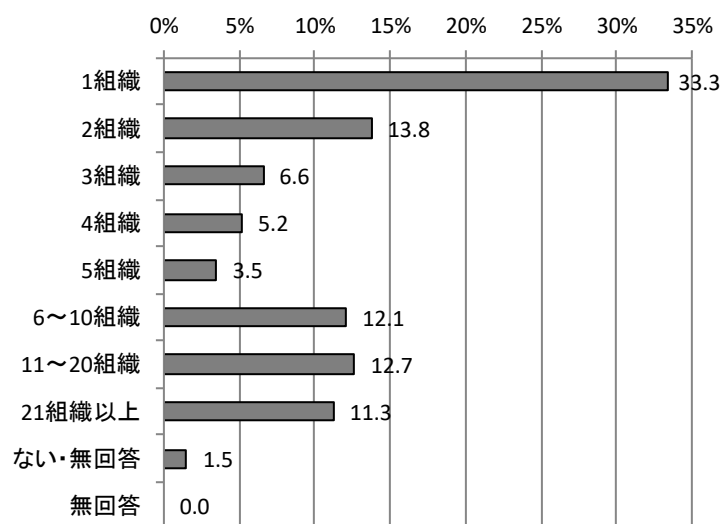
① 地域運営組織の有無 (Q3) : 本編第4章 (P45) に掲載

② 地域運営組織の数 (Q3-1)

Q3において「1. ある」とした711市区町村における地域運営組織の数の分布については、「1組織」が33.3%、「2組織」が13.8%、「11~20組織」が12.7%の順であった。

項目	件数	割合
1組織	711	62.3%
2組織	237	12.1%
3組織	98	12.7%
4組織	47	6.3%
5組織	37	1.7%
6~10組織	25	1.1%
11~20組織	86	1.3%
21以上	90	0.8%
無回答	80	1.6%

n=711



n=711

③ 地域運営組織の設置状況 (Q3-1-2) : 本編第4章 (P45) に掲載

④ 地域運営組織の必要性に対する認識 (Q3-2) : 本編第4章 (P45) に掲載

⑤ 全域への設置意向 (Q3-3) : 本編第4章 (P46) に掲載

(3) 地域運営組織の枠組みと評価

① 地域運営組織にかかる条例・要綱等の制定状況 (問1-1) : 本編第4章 (P46) に掲載

② 地域運営組織にかかる条例・要綱等の制定時期 (問1-1-1) : 本編第4章 (P47) に掲載

③ 地域運営組織の位置づけと関係性 (問1-2) : 本編第4章 (P47) に掲載

④ 地域運営組織の活動範囲 (問1-3) : 本編第4章 (P48) に掲載

⑤ 地域運営組織の活動範囲と学区との相関 (問1-4) : 本編第4章 (P48) に掲載

⑥ 地域運営組織設置に対する評価 (問1-5) : 本編第4章 (P49) に掲載

(4) 地域運営組織との関係性

- ① 地域運営組織の設立に対する支援策（問2-1）：本編第4章（P49～P50）に掲載
- ② 地域運営組織に対して実施している支援策（問2-2）：本編第4章（P50）に掲載
- ③ 一括交付金制度の有無（問2-3）：本編第4章（P51）に掲載
- ④ 「一括交付金」の算定基準（問2-3-1）：本編第4章（P51）に掲載
- ⑤ 地域運営組織の拠点施設（問2-4）：本編第4章（P51）に掲載
- ⑥ 拠点施設の提供方法（問2-5）：本編第4章（P52）に掲載
- ⑦ 外部専門家の招聘状況（問2-6）：本編第4章（P52）に掲載
- ⑧ 事務局運営への支援状況（問2-8）：本編第4章（P53）に掲載

(5) 地域における課題と国・県への要望事項

- ① 地域経営への課題（問2-9）：本編第4章（P53）に掲載
- ② 地域運営組織の運営支援への考え方（問2-10）：本編第4章（P54）に掲載
- ③ 国・県に求める支援（問2-11）：本編第4章（P54）に掲載

第2節 地域運営組織個票集計

(1) 組織の基本属性

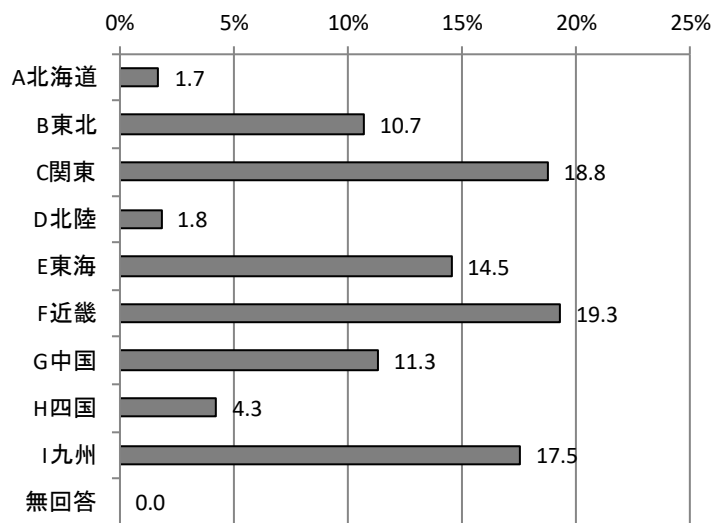
① 地方別分布

地域運営組織の地方分布については、近畿（19.3%）、関東（18.8%）、九州（17.5%）の順に組織数が多く、逆に北海道（1.7%）、北陸（1.8%）、四国（4.3%）の順で少ない。

■地域運営組織の地方別分布状況

項目	件数	割合
A 北海道	83	1.7%
B 東北	512	10.7%
C 関東	898	18.8%
D 北陸	88	1.8%
E 東海	696	14.5%
F 近畿	924	19.3%
G 中国	542	11.3%
H 四国	204	4.3%
I 九州	840	17.5%
無回答	0	0.0%

n=4,787



n=4,787

※なお、上記各地方に属する都道府県は、下表の通りである。（以下同じ）

A北海道	北海道
B東北	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
C関東	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県
D北陸	富山県・石川県・福井県
E東海	岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
F近畿	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
G中国	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
H四国	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
I九州	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

(2) 組織の成り立ち

① 設立年（問1）

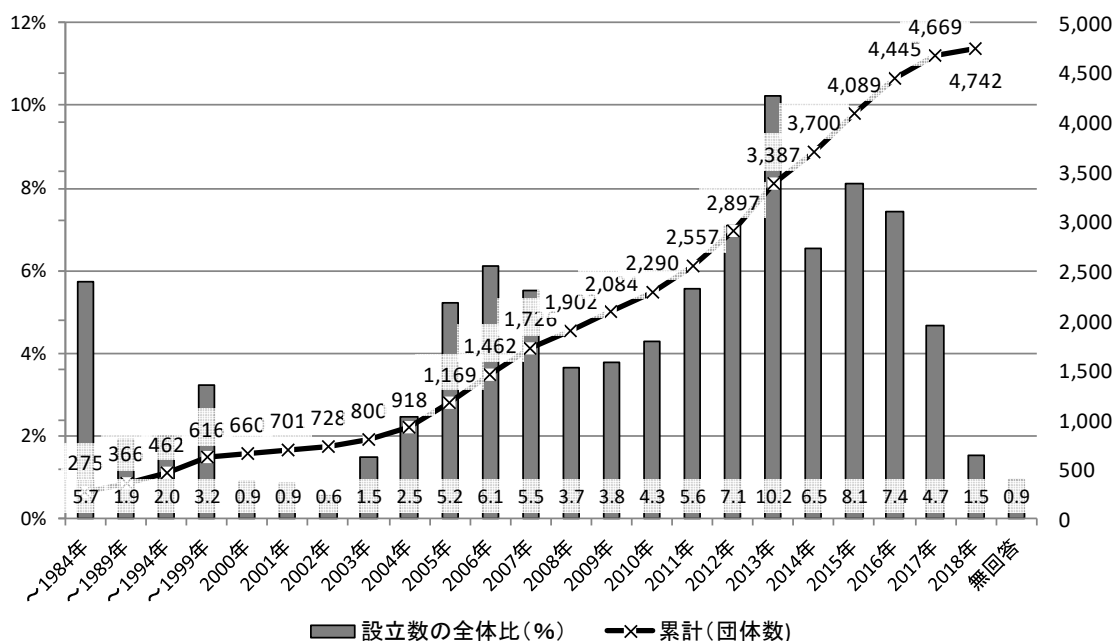
地域運営組織の設立年の分布については、2004年（平成16年）から年間設立数が大きく増加し、2011年（平成23年）以降さらに増加している。単年度設立件数としては2013年（平成25年）の490件がもっとも多い。

■地域運営組織の設立年別の件数及び累計団体数

項目	件数	割合	累計
～1984年	275	5.7%	275
～1989年	91	1.9%	366
～1994年	96	2.0%	462
～1999年	154	3.2%	616
2000年	44	0.9%	660
2001年	41	0.9%	701
2002年	27	0.6%	728
2003年	72	1.5%	800
2004年	118	2.5%	918
2005年	251	5.2%	1,169
2006年	293	6.1%	1,462
2007年	264	5.5%	1,726

項目	件数	割合	累計
2008年	176	3.7%	1,902
2009年	182	3.8%	2,084
2010年	206	4.3%	2,290
2011年	267	5.6%	2,557
2012年	340	7.1%	2,897
2013年	490	10.2%	3,387
2014年	313	6.5%	3,700
2015年	389	8.1%	4,089
2016年	356	7.4%	4,445
2017年	224	4.7%	4,669
2018年	73	1.5%	4,742
無回答	45	0.9%	4,787

n=4,787



n=4,787

② 組織立上げの経緯（問1-1）：本編第4章（P55）に掲載

③ 主たる母体組織（問1-1-1）：本編第4章（P55）に掲載

（3）組織の運営体制

① 組織分類（問1-2）：本編第4章（P55）に掲載

② 地域の運営方針（問1-3）：本編第4章（P56）に掲載

③ 地域運営方針を定期的に見直す仕組み（問1-3-1）：本編第4章（P56）に掲載

④ 実行組織の方針決定（問1-4）：本編第4章（P56）に掲載

⑤ 運営のあり方協議の機会（問1-5）：本編第4章（P56）に掲載

⑥ 運営のあり方協議の頻度（問1-5-1）：本編第4章（P57）に掲載

⑦ 実施している活動（問1-6）：本編第4章（P58～P60）に掲載

⑧ 実施している活動の収益性（問1-6-1）：本編第4章（P61）に掲載

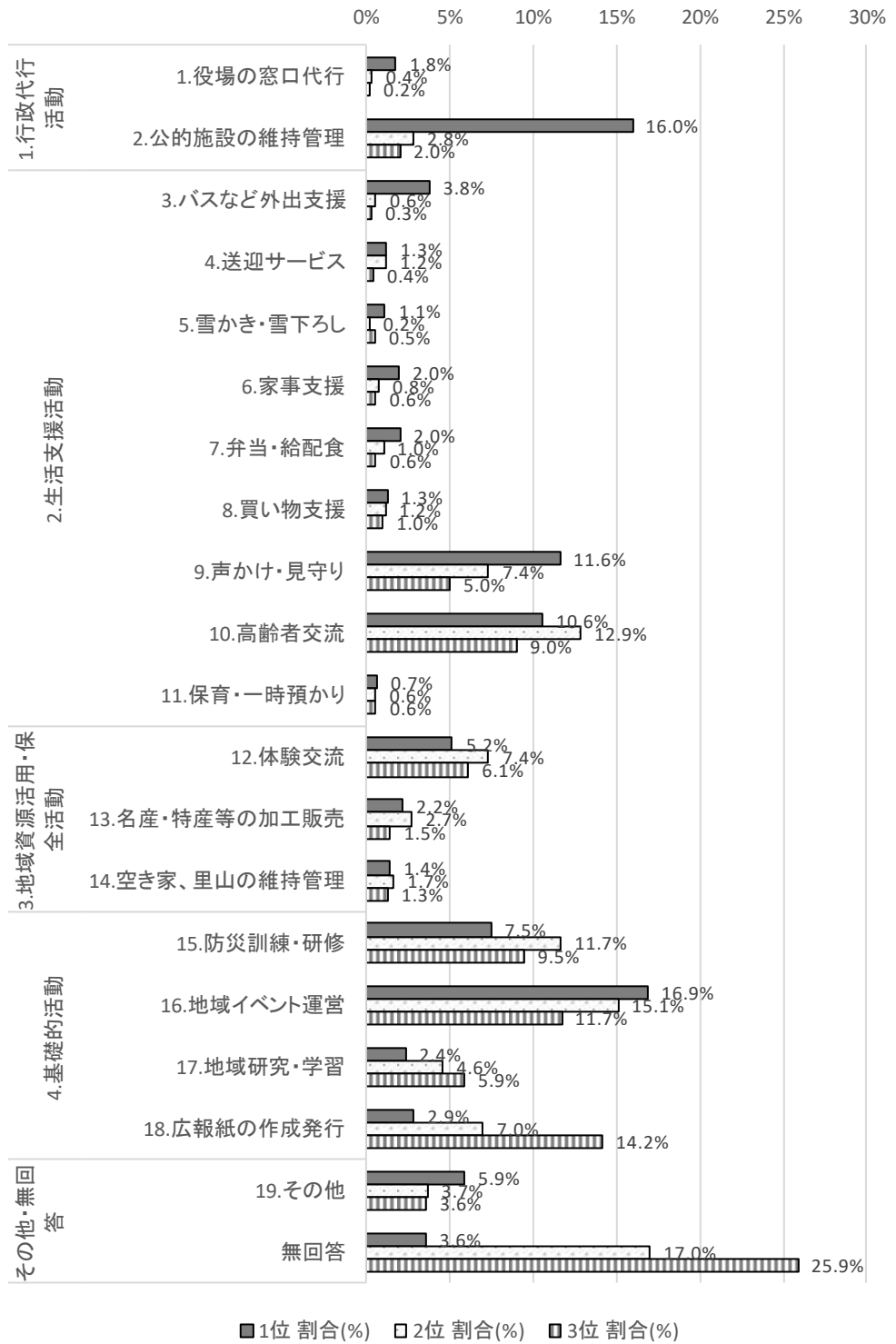
⑨ 主要な活動内容（問1-6-2）

地域運営組織の主要な活動内容としては、下記のような傾向がみられた。

- (1) 「1位」とした活動内容としては、「16. 地域イベント運営」が16.9%でもっとも多く、次いで「2. 公的施設の維持管理」（16.0%）、「9. 声かけ・見守り」（11.6%）、「10. 高齢者交流」（10.6%）の順となった。
- (2) 「2位」とした活動内容としては、「16. 地域イベント運営」が15.1%でもっとも多く、以下「10. 高齢者交流」（12.9%）、「15. 防災訓練・研修」（11.7%）、「9. 声かけ・見守り」および「12. 体験交流」（それぞれ7.4%）と続く。
- (3) 「3位」とした活動内容としては、「18. 広報紙の作成発行」が14.2%でもっとも多く、以下「16. 地域イベント運営」（11.7%）、「15. 防災訓練・研修」（9.5%）、「10. 高齢者交流」（9.0%）と続く。

主要活動 項目	1位		2位		3位	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1. 役場の窓口代行	86	1.8%	18	0.4%	11	0.2%
2. 公的施設の維持管理	764	16.0%	136	2.8%	97	2.0%
3. バスなど外出支援	182	3.8%	29	0.6%	16	0.3%
4. 送迎サービス	60	1.3%	59	1.2%	21	0.4%
5. 雪かき・雪下ろし	55	1.1%	10	0.2%	26	0.5%
6. 家事支援	94	2.0%	37	0.8%	28	0.6%
7. 弁当・給配食	97	2.0%	50	1.0%	29	0.6%
8. 買い物支援	61	1.3%	56	1.2%	48	1.0%
9. 声かけ・見守り	557	11.6%	352	7.4%	240	5.0%
10. 高齢者交流	507	10.6%	617	12.9%	431	9.0%
11. 保育・一時預かり	32	0.7%	28	0.6%	29	0.6%
12. 体験交流	248	5.2%	352	7.4%	293	6.1%
13. 名産・特産等の加工販売	105	2.2%	131	2.7%	70	1.5%
14. 空き家、里山の維持管理	69	1.4%	79	1.7%	62	1.3%
15. 防災訓練・研修	358	7.5%	560	11.7%	453	9.5%
16. 地域イベント運営	809	16.9%	724	15.1%	561	11.7%
17. 地域研究・学習	113	2.4%	220	4.6%	282	5.9%
18. 広報紙の作成発行	137	2.9%	336	7.0%	679	14.2%
19. その他	282	5.9%	177	3.7%	172	3.6%
無回答	171	3.6%	816	17.0%	1,239	25.9%

n=4,787



n=4,787

(4) 組織の協議機能

- ① 協議組織の方針の下で実践する実行組織の数（問2）：本編第4章（P62）に掲載
- ② 地域課題を解決するための組織の類型（問2-1）：本編第4章（P62）に掲載

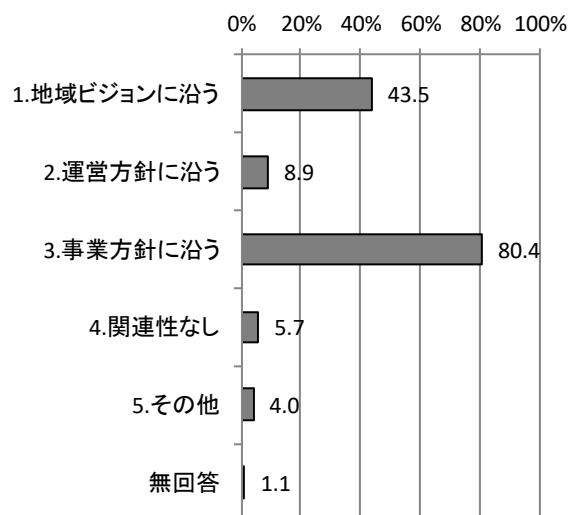
(5) 組織の実行機能

① 協議組織と実行組織との関係性（問3-1）

協議組織と実行組織との関係性としては、「3. 事業計画に基づく」が全体の80.4%を占め、もっとも多かった。次いで、「1. 地域ビジョンに従う」が43.5%で続いた。

項目	件数	割合
1.地域ビジョンに従う	1,967	43.5%
2.運営方針に沿う	401	8.9%
3.事業計画に基づく	3,636	80.4%
4.関連性なし	257	5.7%
5.その他	180	4.0%
無回答	50	1.1%

n=4,522



n=4,522

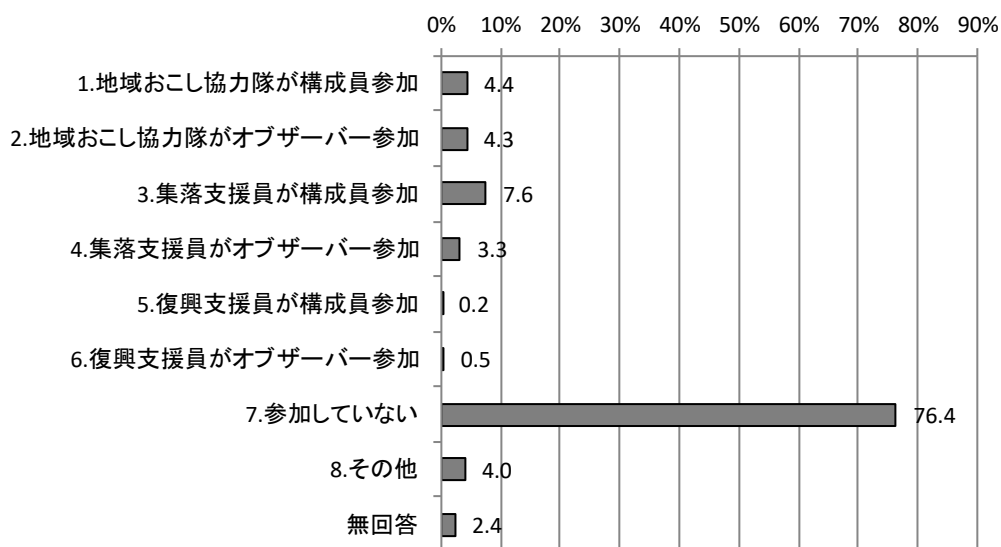
- ② 団体の組織形態（問3-3）：本編第4章（P63）に掲載
- ③ 団体の法人格取得時期（問3-4）：本編第4章（P64）に掲載
- ④ 団体の設立目的（問3-5）：本編第4章（P64）に掲載
- ⑤ 地域運営組織の活動範囲（問3-6）：本編第4章（P65）に掲載
- ⑥ 地域運営組織の活動範囲と学校区との関係（問3-7）：本編第4章（P65）に掲載

⑦ 地域おこし協力隊等との関係（問3-8）

地域運営組織と地域おこし協力隊、集落支援員ならびに復興支援員との関係については、「7. 参加していない」が76.4%を占め、もっとも多かった。以下、「3. 集落支援員が構成員として参加している」（7.6%）、「1. 地域おこし協力隊が構成員として参加している」（4.4%）、「2. 地域おこし協力隊がオブザーバーとして参加している」（4.3%）と続く。

項目	件数	割合
1.地域おこし協力隊が構成員参加	198	4.4%
2.地域おこし協力隊がオブザーバー参加	196	4.3%
3.集落支援員が構成員参加	342	7.6%
4.集落支援員がオブザーバー参加	147	3.3%
5.復興支援員が構成員参加	7	0.2%
6.復興支援員がオブザーバー参加	21	0.5%
7.参加していない	3,453	76.4%
8.その他	181	4.0%
無回答	107	2.4%

n=4,522



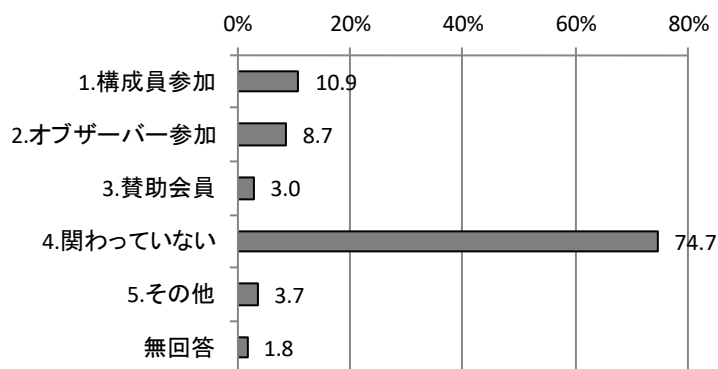
n=4,522

⑧ 地域外人材との関係（問3-9）

地域運営組織と地域外の人材との関係については、「4. 関わっていない」が74.7%を占め、もっとも多かった。以下、「1. 構成員として参加している」（10.9%）、「2. オブザーバーとして参加している」（8.7%）、「3. 賛助会員として参加している」（3.0%）と続く。

項目	今年度調査		前年度
	件数	割合	割合
1.構成員参加	495	10.9%	10.1%
2.オブザーバー参加	395	8.7%	8.2%
3.賛助会員	137	3.0%	3.4%
4.関わっていない	3,377	74.7%	77.6%
5.その他	169	3.7%	3.8%
無回答	81	1.8%	-

n=4,522 n=3,826



n=4,522

(6) 組織の運営体制と課題

① 役員およびスタッフの数（問3-10）：本編第4章（P67～P68）に掲載

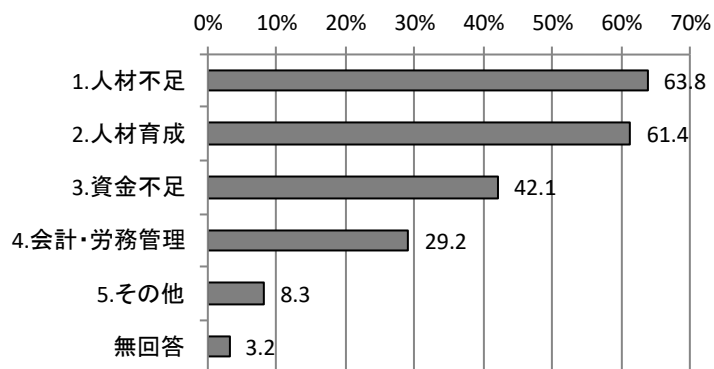
② リーダーについて（問3-10-1）：本編第4章（P66）に掲載

③ 事務局運営上の課題について（問3-11）

事務局運営上の課題としては、「1. 人材不足」が63.8%でもっとも多く、次いで「2. 人材育成」が61.4%となった。以下「3. 資金不足」（42.1%）、「4. 会計・労務管理」（29.2%）と続く。

項目	今年度調査		前年度
	件数	割合	割合
1.人材不足	2,887	63.8%	62.4%
2.人材育成	2,775	61.4%	61.4%
3.資金不足	1,906	42.1%	41.6%
4.会計・労務管理	1,320	29.2%	27.2%
5.その他	374	8.3%	6.1%
無回答	143	3.2%	-

n=4,522 n=3,652



n=4,520

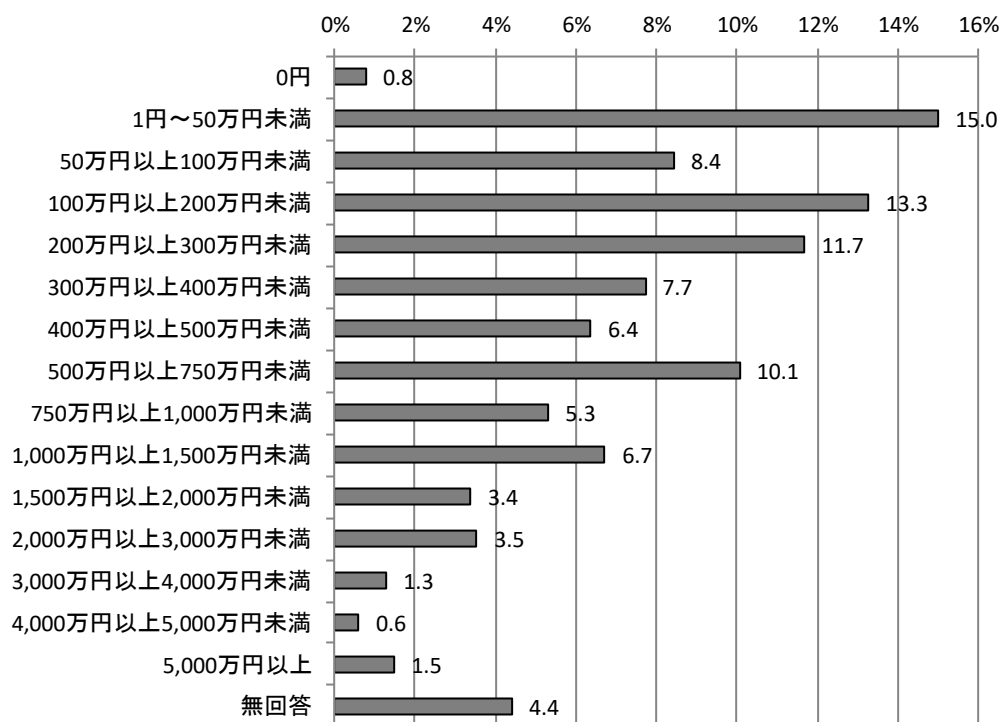
④ 年間収支状況について（問3-12）

○収入額

年間収入額としては、「1円～50万円未満」が15.0%でもっとも多く、以下「100万円以上200万円未満」（13.3%）、「200万円以上300万円未満」（11.7%）、「500万円以上750万円未満」（10.1%）と続く。

項目	件数	割合
0円	35	0.8%
1円～50万円未満	678	15.0%
50万円以上100万円未満	381	8.4%
100万円以上200万円未満	600	13.3%
200万円以上300万円未満	528	11.7%
300万円以上400万円未満	349	7.7%
400万円以上500万円未満	288	6.4%
500万円以上750万円未満	455	10.1%
750万円以上1,000万円未満	240	5.3%
1,000万円以上1,500万円未満	304	6.7%
1,500万円以上2,000万円未満	153	3.4%
2,000万円以上3,000万円未満	160	3.5%
3,000万円以上4,000万円未満	58	1.3%
4,000万円以上5,000万円未満	27	0.6%
5,000万円以上	67	1.5%
無回答	199	4.4%

n=4,522



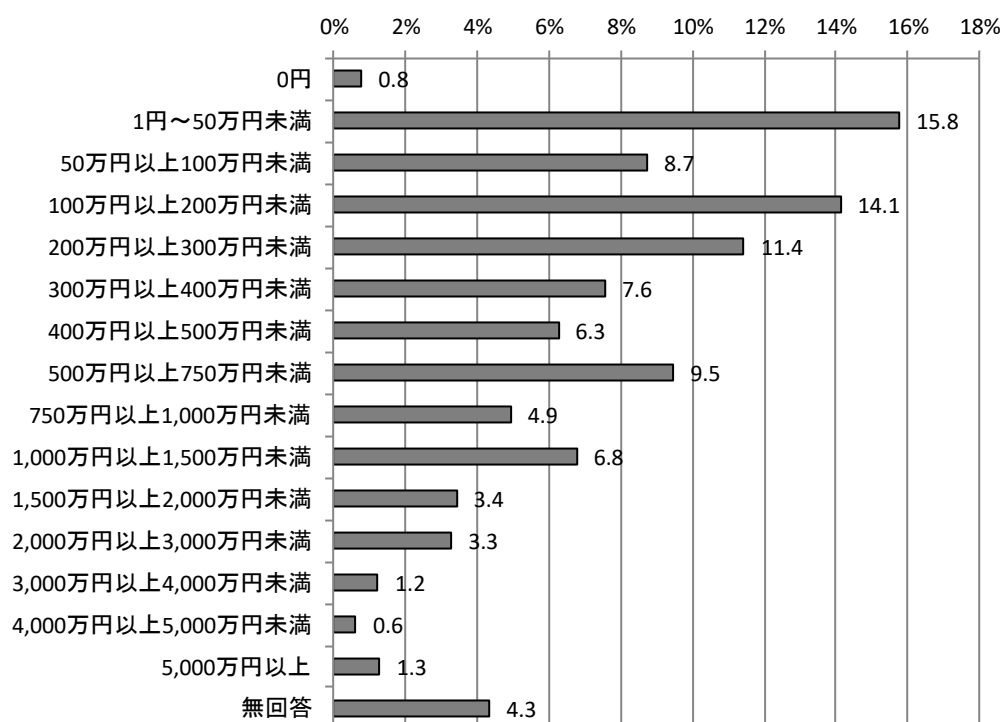
n=4,522

○支出額

支出額としては、「1円～50万円未満」が15.8%でもっとも多く、以下「100万円以上200万円未満」(14.1%)、「200万円以上300万円未満」(11.4%)、「500万円以上750万円未満」(9.5%)と続く。

項目	件数	割合
0円	35	0.8%
1円～50万円未満	713	15.8%
50万円以上100万円未満	395	8.7%
100万円以上200万円未満	639	14.1%
200万円以上300万円未満	517	11.4%
300万円以上400万円未満	342	7.6%
400万円以上500万円未満	283	6.3%
500万円以上750万円未満	428	9.5%
750万円以上1,000万円未満	223	4.9%
1,000万円以上1,500万円未満	306	6.8%
1,500万円以上2,000万円未満	155	3.4%
2,000万円以上3,000万円未満	148	3.3%
3,000万円以上4,000万円未満	56	1.2%
4,000万円以上5,000万円未満	28	0.6%
5,000万円以上	58	1.3%
無回答	196	4.3%

n=4,522



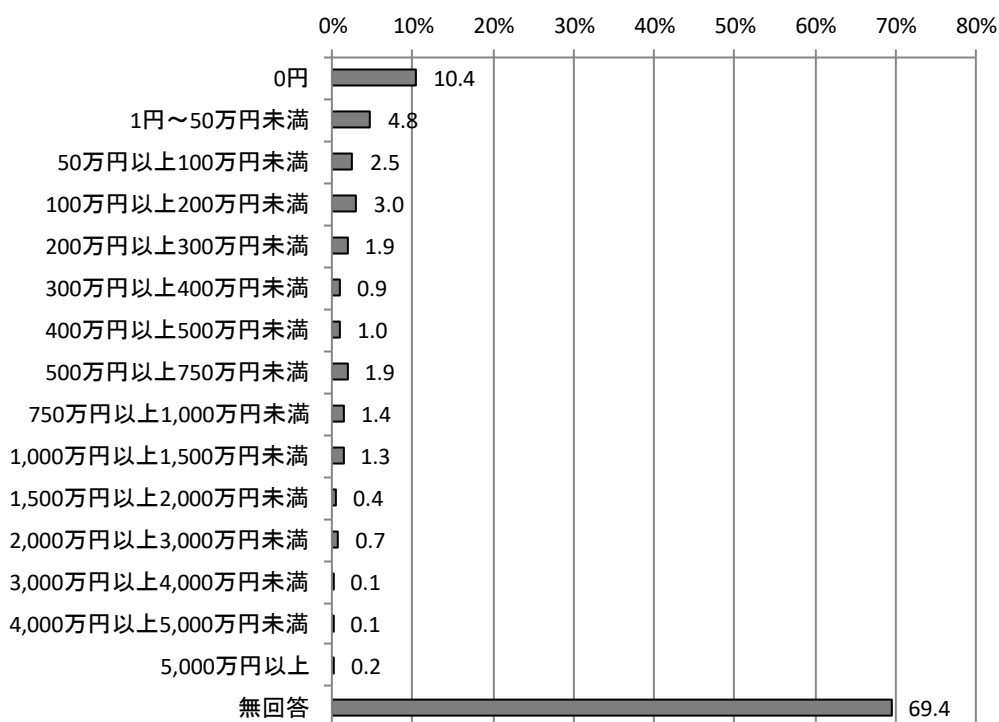
n=4,520

○人件費支出

支出額のうち人件費支出としては、「0円」が10.4%でもっとも多く、以下「1円～50万円未満」(4.8%)、「100万円以上200万円未満」(3.0%)、「50万円以上100万円未満」(2.5%)と続く。

項目	件数	割合
0円	469	10.4%
1円～50万円未満	216	4.8%
50万円以上 100万円未満	114	2.5%
100万円以上 200万円未満	136	3.0%
200万円以上 300万円未満	85	1.9%
300万円以上 400万円未満	42	0.9%
400万円以上 500万円未満	44	1.0%
500万円以上 750万円未満	84	1.9%
750万円以上 1,000万円未満	64	1.4%
1,000万円以上 1,500万円未満	60	1.3%
1,500万円以上 2,000万円未満	20	0.4%
2,000万円以上 3,000万円未満	32	0.7%
3,000万円以上 4,000万円未満	5	0.1%
4,000万円以上 5,000万円未満	4	0.1%
5,000万円以上	8	0.2%
無回答	3,139	69.4%

n=4,522



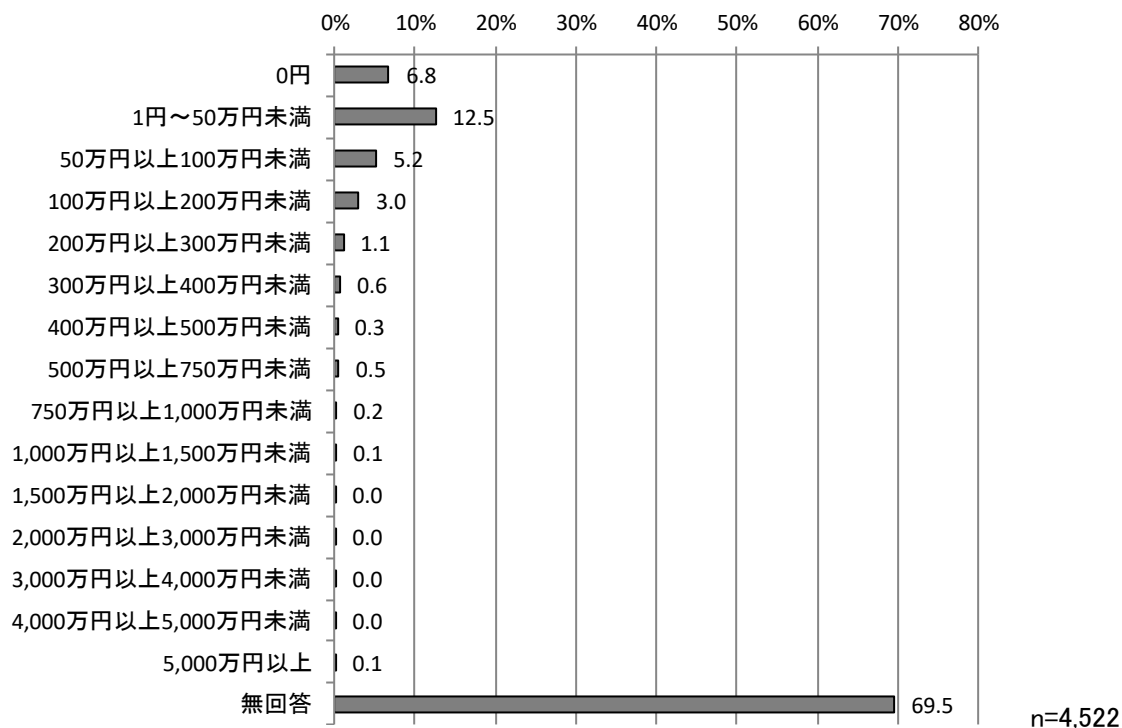
n=4,522

○翌年度繰越金

翌年度繰越金については、「1円～50万円未満」が12.5%でもっとも多く、以下「0円」(6.8%)、「50万円以上100万円未満」(5.2%)、「100万円以上200万円未満」(3.0%)と続く。

項目	件数	割合
0円	306	6.8%
1円～50万円未満	565	12.5%
50万円以上100万円未満	233	5.2%
100万円以上200万円未満	135	3.0%
200万円以上300万円未満	48	1.1%
300万円以上400万円未満	29	0.6%
400万円以上500万円未満	15	0.3%
500万円以上750万円未満	22	0.5%
750万円以上1,000万円未満	8	0.2%
1,000万円以上1,500万円未満	6	0.1%
1,500万円以上2,000万円未満	2	0.0%
2,000万円以上3,000万円未満	2	0.0%
3,000万円以上4,000万円未満	2	0.0%
4,000万円以上5,000万円未満	2	0.0%
5,000万円以上	3	0.1%
無回答	3,144	69.5%

n=4,522



⑤ 主要な収入源について（問3-13）：本編第4章（P69）に掲載

⑥ 活動拠点施設について（問3-14～問3-16）

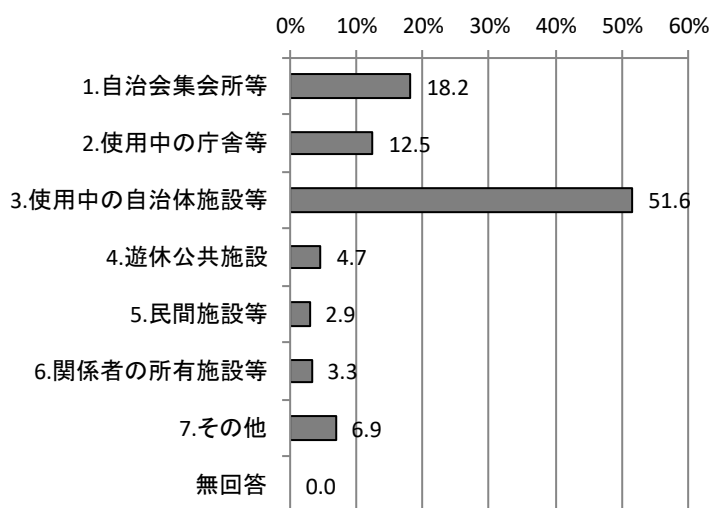
○施設の有無（問3-14）：本編第4章（P70）に掲載

○施設の種類の種類（問3-15）

問3-14において「1. ある」とした回答群（4,069件）における活動拠点施設の種類の種類としては、「3. 使用中の自治体施設等」が51.6%でもっとも多く、以下「1. 自治会集会所等」（18.2%）、「2. 使用中の庁舎等」（12.5%）、「4. 遊休公共施設」（4.7%）と続く。

項目	今年度調査		前年度
	件数	割合	割合
1.自治会集会所等	741	18.2%	17.8%
2.使用中の庁舎等	507	12.5%	12.7%
3.使用中の自治体施設等	2,098	51.6%	51.4%
4.遊休公共施設	190	4.7%	4.6%
5.民間施設等	120	2.9%	3.2%
6.関係者の所有施設等	133	3.3%	3.6%
7.その他	280	6.9%	6.8%
無回答	0	0.0%	-

n=4,069 n=3,521



n=4,069

○拠点施設の確保方法（問3-16）：本編第4章（P70）に掲載

⑦ 活動の課題と望まれる支援（問3-17～19）

(1)活動上の課題（問3-17）：本編第4章（P71）に掲載

(2)行政からの支援（問3-18）：本編第4章（P71）に掲載

(3)外部有識者の支援（問3-19）：本編第4章（P71）に掲載

参考資料2. 実態調査 都道府県別集計

(1) 地域運営組織の有無、設置数、設置状況

都道府県名	回答総数	地域運営組織の有無						組織数 (※)	が地域運営組織 がある団体数	設置状況							
		1.ある		2.ない		無回答				1.全域に設置		2.一部に設置		3.わからない		無回答	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
総数	1,722	711	41.3%	1,006	58.4%	5	0.3%	4,787	711	240	33.8%	452	63.6%	18	2.5%	1	0.1%
01北海道	179	42	23.5%	137	76.5%	0	0.0%	83	42	15	35.7%	27	64.3%	0	0.0%	0	0.0%
02青森県	40	16	40.0%	24	60.0%	0	0.0%	63	16	3	18.8%	11	68.8%	2	12.5%	0	0.0%
03岩手県	32	9	28.1%	23	71.9%	0	0.0%	141	9	6	66.7%	3	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
04宮城県	35	18	51.4%	17	48.6%	0	0.0%	107	18	7	38.9%	11	61.1%	0	0.0%	0	0.0%
05秋田県	25	17	68.0%	8	32.0%	0	0.0%	104	17	8	47.1%	9	52.9%	0	0.0%	0	0.0%
06山形県	35	11	31.4%	24	68.6%	0	0.0%	33	11	3	27.3%	8	72.7%	0	0.0%	0	0.0%
07福島県	59	16	27.1%	43	72.9%	0	0.0%	64	16	6	37.5%	10	62.5%	0	0.0%	0	0.0%
08茨城県	44	10	22.7%	34	77.3%	0	0.0%	22	10	2	20.0%	8	80.0%	0	0.0%	0	0.0%
09栃木県	25	8	32.0%	17	68.0%	0	0.0%	45	8	1	12.5%	7	87.5%	0	0.0%	0	0.0%
10群馬県	35	15	42.9%	20	57.1%	0	0.0%	67	15	6	40.0%	8	53.3%	1	6.7%	0	0.0%
11埼玉県	63	26	41.3%	37	58.7%	0	0.0%	80	26	9	34.6%	14	53.8%	2	7.7%	1	3.8%
12千葉県	54	22	40.7%	32	59.3%	0	0.0%	161	22	4	18.2%	17	77.3%	1	4.5%	0	0.0%
13東京都	62	11	17.7%	50	80.6%	1	1.6%	99	11	3	27.3%	7	63.6%	1	9.1%	0	0.0%
14神奈川県	33	13	39.4%	20	60.6%	0	0.0%	56	13	2	15.4%	10	76.9%	1	7.7%	0	0.0%
15新潟県	30	16	53.3%	14	46.7%	0	0.0%	157	16	4	25.0%	12	75.0%	0	0.0%	0	0.0%
16富山県	15	9	60.0%	6	40.0%	0	0.0%	20	9	2	22.2%	7	77.8%	0	0.0%	0	0.0%
17石川県	19	6	31.6%	13	68.4%	0	0.0%	22	6	2	33.3%	4	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
18福井県	17	10	58.8%	7	41.2%	0	0.0%	46	10	3	30.0%	7	70.0%	0	0.0%	0	0.0%
19山梨県	27	8	29.6%	19	70.4%	0	0.0%	9	8	2	25.0%	6	75.0%	0	0.0%	0	0.0%
20長野県	77	28	36.4%	49	63.6%	0	0.0%	202	28	17	60.7%	10	35.7%	1	3.6%	0	0.0%
21岐阜県	42	26	61.9%	16	38.1%	0	0.0%	183	26	9	34.6%	17	65.4%	0	0.0%	0	0.0%
22静岡県	35	18	51.4%	16	45.7%	1	2.9%	163	18	6	33.3%	11	61.1%	1	5.6%	0	0.0%
23愛知県	54	26	48.1%	28	51.9%	0	0.0%	161	26	7	26.9%	19	73.1%	0	0.0%	0	0.0%
24三重県	29	11	37.9%	18	62.1%	0	0.0%	189	11	9	81.8%	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%
25滋賀県	19	11	57.9%	8	42.1%	0	0.0%	105	11	7	63.6%	4	36.4%	0	0.0%	0	0.0%
26京都府	25	11	44.0%	14	56.0%	0	0.0%	53	11	1	9.1%	10	90.9%	0	0.0%	0	0.0%
27大阪府	43	20	46.5%	23	53.5%	0	0.0%	448	20	6	30.0%	13	65.0%	1	5.0%	0	0.0%
28兵庫県	41	31	75.6%	10	24.4%	0	0.0%	276	31	16	51.6%	15	48.4%	0	0.0%	0	0.0%
29奈良県	39	10	25.6%	29	74.4%	0	0.0%	15	10	5	50.0%	5	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
30和歌山県	30	7	23.3%	21	70.0%	2	6.7%	27	7	0	0.0%	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
31鳥取県	19	14	73.7%	5	26.3%	0	0.0%	84	14	4	28.6%	10	71.4%	0	0.0%	0	0.0%
32島根県	19	11	57.9%	8	42.1%	0	0.0%	62	11	2	18.2%	9	81.8%	0	0.0%	0	0.0%
33岡山県	27	20	74.1%	7	25.9%	0	0.0%	218	20	6	30.0%	14	70.0%	0	0.0%	0	0.0%
34広島県	23	12	52.2%	11	47.8%	0	0.0%	90	12	7	58.3%	4	33.3%	1	8.3%	0	0.0%
35山口県	18	10	55.6%	8	44.4%	0	0.0%	88	10	3	30.0%	7	70.0%	0	0.0%	0	0.0%
36徳島県	24	8	33.3%	16	66.7%	0	0.0%	50	8	1	12.5%	6	75.0%	1	12.5%	0	0.0%
37香川県	17	6	35.3%	11	64.7%	0	0.0%	31	6	3	50.0%	2	33.3%	1	16.7%	0	0.0%
38愛媛県	20	13	65.0%	7	35.0%	0	0.0%	70	13	1	7.7%	12	92.3%	0	0.0%	0	0.0%
39高知県	34	27	79.4%	7	20.6%	0	0.0%	53	27	4	14.8%	22	81.5%	1	3.7%	0	0.0%
40福岡県	60	24	40.0%	36	60.0%	0	0.0%	114	24	13	54.2%	10	41.7%	1	4.2%	0	0.0%
41佐賀県	20	8	40.0%	12	60.0%	0	0.0%	37	8	2	25.0%	5	62.5%	1	12.5%	0	0.0%
42長崎県	21	13	61.9%	8	38.1%	0	0.0%	84	13	3	23.1%	9	69.2%	1	7.7%	0	0.0%
43熊本県	45	11	24.4%	33	73.3%	1	2.2%	139	11	4	36.4%	7	63.6%	0	0.0%	0	0.0%
44大分県	18	12	66.7%	6	33.3%	0	0.0%	74	12	2	16.7%	10	83.3%	0	0.0%	0	0.0%
45宮崎県	26	12	46.2%	14	53.8%	0	0.0%	105	12	5	41.7%	7	58.3%	0	0.0%	0	0.0%
46鹿児島県	43	24	55.8%	19	44.2%	0	0.0%	260	24	8	33.3%	16	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
47沖縄県	25	4	16.0%	21	84.0%	0	0.0%	27	4	1	25.0%	3	75.0%	0	0.0%	0	0.0%

※なお、「組織数」は回収された「個票」の件数である。

(2) 地域運営組織の必要性・住民協働によるまちづくりに関する条例等の制定状況

都道府県名	が地域運営団体組織	必要性								回答総数	条例・要綱の有無							
		1. 必要性を感じない		2. 今後必要と感じる		3. 今すぐ必要と感じる地域がある		無回答			1. 条例がある		2. 要綱がある		3. 定めていない		無回答	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
総数	1,006	151	15.0%	820	81.5%	32	3.2%	3	0.3%	1,722	511	29.7%	231	13.4%	973	56.5%	7	0.4%
01北海道	137	25	18.2%	111	81.0%	1	0.7%	0	0.0%	179	66	36.9%	22	12.3%	90	50.3%	1	0.6%
02青森県	24	4	16.7%	20	83.3%	0	0.0%	0	0.0%	40	10	25.0%	3	7.5%	27	67.5%	0	0.0%
03岩手県	23	2	8.7%	20	87.0%	1	4.3%	0	0.0%	32	11	34.4%	4	12.5%	17	53.1%	0	0.0%
04宮城県	17	3	17.6%	14	82.4%	0	0.0%	0	0.0%	35	7	20.0%	5	14.3%	23	65.7%	0	0.0%
05秋田県	8	2	25.0%	6	75.0%	0	0.0%	0	0.0%	25	5	20.0%	2	8.0%	18	72.0%	0	0.0%
06山形県	24	1	4.2%	21	87.5%	2	8.3%	0	0.0%	35	6	17.1%	5	14.3%	24	68.6%	0	0.0%
07福島県	43	5	11.6%	35	81.4%	3	7.0%	0	0.0%	59	15	25.4%	4	6.8%	40	67.8%	0	0.0%
08茨城県	34	2	5.9%	32	94.1%	0	0.0%	0	0.0%	44	8	18.2%	12	27.3%	23	52.3%	1	2.3%
09栃木県	17	1	5.9%	14	82.4%	2	11.8%	0	0.0%	25	13	52.0%	3	12.0%	9	36.0%	0	0.0%
10群馬県	20	4	20.0%	16	80.0%	0	0.0%	0	0.0%	35	3	8.6%	7	20.0%	25	71.4%	0	0.0%
11埼玉県	37	4	10.8%	31	83.8%	2	5.4%	0	0.0%	63	30	47.6%	7	11.1%	26	41.3%	0	0.0%
12千葉県	32	2	6.3%	29	90.6%	1	3.1%	0	0.0%	54	14	25.9%	13	24.1%	26	48.1%	1	1.9%
13東京都	50	16	32.0%	32	64.0%	0	0.0%	2	4.0%	62	21	33.9%	8	12.9%	33	53.2%	0	0.0%
14神奈川県	20	6	30.0%	13	65.0%	0	0.0%	1	5.0%	33	23	69.7%	4	12.1%	6	18.2%	0	0.0%
15新潟県	14	1	7.1%	12	85.7%	1	7.1%	0	0.0%	30	11	36.7%	3	10.0%	16	53.3%	0	0.0%
16富山県	6	1	16.7%	5	83.3%	0	0.0%	0	0.0%	15	3	20.0%	1	6.7%	11	73.3%	0	0.0%
17石川県	13	2	15.4%	10	76.9%	1	7.7%	0	0.0%	19	7	36.8%	1	5.3%	11	57.9%	0	0.0%
18福井県	7	0	0.0%	6	85.7%	1	14.3%	0	0.0%	17	5	29.4%	1	5.9%	11	64.7%	0	0.0%
19山梨県	19	3	15.8%	16	84.2%	0	0.0%	0	0.0%	27	4	14.8%	5	18.5%	18	66.7%	0	0.0%
20長野県	49	7	14.3%	42	85.7%	0	0.0%	0	0.0%	77	20	26.0%	7	9.1%	50	64.9%	0	0.0%
21岐阜県	16	5	31.3%	11	68.8%	0	0.0%	0	0.0%	42	13	31.0%	6	14.3%	23	54.8%	0	0.0%
22静岡県	16	4	25.0%	12	75.0%	0	0.0%	0	0.0%	35	9	25.7%	7	20.0%	17	48.6%	2	5.7%
23愛知県	28	0	0.0%	26	92.9%	2	7.1%	0	0.0%	54	26	48.1%	6	11.1%	22	40.7%	0	0.0%
24三重県	18	2	11.1%	15	83.3%	1	5.6%	0	0.0%	29	10	34.5%	1	3.4%	18	62.1%	0	0.0%
25滋賀県	8	1	12.5%	7	87.5%	0	0.0%	0	0.0%	19	12	63.2%	1	5.3%	6	31.6%	0	0.0%
26京都府	14	3	21.4%	11	78.6%	0	0.0%	0	0.0%	25	3	12.0%	6	24.0%	15	60.0%	1	4.0%
27大阪府	23	7	30.4%	16	69.6%	0	0.0%	0	0.0%	43	17	39.5%	6	14.0%	20	46.5%	0	0.0%
28兵庫県	10	3	30.0%	6	60.0%	1	10.0%	0	0.0%	41	21	51.2%	6	14.6%	14	34.1%	0	0.0%
29奈良県	29	2	6.9%	25	86.2%	2	6.9%	0	0.0%	39	7	17.9%	2	5.1%	30	76.9%	0	0.0%
30和歌山県	21	3	14.3%	17	81.0%	1	4.8%	0	0.0%	30	0	0.0%	3	10.0%	27	90.0%	0	0.0%
31鳥取県	5	0	0.0%	4	80.0%	1	20.0%	0	0.0%	19	9	47.4%	5	26.3%	5	26.3%	0	0.0%
32島根県	8	2	25.0%	6	75.0%	0	0.0%	0	0.0%	19	4	21.1%	4	21.1%	11	57.9%	0	0.0%
33岡山県	7	1	14.3%	6	85.7%	0	0.0%	0	0.0%	27	8	29.6%	10	37.0%	9	33.3%	0	0.0%
34広島県	11	1	9.1%	10	90.9%	0	0.0%	0	0.0%	23	7	30.4%	6	26.1%	10	43.5%	0	0.0%
35山口県	8	1	12.5%	7	87.5%	0	0.0%	0	0.0%	18	8	44.4%	0	0.0%	10	55.6%	0	0.0%
36徳島県	16	3	18.8%	12	75.0%	1	6.3%	0	0.0%	24	4	16.7%	6	25.0%	14	58.3%	0	0.0%
37香川県	11	2	18.2%	9	81.8%	0	0.0%	0	0.0%	17	3	17.6%	3	17.6%	11	64.7%	0	0.0%
38愛媛県	7	1	14.3%	6	85.7%	0	0.0%	0	0.0%	20	6	30.0%	2	10.0%	12	60.0%	0	0.0%
39高知県	7	0	0.0%	5	71.4%	2	28.6%	0	0.0%	34	5	14.7%	3	8.8%	26	76.5%	0	0.0%
40福岡県	36	5	13.9%	30	83.3%	1	2.8%	0	0.0%	60	19	31.7%	8	13.3%	33	55.0%	0	0.0%
41佐賀県	12	0	0.0%	11	91.7%	1	8.3%	0	0.0%	20	3	15.0%	0	0.0%	17	85.0%	0	0.0%
42長崎県	8	0	0.0%	8	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	21	6	28.6%	6	28.6%	9	42.9%	0	0.0%
43熊本県	33	4	12.1%	27	81.8%	2	6.1%	0	0.0%	45	7	15.6%	4	8.9%	33	73.3%	1	2.2%
44大分県	6	2	33.3%	3	50.0%	1	16.7%	0	0.0%	18	9	50.0%	1	5.6%	8	44.4%	0	0.0%
45宮崎県	14	0	0.0%	13	92.9%	1	7.1%	0	0.0%	26	5	19.2%	5	19.2%	16	61.5%	0	0.0%
46鹿児島県	19	3	15.8%	16	84.2%	0	0.0%	0	0.0%	43	3	7.0%	6	14.0%	34	79.1%	0	0.0%
47沖縄県	21	5	23.8%	16	76.2%	0	0.0%	0	0.0%	25	5	20.0%	1	4.0%	19	76.0%	0	0.0%

(3) 地域運営組織の活動範囲

都道府県名	が 地 域 運 営 組 織 数	組織の活動範囲															
		1.平成の合併 前市町村		2.昭和の合併 前市町村		3.大字(大字 =集落を含 む)		4.集落(大字 内に複数の集 落がある場 合)		5.連合自治 会・町内会 (「1~4」を除く)		6.単自治 会・町内会 (「1~4」を除く)		7.その他		無回答	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
総数	711	72	10.1%	126	17.7%	72	10.1%	66	9.3%	181	25.5%	81	11.4%	111	15.6%	2	0.3%
01北海道	42	12	28.6%	1	2.4%	2	4.8%	2	4.8%	10	23.8%	8	19.0%	6	14.3%	1	2.4%
02青森県	16	4	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	18.8%	6	37.5%	2	12.5%	1	6.3%	0	0.0%
03岩手県	9	0	0.0%	4	44.4%	0	0.0%	1	11.1%	3	33.3%	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%
04宮城県	18	1	5.6%	6	33.3%	2	11.1%	3	16.7%	2	11.1%	2	11.1%	2	11.1%	0	0.0%
05秋田県	17	1	5.9%	6	35.3%	3	17.6%	2	11.8%	2	11.8%	0	0.0%	3	17.6%	0	0.0%
06山形県	11	1	9.1%	5	45.5%	1	9.1%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	27.3%	0	0.0%
07福島県	16	1	6.3%	7	43.8%	1	6.3%	0	0.0%	1	6.3%	3	18.8%	3	18.8%	0	0.0%
08茨城県	10	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	1	10.0%	5	50.0%	2	20.0%	1	10.0%	0	0.0%
09栃木県	8	1	12.5%	0	0.0%	1	12.5%	1	12.5%	5	62.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10群馬県	15	4	26.7%	3	20.0%	2	13.3%	1	6.7%	1	6.7%	1	6.7%	3	20.0%	0	0.0%
11埼玉県	26	6	23.1%	0	0.0%	6	23.1%	0	0.0%	6	23.1%	3	11.5%	5	19.2%	0	0.0%
12千葉県	22	3	13.6%	2	9.1%	3	13.6%	2	9.1%	7	31.8%	3	13.6%	2	9.1%	0	0.0%
13東京都	11	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%	2	18.2%	7	63.6%	0	0.0%
14神奈川県	13	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	61.5%	1	7.7%	3	23.1%	0	0.0%
15新潟県	16	1	6.3%	5	31.3%	1	6.3%	1	6.3%	5	31.3%	0	0.0%	3	18.8%	0	0.0%
16富山県	9	1	11.1%	4	44.4%	0	0.0%	0	0.0%	4	44.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
17石川県	6	2	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%	2	33.3%	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
18福井県	10	1	10.0%	1	10.0%	1	10.0%	2	20.0%	4	40.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%
19山梨県	8	2	25.0%	3	37.5%	1	12.5%	1	12.5%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
20長野県	28	3	10.7%	6	21.4%	2	7.1%	5	17.9%	1	3.6%	7	25.0%	4	14.3%	0	0.0%
21岐阜県	26	6	23.1%	6	23.1%	1	3.8%	0	0.0%	8	30.8%	3	11.5%	2	7.7%	0	0.0%
22静岡県	18	1	5.6%	5	27.8%	4	22.2%	1	5.6%	4	22.2%	0	0.0%	3	16.7%	0	0.0%
23愛知県	26	0	0.0%	2	7.7%	1	3.8%	1	3.8%	11	42.3%	4	15.4%	7	26.9%	0	0.0%
24三重県	11	3	27.3%	5	45.5%	0	0.0%	0	0.0%	3	27.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
25滋賀県	11	1	9.1%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	6	54.5%	1	9.1%	2	18.2%	0	0.0%
26京都府	11	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%	2	18.2%	4	36.4%	2	18.2%	2	18.2%	0	0.0%
27大阪府	20	1	5.0%	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%	7	35.0%	5	25.0%	6	30.0%	0	0.0%
28兵庫県	31	2	6.5%	6	19.4%	0	0.0%	0	0.0%	15	48.4%	2	6.5%	6	19.4%	0	0.0%
29奈良県	10	2	20.0%	2	20.0%	4	40.0%	0	0.0%	1	10.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%
30和歌山県	7	0	0.0%	0	0.0%	3	42.9%	0	0.0%	1	14.3%	2	28.6%	1	14.3%	0	0.0%
31鳥取県	14	0	0.0%	8	57.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	21.4%	2	14.3%	1	7.1%	0	0.0%
32島根県	11	1	9.1%	4	36.4%	1	9.1%	1	9.1%	2	18.2%	1	9.1%	1	9.1%	0	0.0%
33岡山県	20	0	0.0%	4	20.0%	3	15.0%	2	10.0%	3	15.0%	2	10.0%	6	30.0%	0	0.0%
34広島県	12	1	8.3%	3	25.0%	1	8.3%	0	0.0%	5	41.7%	0	0.0%	2	16.7%	0	0.0%
35山口県	10	0	0.0%	1	10.0%	1	10.0%	1	10.0%	4	40.0%	0	0.0%	3	30.0%	0	0.0%
36徳島県	8	1	12.5%	2	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	37.5%	2	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
37香川県	6	1	16.7%	0	0.0%	1	16.7%	0	0.0%	3	50.0%	0	0.0%	1	16.7%	0	0.0%
38愛媛県	13	0	0.0%	3	23.1%	3	23.1%	0	0.0%	2	15.4%	2	15.4%	3	23.1%	0	0.0%
39高知県	27	3	11.1%	7	25.9%	3	11.1%	9	33.3%	1	3.7%	2	7.4%	2	7.4%	0	0.0%
40福岡県	24	2	8.3%	4	16.7%	2	8.3%	1	4.2%	7	29.2%	5	20.8%	2	8.3%	1	4.2%
41佐賀県	8	0	0.0%	0	0.0%	2	25.0%	1	12.5%	0	0.0%	3	37.5%	2	25.0%	0	0.0%
42長崎県	13	1	7.7%	1	7.7%	1	7.7%	3	23.1%	3	23.1%	1	7.7%	3	23.1%	0	0.0%
43熊本県	11	0	0.0%	1	9.1%	5	45.5%	0	0.0%	2	18.2%	1	9.1%	2	18.2%	0	0.0%
44大分県	12	0	0.0%	3	25.0%	0	0.0%	2	16.7%	5	41.7%	0	0.0%	2	16.7%	0	0.0%
45宮崎県	12	0	0.0%	2	16.7%	3	25.0%	3	25.0%	2	16.7%	1	8.3%	1	8.3%	0	0.0%
46鹿児島県	24	1	4.2%	0	0.0%	6	25.0%	9	37.5%	3	12.5%	1	4.2%	4	16.7%	0	0.0%
47沖縄県	4	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	50.0%	0	0.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%

(4) 地域運営組織の活動範囲 (学区との相関)

都道府県名	が 地 域 運 営 組 織 数	学区との相関															
		1.中学校区		2.旧中学校区		3.小学校区		4.旧小学校区		5.小・中学校区		6.小学校区より狭い		7.その他		無回答	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
総数	711	80	11.3%	19	2.7%	232	32.6%	103	14.5%	49	6.9%	103	14.5%	121	17.0%	4	0.6%
01北海道	42	8	19.0%	0	0.0%	8	19.0%	2	4.8%	9	21.4%	5	11.9%	8	19.0%	2	4.8%
02青森県	16	4	25.0%	1	6.3%	3	18.8%	2	12.5%	0	0.0%	4	25.0%	2	12.5%	0	0.0%
03岩手県	9	3	33.3%	0	0.0%	1	11.1%	4	44.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%
04宮城県	18	1	5.6%	1	5.6%	5	27.8%	3	16.7%	1	5.6%	3	16.7%	4	22.2%	0	0.0%
05秋田県	17	3	17.6%	1	5.9%	0	0.0%	3	17.6%	1	5.9%	4	23.5%	5	29.4%	0	0.0%
06山形県	11	0	0.0%	1	9.1%	5	45.5%	2	18.2%	0	0.0%	1	9.1%	2	18.2%	0	0.0%
07福島県	16	1	6.3%	3	18.8%	3	18.8%	1	6.3%	2	12.5%	3	18.8%	3	18.8%	0	0.0%
08茨城県	10	1	10.0%	0	0.0%	4	40.0%	0	0.0%	1	10.0%	3	30.0%	1	10.0%	0	0.0%
09栃木県	8	0	0.0%	1	12.5%	3	37.5%	1	12.5%	0	0.0%	1	12.5%	2	25.0%	0	0.0%
10群馬県	15	2	13.3%	0	0.0%	3	20.0%	1	6.7%	2	13.3%	3	20.0%	4	26.7%	0	0.0%
11埼玉県	26	4	15.4%	0	0.0%	5	19.2%	1	3.8%	2	7.7%	1	3.8%	13	50.0%	0	0.0%
12千葉県	22	6	27.3%	0	0.0%	7	31.8%	2	9.1%	3	13.6%	3	13.6%	1	4.5%	0	0.0%
13東京都	11	3	27.3%	0	0.0%	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%	5	45.5%	0	0.0%
14神奈川県	13	1	7.7%	0	0.0%	2	15.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%	9	69.2%	0	0.0%
15新潟県	16	2	12.5%	1	6.3%	4	25.0%	5	31.3%	1	6.3%	0	0.0%	3	18.8%	0	0.0%
16富山県	9	0	0.0%	0	0.0%	1	11.1%	4	44.4%	1	11.1%	1	11.1%	2	22.2%	0	0.0%
17石川県	6	1	16.7%	0	0.0%	2	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	33.3%	1	16.7%	0	0.0%
18福井県	10	1	10.0%	0	0.0%	6	60.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	20.0%	1	10.0%	0	0.0%
19山梨県	8	2	25.0%	1	12.5%	1	12.5%	1	12.5%	1	12.5%	1	12.5%	1	12.5%	0	0.0%
20長野県	28	1	3.6%	0	0.0%	5	17.9%	1	3.6%	4	14.3%	9	32.1%	7	25.0%	1	3.6%
21岐阜県	26	4	15.4%	0	0.0%	15	57.7%	1	3.8%	1	3.8%	2	7.7%	3	11.5%	0	0.0%
22静岡県	18	2	11.1%	1	5.6%	7	38.9%	2	11.1%	3	16.7%	2	11.1%	1	5.6%	0	0.0%
23愛知県	26	2	7.7%	0	0.0%	13	50.0%	1	3.8%	1	3.8%	4	15.4%	5	19.2%	0	0.0%
24三重県	11	2	18.2%	0	0.0%	5	45.5%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	18.2%	1	9.1%
25滋賀県	11	1	9.1%	0	0.0%	6	54.5%	1	9.1%	2	18.2%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%
26京都府	11	1	9.1%	0	0.0%	1	9.1%	2	18.2%	1	9.1%	3	27.3%	3	27.3%	0	0.0%
27大阪府	20	3	15.0%	0	0.0%	10	50.0%	2	10.0%	0	0.0%	4	20.0%	1	5.0%	0	0.0%
28兵庫県	31	2	6.5%	0	0.0%	18	58.1%	6	19.4%	2	6.5%	0	0.0%	3	9.7%	0	0.0%
29奈良県	10	4	40.0%	0	0.0%	1	10.0%	3	30.0%	0	0.0%	1	10.0%	1	10.0%	0	0.0%
30和歌山県	7	1	14.3%	0	0.0%	1	14.3%	1	14.3%	0	0.0%	3	42.9%	1	14.3%	0	0.0%
31鳥取県	14	0	0.0%	1	7.1%	3	21.4%	5	35.7%	1	7.1%	3	21.4%	1	7.1%	0	0.0%
32島根県	11	1	9.1%	0	0.0%	3	27.3%	5	45.5%	0	0.0%	1	9.1%	1	9.1%	0	0.0%
33岡山県	20	0	0.0%	1	5.0%	9	45.0%	1	5.0%	1	5.0%	5	25.0%	3	15.0%	0	0.0%
34広島県	12	0	0.0%	1	8.3%	2	16.7%	4	33.3%	2	16.7%	0	0.0%	3	25.0%	0	0.0%
35山口県	10	1	10.0%	0	0.0%	5	50.0%	2	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	20.0%	0	0.0%
36徳島県	8	1	12.5%	1	12.5%	2	25.0%	2	25.0%	0	0.0%	2	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
37香川県	6	1	16.7%	0	0.0%	5	83.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
38愛媛県	13	0	0.0%	0	0.0%	5	38.5%	3	23.1%	0	0.0%	3	23.1%	2	15.4%	0	0.0%
39高知県	27	2	7.4%	2	7.4%	5	18.5%	10	37.0%	2	7.4%	1	3.7%	5	18.5%	0	0.0%
40福岡県	24	0	0.0%	0	0.0%	14	58.3%	2	8.3%	1	4.2%	4	16.7%	3	12.5%	0	0.0%
41佐賀県	8	1	12.5%	0	0.0%	3	37.5%	0	0.0%	0	0.0%	4	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
42長崎県	13	1	7.7%	0	0.0%	4	30.8%	2	15.4%	1	7.7%	2	15.4%	3	23.1%	0	0.0%
43熊本県	11	0	0.0%	1	9.1%	4	36.4%	3	27.3%	0	0.0%	3	27.3%	0	0.0%	0	0.0%
44大分県	12	1	8.3%	1	8.3%	1	8.3%	8	66.7%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
45宮崎県	12	5	41.7%	0	0.0%	3	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	25.0%	1	8.3%	0	0.0%
46鹿児島県	24	0	0.0%	0	0.0%	15	62.5%	3	12.5%	2	8.3%	2	8.3%	2	8.3%	0	0.0%
47沖縄県	4	0	0.0%	0	0.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%

(5) 個票【4,787件】の都道府県別集計

都道府県名	市町村数	地域運営組織のある市区町村数	地域運営組織のある市区町村数の割合	地域運営組織数	1市区町村当たりの地域運営組織数	市町村役場の窓口代行		公的施設の維持管理(指定管理など)	
						組織数	割合	組織数	割合
01_北海道	179	42	23.5%	83	2	3	3.6%	12	14.5%
02_青森県	40	16	40.0%	63	4	0	0.0%	22	34.9%
03_岩手県	32	9	28.1%	141	16	5	3.5%	102	72.3%
04_宮城県	35	18	51.4%	107	6	11	10.3%	58	54.2%
05_秋田県	25	17	68.0%	104	6	3	2.9%	18	17.3%
06_山形県	35	11	31.4%	33	3	3	9.1%	23	69.7%
07_福島県	59	16	27.1%	64	4	3	4.7%	26	40.6%
08_茨城県	44	10	22.7%	22	2	0	0.0%	1	4.5%
09_栃木県	25	8	32.0%	45	6	1	2.2%	2	4.4%
10_群馬県	35	15	42.9%	67	5	1	1.5%	5	7.5%
11_埼玉県	63	26	41.3%	80	3	0	0.0%	4	5.0%
12_千葉県	54	22	40.7%	161	7	1	0.6%	5	3.1%
13_東京都	62	11	17.7%	99	9	3	3.0%	25	25.3%
14_神奈川県	33	13	39.4%	56	4	0	0.0%	1	1.8%
15_新潟県	30	16	53.3%	157	10	5	3.2%	62	39.5%
16_富山県	15	9	60.0%	20	2	0	0.0%	6	30.0%
17_石川県	19	6	31.6%	22	4	4	18.2%	4	18.2%
18_福井県	17	10	58.8%	46	5	0	0.0%	5	10.9%
19_山梨県	27	8	29.6%	9	1	0	0.0%	3	33.3%
20_長野県	77	28	36.4%	202	7	30	14.9%	20	9.9%
21_岐阜県	42	26	61.9%	183	7	4	2.2%	42	23.0%
22_静岡県	35	18	51.4%	163	9	2	1.2%	41	25.2%
23_愛知県	54	26	48.1%	161	6	0	0.0%	51	31.7%
24_三重県	29	11	37.9%	189	17	32	16.9%	45	23.8%
25_滋賀県	19	11	57.9%	105	10	5	4.8%	56	53.3%
26_京都府	25	11	44.0%	53	5	14	26.4%	24	45.3%
27_大阪府	43	20	46.5%	448	22	2	0.4%	23	5.1%
28_兵庫県	41	31	75.6%	276	9	7	2.5%	57	20.7%
29_奈良県	39	10	25.6%	15	2	1	6.7%	4	26.7%
30_和歌山県	30	7	23.3%	27	4	0	0.0%	1	3.7%
31_鳥取県	19	14	73.7%	84	6	7	8.3%	22	26.2%
32_島根県	19	11	57.9%	62	6	0	0.0%	30	48.4%
33_岡山県	27	20	74.1%	218	11	2	0.9%	34	15.6%
34_広島県	23	12	52.2%	90	8	4	4.4%	70	77.8%
35_山口県	18	10	55.6%	88	9	1	1.1%	17	19.3%
36_徳島県	24	8	33.3%	50	6	6	12.0%	31	62.0%
37_香川県	17	6	35.3%	31	5	4	12.9%	19	61.3%
38_愛媛県	20	13	65.0%	70	5	2	2.9%	8	11.4%
39_高知県	34	27	79.4%	53	2	2	3.8%	21	39.6%
40_福岡県	60	24	40.0%	114	5	14	12.3%	29	25.4%
41_佐賀県	20	8	40.0%	37	5	0	0.0%	7	18.9%
42_長崎県	21	13	61.9%	84	7	1	1.2%	5	6.0%
43_熊本県	45	11	24.4%	139	13	2	1.4%	78	56.1%
44_大分県	18	12	66.7%	74	6	4	5.4%	27	36.5%
45_宮崎県	26	12	46.2%	105	9	0	0.0%	14	13.3%
46_鹿児島県	43	24	55.8%	260	11	43	16.5%	102	39.2%
47_沖縄県	25	4	16.0%	27	7	6	22.2%	10	37.0%
合計	1,722	711	41.3%	4,787	7	238	5.0%	1,272	26.6%

都道府県名	コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス		送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など)		雪かき・雪下ろし		家事支援(清掃や庭木の剪定など)		弁当配達・給配食サービス	
	組織数	割合	組織数	割合	組織数	割合	組織数	割合	組織数	割合
01_北海道	4	4.8%	7	8.4%	14	16.9%	6	7.2%	2	2.4%
02_青森県	1	1.6%	1	1.6%	13	20.6%	0	0.0%	1	1.6%
03_岩手県	6	4.3%	0	0.0%	24	17.0%	5	3.5%	2	1.4%
04_宮城県	12	11.2%	4	3.7%	3	2.8%	1	0.9%	2	1.9%
05_秋田県	2	1.9%	2	1.9%	18	17.3%	3	2.9%	3	2.9%
06_山形県	6	18.2%	1	3.0%	7	21.2%	2	6.1%	4	12.1%
07_福島県	3	4.7%	3	4.7%	4	6.3%	3	4.7%	1	1.6%
08_茨城県	1	4.5%	2	9.1%	0	0.0%	4	18.2%	1	4.5%
09_栃木県	15	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.4%	1	2.2%
10_群馬県	1	1.5%	3	4.5%	0	0.0%	5	7.5%	3	4.5%
11_埼玉県	5	6.3%	7	8.8%	5	6.3%	21	26.3%	4	5.0%
12_千葉県	8	5.0%	6	3.7%	1	0.6%	36	22.4%	2	1.2%
13_東京都	2	2.0%	4	4.0%	2	2.0%	8	8.1%	7	7.1%
14_神奈川県	2	3.6%	0	0.0%	0	0.0%	6	10.7%	1	1.8%
15_新潟県	28	17.8%	22	14.0%	23	14.6%	8	5.1%	17	10.8%
16_富山県	5	25.0%	2	10.0%	1	5.0%	0	0.0%	1	5.0%
17_石川県	3	13.6%	1	4.5%	7	31.8%	2	9.1%	1	4.5%
18_福井県	2	4.3%	2	4.3%	7	15.2%	1	2.2%	7	15.2%
19_山梨県	0	0.0%	2	22.2%	1	11.1%	2	22.2%	2	22.2%
20_長野県	12	5.9%	39	19.3%	36	17.8%	24	11.9%	36	17.8%
21_岐阜県	22	12.0%	7	3.8%	8	4.4%	12	6.6%	5	2.7%
22_静岡県	4	2.5%	9	5.5%	0	0.0%	10	6.1%	11	6.7%
23_愛知県	7	4.3%	3	1.9%	1	0.6%	13	8.1%	1	0.6%
24_三重県	19	10.1%	2	1.1%	0	0.0%	16	8.5%	26	13.8%
25_滋賀県	1	1.0%	7	6.7%	3	2.9%	5	4.8%	9	8.6%
26_京都府	17	32.1%	6	11.3%	1	1.9%	2	3.8%	1	1.9%
27_大阪府	3	0.7%	5	1.1%	0	0.0%	11	2.5%	80	17.9%
28_兵庫県	15	5.4%	6	2.2%	1	0.4%	9	3.3%	10	3.6%
29_奈良県	2	13.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	13.3%	2	13.3%
30_和歌山県	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
31_鳥取県	3	3.6%	2	2.4%	12	14.3%	1	1.2%	15	17.9%
32_島根県	9	14.5%	6	9.7%	15	24.2%	5	8.1%	16	25.8%
33_岡山県	7	3.2%	4	1.8%	2	0.9%	10	4.6%	14	6.4%
34_広島県	7	7.8%	10	11.1%	5	5.6%	2	2.2%	14	15.6%
35_山口県	10	11.4%	4	4.5%	3	3.4%	10	11.4%	8	9.1%
36_徳島県	3	6.0%	2	4.0%	0	0.0%	2	4.0%	6	12.0%
37_香川県	1	3.2%	2	6.5%	0	0.0%	2	6.5%	4	12.9%
38_愛媛県	3	4.3%	1	1.4%	0	0.0%	2	2.9%	1	1.4%
39_高知県	0	0.0%	2	3.8%	0	0.0%	4	7.5%	16	30.2%
40_福岡県	9	7.9%	1	0.9%	0	0.0%	3	2.6%	21	18.4%
41_佐賀県	2	5.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.7%	1	2.7%
42_長崎県	3	3.6%	1	1.2%	0	0.0%	2	2.4%	2	2.4%
43_熊本県	1	0.7%	2	1.4%	1	0.7%	1	0.7%	12	8.6%
44_大分県	1	1.4%	4	5.4%	0	0.0%	7	9.5%	2	2.7%
45_宮崎県	4	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.0%	0	0.0%
46_鹿児島県	9	3.5%	7	2.7%	0	0.0%	20	7.7%	4	1.5%
47_沖縄県	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	238	5.0%	201	4.2%	218	4.6%	292	6.1%	379	7.9%

都道府県名	買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など)		声かけ、見守りサービス		高齢者交流サービス		保育サービス・一時預かり		体験交流事業	
	組織数	割合	組織数	割合	組織数	割合	組織数	割合	組織数	割合
01_北海道	8	9.6%	19	22.9%	34	41.0%	9	10.8%	17	20.5%
02_青森県	1	1.6%	34	54.0%	43	68.3%	0	0.0%	22	34.9%
03_岩手県	1	0.7%	21	14.9%	63	44.7%	3	2.1%	68	48.2%
04_宮城県	1	0.9%	15	14.0%	24	22.4%	6	5.6%	44	41.1%
05_秋田県	8	7.7%	13	12.5%	48	46.2%	0	0.0%	12	11.5%
06_山形県	3	9.1%	8	24.2%	15	45.5%	3	9.1%	12	36.4%
07_福島県	2	3.1%	10	15.6%	14	21.9%	1	1.6%	13	20.3%
08_茨城県	2	9.1%	6	27.3%	8	36.4%	2	9.1%	7	31.8%
09_栃木県	2	4.4%	2	4.4%	5	11.1%	0	0.0%	6	13.3%
10_群馬県	7	10.4%	18	26.9%	27	40.3%	2	3.0%	18	26.9%
11_埼玉県	12	15.0%	25	31.3%	33	41.3%	8	10.0%	18	22.5%
12_千葉県	11	6.8%	67	41.6%	84	52.2%	10	6.2%	48	29.8%
13_東京都	5	5.1%	38	38.4%	68	68.7%	5	5.1%	27	27.3%
14_神奈川県	2	3.6%	20	35.7%	17	30.4%	1	1.8%	9	16.1%
15_新潟県	15	9.6%	24	15.3%	64	40.8%	11	7.0%	66	42.0%
16_富山県	2	10.0%	2	10.0%	5	25.0%	1	5.0%	6	30.0%
17_石川県	2	9.1%	13	59.1%	13	59.1%	0	0.0%	7	31.8%
18_福井県	2	4.3%	18	39.1%	21	45.7%	4	8.7%	25	54.3%
19_山梨県	1	11.1%	2	22.2%	3	33.3%	0	0.0%	4	44.4%
20_長野県	8	4.0%	88	43.6%	133	65.8%	8	4.0%	70	34.7%
21_岐阜県	9	4.9%	76	41.5%	76	41.5%	8	4.4%	43	23.5%
22_静岡県	10	6.1%	88	54.0%	83	50.9%	13	8.0%	56	34.4%
23_愛知県	10	6.2%	53	32.9%	82	50.9%	3	1.9%	55	34.2%
24_三重県	10	5.3%	86	45.5%	106	56.1%	6	3.2%	67	35.4%
25_滋賀県	11	10.5%	27	25.7%	39	37.1%	14	13.3%	32	30.5%
26_京都府	1	1.9%	9	17.0%	12	22.6%	0	0.0%	10	18.9%
27_大阪府	25	5.6%	305	68.1%	374	83.5%	47	10.5%	95	21.2%
28_兵庫県	10	3.6%	104	37.7%	173	62.7%	5	1.8%	140	50.7%
29_奈良県	1	6.7%	5	33.3%	3	20.0%	0	0.0%	4	26.7%
30_和歌山県	1	3.7%	21	77.8%	19	70.4%	0	0.0%	5	18.5%
31_鳥取県	3	3.6%	39	46.4%	46	54.8%	4	4.8%	38	45.2%
32_島根県	14	22.6%	45	72.6%	46	74.2%	4	6.5%	45	72.6%
33_岡山県	8	3.7%	140	64.2%	82	37.6%	4	1.8%	44	20.2%
34_広島県	8	8.9%	54	60.0%	52	57.8%	7	7.8%	39	43.3%
35_山口県	14	15.9%	42	47.7%	39	44.3%	6	6.8%	31	35.2%
36_徳島県	0	0.0%	14	28.0%	26	52.0%	1	2.0%	14	28.0%
37_香川県	3	9.7%	17	54.8%	17	54.8%	1	3.2%	15	48.4%
38_愛媛県	3	4.3%	10	14.3%	25	35.7%	5	7.1%	32	45.7%
39_高知県	8	15.1%	14	26.4%	29	54.7%	1	1.9%	31	58.5%
40_福岡県	11	9.6%	70	61.4%	56	49.1%	5	4.4%	56	49.1%
41_佐賀県	2	5.4%	25	67.6%	12	32.4%	1	2.7%	12	32.4%
42_長崎県	8	9.5%	16	19.0%	23	27.4%	1	1.2%	12	14.3%
43_熊本県	4	2.9%	47	33.8%	48	34.5%	4	2.9%	45	32.4%
44_大分県	5	6.8%	38	51.4%	48	64.9%	2	2.7%	26	35.1%
45_宮崎県	0	0.0%	48	45.7%	26	24.8%	4	3.8%	39	37.1%
46_鹿児島県	22	8.5%	110	42.3%	109	41.9%	11	4.2%	92	35.4%
47_沖縄県	0	0.0%	10	37.0%	8	29.6%	1	3.7%	4	14.8%
合計	296	6.2%	1,956	40.9%	2,381	49.7%	232	4.8%	1,581	33.0%

都道府県名	名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)		空き家や里山などの維持・管理		防災訓練・研修		祭り・運動会・音楽会などの運営		地域の調査・研究・学習	
	組織数	割合	組織数	割合	組織数	割合	組織数	割合	組織数	割合
01_北海道	6	7.2%	2	2.4%	19	22.9%	18	21.7%	14	16.9%
02_青森県	9	14.3%	2	3.2%	38	60.3%	47	74.6%	25	39.7%
03_岩手県	5	3.5%	7	5.0%	88	62.4%	107	75.9%	70	49.6%
04_宮城県	7	6.5%	13	12.1%	46	43.0%	77	72.0%	34	31.8%
05_秋田県	11	10.6%	13	12.5%	25	24.0%	53	51.0%	22	21.2%
06_山形県	7	21.2%	6	18.2%	24	72.7%	24	72.7%	17	51.5%
07_福島県	8	12.5%	7	10.9%	35	54.7%	30	46.9%	28	43.8%
08_茨城県	2	9.1%	3	13.6%	13	59.1%	14	63.6%	4	18.2%
09_栃木県	3	6.7%	1	2.2%	1	2.2%	10	22.2%	8	17.8%
10_群馬県	19	28.4%	6	9.0%	23	34.3%	31	46.3%	29	43.3%
11_埼玉県	3	3.8%	2	2.5%	30	37.5%	33	41.3%	23	28.8%
12_千葉県	5	3.1%	9	5.6%	37	23.0%	36	22.4%	45	28.0%
13_東京都	2	2.0%	2	2.0%	44	44.4%	53	53.5%	21	21.2%
14_神奈川県	0	0.0%	3	5.4%	27	48.2%	21	37.5%	23	41.1%
15_新潟県	27	17.2%	17	10.8%	52	33.1%	85	54.1%	50	31.8%
16_富山県	4	20.0%	2	10.0%	3	15.0%	6	30.0%	4	20.0%
17_石川県	5	22.7%	2	9.1%	14	63.6%	11	50.0%	11	50.0%
18_福井県	10	21.7%	6	13.0%	28	60.9%	36	78.3%	26	56.5%
19_山梨県	4	44.4%	6	66.7%	0	0.0%	3	33.3%	1	11.1%
20_長野県	8	4.0%	14	6.9%	110	54.5%	120	59.4%	66	32.7%
21_岐阜県	14	7.7%	15	8.2%	54	29.5%	88	48.1%	54	29.5%
22_静岡県	12	7.4%	14	8.6%	81	49.7%	117	71.8%	60	36.8%
23_愛知県	3	1.9%	9	5.6%	61	37.9%	61	37.9%	38	23.6%
24_三重県	15	7.9%	17	9.0%	146	77.2%	144	76.2%	90	47.6%
25_滋賀県	12	11.4%	17	16.2%	70	66.7%	78	74.3%	50	47.6%
26_京都府	6	11.3%	5	9.4%	6	11.3%	17	32.1%	10	18.9%
27_大阪府	1	0.2%	3	0.7%	385	85.9%	383	85.5%	81	18.1%
28_兵庫県	42	15.2%	22	8.0%	178	64.5%	226	81.9%	111	40.2%
29_奈良県	5	33.3%	5	33.3%	4	26.7%	3	20.0%	4	26.7%
30_和歌山県	3	11.1%	1	3.7%	3	11.1%	0	0.0%	2	7.4%
31_鳥取県	20	23.8%	13	15.5%	49	58.3%	64	76.2%	36	42.9%
32_島根県	18	29.0%	16	25.8%	32	51.6%	38	61.3%	26	41.9%
33_岡山県	36	16.5%	14	6.4%	107	49.1%	89	40.8%	33	15.1%
34_広島県	14	15.6%	14	15.6%	57	63.3%	70	77.8%	47	52.2%
35_山口県	9	10.2%	13	14.8%	58	65.9%	60	68.2%	44	50.0%
36_徳島県	7	14.0%	2	4.0%	28	56.0%	30	60.0%	13	26.0%
37_香川県	1	3.2%	9	29.0%	26	83.9%	21	67.7%	13	41.9%
38_愛媛県	18	25.7%	19	27.1%	27	38.6%	38	54.3%	30	42.9%
39_高知県	27	50.9%	6	11.3%	11	20.8%	31	58.5%	5	9.4%
40_福岡県	19	16.7%	6	5.3%	72	63.2%	91	79.8%	29	25.4%
41_佐賀県	4	10.8%	1	2.7%	25	67.6%	26	70.3%	8	21.6%
42_長崎県	8	9.5%	10	11.9%	42	50.0%	52	61.9%	19	22.6%
43_熊本県	19	13.7%	21	15.1%	65	46.8%	109	78.4%	26	18.7%
44_大分県	12	16.2%	14	18.9%	47	63.5%	56	75.7%	31	41.9%
45_宮崎県	5	4.8%	6	5.7%	47	44.8%	65	61.9%	32	30.5%
46_鹿児島県	31	11.9%	18	6.9%	150	57.7%	209	80.4%	131	50.4%
47_沖縄県	3	11.1%	0	0.0%	13	48.1%	13	48.1%	9	33.3%
合計	509	10.6%	413	8.6%	2,501	52.2%	2,994	62.5%	1,553	32.4%

都道府県名	広報紙の作成・発行		その他		無回答	
	組織数	割合	組織数	割合	組織数	割合
01_北海道	22	26.5%	27	32.5%	6	7.2%
02_青森県	8	12.7%	16	25.4%	0	0.0%
03_岩手県	134	95.0%	22	15.6%	0	0.0%
04_宮城県	65	60.7%	21	19.6%	0	0.0%
05_秋田県	34	32.7%	14	13.5%	0	0.0%
06_山形県	23	69.7%	2	6.1%	0	0.0%
07_福島県	36	56.3%	17	26.6%	1	1.6%
08_茨城県	13	59.1%	2	9.1%	0	0.0%
09_栃木県	6	13.3%	14	31.1%	3	6.7%
10_群馬県	22	32.8%	14	20.9%	1	1.5%
11_埼玉県	37	46.3%	23	28.8%	0	0.0%
12_千葉県	64	39.8%	48	29.8%	0	0.0%
13_東京都	58	58.6%	18	18.2%	0	0.0%
14_神奈川県	30	53.6%	13	23.2%	1	1.8%
15_新潟県	100	63.7%	46	29.3%	0	0.0%
16_富山県	4	20.0%	5	25.0%	0	0.0%
17_石川県	16	72.7%	4	18.2%	0	0.0%
18_福井県	22	47.8%	9	19.6%	0	0.0%
19_山梨県	3	33.3%	1	11.1%	0	0.0%
20_長野県	103	51.0%	55	27.2%	2	1.0%
21_岐阜県	96	52.5%	58	31.7%	3	1.6%
22_静岡県	95	58.3%	46	28.2%	0	0.0%
23_愛知県	73	45.3%	26	16.1%	1	0.6%
24_三重県	151	79.9%	63	33.3%	0	0.0%
25_滋賀県	99	94.3%	20	19.0%	1	1.0%
26_京都府	20	37.7%	9	17.0%	1	1.9%
27_大阪府	284	63.4%	141	31.5%	0	0.0%
28_兵庫県	235	85.1%	60	21.7%	0	0.0%
29_奈良県	3	20.0%	6	40.0%	0	0.0%
30_和歌山県	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%
31_鳥取県	54	64.3%	23	27.4%	0	0.0%
32_島根県	47	75.8%	11	17.7%	0	0.0%
33_岡山県	57	26.1%	109	50.0%	2	0.9%
34_広島県	69	76.7%	17	18.9%	0	0.0%
35_山口県	72	81.8%	16	18.2%	0	0.0%
36_徳島県	23	46.0%	5	10.0%	1	2.0%
37_香川県	24	77.4%	1	3.2%	0	0.0%
38_愛媛県	36	51.4%	26	37.1%	1	1.4%
39_高知県	27	50.9%	17	32.1%	0	0.0%
40_福岡県	87	76.3%	28	24.6%	0	0.0%
41_佐賀県	23	62.2%	4	10.8%	0	0.0%
42_長崎県	56	66.7%	24	28.6%	0	0.0%
43_熊本県	69	49.6%	14	10.1%	0	0.0%
44_大分県	46	62.2%	9	12.2%	0	0.0%
45_宮崎県	69	65.7%	12	11.4%	20	19.0%
46_鹿児島県	177	68.1%	23	8.8%	21	8.1%
47_沖縄県	11	40.7%	8	29.6%	0	0.0%
合計	2,804	58.6%	1,147	24.0%	65	1.4%

参考資料 3. 実態調査 調査票

平成30年度 「地域運営組織の形成及び持続的運営」に関する調査（市町村票）

貴団体について伺います。

地方公共団体名及びご担当についてご記入ください。	
地方公共団体名	
担当部課名	
ご担当者名（ご記入者名）	
電話番号	
（内線）	
Eメールアドレス	

Q1：貴団体の平成30年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口（外国人含む）をご記入ください。		人
Q2：貴団体の都市分類について、あてはまるものを一つお選びください。	1 政令指定都市 2 中核市 3 施行時特例市 4 一般市 5 町村 6 特別区（東京23区）	
Q3：貴団体には、「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織がありますか。	1 ある 2 ない	
Q3-1-1：「1 ある」と回答された団体は、組織数を教えてください。		組織
Q3-1-2：「1 ある」と回答された団体は、地域運営組織の設置状況について、あてはまるものを一つお選びください。	1 区市町村の全域に地域運営組織が設置されている 2 区市町村の一部に地域運営組織が設置されている 3 わからない（把握していない）	
Q3-2：「2 ない」（又は市区町村の一部に設置されている）と回答された団体は、「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織を、現在ない地域に立ち上げていく必要があると感じますか。	1 必要性を感じない 2 今後必要と感じる 3 今すぐ必要と感じる地域がある	
Q3-3：(Q3-1-2で「2」「3」と回答した方、Q3-2で「2」「3」と回答した方) 今後、地域運営組織を区市町村全域に設置していく意向をお持ちですか。	1 区市町村の全域に地域運営組織を設置していく予定 2 区市町村全域に設置を拡大していく意向はなく、地域の自主性に任せる予定 3 わからない	

問1. 貴団体における地域住民との協働でのまちづくりに関する条例等について問1-1～5につき、ご回答ください。

問1-1		回答欄
貴団体には地域住民との協働でのまちづくりに関する条例や要綱などがありますか。	1 自治基本条例等の条例がある 2 協働のまちづくり等の要綱がある 3 条例や要綱などは定めていない	
問1-1-1		回答欄
問1-1で「1」または「2」と回答された団体は、当該条例や要綱のうち最も古いものの制定年を教えてください。		年
問1-2		回答欄
貴団体では、地域運営組織との関係をどのように位置づけていますか。またはどのようなことを期待していますか。あてはまるものを一つお選びください。	1 地方公共団体の依頼に基づき、地域における施策を補助する関係 2 地方公共団体と対等な立場で地域課題を決定し実行していくパートナーとしての関係 3 民間組織としての立場を尊重し、積極的には関係を構築していない 4 その他（自由記述） （具体的に）	

問1-3		回答欄
地域運営組織の活動範囲として、標準的にどのようなエリアであると考えていますか。最もあてはまるものを一つお選びください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成の合併前市町村 2 昭和の合併前市町村 3 大字（大字＝集落を含む） 4 集落（大字内に複数の集落がある場合） 5 連合自治会・町内会（上記「1」～「4」に該当する場合を除く） 6 単位自治会・町内会（上記「1」～「4」に該当する場合を除く） 7 その他 <p style="text-align: center;">（具体的に）</p>	
問1-4		回答欄
問1-3の活動範囲について、あてはまるものを一つお選びください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 中学校区と概ね一致する 2 旧中学校区（平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア）と概ね一致する 3 小学校区と概ね一致する 4 旧小学校区（平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア）と概ね一致する 5 中学校区(上記「1」)及び小学校区（上記「3」）と概ね一致する 6 小学校区(又は旧小学校区)より狭い 7 その他 <p style="text-align: center;">（具体的に）</p>	
問1-5		回答欄
貴団体では、地域運営組織が設置されたことによる影響（効果）をどのように評価していますか。あてはまるものをお選びください。（複数選択可）	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域コミュニティの活動がやりやすくなった 2 地域の声が行政の施策に反映されやすくなった 3 今までできなかった多額の費用を要する活動ができるようになった 4 地域内の話し合いにより、今まで取り組まれなかった課題に取り組むことができるようになった 5 地域内の類似した活動（組織）の整理・統合が図られた 6 地域内の新しい人材の発掘・育成につながった 7 歳出削減につながった 8 従来の縦割りの助成金等が整理されて住民の事務負担が軽減された 9 従来の縦割りの助成金等が整理されて行政の事務負担が軽減された 10 組織は設立されたが、あまり機能しなかった（ほとんど活動実態がない、活動が形骸化している等） 11 地域での会議が増えて地域住民の間で不評であった 12 自治会・町内会などの地縁団体から不満の声が聞かれるようになった 13 その他 <p style="text-align: center;">（具体的に）</p>	

問2. 貴団体における地域運営組織に対する支援の実態等についての問2-1～11につき、ご回答ください。

問2-1		回答欄
貴団体が <u>地域運営組織の形成・設立に向けて</u> 実施している（検討している）支援策について、あてはまるものをお選びください。（複数選択可）	<ul style="list-style-type: none"> 1 各自治会への説明会等の実施 2 地域でのワークショップ開催支援 3 立ち上げのための資金支援 4 立ち上げのための人的支援 5 その他 <p style="text-align: center;">（具体的に）</p>	
問2-2		回答欄
<u>(Q3で「1 ある」と回答された方)</u> 貴団体が <u>既存の地域運営組織</u> に対して実施している支援策について、あてはまるものをお選びください。（複数選択可）	<ul style="list-style-type: none"> 1 助成金等の活動資金支援 2 活動拠点施設の提供 3 活動に必要な物品の提供 4 人材育成研修会など地域活動の中心となる人材の育成 5 地域外部の専門家の活用 6 総合的な担当窓口を設置 7 地域担当職員制度を導入 8 「暮らしを支える活動」に取り組む組織の事務局運営の支援 9 各地域の活動団体が交流する機会の設置 10 その他 <p style="text-align: center;">（具体的に）</p>	
問2-3		回答欄
<u>(問2-2で「1」と回答した方)</u> 用途をあらかじめ個別に指定しない一括交付金（運営交付金）制度がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 1 ある 2 ない 	

問2-3-1		回答欄
「1 ある」とした方へ、運営交付金はどのような方法で算定されていますか。	1 人口等の客観的な指標に基づき算定 2 対象団体において事業実施に要した経費に補助率を乗じて算定（複数の補助金を運営交付金として統合しつつ、算定基準は従前の基準（対象経費及び補助率）を基本的に踏襲している場合等） 3 その他 （具体的に）	
問2-4		回答欄
（問2-2で「2」と回答した方） 活動拠点施設は、どういったものですか。あてはまるものをお選びください。（複数選択可）	1 自治会・住民組織が所有する集会所等 2 使用中の庁舎（各支所、出張所・事務所）等の一部 3 「2」を除く使用中の地方公共団体所有施設（地区公民館、図書館、ホール等）の一部 4 遊休公共施設（廃校舎、合併関係市町村の旧庁舎、その他） 5 民間施設等 6 民間施設等（関係者（民間・個人）が所有するもの） 7 その他 （具体的に）	
問2-5		回答欄
（問2-4で「2」～「4」と回答した方） 活動拠点施設は、どういう形で団体に提供されていますか。あてはまるものをお選びください。（複数選択可）	1 指定管理者として施設の維持・管理を委託している 2 施設の賃借料を免除している 3 施設の利用許可を与えている 4 有償での賃借 5 その他 （具体的に）	
問2-6		回答欄
（問2-2で「5」と回答した方） 地域外部の専門家の属性として、あてはまるものをお選びください。（複数選択可）	1 ファシリテーター 2 中間支援組織（NPO法人など） 3 商工会議所 4 大学教員 5 その他 （具体的に）	
問2-7	回答欄	
（問2-2で「6」と回答した方） 担当窓口の部課室名を教えてください。		
問2-8		回答欄
（問2-2で「8」と回答した方） 事務局運営について、どのような支援を実施していますか。あてはまるものをお選びください。（複数選択可）	1 地方公共団体職員を事務局に派遣している 2 人件費を含む事務局運営経費を補助している 3 人件費を除く事務局運営経費を補助している 4 地方公共団体職員が事務局運営を支援している 5 その他 （具体的に）	
問2-9		回答欄
今後も「暮らしを支える活動」に取り組む地域運営組織が継続的に活動していくうえでの地域側の課題は何だと思いますか。あてはまるものをお選びください。（複数選択可）	1 住民側の新たな担い手の確保 2 住民ニーズへの柔軟な対応 3 活動資金の安定的な確保 4 活動拠点の整備 5 住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い 6 特に課題はない 7 その他 （具体的に）	
問2-10		回答欄
地域運営組織における継続的運営を確保していくため、 貴団体として 、どのような支援を実施していく必要があると思いますか。あてはまるものをお選びください。（複数選択可）	1 助成金等の制度の拡充等の活動資金援助 2 事務局機能などの実務的支援 3 自治会館建設やコミュニティ・センター等の活動拠点の整備 4 地域で活動する団体や行政機関のコーディネーターの確保 5 行政の権限の一部移譲 6 行政職員全体の地域コミュニティ施策への意識改革 7 その他 （具体的に）	
問2-11		回答欄
貴団体が地域運営組織の活動を継続的に支援していくにあたり、 国や県に対して 期待する支援はありますか。あてはまるものをお選びください。（複数選択可）	1 補助金・交付金等の財政支援 2 専門的人材の紹介や派遣 3 行政権限の一部移譲 4 市区町村職員への助言・研修 5 その他 （具体的に）	

平成30年度「地域運営組織の形成及び持続的運営」に関する調査(個票)

Q1			
都道府県			
市区町村			
市区町村以下所在地			
郵便番号		〒	—
Q2			
団体名			
ご担当者様について			
ご担当者名(ご記入者名)			
電話番号			
(内線)			
Eメールアドレス※			

※Eメールアドレスについては任意です。記載していただいた場合には、後日報告書のとりまとめ結果をお送りします。

問1		回答欄	
貴団体の設立年を西暦でご入力ください。	西暦		年
問1-1		回答欄	
貴団体が地域運営組織として活動するに至った経緯について、あてはまるものを一つお選びください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 既存組織を見直し、新たに地域運営組織の機能を追加した 2 組織を新たに立ち上げてから活動内容等を検討した 3 ワークショップ等で活動内容等を検討してから現在の組織を立ち上げた 4 その他☐ (具体的に) 		
問1-1-1		回答欄	
(問1-1で「1」と回答した方のみ) 貴団体について、あてはまるものを一つお選びください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 自治会・町内会を母体として、その延長線上で共助・サービスを発展させたもの 2 自治会・町内会の連合組織を母体として、その延長線上で共助・サービスを発展させたもの 3 公民館活動を母体として、その延長線上で共助・サービスを発展させたもの 4 わからない 5 その他☐ (具体的に) 		
問1-2		回答欄	
貴団体は「協議組織」ですか、「実行組織」ですか。あてはまるものを一つお選びください。	<ul style="list-style-type: none"> 1 協議組織 2 実行組織 3 協議組織と実行組織の両方 		
問1-3		回答欄	
貴団体では、地域のビジョンや地域運営の方針を策定していますか。	<ul style="list-style-type: none"> 1 策定している 2 策定していない 		
問1-3-1		回答欄	
(問1-3で「1」と回答した方のみ) 地域のビジョンや地域運営の方針を定期的に見直しを行う仕組みはありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 1 ある 2 ない 		
問1-4		回答欄	
貴団体では、実行組織の事業実施方針(事業計画や予算等)を決めていますか。	<ul style="list-style-type: none"> 1 決めている 2 決めていない 		
問1-5		回答欄	
貴団体では、自らの組織の体制・在り方等に関する協議を行う機会がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 1 ある 2 そのような機会はない 		

問1-5-1		回答欄
(問1-5で「1」と回答された方に伺います) 貴団体では、自らの組織の体制・在り方等に関する協議をどの程度の間隔(頻度)で行うことにしていますか。	1 1年に1回程度 2 2年に1回～3年に1回程度 3 4年に1回～5年に1回程度 4 6年に1回～7年に1回程度 5 8年に1回～10年に1回程度 6 それ以上の間隔 7 時期は決めていないが、必要に応じて行うこととしている	

問1-6.1-6-1		問1-6	問1-6-1
問1-6 貴団体が実施している活動について、あてはまるものをお選びください。(複数選択可) 問1-6-1 貴団体が実施している活動の収益性について、あてはまるものをお選びください。	行政代行活動	1 市町村役場の窓口代行 2 公的施設の維持管理(指定管理など)	
	生活支援活動	3 コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス 4 送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など) 5 雪かき・雪下ろし 6 家事支援(清掃や庭木の剪定など) 7 弁当配達・給配食サービス 8 買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など) 9 声かけ、見守りサービス 10 高齢者交流サービス 11 保育サービス・一時預かり	
	経済的活動	12 体験交流事業 13 名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	
	安全安心活動	14 空き家や里山などの維持・管理	
	基礎的活動	15 防災訓練・研修 16 祭り・運動会・音楽会などの運営 17 地域の調査・研究・学習 18 広報紙の作成・発行	
	その他	(具体的に)	
	活動の収益性についての選択肢		
1 収益がある 2 活動に係る実費のみの収入がある 3 無償で行っている			

問1-6-2		回答欄	
問1-6-2 貴団体が実施している活動について、主要な活動であると考えているもの上位3つをお答えください。	行政代行活動	1 市町村役場の窓口代行 2 公的施設の維持管理(指定管理など)	
	生活支援活動	3 コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス 4 送迎サービス(学校、病院、その他高齢者福祉施設など) 5 雪かき・雪下ろし 6 家事支援(清掃や庭木の剪定など) 7 弁当配達・給配食サービス 8 買い物支援(配達、地域商店の運営、移動販売など) 9 声かけ、見守りサービス 10 高齢者交流サービス 11 保育サービス・一時預かり	
	経済的活動	12 体験交流事業 13 名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)	
	安全安心活動	14 空き家や里山などの維持・管理	
	基礎的活動	15 防災訓練・研修 16 祭り・運動会・音楽会などの運営 17 地域の調査・研究・学習 18 広報紙の作成・発行	
	その他		

問1-2で「1. 協議組織」又は「3. 協議組織と実行組織の両方」と回答された団体についてお尋ねします。

問2		組織
貴団体が策定(決定)した地域のビジョンや地域運営の方針あるいは事業実施方針に沿って地域課題の解決に向けた取組を実践している組織(実行組織)の組織数をお答えください。		

問2-1		回答欄
その、地域課題の解決に向けた取組を実践している組織として該当する組織をお答えください。	1 保育園・幼稚園	
	2 小学校	
	3 中学校	
	4 高等学校	
	5 大学(大学教員の研究室・ゼミを含む)	
	6 商工会・商工会議所・商店街	
	7 店舗・飲食店	
	8 社会福祉協議会	
	9 社会福祉法人	
	10 郵便局	
	11 JA	
	12 NPO法人	
	13 自治会、町内会	
	14 上記以外の民間事業者	
	15 その他 (具体的に)	

問1-2で「2. 実行組織」又は「3. 協議組織と実行組織の両方」と回答された団体についてお尋ねします。

問3-1		回答欄
貴団体について、あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	1 協議組織において決定された地域のビジョンに従って活動を行っている	
	2 地域のビジョンは無いが、協議組織で決定された地域運営の方針に沿って活動を行っている	
	3 協議組織で決定された事業実施方針(事業計画や予算等)に基づいて活動を行っている	
	4 協議組織と活動の内容(方針)に特段の関連性はない(団体独自の判断に基づいて活動を行っている)	
	5 その他 (具体的に)	

問3-2		回答欄
「問3-1」でお答えいただいた「協議組織」の名称をご入力ください。		

問3-3		回答欄
貴団体の組織形態として、あてはまるものをお選びください。 ※法人格を持っていない場合(自治会・町内会やその連合組織を除く)は、「任意団体」としてください。	1 認可地縁団体	
	2 認定NPO法人(みなし寄附などの税制優遇措置の適用を受けるもの)	
	3 NPO法人(NPO法に基づく所轄庁の認証を受けた上記「2」以外のNPO法人)	
	4 株式会社	
	5 公益社団法人	
	6 一般社団法人	
	7 協同組合	
	8 自治会・町内会(法人格を持たないもの。連合組織を除く。)	
	9 自治会・町内会の連合組織(法人格を持たないもの。)	
	10 任意団体(上記「8、9」を除く)	
	11 その他 (具体的に)	

問3-4		回答欄
問3-3で「1.」～「6.」と回答した団体に伺います。法人格の取得年をご入力ください。	西暦	年

問3-5		回答欄
貴団体はどういった目的で設立されましたか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	1 自治会・町内会の活動を補完し、地域の活性化を図るため	
	2 身近な生活課題を地域住民自らが解決する活動を活発にするため	
	3 地域の多様な意見を集約し、行政に反映させるため	
	4 市町村合併を契機として住民自治を回復する(地域の課題を地域で解決する)必要があったため	
	5 地域住民等から地域活動を活発にしたいという要望があったため	
	6 その他(自由記述) (具体的に)	

問3-6		回答欄
<p>貴団体の活動範囲として、最もあてはまるものをお選びください。</p>	1 平成の合併前市町村	
	2 昭和の合併前市町村	
	3 大字(大字＝集落を含む)	
	4 集落(大字内に複数の集落がある場合)	
	5 連合自治会・町内会(上記「1」～「4」に該当する場合を除く)	
	6 単自治会・町内会(上記「1」～「4」に該当する場合を除く)	
	7 その他 (具体的に)	
問3-7		回答欄
<p>問3-6の活動範囲について、あてはまるものをお選びください。</p>	1 中学校区と概ね一致する	
	2 旧中学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア)と概ね一致する	
	3 小学校区と概ね一致する	
	4 旧小学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア)と概ね一致する	
	5 中学校区(上記「1」)及び小学校区(上記「3」)と概ね一致する	
	6 小学校区(又は旧小学校区)より狭い	
	7 その他 (具体的に)	
問3-8		回答欄
<p>貴団体に地域おこし協力隊、集落支援員あるいは復興支援員が参加していますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)</p>	1 地域おこし協力隊が構成員として参加している	
	2 地域おこし協力隊がオブザーバー・アドバイザーとして参加している	
	3 集落支援員が構成員として参加している	
	4 集落支援員がオブザーバー・アドバイザーとして参加している	
	5 復興支援員が構成員として参加している	
	6 復興支援員がオブザーバー・アドバイザーとして参加している	
	7 地域おこし協力隊・集落支援員・復興支援員は参加していない	
8 その他 (具体的に)		
問3-9		回答欄
<p>問3-8以外で、貴団体に地域外の人材が参加(地域外からの移住者を含む。行政職員が職務として参加している場合を除く。)していますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)</p>	1 構成員として参加している	
	2 オブザーバー・アドバイザーとして参加している	
	3 賛助会員として参加している	
	4 地域外の人材は関わっていない	
	5 その他 (具体的に)	
問3-10		
<p>貴団体の役員・スタッフの数をお教えてください。</p>	常勤役員	名
	(うち有償常勤役員)	名
	非常勤役員	名
	(うち有償非常勤役員)	名
	常勤スタッフ	名
	(うち有償常勤スタッフ)	名
非常勤スタッフ	名	
(うち有償非常勤スタッフ)	名	
問3-10-1(新設)		
<p>組織の設立以降、現在のリーダーは何代目になるかをお答えください。</p>		代目
問3-11		回答欄
<p>事務局運営にあたって困っていることや苦労していることについてあてはまるものをお選びください。(複数選択可)</p>	1 スタッフ(人材)の不足	
	2 スタッフ(人材)の育成	
	3 運営費(資金)の不足	
	4 会計・労務管理についての知見・ノウハウの不足	
	5 その他 (具体的に)	

問3-12				回答欄
貴団体の運営に係る1年間の収支をご入力ください。 (問3-3で「10、11」以外とした方のみ) また、支出額については人件費、翌年繰越金もご入力ください。	収入額			
	支出額			
	(支出額のうち人件費)			
	(支出額のうち翌年繰越金)			
問3-13	回答欄			
貴団体の主な収入源について、選択肢から上位5つを選択してください。 (「12. その他」を選択した場合は、具体的な回答をご記入ください。)	1位 その他を選択した場合 (具体的に)			
	2位 その他を選択した場合 (具体的に)			
	3位 その他を選択した場合 (具体的に)			
	4位 その他を選択した場合 (具体的に)			
	5位 その他を選択した場合 (具体的に)			
問3-14				回答欄
活動拠点施設はありますか。	1 ある 2 ない			
問3-15				回答欄
(問3-14で「1 ある」と回答した方) 活動拠点施設は、どういったものですか。あてはまるものをお選びください。	1 自治会・住民組織が所有する集会所等			
	2 使用中の庁舎(各支所、出張所・事務所)等の一部			
	3 「2」を除く使用中の自治体所有施設(地区公民館、図書館、ホール、小学校等)(一部のみを含む)			
	4 遊休公共施設(廃校舎、合併関係市町村の旧庁舎、その他)			
	5 民間施設等			
	6 民間施設等(関係者(民間・個人)が所有するもの)			
	7 その他 (具体的に)			
問3-16				回答欄
(問3-15で「2」～「4」と回答した方) 活動拠点施設は、どういう形で確保されていますか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可)	1 指定管理者として施設を管理している			
	2 施設を無料で借りている			
	3 施設を有料で借りている			
	4 その他 (具体的に)			
問3-17,18,19		問3-17	問3-18	問3-19
問3-17. 貴団体が継続的に活動していく上で課題と考えていることは何ですか。あてはまるものをお選びください。(複数選択可) 問3-18. 課題解決にあたって行政からの支援を期待するものがありますか。(複数選択可) 問3-19. 課題解決にあたって専門家(商工会議所、中間支援組織など)からの支援を期待するものがありますか。(複数選択可)	1 活動資金の不足			
	2 活動拠点となる施設(数、面積)の不足			
	3 活動に必要な物品の不足			
	4 リーダーとなる人材の不足			
	5 活動の担い手となる人材の不足			
	6 事務局運営を担う人材の不足			
	7 次のリーダーとなる人材の不足			
	8 会計や税務、労務などのノウハウの不足			
	9 地域が進むべき方向性・ビジョンを決めるプロセスや手法がわからない			
	10 事業を実施するうえでのプロセスや手法(事業計画/マーケティングほか)がわからない			
	11 地域住民の当事者意識の不足			
	12 地域住民の活動への理解不足(地域のために活動している組織として認知されていない)			
	13 自治会・町内会との関係、役割分担			
	14 活動に適した保険がない			
	15 その他			
問3-17で「14. その他」と回答した方	(具体的に)			
問3-18で「14. その他」と回答した方	(具体的に)			
問3-19で「14. その他」と回答した方	(具体的に)			

